



日本の会計と会計環境の国際的調和化に関する研究

岡田, 依里

(Degree)

博士 (経営学)

(Date of Degree)

1999-02-09

(Date of Publication)

2013-10-29

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙2295

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.11501/3156445>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2002295>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



日本の会計と会計環境の 国際的調和化に関する研究

正誤表

正

誤

26ページ15行目

代替処理

代替的处理

199ページ8行目

FASB, 1975, pars. 3, 8.

FASB, pars. 3, 8.

日本の会計と会計環境の 国際的調和化に関する研究

岡田依里

目 次

第1章 開題と方法論	3
第1節 開 題	3
1. 問題の背景	3
2. 問題設定	5
第2節 方法論	6
1. 各国会計制度の類型化と日本の位置づけ	6
2. 日本の会計規定構造	10
3. 国際的基準設定機関	13
4. 国際会計基準 (IAS)	20
5. 国際的調和化を論じる方法論	29
第2章 日本の会計についての諸研究	47
第1節 記述的分析	47
第2節 実証研究	48
第3節 ディスクロージャー水準と利益率	52
第4節 法制度の分析	54
第3章 会計環境としてのメインバンク制度	71
——諸研究と定義——	
第1節 日本の会計環境としてのメインバンク制度	71
第2節 メインバンク制度生成の歴史	71
第3節 理論的諸研究	77

1. 内部化理論	77
2. 情報生産者仮説	81
3. エイジェンシー理論	82
4. 不完全契約の理論	90
第4節 メインバンクの定義とコーポレート・ガバナンス	94
1. メインバンクの定義	94
2. コーポレート・ガバナンスの観点	95
3. 残された問題	99

第4章 日本の会計とメインバンク制度 107

第1節 会計の諸機能と歴史的展開	107
1. 明治23年商法と32年商法	107
2. 株主総会中心主義	108
3. 株主総会の無機能化と経営者支配	109
4. 制度における経営権の強化	110
5. 監督の強化	111
6. 商法監査と証券取引法監査	112
7. 企業の自主的監視機構の強化	114
8. 利害調整	114
第2節 市場と組織のメカニズムと会計	116
1. 市場と組織金融の資源配分メカニズム	116
2. 金融コントロールの側面	123
第3節 コーポレート・ガバナンスと会計	124
1. コーポレート・ガバナンスの指標	124
2. 委譲されたモニタリングと判断基準	125
3. メインバンクのモニタリングに使用される情報	136
4. モニタリングにおける利益概念	143
5. 要約	145

第5章 高度経済成長期に適合した会計と会計環境——157 ——国際比較の視点から——

第1節 会計の環境適合性	157
第2節 日本の会計目的	159
1. 資金調達取引とメインバンク	159
2. 情報利用者としての重要性と情報生産者としての機能	161
3. 情報利用者としてのメインバンク	162
4. 情報生産者としてのメインバンク	163
第3節 会計の制度的基礎	164
1. 租税政策と確定決算主義	164
2. 会計の基礎概念のあり方	177
第4節 高度経済成長期との適合性	188

第6章 日・米・英・独の会計構造と自己資本比率——201

第1節 日本企業の自己資本比率	201
第2節 会計における国際間差異	203
1. 自己資本比率の国際比較	203
2. 会計における国際間差異の原因	205
第3節 自己資本比率の国際的調整	224
第4節 株主持分の過小表示	234

第7章 日米企業投資行動と業績指標の役割——245

第1節 投資決定の指標とメインバンク	245
第2節 リサーチ・デザイン	247
1. 基本理論	247
2. 投資の決定要因	248
3. メインバンク制度の影響	249

4. 仮説の設定	251
第3節 仮説検証の結果	253
第4節 結論とインプリケーション	261
第8章 日本企業のディスクロージャー	275
第1節 委譲されたモニタリングと企業のディスクロージャー	275
第2節 仮説設定	276
1. 関連文献	276
2. 説明のためのフレームワーク	278
3. 仮説設定	281
第3節 リサーチ・デザイン	282
1. モデル	282
2. データ	283
3. サンプル	285
第4節 結果	290
1. ディスクロージャーの全体像の観察	290
2. 仮説検証	292
第5節 結論とインプリケーション	296
第9章 移行経済への移転可能性と不可能性	303
第1節 移行経済と会計制度	303
第2節 民営化・企業評価と会計	304
1. 所有と経営の分離と資本金制度	304
2. 企業家精神の復興と民営化	304
3. 民営化の準備段階	305
4. 市場が存在しないことによる民営化の困難性	307
5. 外国資本導入と国際会計基準	308
6. 国際会計基準と日本基準	309

7. 国際会計基準導入の問題点	309
第3節 会計環境の整備	310
1. モニタリングと経営実体の維持	310
2. 国際的な会計基準との調整	311
3. ハンガリーの会計環境整備	314
4. 中国の会計環境整備	315
第4節 ハンガリーの会計制度と国際会計基準	317
1. 会計法	318
2. 税法との関係	328
第5節 中国の会計制度と国際会計基準	328
1. 企業会計準則	328
2. 外国投資企業の会計基準	333
第10章 特殊性・普遍性・変容可能性	343
第1節 特殊性と普遍性	343
1. 会計目的	344
2. 維持すべき資本の概念	344
3. 配当規制と利害調整	344
4. 利益は株主のものか	345
5. コーポレート・ガバナンス	346
6. メインバンク制度の影響の残存	347
7. 利益算定アプローチ	348
8. 資産評価	349
第2節 移行経済へのインプリケーション	350
第3節 ドイツと国際会計基準	352
1. 株主に対して情報価値ある会計	352
2. ドイツ・コンツェルン競争力改善のための商法典改正案	354
第4節 日本の課題	357

1. 実現概念の拡張 358
2. 包括的利益の考え方 360
3. 商法と企業会計 362

主要参考文献—————371

索引—————391

日本の会計と会計環境の
国際的調和化に関する研究

第1章 開題と方法論

第1節 開題

1. 問題の背景

こんにち、わが国の会計基準を国際的に調和させることが重要課題だとされている。しかし、調和化を必要とする内発性を明らかにせずに議論を進めても、あまり意味がないと考える。本書はこの内発性を明らかにするために日本の会計の普遍性と特殊性を検討し、とくに特殊性を形成する環境要因を指摘・分析する。

1990年代に入って取得原価主義と実現主義とを軸とした会計システムを見直す必要性が指摘されるようになった。有価証券の保有利得の損益計上可能性および分配可能性に関する議論が、その一例である。¹⁾アメリカでは、すでに80年代に財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) が実現概念の拡張を概念ステートメント (Statement of Financial Accounting Concepts) 第5号に盛り込んで²⁾いる。同号第83項aには、「収益と利得は実現するかあるいは実現可能となって初めて認識される」とあり、ここに実現可能性概念が提示されている。同時に、同号第39項で「資本取引を除く、持分に影響を与える取引その他の事象の効果の包括的測定値」として包括的利益概念が提唱されている。90年代にはトレーディング目的有価証券

を公正価値で評価して保有利得と損益に含めること、トレーディング目的以外の売却可能有価証券も公正価値で評価し、未実現評価益はそれが実現するまで株主持分の独立項目に含めることにした、金融資産評価についての新しい規定³⁾が発表された。こうした動きは、80年代にアメリカの金融界が金融派生商品 (derivative : デリバティブ) による金利変動リスクと信用リスクを把握することができずに大きな混乱に陥ったことを背景としており、この現象を発端として、金融資産について従来の原価・実現概念を見直す機運が生じたのである⁴⁾。

従来、会計利益は投資家の将来に対する期待を事後的に修正する役割を果たしてきた⁵⁾。しかし、この役割は実物資産には有効だが、金融資産については、過去の事象が将来の期待形成には役立つわけではない⁶⁾。こうした会計の新しい変化を織り込んだアメリカの会計基準 (正確にはアメリカで一般に公正妥当と認められた会計原則, Generally Accepted Accounting Principles in the US : US-GAAP) は、アメリカ証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission : SEC) に報告書などを提出する場合にかぎらず、国際的資本市場で資金調達を行う企業にとって、財務諸表を作成するにあたって準拠するデ・ファクト・スタンダード (de facto standard : 事実上の標準) となっている。

US-GAAP と日本の会計規定が異なるのは、金融資産の評価問題だけではない。概念ステートメント第5号第42項bには株主持分に外貨換算調整勘定も含まれることが記されており、1995年に改訂された日本の「外貨建取引会計処理基準⁷⁾」とのあいだに相違が生じている。日本基準の場合95年の改正で、在外子会社等の財務諸表項目の換算について、資産および負債には決算時の為替相場を、資本の部に属する項目には取得時または発生時の為替相場を適用することとされた。ここで、適用する為替相場が異なることによって生じる換算差額については、「資産または負債の部」に表示する方法が採用されている。そしてその理由の1つとして「損益計算書を通さないで、留保利益への繰入れを行うことは望ましくない」と「改正案についての説明」に明記されてい

⁸⁾る。ここに、日本の基準と US-GAAP との損益計算上の相違が明確に現れている。

一方、国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) が作成する国際会計基準 (International Accounting Standard: IAS) については、証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions: IOSCO) が、コア・スタンダードとして一括して承認することを検討しており、もし承認されれば、IAS が US-GAAP と並んで将来デ・ファクト・スタンダードとなる。さらに、IAS ではすべての有価証券が公正時価で評価される可能性があると考えておく必要があり⁹⁾、すでに IOSCO によりとりあえず受入れ可能とされている IAS 21 では、外貨換算調整勘定を株主持分で調整すべき旨が規定されている¹⁰⁾。ここに、IAS と日本の会計がどのようにかかわるべきかが大きな問題となっている。

2. 問題設定

さて、1865 年に横須賀製鉄所で複式簿記が採用されて以来日本の会計基準あるいは制度が変化してきたのは、単なる外圧によるもの、しかも西欧諸国と比べて劣っている、という「恥の文化」によるものである、という指摘がある¹¹⁾。ここで、国際的調和化を考えると、確かに国際的基準設定機関などによる外圧があるのは否定できないであろう。しかし、日本の会計が進化するの単に外圧と「恥」の意識だけなのであろうか。

一般的に制度が進化する場合、ある段階から次の段階へ移行する場合には、①移行を促す問題点、②外生的制度モデルの導入、③外生的制度モデルと旧段階の特性とのあいだで展開する内生的調整過程があると考えられる¹²⁾。このうち、①を移行の内的必然性、②を外圧、と想定してもよいであろう。この考え方を適用すると、日本の会計の国際的調和化を考える場合、①の内的必然性を識別し、さらに②の外生的制度モデル、本書では IAS の性質を理解する作業がまず必要となろう。

その際、①では、現時点だけを観察するのではなく歴史的展開を念頭におくことが有用かもしれない。とくに、調和化についての議論が最初に生じた1970年代後半は、企業経営が実物資産の所有を中心として展開されていたのに対して、90年代の現在では、調和化の議論は金融資産の会計処理問題を発端として高まっており、過去の議論と現在の議論を分けて考える必要があるからである。またとくに、日本の会計の本質を探るには、あらゆる日本の制度がうまく機能した高度成長期（60年代から75年前後）から、市場の自由化が進展し始め経済情勢が変質し始めた75年、および資産価格が実体から乖離して上昇し始める以前の85年までを中心として議論するほうが、現時点だけの日本の会計を視野におさめるよりも有用と考える。

②では、IAS以外の他の国際諸機関も、国際的会計基準の設定に携わっていることを考えなければならないかもしれない。しかし、現時点ではIOSCOとの関係で、日本の会計に対して最も影響力があるのは、IASであろう。したがって、本書では外生的制度モデルとして、IASを想定する。そのとき、IASだけではなく、アメリカ、イギリス、ドイツの会計基準も同時に視野におさめておくことが、日本の会計の性質や、会計を類型化したときの日本の会計の位置づけを知るうえで有用と考える。

第2節 方法論

1. 各国会計制度の類型化と日本の位置づけ

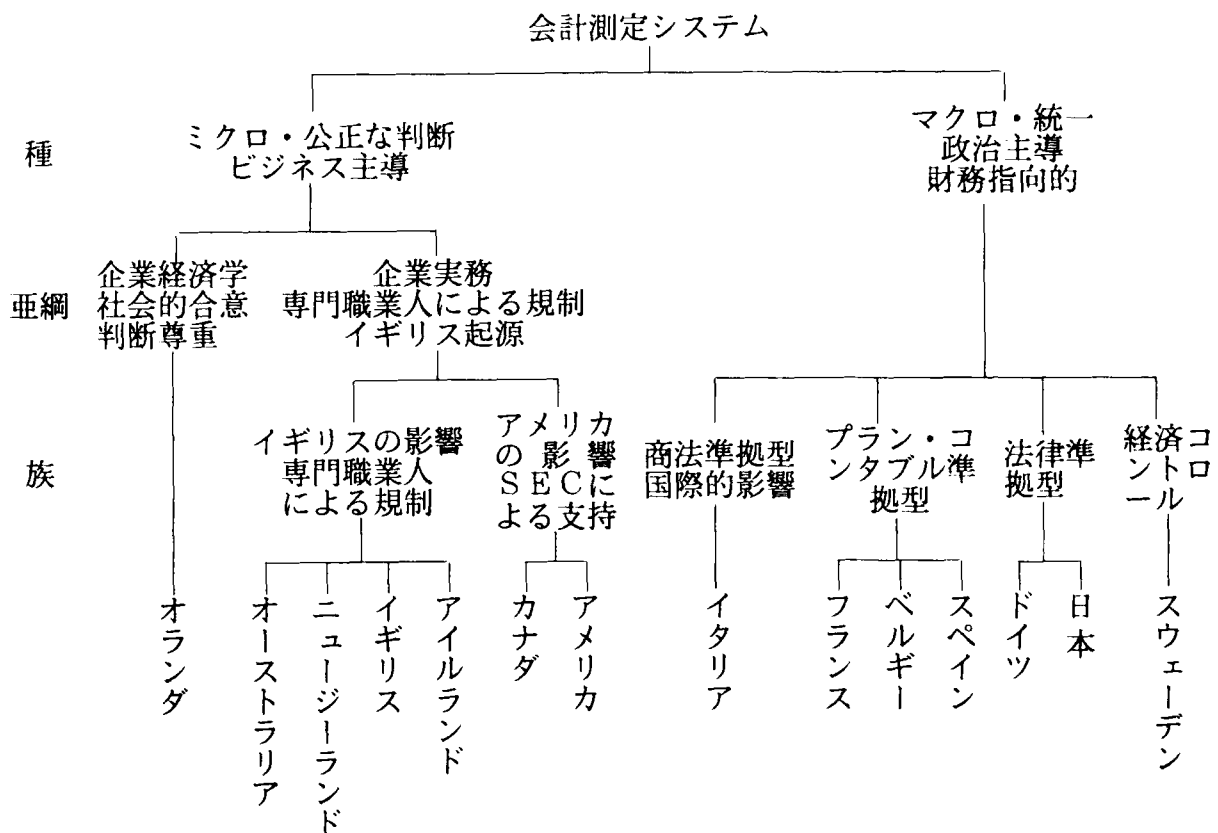
会計の国際的調和化を考えるには、調和化に対する障害を識別することが必要である。調和化に対する障害を識別するには、各国会計の特徴を把握し、その基本的特徴が生み出された背景を認識したうえで、各国会計を類型化する作業が役に立つ。¹³⁾

各国の会計を類型化する試みは、多くの研究者によって行われてきた。¹⁴⁾ その

うち、会計制度を分析するうえで基本的な鍵概念を使って分類した主要な研究だけをここでレビューすることとする。

まずハットフィールド (Hatfield, Henry Rand) は類型化に際して、法律家、会計士など、会計制度発展の主導者を基準とした¹⁵⁾。この類型化によると、各国会計は法律家主導によるヨーロッパ大陸型 (フランス, ドイツ), 勅許会計士主導によるイギリス型, エンジニアの貢献が大きいアメリカ型に分類される。この分類はヨーロッパ各国が EC 会社法指令を国内化するはるか以前に行われたもので、イギリス型を「会計手続のルールは法律が規定するところではない」とするなど、現時点の状況をふまえたものではない。しかし、この分類ですでにハットフィールドはヨーロッパ大陸型を「会計手続を法律の規定によって規制しようとする」と把握しており、会計の特徴を基準設定者の観点からとらえている点に貢献がみられる。

図 1-1 会計測定システムの類型化



出所: Nobes, C., *International Classification of Financial Reporting*, 2nd ed., London, 1992, p. 96.

ミュラー (Mueller, Gerhard G.) は各国会計を、①マクロ経済型、②ミクロ経済型、③独立学科型、④統一会計型に分類した。この分類ではそれぞれ、1) 国の経済政策の運営に対する役立ちのなかで発展した会計 (スウェーデン)、2) 企業維持、すなわち取替原価による資本維持を課題として発展した会計 (オランダ)、3) 企業に対するサービス提供機能のなかで発展し、会計実務から導出される会計 (アメリカ、イギリス)、4) 政府による企業の管理・統制の手段として発達した会計 (フランス)¹⁶⁾、とされる。この分類では、各類型間に排他性が保持されているとは限らない¹⁷⁾。しかし、この分類は、続くノウブス (Nobes, Christopher) の分類に対して基礎を提供しているともいえる。

ノウブスは、ミュラーの類型化におけるマクロ経済型と統一会計型とを統合してマクロ・統一とし、独立学科型とミクロ経済型をあわせてミクロ基準とするとともに、生物学的分類を適用して階層的分類を行った。ノウブスの研究は1983年の研究に幾度か修正が加えられ、92年のものにいたっている¹⁸⁾。

ノウブスの分類では、いずれの時点の分類でも、会計測定実務がまず最初に「マクロ・統一」と「ミクロ」に分けられ、次の段階で「ミクロ」が経済学理論を重視したオランダと「企業実務・イギリス起源」(アメリカ、イギリスが含まれる) に分類される。そして、日本、ドイツが「マクロ・統一」に属する「法律 (会社法) 準拠型」に分類されるころには変わりはない。

1984年の分類 (83年の分類と同じ) でも92年の分類でも、各国の測定実務を差別化する要因として、情報利用者、法律の詳細さ (判断介入の余地の程度)、税法 (測定における税務規定の影響の重要性)、慎重性 (保守主義)、歴史的な原価 (歴史的な原価基準適用の厳格さ)、取替原価 (財務諸表本体あるいは脚注における取替原価による調整の程度)、連結 (重視の程度)、引当金 (引当金の利用および利益平準化の余地の程度)、統一性 (会計規則適用における統一性)¹⁹⁾ が利用されている。これらの要因ごとに各国会計測定実務に得点を与えたのが、表1-1 (この表は、ノウブスが作成した表から、本書で対象とする日本、ドイツ、アメリカ、イギリスだけを抜き出したもの) である。この表によると、日本の会計測定実務とアメリカ、イギリスのそれとを差別化する最も

大きな要因は、「情報利用者」の質と「引当金」利用の弾力性であることがわかる。この表にある数値の意味は、ノウブスによると、次のとおりである。²⁰⁾すなわち、情報利用者について、日本とドイツでは銀行が主たる利用者なのに対して、アメリカでは個人投資家、イギリスでは機関投資家である。また、引当金利用の弾力性について、日本がきわめて弾力的、ドイツがやや弾力的なのに対して、イギリスでは利益平準化の余地はあまりなく、アメリカでは平準化の余地はほとんどない。こうして、日本の会計測定実務の特殊性を探るのに、情報利用者の性質と引当金利用の弾力性を手がかりとすればよいことがわかる。

表 1-1 会計測定実務を差別化する各要因の得点
(ノウブスの分類による)

	ドイツ	日 本	イギリス	アメリカ
1. 情報利用者	0	0	2	3
2. 法 律	0	1	2	1
3. 税 務	0	0	3	2
4. 慎重性	0	0	2	2
5. 歴史的原価	0	0	3	1
6. 取替原価	0	0	2	2
7. 連 結	2	1	3	3
8. 引 当 金	1	0	2	3
9. 統 一 性	1	1	3	3

(注) Nobes, C., *op. cit.*, 1984, p. 82, 1992, p. 78 より作成。上記得点づけについては、第1版と第2版とで変更はない。

村上によると各国会計を分類する研究は、主観的類型化と実証的類型化とに分類できる。²¹⁾各類型化の定義は行われていないが、この分類方法によると、実証的類型化の範疇に入るのは、プライス・ウオーター・ハウス会計事務所の調査報告に基づいて統計的手法を用いて行われた一連の研究であり、それ以外の研究では、研究者が各自の判断で、類型化の基準を選択して行われたものが主観的類型化に属する。村上によると、実証的類型化の調査項目は、そもそも類型化を目的として選択されたものではない。²²⁾したがって、類型化の目的にそわない項目も含まれているので、本書では実証的類型化のレビューは行わない。

主観的類型化のなかに文化・社会的価値を基準とした分類も含まれる。²³⁾しか

し、本書は日本の会計がこれから調和化に向けて変化しようとする内的必然性を探求することを主目的とするので、研究の基礎として文化や社会的価値は除外しておくほうがよい。したがって、本書ではノウブスによる類型化を基礎とし、日本の会計測定実務をドイツと同様に法律準拠型であると認識するところから出発する。そして、とくに情報利用者としての株主の性質と引当金利用の弾力性にかかわる会計のあり方に焦点を合わせる。

2. 日本の会計規定構造

会計測定実務が法律準拠型であるというとき、どのような法律体系であり、またどのような基準設定枠組みで会計基準がつくられているかを明らかにしなければならぬ。

日本の会計を規定する法律に、商法、証券取引法、法人税法がある。²⁴⁾証券取引法と法人税法にはそれぞれ内閣レベルの施行令があり、省庁レベルの規則として、商法（法務省）には「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（計算書類規則）等、証券取引法（大蔵省）には「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（財務諸表規則）等、法人税法（大蔵省等）には法人税法施行規則等がある。各省庁の諮問機関として、法務省には法制審議会商法部会、大蔵省には企業会計審議会、法人税法を管轄する大蔵省等のもとには税制調査会がある。また、近年企業会計審議会のもとに、民間により構成される企業財務制度研究会がある。

商法の適用対象は、すべての商人である。商人には会社とその他の商人があり、会社は有限責任のものと無限責任のものに分かれる。さらに、有限責任の会社は株式会社と有限会社とに分けられ、株式会社は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（監査特例法）」により、規模別に大会社、中会社、小会社に分けられる。それに対して、証券取引法の適用対象は5億円以上の有価証券を公募する株式会社である。法人税法の適用対象は、会社その他の法人である。これら会社のうち、3つの法律すべての適用対象となるのは、

5億円以上の有価証券を公募する株式会社である。これらの会社は大蔵大臣に提出する有価証券報告書を作成し、公開する義務があるため、本書で研究対象とするのに最もふさわしい。

商法で規定する財務諸表は個別財務諸表で、貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分案および附属明細書で、これらは株主総会に提出される。監査役（大会社の場合は公認会計士または監査法人）はこれらの計算書類を監査し、意見表明を行わなければならない。証券取引法で規定する財務諸表は、個別および連結の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書、附属明細表であり、これらは公認会計士または監査法人の監査を受ける。法人税法で規定する財務諸表は個別の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書、各種明細書であり、これらは納税申告書に添付される²⁵⁾。

商法は会社の取締役が計算書類等の提出・承認をとおして取締役会および株主総会の監督を受ける旨を規定している。この旨は、商法上の次の規定（第281条第1項および第283条第1項）により明らかとなる。

「取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附属明細書ヲ作り取締役会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 営業報告書
- 四 利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案」

「取締役ハ第281条第1項各号ニ掲グル書類ヲ定時総会ニ提出シテ同項第3号ニ掲グル書類ニ在リテハ其ノ内容ヲ報告シ、同項第1号、第2号及第4号ニ掲グル書類ニ在リテハ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス。」

ただし、大会社にあっては、定時総会における貸借対照表および損益計算書の取扱いは、昭和56年（1981年）の商法改正以来、監査特例法第16条により、次のとおりとされている。

「各会計監査人の監査報告書に第13条第2項の規定による商法第281条ノ3第2項第3号に掲げる事項の記載があり、かつ、監査役会の監査報告書にその

事項についての会計監査人の監査の結果を相当でないと認めた旨の記載（各監査役の意見の付記を含む）がないときは、同法第 283 条第 1 項の規定にかかわらず、取締役は、同法第 281 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類について定時総会の承認を求めることを要しない。この場合においては、取締役は、定時総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければならない。」

証券取引法で規定する財務諸表および税法で規定する財務諸表は、基本的に商法上の財務諸表と同一のものである。このことは、次の規定から明らかになる。

「有価証券報告書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるものを添附しなければならない」（証券取引法第 24 条第 5 項）。

「……大蔵省令で定める書類は……

二 当該事業年度に係る商法第 283 条第 1 項に規定する書類で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの」（企業内容等の開示に関する省令第 16 条第 5 項）。

「内国法人……は、各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる書類を記載した申告書を提出しなければならない」（法人税法第 74 条第 1 項）。

証券取引法と税法とをつなぐ規定はない。しかし、以上のことから、会計を規定する法律では商法が基本であることがわかる。

商法第 281 条第 1 項では、取締役が取締役会の監督を受け、承認を受けるために計算書類が提出される。この規定で求められる利益の性質は、取締役の業績を示すものが主である。それに対して、第 283 条第 1 項は、株主の承認を要求しており、利益の性質として、業績を示す利益および分配可能性を示す利益の両方が求められていると解される。

証券取引法は、第 1 条および上述第 24 条第 5 項にみられるように、投資者保護を趣旨としている。投資者には、現在の株主と将来の株主とがある。現在

の株主の要求に対しては、商法上の財務諸表と同様のもので十分であるかもしれない。しかし、将来の株主は、これから資本投下の意思決定を行うので、企業価値の予測により有用な指標を求めるかもしれない。

個別財務諸表に関しては、業績を示す利益と分配可能利益とは、現行制度のもとでは実現基準を媒介として結びついている²⁶⁾。課税所得については日本では、課税の公平性という趣旨のもとで、所得を課税物件としている。つまり、課税の公平性という概念を、同一の給付能力を有する者がすべて同一の課税を受けること、と解し、給付能力の最善の尺度を所得に求めているのである²⁷⁾。

連結財務諸表の作成については、大蔵省令である「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（連結財務諸表規則）で規定されている。連結財務諸表規則第4条では、連結財務諸表が「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の財務諸表を基礎として作成されていること」が必要である旨が定められている。

IASを外生的モデルとした会計の国際的調和化を検討する際、株主の性質とのかかわりで、商法規定と証券取引法規定を考える必要がある。とくに、業績を示す利益・分配可能利益と日本の株主の特殊性とが考察の対象となる。ただし、ノウブスの最新の会計実務分類で、法律準拠の上位段階に税法の影響が位置づけられていることもあり、企業行動の実態として、税法の影響を視野におさめておくことが必要であろう。

3. 国際的基準設定機関

会計の国際的調和化を求める社会的要請が企業活動の国際化に端を発することは、改めて述べるまでもない。国際的調和化の要請は、国際会計研究の重要な領域の1つである。ここでもともと国際的調和化の要請は、国際会計研究のなかで次のような位置づけを占めるものである。

国際会計研究は、企業活動の国際化に伴って次の3つの局面を伴って現れてきた。すなわち、支配従属会社会計、国際比較会計、会計基準の国際的調和化

の問題である。²⁸⁾ 1960年代から日本企業の海外直接投資は活発化し、企業活動の多国籍的展開がみられるようになった。複数の国で事業活動を行う企業にとって会計上まず問題となるのが、海外子会社の連結である（支配従属会計）。その連結を意味あるものとするため、各国の会計基準、会計慣行の比較研究が必要である（国際比較会計）。直接投資、貿易、経済援助などによる各国の相互依存度の深化ないし経済の国際化が進むと、国際化企業、投資家、政府機関などにとっては比較可能な会計情報を生み出す国際的会計基準の開発が要請される（会計基準の国際的統一化）。

ここでいう会計基準の国際的統一化とは、国際的会計基準の形成を指す。国際的会計基準というとき、その文言にある「国際化」という概念は、「調和化」(harmonization)と同じ概念と考えられる。調和化とは、異なった基準が互いに調和しているかぎり、つまり論理的に矛盾がないかぎり、個々の国で利用されてかまわないことを意味する。この概念は、「標準化」(standardization)という概念と混同されやすい。「標準化」とは、すべての状況のもとで単一の基準ないし規制が適用されることをいい、「調和化」とは別の概念である。²⁹⁾ たとえば「調和化」は、ドイツ企業が歴史的原価基準を採用し、オランダ企業が取替原価で資産評価を行うことを許容する。しかし「標準化」は、たとえばすべての企業が時価基準を採用することを強要する。³⁰⁾

調和化の概念は、時間の経過とともに会計処理代替案の数を減少させる方向へ向かっている。この動きはとくに、1980年代後半から顕著である。ノウブスは調和化を、「会計実務の多様性を減じることにより、その互換性を高めるプロセス」と定義している。³¹⁾

国際的基準設定に際して用いられる概念は、「調和化」という概念である。ただし、調和化において比較可能性が確保されるには、必要なディスクロージャーが行われていることが前提である。もし投資家が賢明であり、市場がすべての情報を即座に、しかも偏りなく株価に反映させるならば、必要なディスクロージャーが行われているかぎり、取替原価評価と歴史的原価評価とは調和する。

しかし、利益に求められている役割は、投資意思決定有用性だけではない。分配可能利益算定による利害調整を考えたとき、IAS を外生的モデルとした場合の調和化の可能性と限界を明確にする必要がある。

本書は日本の会計と会計環境の特殊性を確認したうえで、国際会計基準とのかかわりを模索することを目的とするので、国際的調和化に関する研究の一部に位置づけられる。

会計基準の国際的調和化を確保する方策として、次のものがあげられる。すなわち、

- (1) 法律による。
- (2) 証券取引所による。
- (3) 国際機関による。
- (4) 関係者の合意による。³²⁾

黒田(全)によると、(1)の類型に属するものに、欧州共同体 (European Communities : EC, 現欧州連合 : European Union) 会社法指令、(2)と(4)に属するものにIAS、(3)に属するものに経済協力開発機構 (Organisation for Economic Cooperation and Development : OECD) 閣僚理事会が採択した「国際投資および多国籍企業に関する OECD 加盟国政府による宣言」³³⁾の付属文書「多国籍企業ガイドライン」³⁴⁾にある「ディスクロージャー」³⁵⁾条項、および、国際連合 (United Nations : 国連) 経済社会理事会による報告書³⁶⁾があげられる。³⁷⁾

以下、順次説明していこう。

3-1 EC 会社法指令³⁸⁾

EC がその加盟国の会社法を調和化させる手段として、EC 会社法指令がある。これは 1958 年 1 月 1 日に効力が発生した「欧州経済共同体 (European Economic Community : EEC) を設立する条約」³⁹⁾(EEC 条約) 第 54 条第 3 項(g)を理事会および委員会が実行するためのものである。第 54 条第 3 項(g)には次のように記されている。

「……会社が、その会社および第三者の利益を擁護するために加盟国において要求される保証を必要な程度にかつその保証を平等にするため調整すること。」

その基本目的は、①商工業活動に対する障壁（加盟国間の会計システムの相違によるものを含む）を取り除き、②会社の利害関係者を保護する目的で加盟国の会社法に含まれる保証を調整することである。

ここに指令 (directive) とは、EC の決議機関である理事会が制定し、加盟国宛に通告する命令で、各国の立法機関により法律などに変換され、そのため強制的効力をもつものである。

EC 指令が対象とするのは、会社法のほぼ全領域である。そのうち財務会計に関するものは第 4 号指令と第 7 号指令である。第 4 号指令と第 7 号指令の規定には、強行規定と選択権を与える規定の 2 通りがある。強行規定としては、財務諸表の種類（第 4 号指令第 2 条第 1 項、第 7 号指令第 16 条第 1 項）、取得原価主義を原則とすること（第 4 号指令第 32 条）、議決権過半数所有に基づく親子関係があるときには連結財務諸表の作成が義務づけられること（第 7 号指令第 1 条第 1 項）のほかに、財務諸表が企業（企業集団）の財産、財務および収益の状況につき、真実にして公正な写像 (true and fair view) を伝達しなければならない旨の規定（第 4 号指令第 2 条第 2 項、第 7 号指令第 16 条 3 号）がある。

選択権を与える規定には加盟国選択権規定と企業選択権規定とがある。このうち、会計・報告基準の調和化と関係するのは加盟国選択権規定である。加盟国選択権規定として、たとえば、貸借対照表および損益計算書につき単数または複数の様式を規定することができること（第 4 号指令第 8 条、第 22 条）、時価評価を許容または要求できること（第 4 号指令第 33 条第 1 項）、議決権過半数所有に基づかない場合に連結を許可または要求することができること（支配力基準の容認：第 7 号指令第 1 条第 2 項）、連結財務諸表に税法規定の影響を残すことを許容できること（第 7 号指令第 29 条第 5 項）があげられる。

EC 指令は多くの選択権規定をもつため、IAS と必ずしも一致しない部分が

ある。EC（現 EU）とヨーロッパ大陸諸国は現在、連結財務諸表作成について IAS との調和を図る立場を鮮明にしている。⁴¹⁾

3-2 OECD⁴²⁾

OECD で会計情報開示基準の作成に携わっているのは、理事会のもとにある国際投資・多国籍企業委員会 (Committee on International Investment and Multinational Enterprises: CIME) と、CIME のもとに設置された会計基準作業部会 (Working Group on Accounting Standards) である。この両委員会（部会）には IASC もかかわりがある。

OECD 基準は強制力をもたない自主的なガイドラインである、多国籍企業に関する「宣言」⁴³⁾ およびその付属文書である「多国籍企業の行動指針」⁴⁴⁾ を 1976 年にとりまとめた。この宣言で OECD 加盟国 24 カ国（トルコ政府を除く）の政府は直接投資の経済発展に対する重要性を認め、多国籍企業がその投資プロセスに重要な役割を演じていることを述べ、多国籍企業の社会的・経済的発展に対する貢献を奨励すると同時に、その経営から生じる種々の困難を解決ないし最小限にくいとめることを謳いあげた。

多国籍企業の行動指針は政府や企業に対する「良き実践」についての一連の勧告であり、西側先進国政府が初めて協調行動をとって採択したものである。その内容は、企業が「その事業活動を行っている国の国内法のもとで開示すべき情報の補足として、事業活動の経済的背景におけるその性質、相対的規模と事業機密保持およびコストという要件を正当に考慮しつつ、企業全体の構造、企業活動および方針について十分な真実の情報を、公共の理解を改善するのに適した形式において公表」⁴⁵⁾ することを目的とし、その目的のために企業が公表する財務諸表に、地域別・事業別セグメント情報、振替価格の決定方針を含む事項を最低限開示することを定めたものである。⁴⁶⁾

OECD が会計基準の調和化に乗り出したのは、発展途上国の多国籍企業に対する批判に答えた国連と対抗する一方、職業会計士団体の合意のもとに成立している IASC が発表する基準には、1970 年代後半の当時、遵守させる力が

乏しい，という批判があったことを反映したものである。

3-3 国⁴⁷⁾連

国連では国連経済社会理事会が経済開発，とくに発展途上国の開発過程と国際関係に与える影響を研究するため有識者グループ (Group of Eminent Persons) を任命するよう，1972年2月，満場一致で事務総長に要求を行った。この有識者グループ設定により，国連で初めて多国籍企業にかかわる諸問題を討議する場が設定されることとなった。グループの人員構成は個人の資格による20名からなる。

このグループは1974年5月に報告書を提出し，多国籍企業の情報公開について，財務情報，非財務情報双方に重大な欠陥があること，企業報告の比較可能性に限界があることを指摘した。また同報告書で，国際的会計・報告基準の形成，および次に述べる多国籍企業委員会の後援のもとに多国籍企業の情報公開に関する専門家グループの招集を勧告した。⁴⁸⁾

国連では多国籍企業の行動憲章 (Code of Conduct) を作成するために，経済社会理事会の諮問機関として1974年12月に多国籍企業委員会 (Commission on Transnational Corporations) が設定された。さらに，包括的情報システムを作成する目的で多国籍企業センター (Centre on Transnational Corporations) が，多国籍企業委員会の事務局として74年8月に設定された。⁴⁹⁾ これらの機関により多国籍企業に関する問題全般を検討するための機関が整えられた。

次の段階として多国籍企業委員会のもとに国際的会計基準に関する専門家グループを招集すべきだという有識者グループの勧告について，多国籍企業委員会の決定が下された。その決定に基づき会計・報告国際基準専門家グループ (Expert Group on International Standards of Accounting and Reporting: 国連グループ) が IASC 会長も含めて成立した。国連グループ招集の目的は，次のとおりである。

- (1) 多国籍企業による現行報告実践と諸国で要求されている報告について

検討すること。

(2) 現在の会計報告上提供されている情報に大きな欠陥があることを明確にし、報告改善のための種々の提案について実行可能性を吟味すること。

(3) 本問題に関する種々のグループの勧告を勘案しながら、多国籍企業とその関係会社の報告書に最低含められるべき項目（定義を含む）のリストを作成すること。

このグループによる報告書⁵⁰⁾が国連による多国籍企業の会計・報告実務調和化へ向けての第一歩となった。このグループは上記目的のために、多国籍企業とその構成会社のためのディスクロージャーのミニマム・リストを作成した。

その後、国連経済社会理事会は国際的会計・報告基準について政府間の合意を得る作業を行うために、多国籍企業委員会の勧告に基づき「会計・報告国際基準政府間専門家特別作業部会」(*Ad Hoc Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting*)を設置した。この作業部会は1982年に恒久的役割が与えられ、「会計・報告国際基準専門家政府間作業部会」(*Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting*)となった。この両部会の作業にはテーマの選定と内容についてはIASと共通性が認められる。また、会計・報告に関する国連の作業は多国籍企業憲章(*Code of Conduct on Transnational Corporations*)を作成する作業と並行して行われており、ディスクロージャー条項の主要内容についてはOECD多国籍企業行動指針のディスクロージャー条項と類似性が認められる。⁵¹⁾

なお、1994年時点で政府間作業部会は国際投資・多国籍企業委員会(*Commission on International Investment and Transnational Corporations*)のもとにおかれ、国際投資・多国籍企業委員会の上部機関に国連貿易開発会議(*United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD*)、その上部機関に総会(*General Assembly*)と経済社会理事会

がおかれている、という組織構成となった。政府間作業部会の特別招待者に、IASC も含まれている。⁵²⁾

4. 国際会計基準 (IAS)

4-1 国際会計基準の概略

IAS は IASC が国際的な会計基準の調和化を意図して作成する会計基準である。IASC は 1973 年に、公認会計士の合意に基づいて設立された団体である。設立時の会員国は、イギリス、アメリカ、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、オランダ、メキシコである。IASC は 96 年 1 月現在、これら設立会員のほかにインド、スリランカ、マレーシア、ノルディック公会計士連盟、南アフリカ共和国、財務アナリスト協会国際調整委員会 (International Coordinating Committee of Financial Analysts' Association)、スイス工業持株会社連合 (Federation of Swiss Industrial Holding Companies)、国際財務管理者協会連合 (International Association of Financial Executives Institutes) を理事会員としている。97 年 7 月現在、IASC は 120 団体 89 カ国を会員とし、オブザーバーとして FASB、欧州委員会 (European Commission)、IOSCO ほか 1 団体および中国を迎えている。IASC の諮問グループには 97 年現在で欧州委員会、FASB、OECD、国連のほか、8 団体が参加している。⁵³⁾ このうち、IASC の方向づけにとって最も大きな意義をもつのは IOSCO が 87 年に諮問グループに参加したことである。

IAS は現在、IOSCO との関係から、⁵⁴⁾ 従来 IAS に対して無関心だった日本でも、IAS についての議論が高まっている。IAS が日本の産業界に大きな影響を与えることが予想されるのは、IAS が IOSCO により、「コア・スタンダード」(core standards) として承認された場合である。IOSCO は現在、「最もコストが低くかつ効率的な方法」により、企業が国際的な資金調達を行えるようにするため、企業が外国で開示する財務書類を作成する基準として、IAS を承認すること、国際的な資金調達などを行う企業が使用すべき「包括的な会

計基準の体系」に含まれるべきすべての IAS について、一括して承認することを検討している。この「包括的な会計基準の体系」に含まれるべき会計基準を「コア・スタンダード」といい、そこに含まれる事項は 1993 年に決定されている（資料 1-1 参照，33 ページ）。そして，IASC は IOSCO によりコア・スタンダードとして承認されるように，今後の IAS の設定・改訂を行う作業計画を策定し，作業の終了を 98 年 3 月までとしている。

もしコア・スタンダードとして承認されれば，IAS は国際的な資金調達などを行う企業が準拠すべき会計基準の標準となることが期待される。なぜならば，IOSCO および IASC の目的として，「国内会計基準の使用に対する選択肢として，IAS に従って作成された財務諸表が，多国間公募および上場の際に全世界で使用できるようにすることである⁵⁵⁾」とされているからである。しかし，IAS はもともと国によって重視される度合にかなりの差があった。

前述の国際的に設定される会計基準の実行可能性確保の方策のうち，IAS は根本的には公認会計士という，（4）関係者の合意によるもの（15 ページ）に該当する。ただ，1974 年末，ロンドン証券取引所も，全上場会社が IAS を遵守することを期待する旨の陳述書を公表した。したがって，IAS は限定された範囲で（2）の証券取引所による方策にも該当していたといえる⁵⁶⁾。

IAS の実行可能性確保の方策が上述のとおりだったので，イギリスのように職業会計士が重視されている国では，IAS に対する支持が当初から強く，イギリスの職業会計士により作成される会計基準，すなわち，標準会計実務書（Statements of Standard Accounting Practice: SSAP）と財務報告基準（Financial Reporting Standards: FRS）には，基準書の最後に IAS への準拠性が明示されている。それに対して，日本とドイツのように，職業会計士の力が相対的に弱く，また，会計が法律により規定されている国では，ほとんど重視されていなかった⁵⁷⁾。

4-2 比較可能性プロジェクト

IAS は，企業に対する拘束力のほかに，比較可能性の確保という点で，当

初問題があった。というのは、IAS が承認されるにはメンバー国の合意が必要で、合意を得やすくするため、メンバー国で公正妥当と認められている会計処理を多数 IAS として採用する傾向にあり、1つの会計事象に対して会計処理代替案が多く存在しすぎたからである。こうした IAS のあり方は、趣意書（1975 年、83 年改訂）で明示されている IASC の目標、すなわち、IAS が世界的に承認され、遵守されることを促進すること、および財務諸表の作成提示に関する規則、会計基準および手続の改善と調和に向けて活動する⁵⁸⁾、という目的に反している。

こうした事態を受けて、IASC は 1989 年、公開草案 (Exposure Draft) 第 32 号「財務諸表の比較可能性」(Comparability of Financial Statements, 以下 E 32 と略称⁵⁹⁾) を公表し、90 年に趣旨書⁶⁰⁾として確定した。この比較可能性プロジェクトは、1つの会計事象に1つの会計処理を割り当てることを原則としている。

ただし、産業、企業規模の影響、経済状況などにより、必ずしも1つの会計事象について1つの会計処理だけを割り当てられないことがある。そうした場合、IASC は従来の IAS について、「規定または標準処理」、「認められた代替的処理」、「除去された処理」に分類した。そして、類似する会計事象について自由に会計処理を選択できる場合、2つの会計処理を規定または標準処理とし、他は除去した。また2つ以上の会計処理が認められる場合は1つを標準処理とし、他を代替処理とした。会計処理の選定には世界的実務や会計原則などの動向、IOSCO などの見解、他の国際基準との一貫性も重視される。

さて、代替的処理を多く認めすぎた、という問題は、事情の異なる国の合意を得やすくする、という事情から生じたものだが、これはつまり異なる国の妥協に基づく、ということをも意味することとなろう。もし基準設定の基礎理論があれば、異なる国の妥協に基づかなくてもよい。反対に、複数の会計処理代替案があるなかで規定処理あるいは標準処理を1つ選択する場合、選択の基礎理論がないと、政治的に力の強い国の基準が規定あるいは標準処理として選ばれる恐れがある。IAS に基準設定の理論的基礎を提供するため、IASC は 1989

年、「財務諸表の作成開示に関する枠組み」(Framework for the Preparation of Financial Statements : フレームワークと略称)⁶¹⁾を公表した。こうして、世界的実務などにも留意するものの、フレームワークは比較可能性プロジェクトを支えるものとなった。比較可能性プロジェクトから、具体的なIASの改正へと導かれたのは、以下の項目である。⁶²⁾

IAS 2 取得原価主義会計における棚卸資産の評価および表示

IAS 5 財務諸表に開示すべき情報

IAS 8 異常損益項目、前期損益修正および会計方針の変更

IAS 9 研究・開発活動の会計

IAS11 工事契約の会計

IAS16 有形固定資産の会計

IAS17 リースの会計処理

IAS18 収益の認識

IAS19 事業主の財務諸表における退職給付の会計

IAS21 外国為替レート変動の影響の会計処理

IAS22 企業結合の会計処理

IAS23 借入費用の資産化

IAS25 投資の会計処理

4-3 コア・スタンダードとしての承認⁶³⁾

比較可能性プロジェクトにより、会計処理の代替案が多すぎるという問題が解決した。残る問題は、企業に対する拘束力の欠如という問題である。この問題は、IOSCOのIASに対する関与により状況が変化してきている。

IOSCOは1974年に米州証券監督者協会(Interamerican Association of Securities Commissions)として発足したものが母体となっている。この機関はアメリカとカナダが、ラテン・アメリカ諸国の資本市場育成のため、これら諸国の証券監督者当局と証券取引所を指導することを目的として発足した。⁶⁴⁾86年に現在の名称となり、同年、日本の大蔵省証券局が、91年にはドイツの

大蔵省が、正会員として加盟した。93年には日本証券取引等監視委員会も準会員として加盟している。

IOSCOがIASCの諮問グループに参加したのは1987年である。同年、IASCは比較可能性プロジェクトを開始し、89年にE 32が公表されている。この比較可能性プロジェクトは、93年11月に、IASC理事会の承認をもって完了している。

1993年6月には多国間公募を行う企業のためのコア・スタンダードに含まれる項目のリストが決定された(資料1-1参照)。IOSCOにより最初に承認されたのは、IAS 7「キャッシュ・フロー計算書」(Cash Flow Statements)である。続いて94年6月に、以下の項目が「とりあえず」受入れ可能とされた。「とりあえず」とあるのは、IOSCOがIASをコア・スタンダードとして承認する場合、一括して行うこととしているためである。

IAS 2 棚卸資産

IAS 8 異常損益項目、前期損益修正および会計方針の変更

IAS11 工事契約の会計

IAS16 有形固定資産の会計

IAS18 収益の認識

IAS20 国庫補助金の会計および政府援助の開示

IAS21 外国為替レート変動の影響の会計処理

IAS22 企業結合の会計処理

IAS23 借入費用の資産化

IAS24 特別利害関係の開示

IAS27 連結財務諸表ならびに子会社に対する投資の会計処理

IAS28 関連会社に対する投資の会計処理

IAS29 超インフレ経済下の財務報告

IAS31 ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告

なお、比較可能性プロジェクトにより上記のIASで、どのような会計処理が規定または標準処理とされ、またどのような会計処理代替案が除去されたか

については資料1-2(35ページ)に記されている。

IOSCOは、IASCに対して、コア・スタンダードとして承認されるために、今後IASCで設定しなければならない会計基準を指摘し、受入れ可能とされなかったIASについて、受入れ可能とされるために改訂されるべき事項(essential issue:改訂必須項目)と、承認の条件とはされていないが、IOSCOが改訂を求める事項(suspense issue:検討保留項目)とを指摘した。こうしたIOSCOの対応に対してIASCは反発を示し⁶⁵⁾、その後、IASCとIOSCO第1作業部会(多国間のディスクロージャーおよび会計に関する作業部会⁶⁶⁾)とのあいだで書簡のやりとりが行われた。さらに、1995年2月に開催されたIOSCO第1作業部会の会合で、IOSCO代表と第1作業部会とで意見交換が行われた。その結果、IASCはIOSCOから提示されたIASの設定および改訂の要望に従い、今後の作業計画を策定することとなり、同作業計画は95年6月、IOSCO第1作業部会により承認された。この作業計画の終了は、当初の予定では99年6月とされていたが、その後98年3月に変更された。

さらに、1995年7月、IOSCO専門委員会とIASCとで共同プレス・リリースが行われた。この共同プレス・リリースは、IOSCOとIASとが共同で、IASの承認に向けて検討が進んでいることを対外的に示すためのものである。この共同プレス・リリースに、IOSCOおよびIASの目的として、「国内会計基準の使用に対する選択肢として、IASに従って作成された財務諸表が、多国間公募および上場の際に全世界で使用できるようにすることである」と記されている。

また、「専門委員会にとって受入れ可能な、包括的なコア・スタンダードが完成すれば、すべての国際的な市場における多国間資金調達および上場のために専門委員会はIASの承認を勧告できるであろう」とし、さらに「現行のIASのうち、14項目については、その他のコア・スタンダードが成功裏に完成することを条件として、追加的な改善の必要がないことをIASCに対して明らかにした」として、1994年6月に14のIASが「とりあえず」受入れ可能とされたことを述べている。

共同プレス・リリースには、「IASC および IOSCO の双方は、質の高い、包括的な IAS に対する強い必要性があることに同意する」という文言が含まれている。ちなみに、もし IAS がコア・スタンダードとして承認されれば、アメリカ市場で上場を行う外国企業が US-GAAP の代替として、IAS を使用して財務諸表を作成することができることとなる。SEC 会長は、1996 年に開催されたアメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants: AICPA) の年次総会におけるスピーチで、IAS がコア・スタンダードとして承認されるには、IAS が US-GAAP と同様の信頼性と統合性をもたなければならない、と述べている⁶⁷⁾。IAS と US-GAAP との相違は 96 年 11 月現在、255 カ所もある⁶⁸⁾。

4-4 フレームワーク

IAS の制定・改廃は、フレームワークに基づいて行うことが原則となっている。フレームワークは、(a) IASC が将来 IAS を作成あるいは改訂する際の基礎を提供し、(b) 許容される代替的処理の幅を狭め、IAS 設定と改訂作業に役立たせることを目的とするほか、(c) 国内基準を作成しようとする基準設定者、(d) まだ IAS が設定されていない項目について会計処理を行おうとする会計担当者、(e) IAS 準拠性について意見形成を行う監査人、(f) IAS に準拠して作成された財務諸表の解釈を行おうとする情報利用者に対する役立ちをも予定しており、(g) さらに IAS の形成方法についての情報提供を行うことをも意図している⁶⁹⁾。

まず、財務諸表の目的としては種々の利害関係者が経済的意思決定を行う際に、企業の財政状態、経営成績、および財政状態の変動に関する有用な情報を提供することにある (第 12 項)。ここで、その目的のために必要な会計の基礎的前提とは、「発生概念」(第 22 項)と「継続企業」(第 23 項)である。

財務諸表の質的特徴とは、財務諸表で提供されている情報を、利用者にとって有用とする属性で、「理解可能性」、「目的適合性」、「信頼性」、「比較可能性」という 4 項目があげられている (第 24 項～第 42 項)。ここで、「理解可能

性」が最初に現れるのは、FASBの概念ステートメントで「理解可能性」が情報の質的特徴のなかで最上位におかれているのと同様である。また、「信頼性」が得られるには、情報の重大な誤謬および偏向が除かれたうえ、「表現の忠実性」、「実質優先主義」（法形式に従うのではなく経済的実態を示すこと）、「中立性」（不偏性）、「慎重性」、重要性とコストの制約内での「完全性」といった性質を備える必要がある、とされている。⁷⁰⁾ こうして、全体としてFASBの概念ステートメントと酷似しているものの、「慎重性」の概念の挿入により、利害調整の要素を組み入れている。⁷¹⁾

財務諸表の構成要素として、資産、負債、持分、収益、費用は、次のように定義されている。資産とは、過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう（第49項(a)）。負債とは、過去の事象から発生した特定の企業の現在の義務であり、これを履行するためには経済的便益を有する資源がその企業から流出すると予想されるものをいう（同項(b)）。ここに持分とは特定の企業のすべての負債を控除した残余の資産に対する請求権である（同項(c)）と記されている。

費用と収益の定義は、資産と負債の定義を基礎として導かれている。すなわち、収益とは、その会計年度の資産の流入もしくは増加または負債の減少の形をとる経済的便益の増加であり、持分参加者からの拠出に関連するもの以外の持分の増加をもたらすものをいう（第70項(a)）。費用とは、その会計期間中の資産の流出もしくは減価または負債の発生⁷²⁾の形をとる経済的便益の減少であり、持分参加者への分配に関連するもの以外の持分の減少をもたらすものをいう（同項(b)）。

上述の定義をみると、資産の本質を将来の経済的便益とし、その要素を中心的概念として、資産と負債とが対称となるよう定義づけ、資産と負債に対して将来の経済的便益を増加あるいは減少させるものとして収益・費用を定義している。そして、将来の経済的便益とは、現金あるいは現金等価物が企業に流入するのに、直接的あるいは間接的に貢献する潜在力として規定している（第53項）。こうしてIASではキャッシュ・フローを中心とした定義が行われている。

る。本書の随所で指摘するように、こうした規定は日本の会計規定と種々のコンフリクトをもたらす部分がある。

財務諸表を構成する上記各諸要素の認識規準は、次のとおりである（第 83 項）。

(a) (上記) 項目と関連する将来の経済的便益が企業に流入あるいは企業から流出する確率が高い (probable) こと。

(b) (上記) 項目が信頼性をもって測定できる原価または価値を伴うこと。

ここに、将来キャッシュ・フローの流出入についての確率を基本として認識規準が設定されていること、また財務諸表の各項目は原価の変動だけでなく、価値の変動をも測定の対象とすることが示されている。とくに上記 (b) は、実現概念の拡張と共通の基礎をもつ。測定の基礎としては、歴史的原価のほか、カレント・コスト、実現可能価額 (realizable or settlement value)、現在価値 (present value) があげられている（第 100 項、各(a)(b)(c)(d)）。

利益は部分的に、資本維持の概念に依存する、とされており（第 69 項）、資本維持の概念として財務的資本の維持 (financial capital maintenance) と物的資本の維持 (physical capital maintenance) があげられている（第 104 項、各(a)(b)）。財務的資本の維持とは、期末の純資産について、その財務的、あるいは貨幣的金額が期首のそれを超えた部分で、その期間の資本取引を除いたものだけが利益とされることをいう。この財務的資本の維持は、貨幣の名目額あるいは安定購買力の単位 (units of constant purchasing power) で測定される。物的資本の維持のもとでは、企業の期末における物的な生産能力（あるいは営業能力）が期首のそれを超えた部分で、その期間の資本取引を除いた部分だけが利益となる。

資本維持の概念および測定基礎の選択は、有用性と信頼性のバランスを考えて行われなければならない（第 110 項）。

このように、IAS フレームワークでは、決して 1 つの会計モデルを強制しているわけではない。しかし、資産と負債の定義の仕方、認識規準が、実現・原価基準を厳格に適用する日本の規定と異なっていることは明らかである。

5. 国際的調和化を論じる方法論

5-1 特殊性と普遍性

調和化を論じる際、まず日本の会計の特殊性を認識し、そのうえで日本の会計を説明する包括的枠組みあるいは主要な鍵概念を導き出すことがまず必要であろう。日本の会計の特殊性は、1980年前後から、内外の研究者により指摘されてきた⁷²⁾。それらは記述的分析であり、特殊性の原因までは追求されていなかった。80年代後半から、特殊性の背後にある原因が追求されるようになった。しかし、それはまだ日本の会計を説明する、包括的な一般理論に発展しているとはいえない。

包括的な一般理論へ展開していくには、ある要素が一定の条件の成立するもとで、他国でも適用可能なことを論証する必要があるのではないかと考える。本書では日本の高度成長に貢献した会計の要素をまず抽出し、戦後の日本と類似した環境にある移行経済に適用可能かどうかを検討することにより、一般理論への展開の糸口をつかむことを試みる。こうした作業を行うことにより、日本の会計の特殊性をふまえたうえで、特定の状況のもとで適用可能な普遍的な部分を求めると同時に、国際的調和化に向けた内的必然性を探ることができる⁷³⁾と考える。

日本の会計で従来の企業経営に有用だった部分は、名目資本維持のもとでの「経営実体の維持」と考えられる。「経営実体の維持」とは、企業の存続に必要な財産的要素の維持であり、名目資本維持を前提とした会計制度のもとにあっても、利益計算上必要額を引当計上するとともに、利益処分⁷³⁾の過程で留保利益として企業内にキャッシュを維持することにより可能となる。こうした企業会計のあり方は、日本では具体的には、加速的な減価償却、将来の危険・損失に備えるために、発生の確率が必ずしも高くない危険・損失についても引当金を設定する実務や利益処分過程で準備金を形成する実務となって現れている。

こうした会計実務は、US-GAAPやIASとは対立する部分がある。なぜな

らば、US-GAAP や IAS では将来キャッシュ・フローに高い確率で直接的に影響する部分だけが認識されるだろうからである。

また、引当金や準備金を将来の危険・損失に備えて必要以上に形成しておく実務は、自己資本と他人資本とを明確に区分するのではなく、総資本に対して意味をもたせている、と考えられる。なぜならば、引当金を必要を超えて形成したならば、引当金として企業内部に拘束したキャッシュに対しては誰が請求権をもつのか不明確だからである。

5-2 株主の性格の特殊性

名目資本維持のもとでの「経営実体の維持」を図ることは、必ずしも経済的実質以上の減価償却を意味するものではない。しかし、実体維持を念頭におくあまり、減価償却を経済的実質以上に行い内部留保を図った場合、利益を相対的に低く計上することとなる。利益を低く算定すれば、税として企業外部へ流出するキャッシュも減少し、企業にとっては有利な点がある。その反面、海外で資金調達を行う場合、不利益を被ることがある。なぜならば、海外、とくに英米の機関投資家は利益を株主のものとして考えているからである。⁷⁴⁾ 海外の機関投資家はコーポレート・ガバナンスに際して利益を重要な指標としており、利益のうちどの程度の割合を株主に配当し、どの程度の割合を内部留保するか、その割合が適切かどうかを吟味する。もし、個人株主あるいは機関投資家がガバナンスの意思をもって企業をコントロールしていれば、配当を行う基礎となる利益が実質以上に低く算定されたり、株主資本利益率が低く算定されるような会計実務は好まないであろう。

内部蓄積を重視するという考え方は、内部留保による資金調達を資本コストがゼロとしてとらえる、という考え方へつながる。この考え方は、企業を株主のものとしてとらえていないことを端的に示している。なぜならばこの考え方は、もし内部留保を行った利益を株主に配当していれば株主がその資金を他の資産に投資して得たであろう利益、という意味での機会コストを無視しているからである。⁷⁵⁾ ここで、モニタリングに際して内部蓄積利益に減価償却をプラス

した額を重視した、ガバナンスの主体者である日本の株主の特殊性が指摘される。ここに、日本の会計を研究する場合、株主の性格に着目する必然性がある。

5-3 株主が必要とする情報

さて、株主の投資意思決定に必要な情報は、「企業の市場価格」であり、それはその将来成果の現金価値であると考えることができる。⁷⁶⁾ここで将来キャッシュ・フローを会計上どのように扱うか、という点に着目した場合、ドイツと日本の会計基準では将来キャッシュ・フローを厳密に識別しないために利益を過大に計上することもある。たとえば、ダイムラー・ベンツ (Daimler-Benz AG) では1993年にニューヨーク証券取引所に上場する際、証券取引委員会 (Securities Exchange Commission: SEC) に提出した様式 20-F⁷⁷⁾によると、ドイツ基準による利益をUS-GAAPにより調整するにあたって、利益額が3億4,600万ドルからマイナス10億5,700万ドルに下落している。この下落に最も大きな影響を及ぼしているのは、脚注2aによると、将来キャッシュ・フローに対して影響を及ぼすかどうかわからない支出の繰延である。具体的にはドイツ基準が許可するところに従って研究開発支出、販売費および一般管理費の一部を製品原価に賦課したため⁷⁸⁾である。

ここで問題としたいのは、株主に情報価値ある会計情報を提供することを考えた場合、株主に帰属する将来成果の価値を算出することが重要だ、⁷⁹⁾ということである。したがって、各国の会計を観察するにあたって、将来キャッシュ・フローに対してIASおよび日本の会計基準、さらに各国の会計基準がどのような取扱いをしているかが重要である。この取扱いの相違が最もはっきりと現れるのは、繰延資産ないし無形資産に関する基準および引当金設定の弾力性である。したがって、国際的調和化の視点から日本の会計を考察するに際して、経営実体維持の視点とならんで、とくに将来キャッシュ・フローの取扱いに各国で相違が現われる部分に重点がおかれている。

もともと原価・実現を原則とした日本の会計が再検討を迫られるようになって

たきっかけの1つは、金融資産の保有利得の取扱いをめぐっての議論である。しかし、本書では株主に帰属する将来成果の価値を議論の中心とすることもあり、実物資産が中心だった高度成長期の会計から日本の会計の特殊性を探る、という必要性から、金融資産については紙幅を大きくとることはできない。金融資産については実現概念の拡張の必要性と国際的調和化との視点から、第10章で触れることとする。

5-4 市場とメインバンク制度

株主という視点から考えたとき、株主が会計とかかわるのは、一般に市場における企業による情報公開をとおしてである。一般に「市場」には2つの機能があると考えられる。すなわち、資源配分機能と金融コントロール機能である。このうち、金融コントロール機能は、金融システムをとおした企業経営者のコントロール、すなわち、コーポレート・ガバナンスの一方法である。この2つの機能を具備した市場が有効に作動するには、十分な情報と賢明な投資家、という2つの条件が必要である。しかし、場合によってはこの条件が整っていない状況がある。その場合、市場に代わるシステムが必要となる。その1つにメインバンク制度があげられる。

メインバンク制度は本書では市場の代替として、資源配分機能と金融コントロール機能を備えたもの、としてとらえられている。そして、メインバンク自体を特殊な株主とみなしている。こうして本書では、日本の会計が過去に有効に機能した環境として、メインバンク制度をとらえている。

ただし、このことはこんにちの日本でメインバンク制度が大企業に対して有効に機能している、と述べているわけではない。また、メインバンク制度を復活させるべきである、と主張するわけでもない。本書で主張しているのは、メインバンク制度がもはや資源配分の中心でもなく、またメインバンクがガバナンスの主体者としてもはや不適切なのに、いまだに本来機能すべき市場が適切に機能していない、ということである。本来の市場では、株主が残余財産分配請求権者として、企業経営者のコントロールを行うことが予定されている。企

業経営者のコントロールが可能となるには、企業利益が業績指標と分配性指標としての機能⁸⁰⁾を果たし、残余財産分配請求権が意味をもつよう、各利害関係者に帰属する請求権が適切に算定できる会計システムが必要である。しかし、市場が適切に機能するための重要なインフラストラクチャーである会計が、企業経営者の放漫経営をチェックするという日本国内の問題にも答えていないし、また、外生的要因としての国際的調和化の問題にも答えていない、ということである。

こうした事態を認識しながら、所有と経営権、支配権との関係を縦軸、株主に帰属する将来成果の価値に対する考え方を横軸として日本の会計を分析し、国際的調和化の問題につなげることとする。

具体的には次の順序で分析を進めていく。まず、特殊性の背後にある法制度および資金調達取引のあり方を分析する。ここで日本における株主の性格が明らかとされる。そのうえで、日本の会計について、記述的分析、実証的分析を行う。さらに、とくに資金調達取引に着目し、戦後の日本と同様の環境にある国に対して、日本と同様の資金調達取引のあり方および会計が適用可能かどうか、IAS との関係はどうかについて検討する。最後に、現時点の日本の会計に変化が求められる内的必然性と国際的調和化の問題を、外生的要因としてのIAS との関係を含めて論じることにしたい。

なお、IAS については、概念的側面と政治的側面⁸¹⁾がある。しかし、本書の中心的課題は、日本の会計が変容する内的必然性にあるので、本書ではIAS の概念的側面に焦点を合わせる。

資料 1-1 IOSCO コア・スタンダードと関連する IAS (1997 年 2 月現在)⁸²⁾

IOSCO コア・スタンダード	関連する IAS
(1) 一 般	
会計方針の開示	IAS 1
会計方針の変更	IAS 8

財務諸表に開示すべき情報	IAS 5
(2) 損益計算書	
収益の認識 (工事契約を含む)	IAS 18, 11
製造原価および購入原価	IAS 2, 11
減価償却	IAS 4, 16
法人税等	IAS 12
異常損益項目	IAS 8
国庫補助金	IAS 20
退職給付	IAS 19
従業員便益	E54
研究・開発活動	IAS 9
利 息	IAS 23
ヘ ッ ジ	IAS 21 その他
回収不能資産の評価基準	IAS 2, 9, 11, 16, 17, 21, 22, 23, 25, 29, 31, E 40, E50
(3) 貸借対照表	
繰延税金を含め、上記損益計算書項目の貸借対照表への影響	
有形固定資産	IAS 4, 16
リース取引	IAS 17
棚卸資産	IAS 2, 11
繰 延 税	IAS 12
外国通貨	IAS 21
投 資	IAS 25
金融商品／オフバランス取引	E 48, IAS 32
ジョイント・ベンチャー	IAS 31
偶発事象	IAS 10
後発事象	IAS 10
流動資産および流動負債	IAS 13
企業結合 (暖簾を含む)	IAS 22
他の無形資産	E 50
(4) キャッシュ・フロー	

キャッシュ・フロー	IAS 7
(5) 他の基準	
連結財務諸表（超インフレ経済下の子会社活動にかかわる調整を含む）	IAS 27
関連会社に対する投資	IAS 28
セグメント別財務情報の報告	IAS 14
中間財務報告	プロジェクト
1株あたり利益	IAS 33
特別利害関係の開示	IAS 24
廃止事業	IAS 8, プロジェクト
重大な誤謬／見積り計算の変更	IAS 8

資料 1-2 IOSCO によってとりあえず受入れ可能とされた IAS で、比較可能性プロジェクト⁸³⁾で規定された会計処理は、次のとおりである。

IAS 2 棚卸資産の原価配分

標準処理 : 先入先出法および加重平均原価法

代替処理 : 後入先出法

除去された処理 : 基準在高法

IAS 8 重大な誤謬および脱漏の訂正ならびに会計方針の変更による修正

標準処理 : (一定の例外を除き) 留保利益の期首残高を修正。

比較表示されている情報を改訂。

代替処理 : 当期の損益に含める。

改訂後の仮定計算による比較可能な情報を表示。

IAS 11 工事契約の会計

規定処理 : 工事進行基準

利益の認識条件を満たさない場合は、回収可能な、発生した原価額まで収益を認識。

除去された処理 : 工事完成基準

IAS 16 有形固定資産

標準処理 : 取得原価で測定。

代替処理 : 再評価額で測定。

IAS 21 外国為替レート変動の影響

長期貨幣項目に関する外国為替の損益の認識

規定処理 : ヘッジされないかぎり, 当期の損益として認識。

除去された処理 : 繰り延べて当期および将来の期間の損益として認識。

大幅な通貨切下げに対してヘッジする実際的手段がないことから生じる, 資産の取得に関する外国為替の損失の認識

標準処理 : 当期の損益として認識。

代替処理 : 資産の原価の一部として認識。

在外事業体の損益計算書項目の換算に用いる為替レート

規定処理 : 取引日の為替レートまたは平均レート

除去された処理 : 決算日レート

損益計算書項目を決算日レート以外のもので換算することから生じる差額の処理

規定処理 : 株主持分に認識。

除去された処理 : 当期の損益として認識。

超インフレ経済下にある子会社

規定処理 : 換算前に, IAS 29「超インフレ経済下の財務報告」に準拠して, 財務諸表を修正表示。

除去された処理 : 事前の修正表示なしに財務諸表を換算。

親会社の営業と不可分である在外営業活動体の換算差額の処理

標準処理 : ヘッジされないかぎり, 当期の損益として認識。

代替処理 : それらが大幅な通貨切下げに対してヘッジする実際的手段がないことから生じる場合に, 資産の原価の一部として認識。

除去された処理 : 繰り延べて当期および将来の期間の損益として認識。

IAS 22 企業結合の会計処理

規定処理 : 取得に対してはパーチェス法, 持分の結合に対しては持分プーリング法

除去された処理 : 取得に対して持分プーリング法, 持分の結合に対してパーチェス法

正の暖簾の処理

規定処理 : 資産として認識し, その有効期間にわたって組織的基準に基づき償却し, 損益に計上する。より長期の償却期間(20年を超えては

ならない) が正当化されないかぎり、5年を超えない償却期間で償却。

除去された処理：株主持分を直接修正。

負の暖簾の処理

標準処理：個々の非貨幣資産に配分する。この配分後に負の暖簾が残っている場合には、繰延利益として処理し、正の暖簾と同様に、組織的基準に基づき認識。

代替処理：繰延利益として処理し、正の暖簾と同様に組織的基準に基づき認識。

除去された処理：株主持分を直接修正。

企業結合から生じる少数株主持分の測定

標準処理：取得前帳簿価額で測定。

代替処理：取得後の公正価値で測定。

IAS 23 借入れコストの資産化

規定処理：資産が意図したように使用または販売するまでに相当の期間を要するものは、当該資産の原価の一部として認識する。他の状況にあっては費用として認識。

除去された処理：資産化基準を満たす借入れコストを、費用として認識。

注

- 1) 次の論文をみよ。森田哲彌「企業会計原則における収益(利益)認識基準の検討—実現主義の観点から」『企業会計』第42巻第1号(1990年1月), 18-24ページ; 醍醐 聡「実現基準の再構成」『企業会計』第42巻第1号(1990年1月), 81-87ページ。吉田 寛「金融資産の保有利得と企業業績の開示」若杉明編著『会計国際化の展開』ビジネス教育出版社, 1994年, 195-200ページに、論争の跡がまとめられている。
- 2) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Stamford: FASB, 1984, par. 83a. 包括的利益については、次の論文に詳しい。辻山栄子「時価情報の開示と包括的利益」『COFRI ジャーナル』No. 21(1995年12月), 82-92ページ。なお、概念ステートメントには次の邦訳書がある。平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社, 1988年。実現概念の拡張は、アメリカ会計学会に

- よる 1957 年会計原則に萌芽がみられる。American Accounting Association, *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements* (1957 Revision), Sarasota : AAA, 1957, II. 原文は次に掲載されている。中島省吾訳編『増訂 A. A. A. 会計原則』中央経済社, 1986 年, 54 ページ。訳文は 194 ページ。実現概念の変遷については, 若杉 明著『企業利益の測定基準』中央経済社, 1985 年, 284-344 ページ ; 辻山栄子, 前掲稿参照。
- 3) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standard No. 115: Accounting for Certain Investments in Debt and Equity's Securities*, Stamford: FASB, 1993, par. 13.
 - 4) 浜本道正「アメリカの S&L 危機と会計政策」『会計検査研究』第 14 号 (1996 年 9 月), 23-33 ページ。
 - 5) 桜井久勝「時価主義会計における剝奪価値説の検討」『神戸大学経営学部経営学・会計学・商学研究年報』XXV Ⅲ号 (1982 年), 34-35 ページ。
 - 6) 米国財務会計基準 (金融商品) 研究委員会『金融商品をめぐる米国会計基準の動向—基準の背景と概要 (上巻)』『金融商品をめぐる米国会計基準の動向—基準の解説と検討 (下巻)』財団法人企業財務制度研究会, 1995 年。
 - 7) 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」1995 年 5 月。
 - 8) 「外貨建取引等会計処理基準改定案についての説明」『COFRI ジャーナル』No. 18 (1995 年 3 月), 116 ページ。
 - 9) 伊藤邦雄著『会計制度のダイナミズム』岩波書店, 1996 年, 447-448 ページ参照。International Accounting Standards Committee, *Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*, London: IASC, 1997.
 - 10) International Accounting Standards Board, *International Accounting Standard IAS 21: The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* (revised 1993), London: IASC, 1993, par. 30c.
 - 11) Cooke, Terry E., "The Evolution of Financial Reporting in Japan: A Shame Culture Perspective," *Accounting, Business & Financial History*, Vol. 1, No. 3 (July 1991), pp. 251-275.
 - 12) 石川 滋「市場経済の発展段階と調整—一つの覚書」Draft Paper for World Bank-OECF Workshop on the Function of the Government, Tokyo (October 1996), 2-3 ページ。
 - 13) See, Meek, Gary K. and Shahrokh M. Saudagaran, "A Survey of Research on Financial Reporting in a Transnational Context," *Journal of Accounting Literature*, Vol. 9 (1990), p. 154.
 - 14) 各国会計を類型化する研究のレビューは, 黒田全紀「日本財務会計(論)の現状と課題」黒田全紀編『会計の国際的動向』同文館, 1996 年, 5-9 ページ ; 村上宏

- 之「会計の国際的類型化」同上，27-38ページ参照。
- 15) Hatfield, Henry Rand, "Some Variations in Accounting Practice in England, France, Germany and the United States," *Journal of Accounting Research*, Vol. 4, No. 2 (April 1966), pp. 169-182.
 - 16) Mueller, Gerhard G., *International Accounting*, New York: Macmillan, 1967, pp. 3-115. 邦訳：兼子春三監修，国際会計研究会訳『G. G. ミュラー国際会計論』ペリかん社，1969年，15-163ページ。
 - 17) 村上宏之，前掲稿，29ページ。
 - 18) Nobes, Christopher, "A Judgmental International Classification of Financial Reporting Practices," *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 10, No. 1 (Spring 1983), pp. 1-19; —, *International Classification of Financial Reporting*, London: Croom Helm, 1984 (2nd ed., London: Routledge, 1992). 修正の経過については，村上宏之，前掲稿，37ページをみよ。
 - 19) Nobes, Christopher, *op. cit.* (1984), p. 79.
 - 20) *Ibid.*, p. 81.
 - 21) 村上宏之，前掲稿をみよ。
 - 22) Nobes, Christopher, "An Empirical Analysis of International Accounting Principles: A Comment," *Journal of Accounting Research*, Vol. 19, No. 1 (Spring 1981), pp. 268 - 270; 村上宏之，前掲稿，36ページ参照。
 - 23) Gray, S. J., "Towards a Theory of Cultural Influence on the Development of Accounting Systems Internationally," *ABACUS*, Vol. 24, No. 1 (March 1988), pp. 1-15.
 - 24) Arai, Kiyomitsu and Shonosuke Shiratori, *Legal and Conceptual Framework of Accounting in Japan*, Tokyo: JICPA, 1991.
 - 25) Cf. *Ibid.*, p. 20.
 - 26) 醍醐 聡「資産の評価益の実現と配当可能性－イギリス会計基準の動向を素材として」『COFRI ジャーナル』No. 22 (1996年3月)，96ページ。
 - 27) 武田隆二著『法人税法精説』森山書店，1982年，3ページ。
 - 28) これら3つの分類については，次に詳しい。黒田全紀「多国籍企業をめぐる会計研究の展望」入江猪太郎監修・多国籍企業研究会編『多国籍企業の系譜と展望』文眞堂，1984年，156-176ページ。
 - 29) Mueller, Gerhard G., "The Race to Set International Standards for Financial Accounting and Reporting," *The Annals of the School of Business Administrations*, Kobe University, Vol. 25 (1981), p. 21.

- 30) *Ibid.*, p. 22.
- 31) Nobes, Christopher, "Harmonization of Financial Reporting," in Nobes, C. W. and R. Parker eds., *Comparative International Accounting*, 2nd ed., Oxford/New York: Philip Allan/St. Martin's Press, 1985, p. 331; *idem*, 3rd ed., New York: Prentice-Hall, Inc., 1991, p. 70.
- 32) 黒田全紀著『国際コンツェルン決算書』税務経理協会, 1981年, 46-47 ページ。
- 33) "Declaration on International Investment and Multinational Enterprises," in Organisation for Economic Co-operation and Development, *International Investment and Multinational Enterprises*, Paris: OECD, 1976, p. 7 seqq.
- 34) "Guidelines for Multinational Enterprises," in *ibid.*, p. 11 seqq.
- 35) "Disclosure of Information," in *ibid.*, p. 14 seqq.
- 36) United Nations Economic and Social Council, *International Standards of Accounting Reporting for Transnational Corporations, Report of the Secretary-General, Report of the Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting*, E/C. 10/33, New York: UN, 1977.
- 37) 詳細については, 黒田全紀著, 前掲書 (1981年), 47-52 ページをみよ。
- 38) 以下の記述は次に基づく。Coleman, Robert, "The European Community's Programme to Harmonize Rules for Corporate Disclosure and Accounting," in Lafferty, Michael and David Cairns eds., *Financial TimesWorld Survey of Annual Reports 1980*, London: Financial Times Business Information, Ltd., 1980, pp. 89-91; 黒田全紀「国際的会計・報告基準の展開と多国籍企業」『国民経済雑誌』第 152 巻第 2 号 (1985 年 2 月), 8-12 ページ; 同「EC 理事会指令の国内化—西ドイツにおける第 4 号指令の取扱いを中心に」『企業会計』第 37 巻第 9 号 (1985 年 9 月), 129-136 ページ。EC における会計制度調和化については, 黒田全紀著『EC 会計制度調和化論』有斐閣, 1989 年をみよ。
- 39) 横田喜三郎・高野雄一編『国際条約集』(1986 年版), 有斐閣, 1986 年, 257-282 ページ。
- 40) 第 4 号指令 (78/660/EEC) 「資本会社の年度計算書類」OJEC, No. L 314 (1978 年 8 月 14 日), 11-31 ページ。国内化期限は通告後 2 年以内。ただし, 1984 年 11 月 27 日制定の理事会指令 (84/569/EEC) で一部改正 (OJEC, No. L 314 [1984 年 12 月 4 日], 28 ページ)。その後, 適用範囲の改訂, 中小規模企業に対する軽減措置が公表される。詳細は黒田全紀著, 前掲書 (1989 年), 70 ページを

- みよ。第7号指令(83/349/EEC)「連結計算書類」*OJEC*, No. L 193 (1983年7月18日), 1-17ページ。*OJEC*, No. L 211 (1983年8月3日), 31ページで誤植訂正。国内化期限1988年1月1日前。なお, 法定監査人の資格に関して, 第8号指令(84/253/EEC)「年次計算書類・連結計算書類の法定監査人の資格」*OJEC*, No. L 126 (1984年5月12日), 20-26ページがある。
- 41) 白鳥栄一「国際会計基準とわが国の会社法」『商事法務』No. 432 (1996年8月25日), 10ページ。
- 42) 以下の記述は次に基づく。Wootton, Charles G., “International Accounting and Disclosures in the OECD,” in Lafferty, Michael and David Cairns eds., *op. cit.*, pp. 85-88. 窪内義正「OECDの情報開示基準」神戸大学会計学研究室編『第四版 会計学辞典』同文館, 1982年, 95ページ。黒田全紀, 前掲稿(1985年2月), 12-13ページ。黒田全紀著, 前掲書(1989年), 13-17ページ。
- 43) “Declaration by the Governments of OECD Member Countries on International Investment and Multinational Enterprises,” in Organisation for Economic Co-operation and Development, *op. cit.*, Paris: OECD, 1976 p. 7 seqq. OECDは1979年および84年に「多国籍企業の行動指針」を改訂したが, 「情報開示」条項には内容上の変更はいっさい付け加えられていない。黒田全紀, 前掲稿(1985年2月), 13ページ; 同著, 前掲書(1989年), 15ページ参照。
- 44) “Guidelines for Multinational Enterprises”, in *ibid.*, p. 14 seqq.
- 45) *Ibid.*
- 46) *Ibid.*
- 47) 以下の記述は次に基づく。黒田全紀「国連による会計報告基準の国際的統一化」『産業経理』第38巻第8号(1978年8月), 50-55ページ; Wong, Eng Howe, “The United Nations Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting,” in Lafferty, Michael and David Cairns eds., *op. cit.*, pp. 81-84; 窪内義正「国連の会計・報告基準」神戸大学会計学研究室編, 前掲書, 462ページ。黒田全紀, 前掲稿(1985年2月), 1-18ページ。松本康一郎「国際的会計・報告基準の形成—国連における活動の意義」『小樽商科大学商学討究』第36巻第1号(1985年1月), 53-70ページ。黒田全紀著, 前掲書(1989年), 17-21ページ。
- 48) これらの勧告は次の報告書に基づく。United Nations Economic and Social Council, *The Impact of Multinational Corporations on the Development Process and on International Relations: Report of the Group of Eminent Persons to Study the Role of Multinational Corporations on*

Development and on International Relations, E/5500/4dd, New York : UN, 1 May, 1974.

- 49) 多国籍企業センターはその設置が勧告されたとき“Centre on Multinational Corporations”という語が使用されていたが、設置後“Multinational”という語が“Transnational”という語に改められた。
- 50) United Nations, *International Standards of Accounting and Reporting for Transnational Corporations*, E/C. 10/33, New York : UN, 1977.
- 51) 黒田全紀著, 前掲書(1989年), 17-21ページをみよ。政府間専門家特別作業部会および政府間作業部会が提出した報告書はそれぞれ次のとおりである。United Nations Economic and Social Council, *International Standards of Accounting and Reporting, Report of the Ad Hoc Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting*, E/C. 10/1982/8, New York : UN, 1982 ; —, *International Standards of Accounting and Reporting, Report of the Intergovernmental Standards of Accounting and Reporting on its first Session*, E/C. 10/1983/8, New York : UN, 1983, par. 21 seqq. 同第2 - 第5セッションの報告書番号および会計・報告関係の記載箇所は、次のとおりである。E/C. 10. 1984/9, par. 31 seqq., E/C. 10/1985/12, par. 15 seqq., E/C. 10/1986/14, par. 25 seqq., E/C. 10/1987/6, par. 9 seqq.

なお、本研究でOECD国連のディスクロージャー要求事項をレビューするのは、第8章における日本の多国籍企業のディスクロージャー行動と関係があるためである。したがって、その研究の布石となる報告書にみられるディスクロージャー要求項目だけをレビューした。

- 52) See, United Nations, Department of Public Information, *Yearbook of the United Nations 1994*, Vol. 48, The Hague : Martinus Nijhoff Publishers, 1994, pp. 904-906. Cf. *ibid.*, pp. 1496-1521.
- 53) IASCの最新の情報はインターネットにより得られる。<http://www.iasc.org.uk/frame/structur.htm>.
- 54) IOSCOとの関係については、次の論文をみよ。古川勇人「IOSCOにおける国際会計基準についての検討状況」『企業会計』第48巻第1号(1996年1月), 34-39ページ : Biener, Herbert, „Rezeption der US GAAP über IOSCO und IASC?“, in Förtschle, Gerhart, Klaus Kaiser und Adolf Moxter Hg., *Rechenschaftslegung im Wandel*, München : C. H. Beck'sche Verlagsbuchhandlung, 1995, S. 89-103.
- 55) IOSCO専門委員会とIASCにより、1995年7月11日に発表された共同プレス・リリースのなかの文言。共同プレス・リリースの仮訳については、古川勇

- 人, 同上, 38 ページをみよ。
- 56) 黒田全紀著, 前掲書 (1981年), 49 ページ。ロンドン証券取引所のステートメントは次のものである。Anon., “International Federation of Stock Exchanges,” *CA Magazine*, Vol. 106, No. 1 (January 1975), p. 52.
 - 57) 日本で国際的基準がほとんど重視されてこなかった旨は, 第 8 章の実証研究が証拠の 1 つとなっている。IAS の国内化と, 職業会計士および会計実務の弾力性との影響については, 次の論文参照。Salter, Stephan B. and Clare B. Roberts, “The IASC Comparability Project: Examining the Outcomes using Two Theoretical Models,” in Douppnik, Timothy S. ed., *Advances in International Accounting*, Vol. 9, Greenwich: JAI Press, 1996, pp. 21-46.
 - 58) International Accounting Standards Committee, *Preface to Statements of International Accounting Standards*, London: IASC, 1975, par. 2, approved in 1982 for publication in 1983.
 - 59) International Accounting Standards Committee, *Exposure Draft 32: Comparability of Financial Statements*, London: IASC, 1989.
 - 60) International Accounting Standards Committee, *Statement of Intent Comparability of Financial Statements*, London: IASC, 1990.
 - 61) International Accounting Standards Committee, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, London: IASC, 1989.
 - 62) See, International Accounting Standards Committee, *Comparability of Financial Statements, Revised International Accounting Standards 1993*, London: IASC, 1993.
 - 63) この部分の記述は次の論文を参考としている。古川勇人, 前掲稿, 34-39 ページ; 伊藤邦雄著, 前掲書, 422-426 ページ。
 - 64) 大蔵省証券局年報編集委員会編『大蔵省証券局年報』(平成 7 年版), 29 ページ。
 - 65) その内容は, 古川勇人, 前掲稿, 36 ページにまとめられている。
 - 66) IOSCO には先進国の資本市場が直面するさまざまな監督上の問題を解決し, 実務的解決を提案することを目的とした専門委員会が設けられている。その下には 5 つの作業部会が設置され, 具体的な作業が行われている。ちなみに, 第 2 作業部会は流通市場に関する部会, 第 3 作業部会は市場仲介者に関する部会, 第 4 作業部会は法務執行および情報交換に関する部会, 第 5 作業部会は投資管理に関する部会である。木村嘉秀「第 21 回 IOSCO 年次総会の概要」『商事法務』1437 号 (1996 年 10 月 25 日), 2-3 ページをみよ。

- 67) See, Levitt, Arthur, "US SEC makes no promises," *Accountancy* (February 1997), p. 67.
- 68) Bloomer, Carrie ed., *The IASC-U. S. Comparison Project: A Report on the Similarities and Differences between IASC Standards and U. S. GAAP*, Norwalk: FASB of the Financial Accounting Foundation, 1996, p. 20. US GAAP と IAS との相違点については、次をみよ。*Ibid.*; Cairns, David, "Are IAS and US GAAP Compatible?," *Accountancy* (February 1997), pp. 60-61.
- 69) International Accounting Standards Committee, *Framework...*, *op. cit.*, par. 1.
- 70) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concept No. 2: Qualitative Characteristics of Accounting Information*, Stamford: FASB, 1980, par. 32 and Figure 1.
- 71) 安藤英義編著『会計フレームワークと会計基準』中央経済社, 1996年, 37ページ参照。
- 72) 黒田全紀, 前掲稿(1996年)。この特殊性の具体的内容については第2章で具体的に述べられる。
- 73) Hax, Karl, *Die Substanzerhaltung der Betrieb*, Leipzig, 1957, S. 7, S. 54. 森田哲彌著『価格変動会計論』(第7版), 国元書房, 1983年, 32ページ。
- 74) 諸井勝之助「配当政策における発想の転換」若杉 明編著『会計国際化の展開』ビジネス教育出版社, 1994年, 223ページ。
- 75) 同上。
- 76) Busse von Colbe, Walther, *Der Zukunftserfolg*, Wiesbaden: Betriebswirtschaftlicher Verlag Dr. Th. Gabler, 1957, S. 10-11.
- 77) Daimler-Benz Aktiengesellschaft, 20-F, Annual Report Pursuant to Section 13 or 15 (d) of the Securities Exchange Act of 1934 for the Fiscal Year ended December 31, 1993.
- 78) A Letter from Mr. Greving and Mr. Grupp, Daimler-Benz, dated 13/09/96.
- 79) Vg. Busse von Colbe, Walther, „Das Rechnungswesen im Dienste einer kapitalmarktorientierten Unternehmensführung,“ *Die Wirtschaftsprüfung*, 48. Jg., Nr. 21 (November 1995), S. 714-715.
- 80) 業績指標と分配性指標については、次の論文参照。齊藤静樹「日本の会計基準とディスクロージャー制度—資産評価の考え方と問題点」『金融研究』第12巻第3号(1993年9月), 76-77ページ; 浜本道正「利益情報の役割と資産評価」『企

業会計』第44巻第1号(1996年1月), 116-118ページ。

81) 政治的側面については, 次を参照。伊藤邦雄著, 前掲書, 435-439ページ。

Biener, Herbert, *a. a. O.*, S. 99-103.

82) この資料は次の論文を参考とし, 一部修正を加えたものである。*Ebd.*, S. 97-98.

83) 以下は, 次の記述を参考とし, 修正を加えたものである。加藤 厚「会計基準の国際的調和化への対応—IAS導入の仮想シナリオ」『企業会計』第48巻第1号(1996年1月), 40-49ページ。

第2章

日本の会計についての諸研究

第1節 記述的分析

日本における会計学研究では、日本の会計制度あるいは会計実践を海外の研究者あるいは実務家に説明する、ということは当初行われていなかった。会計学研究は理論研究が中心であり、日本の会計制度を分析する、あるいは会計実践を実証的に分析する、ということも行われていなかった。

「日本の会計」とはどのような特色をもつのか、についての議論は、国際会計論の領域で始まった。その発端は、1960年代後半に始まるアメリカ企業の多国籍化に伴い、アメリカで他国の制度に関心が向けられるようになったことである。続いて73年に設立されたIASBで、会計基準の国際的調和化が議論されるなかで、学界でも調和化へ向けての第一歩として、各国の会計制度・基準と会計環境が、比較・考察されて論じられるようになった。

「日本の会計」については、1980年前後から外国人研究者により、その特殊性が活発に論じられるようになった。黒田(全)がまとめたところによると、外国人により認識された日本の会計の特殊性は、次のとおりである。すなわち、

- ① 企業における財務会計の役割が相対的に小さいこと、
- ② 職業会計士の基準設定に対する影響力が弱いこと、
- ③ 企業の資金調達取引の特殊性、配当の原資としての利益の役割の大きさおよび業績指標としての役割が低いこと、

- ④ 減価償却等、会計上の測定に対して税法基準を介入させていること、
- ⑤ 一般的には棚卸資産の評価に原価基準が適用されていること、
- ⑥ 個別財務諸表に税効果会計が実施されていないこと

などである。¹⁾

チョイ (Choi, Frederick D. S.) は、日本の会計がアメリカの会計といかに異なっているかを最初に実証的に示した。²⁾ 彼が調査を行った 1970 年代当時には、日本企業がアメリカの証券取引所に上場しようと望む場合、日本国内向けの財務諸表とは別に、アメリカの基準に従った 2 次的財務諸表を作成することが、日本企業に求められていた。そこで、チョイは、日本企業の国内向け財務諸表と国外向け財務諸表の財務比率を比較検討した。

また、日本人研究者による外国人のための「日本の制度」の分析と紹介も、この時期に開始された。黒田 (全) は、日本の大企業による外部財務報告についてドイツ語で記述・分析した。³⁾ 飯野 - 井上は、日本の企業会計原則を分析するとともに証券取引法、商法、税法という日本の会計を支える 3 つの柱と公認会計士制度について外国人のために説明をしている。⁴⁾ さらに、チョイ - 平松は、日本の証券取引所および開示制度について分析を行っている。⁵⁾ これらは、主として客観的、記述的な説明であり、その結果、日本の会計について帰納的な理論的構築が試みられるための基礎を提供した。

第 2 節 実証研究

記述的分析に続いて、計量的分析も行われるようになった。桜井は、効率的市場仮説に基づいて、東京証券取引所第 1 部上場企業が定額法と定率法とのあいだで行った会計方針の変更が東京証券市場の株価形成に反映されているかどうかの実証研究を行った。その結果、東京証券市場における株価は定率法への変更による節税効果とキャッシュ・フローに対する影響を織り込んでいることが、実証された。⁶⁾

桜井が効率的市場仮説に基づく実証研究を行う前提として、会計利益の情報

提供機能を重視する考え方がある。桜井は、企業利益測定について、真実性アプローチから有用性アプローチへの変化を、確実性と完全・完備市場、不確実性と完全・完備市場、不確実性・不完備市場を前提とした利益測定を分析することにより説明している。そして、会計利益に対して経営者、株主、債権者間の利害調整機能よりも情報提供機能に優先順位を与えて議論を展開する根拠を、ビーバー (Beaver, William H.) の著書⁷⁾を引用しながら次のように提示している。

まず、確実性の仮定とは、現時点で形成されているあらゆる期待が将来、期待どおりに実現すること、したがって、あらゆる資産や証券の将来価格が既知であることを意味する。完全市場とは、資産や証券の売買が取引コストなしに行われ、いかなる経済主体も裁定利益を得る機会を逃さず、価格が各経済主体の行動によって変化を受けない市場である。完備市場とは、研究開発支出の効果や自己製造暖簾を含む、あらゆる資産・証券について市場が存在し、その市場価格が容易に観察できることを意味する。⁸⁾

完全市場では、資産・証券の購入市場での取替原価、販売市場での実現可能価額が、その資産により生じる将来キャッシュ・フローの割引現在価値と等しくなる。したがって、完全・完備市場ではすべての資産・証券の割引現在価値が市場価格により把握できる。そのため、割引現在価値を基礎とした経済的利益が真実利益と呼ばれ、企業価値を維持したうえでの分配可能額としての属性をもつ。⁹⁾

不確実性のもとでの完全・完備市場では、不確実な将来キャッシュ・フローを生じさせる資産についても市場が存在し、そこで成立する価格は将来キャッシュ・フローの期待値を期待利子率で割り引いた現在価値である。こうした市場価格に基づいて算定される経済的利益には、経営者の当期の意思決定が将来キャッシュ・フローに及ぼす影響が反映されている。したがって、経済的利益が大きいほど、経営者が受託責任を遂行した、と株主が判断することができ、経営者の側でも株主の判断を客観性あるものと受け止めることができるので、経営者と株主との利害の調整が促進される。また、企業価値を維持したうえで

の分配可能性としての利益の属性は、事後的な経済的利益により保持される。したがって、不確実性のもとでの完全・完備市場では、受託責任の尺度、利害調整機能をもつ分配尺度性を備えた経済的利益を算定することができる。そして、完全・完備市場の仮定が維持されるかぎり、時価に基づく資産評価の正当性が支持される。¹⁰⁾

現実世界に存在する不完全・不完備市場のもとでは、市場価格を使用して経済的利益を算定することができない。たとえば、研究開発支出の多くは将来キャッシュ・フローにプラスの影響を及ぼしているはずだが、研究開発支出の効果についての市場は存在しない。そのため、研究開発支出の価値はゼロである。こうした方法で利益を計算すると、研究開発を活発に行えば行うほど、利益が減少することとなる。また、研究開発支出が企業価値に反映されていないので、利益は期首の企業価値を維持したうえでの分配可能性、という属性をもたない。こうして、現実世界では、経営者の受託責任遂行状況および分配可能性の尺度としての経済的利益は測定できない。¹¹⁾

現実世界では経済的利益に代わって、会計利益が利用される。会計利益の真実性は経済的利益の場合とは異なり、利害関係者間で合意されることはない。したがって、経営者の受託責任遂行状況を把握する機能、および分配可能性の尺度としての機能については不十分である。そこで、会計利益には受託責任の遂行の把握・分配尺度性の機能よりも、意思決定のための情報提供機能に優先順位を与える根拠が提示される。こうした根拠により、利害関係者の経済的意思決定に有用な情報を提供することが財務会計の基本目的となり、会計情報利益の有用性に関する実証研究が意味をもつのである。ただし、ここでいう利益の有用性とは、投資家による将来の期待を事後的に修正する、という意味での有用性をいう。¹²⁾以上が桜井の諸説である。

一方、会計システムの選択についての実証研究も行われるようになった。会計システムの選択についての実証研究は、現実世界では会計利益が経営者による受託責任の遂行状況の把握、および分配尺度性を基礎とした利害関係者間の利害調整にも使用されている、という事実認識から出発する。そこでは、エイ

ジェントとしての経営者が、プリンシパルとしての株主に、財務諸表を用いて受託責任の遂行を報告するときに、あらゆる状況を勘案して、どのような会計利益の算定方法を使用するかが問題となる。

桜井・山地は日本企業のディスクロージャー行動をボンディング (bonding) 活動の観点から説明し、実証している¹³⁾。桜井・山地の実証研究の基礎にあるのは、エイジェンシー理論である。つまり、エイジェントである経営者がプリンシパルである資金提供者に提供する情報が不足していれば、資金提供者はリスクを大きく見積る傾向にあり、資本コストが高まる。そこで経営者は、「資金提供者の利益を犠牲にして自らの利益となるような行動は行わない」という保証を行う(ボンディング活動を行う)ために、業務遂行状況について情報提供を行う。これがエイジェンシー理論に基づいた情報公開のメカニズムである。この実証研究では、資金提供者との関係が企業のディスクロージャーの適時性だけでなく、予測利益の算定にも影響を及ぼしていることが判明した。

岡部はエイジェンシー理論に基づいて、日本企業の会計方法の選択を実証している。この実証研究では、規模の大きい企業ほど政治コスト削減のために利益を圧縮する会計手続を採用する、そして負債比率の高い企業ほど利益拡大型の会計手続を採用する、という規模仮説とレバレッジ仮説が、日本企業についても成立することなどが実証されている¹⁴⁾。

こうした一連の実証研究が意味するところは、日本企業の会計行動自体が決して特殊なわけではない、ということである。効率的市場仮説とエイジェンシー理論はアメリカで提唱され、1970年代と80年代にアメリカを中心として世界的に行われた実証研究の基礎を提供した理論である¹⁵⁾。その両理論から導かれた仮説が日本の市場あるいは企業に妥当する、ということは、日本企業の会計行動には一般性がある、ということである。

それに対して浜本は、日本企業の会計政策の特殊性に焦点をあて、会計政策の観点から日本企業の利益圧縮型ないし保守的経理を分析している。浜本は日本企業の会計政策の特質を、会社の株主構成、およびそれと密接に関連する企業金融様式との関連で説明し、その証拠として日本企業の有価証券評価政策を

あげている。¹⁶⁾

浜本は日本企業の会計政策を解明する際に依拠する論拠を、政策決定過程にかかわる企業経営者の動機づけのメカニズムを解明することに求めている。そしてこの作業を、報告利益や負債比率、といった会計数値の大きさが企業のキャッシュ・フロー（ないし株価）に影響し、ひいてはそれが経営者の富や効用に波及効果をもたらす、という一連の因果連鎖を、エイジェンシー・モデルを参考としてモデル化する、という形で進めている。¹⁷⁾ また、保守的経理を成立させる環境要因として資本市場における債務制限条項の役割を明らかにし、エイジェンシー理論の批判的吟味をとおして日本企業の有価証券評価と配当政策について検討し、債権者としての立場が株主としての立場に優先するという、日本における銀行のあり方が、日本企業の保守的経理の根拠である、という論理を展開している。¹⁸⁾

なお、徳賀は日本企業の保守的経理について、どの程度保守的なのか（あるいは、実際に保守的なのか）、保守性は、会計ルールが制度によってそのように設定されているからなのか、あるいは、企業が幅のある会計方法のなかから保守的方法を選好しているからなのか、という問題を提起している。¹⁹⁾ そして、利益の可変領域と最頻利益とを検討し、日本企業の利益の可変領域が大きいことを実証している。²⁰⁾

第3節 ディスクロージャー水準と利益率

効率的市場仮説とエイジェンシー理論に基づく仮説検定から、日本企業の会計行動に一般性があるとされているにもかかわらず、日本企業のディスクロージャー水準の低さと利益率の低さが国内外から指摘されている。これは、日本企業が国内の特殊な制度あるいは環境に適合した結果、と推測される。

日本企業のディスクロージャー水準の低さは1970年代から海外で指摘されるようになった。「ファイナンシャル・タイムズ」による「アニュアル・レポート」の調査報告では、日本企業の「アニュアル・レポート」におけるディス

クロージャー水準は、調査対象となった20カ国中14位であった。²¹⁾

「ファイナンシャル・タイムズ」の調査は、投資家の意思決定に対して有用性はあるかという観点から開示すべき項目を選んでチェック・リストをつくり、各国企業の「アニュアル・レポート」を採点し、分析を行ったものである。ここで開示されるべき項目は、会計基準の国際的調和化に携わる国際諸機関の勧告または基準に基づいて選択されている。日本企業が海外で資金調達を行う場合、国際的な会計基準に基づいて国際的に理解可能なディスクロージャーを行うほうが、投資家の理解が得られ、資本コストが低くなる。また、投資家以外の利害関係者の支持も得られやすくなる。こうした考えに基づくと、「ファイナンシャル・タイムズ」の調査は、日本企業の「アニュアル・レポート」の国際的理解可能性の欠如を指摘したものといえよう。

ところで、国際諸機関により作成される国際的会計基準は、会計基準の国際的調和化を究極の目的としている。しかし、それぞれ異なる環境のもとで慣習となっている会計基準の調和化を行うには、まず各国の会計制度が生み出された背景およびそこにおける会計実践の実態が把握される必要がある。こうした問題意識に従って、日本人により、日本企業のディスクロージャー水準の分析が始められた。

岡田は準備的な研究として、日本企業の自発的ディスクロージャー水準の程度を被説明変数として回帰分析を行った。²²⁾ この実証研究は、企業のディスクロージャーが不確実性を削減するために行われる、というチョイの実証研究の²³⁾ 基本的前提を受け継いでいる。つまり、情報は不確実性を削減するという機能をもつ、という命題を前提としている。実証の結果、不確実性の高い環境のもとにある企業は日本でもディスクロージャー水準が高いことが判明した。

なお、前述の桜井＝山地の実証研究も、ディスクロージャーに関する実証研究である。

岡田および桜井＝山地の実証研究から論理的に解釈されることは、日本企業がディスクロージャーの水準や適時性、予測利益の算定について合理的行動をとっているということである。日本企業が平均してディスクロージャーの水準

が低かったり適時性に欠けていたりする場合には、平均的日本企業のディスクロージャー環境が、高い水準のディスクロージャーや適時的ディスクロージャーを必要としなかった、ということである。

さて、市場で企業は利益をシグナルとして資金調達活動を行う。また、一定の自己資本比率の維持が社債発行の際に義務づけられている。ところが、日本企業の利益率および自己資本比率は平均的に低い。

小田切はイギリスやアメリカ企業と比べて日本の製造業企業の税引後総資産利益率が1970年代以降一貫して低いことを指摘し、この利益率の低さの一因が会計制度の相違にあることを指摘した。²⁴⁾一方、黒田（巖）-折谷は、日本企業の自己資本比率の低さについて、やはり会計制度にその一因があることを指摘している。²⁵⁾

小田切や黒田（巖）-折谷は、資産の時価評価が行われていないことを問題の1つとしている。しかし、資産を再調達原価で評価することが1970年代および80年代に認められていたのは、イギリスだけである。

本書では、資産の時価評価の問題を除いても、日本の会計制度が利益を低く算定する構造にある、ということが述べられている。そして、会計利益が本来経営者による受託責任の遂行状況を把握し、利害関係者の経済的意思決定に有用な情報を提供するという機能をもつにもかかわらず、低い利益を算定する構造が許容された背景が、本書で分析されている。

第4節 法制度の分析

日本の会計は商法、証券取引法、税法により規定されており、「トライアングル体制」と呼ばれている。²⁶⁾トライアングルとは、各法令が別個・独立にあるのではなく、相互に強く結びついている、ということに由来する。つまり、商法がその中心にあって基本法的地位を占める。法人税法によれば、課税所得は商法の計算規定に従って計算され、株主総会で承認された財務諸表上の利益に基づいて算定される。また、証券取引法に基づいて作成される財務諸表の構成

要素，すなわち資産，負債，収益および費用の額は商法の計算規定に従って計算されている。

法目的は，それぞれ次のとおりである。商法は，受託責任の遂行状況の開示と企業の処分可能利益（株主に対する分配可能利益および企業の課税所得）の算定を，法人税法は処分可能利益の算定を，証券取引法は株主その他の投資家に対する投資意思決定情報の提供を主として目的としている。法学的観点からすると，日本の会計を規定する法制度は，トライアングル体制とはなっていない。しかし実務上，国内の株式会社が商法の計算規定および商法の委任を受けた法務省令である計算書類規則をトライアングルの中心として財務諸表を作成しており，トライアングル実務となっている²⁷⁾。

歴史的には，明治商法確立以前に，イギリス型会計報告実践が確立しており，それが大陸型商法会計制度とのあいだに齟齬をきたしたことが実証されている。また，戦後は，特定の株主に財務諸表を提供するのではなく，不特定多数の投資家に財務諸表を公開する，というアメリカ型会計制度が導入されたが，実際に日本の企業会計制度は戦後，アメリカ型の制度とはかなり異なる制度として展開した²⁸⁾。

こうした複雑な現行の企業会計制度に变革を迫る問題として，川村は2つの問題をあげている。1つはデリバティブなどの金融資産の拡大が企業にとって会計面のリスク管理の必要を生み出しているということである。つまり，デリバティブ取引の多くがオフバランスとなっており，さらに損益の確定が決算以前の段階では行われず，貸借対照表にその取引の総額や生じうる会計上の損失リスクが示されない，という問題が生じている。そのため，金融資産の時価基準に従った評価，リスク管理，時価情報の開示が必要となっている²⁹⁾。

あと1つはIASの問題である。アメリカのSECとIOSCOはIASをコア・スタンダードとして一括して承認することを検討しており，IASCも1998年3月にコア・スタンダードとして承認されるように，IASの見直し作業を完了させる予定である。もしコア・スタンダードとして承認されれば，日本企業が海外市場で資金調達を行う際，現地基準の代替としてIASを考慮する選

択肢が与えられるが、その際、金融商品、年金資産などの時価評価が問題となる。³⁰⁾

白鳥は日本の商法の IAS への対応について、商法に直接規定のある項目の IAS に対する対応と、商法の斟酌規定による項目の IAS に対する対応という³¹⁾ 2つの部分に分けて検討している。白鳥は商法に直接規定のある項目として、棚卸資産に対する低価法の適用、金銭債権および有価証券の評価、資産の定義、引当金規定の運用、資本の部の構成をあげ、斟酌規定による項目として、税効果会計、合併に関する会計処理、割賦販売および工事契約の収益をあげて分析している。これらのうち、商法に直接規定のある項目についての議論のほが、日本の会計制度と IAS との相違を明確に浮かび上がらせる。したがって本章では商法に直接規定のある項目についてだけ、白鳥のまとめを概観し、考察を加えることとする。

IAS は棚卸資産の評価としては、時価概念を実現可能価格とする低価基準を強制し、その後時価が上昇した場合上昇分だけ価格を戻すという洗替法の採用を支持している。その論拠は、期待される将来キャッシュ・インフローが減少した分だけ価格を減少させる、という考え方である。³²⁾ なお洗替法とはドイツの商法典第 280 条でいう価額回復命令 (Wertaufholungsgebot) である。つまり、低価基準の適用により価格を評価減した後、時価が上昇した場合、取得原価までの評価増を行う方法である。

日本では、商法第 285 条ノ 2 第 2 項において、

「前項ノ規定ハ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ低キトキハ時価ヲ附スルモノトスルコトヲ妨ゲズ」

とされ、低価基準が任意規定として定められている。低価基準を適用するとき、採用する時価の概念としては、実現可能価格と再調達原価が規定されている。³³⁾ 法人税法では、第 33 条第 1 項で、棚卸資産を含めた資産の評価損の損金不算入が規定されているが、低価基準の適用は認められており、適用される時価の概念を再調達原価としている。³⁴⁾ 強制低価に際しては法人税法で評価増を認めない切放し法が規定されているため、切放し法の採用が会計慣行となってい

³⁵⁾る。一方、ドイツでは第 280 条第 2 項で、切り下げた評価額を税務利益決定上そのまま保持してよいときは、価額を回復させないことができる、と規定されている。そして所得税法第 6 条第 3 項の逆基準性の原則により、価額回復命令採用のインセンティブが弱³⁶⁾い。

白鳥は金銭債権については、IAS が将来キャッシュ・インフローの潜在能力を現在価値で評価することを金銭債権評価に対する基本的考え方としていることもあり、日本の基準と比較すると、不良債権の評価に大きな相違が生じることとなる、と指摘している。IAS の基本的考えが現れている部分として白鳥は、公開草案第 48 号第 82 項で「契約条件が改訂された貸付金については、評価減の額は、改訂前の貸付金の帳簿価額を改訂後の予想キャッシュ・フローの現在価値と比べることにより決定する」と規定されていることをあげてい³⁷⁾る。

有価証券については IAS では時価評価の採用が予想され³⁸⁾、有形固定資産の評価については「評価替実施日における公正価値から、その後の減価償却累計額を控除した評価替額で計上」する方法が認められてい³⁹⁾る。

要するに IAS は、実物資産については取得原価基準を原則としながらも、再調達原価による評価を許容している。また金融資産あるいは金銭債権については基本的に資産の時価評価あるいは将来キャッシュ・インフローの現在価値での評価を採用することが予想される。この考え方は、IASC が採用する資産の定義から生じている。IAS フレームワークでは資産を次のように定義している。

「資産とは、過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をい⁴⁰⁾う。」

さらに、資産に体现される将来の経済的便益を、企業に対する現金あるいは現金等価物のフローに直接または間接に貢献する潜在力である、と定義してい⁴¹⁾る。

このことから、将来企業に資金の流入を確実にもたらすと予想される支出しか、資産とみなさないこととなる。したがって、日本の商法上資産計上が認め

られた繰延資産のうち、創立費、開業準備費、試験研究費はIASに準拠すれば、資産計上することができないことになる。また、新株発行費、社債発行差金は資金調達の必要資金として、資金調達の控除項目とみなされる、と論理的に解釈される。逆に、商品化が確実であり、商品化後開発に見合う資金の流入が十分予測される段階の開発費は、資産計上が強制されることになる。⁴²⁾ なぜならば、特定の企業に帰属する将来キャッシュ・インフローがほぼ確実に期待され、また商品化が確実な段階では、特定の製品に対応させることのできる支出を識別することが可能だからである。したがって、特定の支出からもたらされる特定のキャッシュ・インフローを企業が支配することが可能である。

なお、日本の商法第286条ノ3や企業会計原則でいう「開発費」は、新技術または新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓などのために特別に支出した費用であり、財務諸表規則取扱要領第103では、生産能率の向上または生産計画の変更などにより、設備の大規模な配置替えを行った場合の費用も含まれる。⁴³⁾ IASでいう「開発」とは、商業的生産に先立って、「研究」成果やその他の知識を適用して、新しい、あるいは実質的に改良された材料、装置、製品、製造方法、システムまたはサービスの生産計画または設計へと具体化することであり、⁴⁴⁾ 通常「開発」活動に含まれるのは、たとえば、代替的製品または製造方法の評価、製品化以前の型・モデルをデザインしたり組み立てたり、テストすること、道具などのデザイン、パイロット・プラントのデザイン・建築・操業、⁴⁵⁾ といった活動であり、日本で開発費に含められる新経営組織の採用は、IASでは開発費として予定されていない。

引当金の概念については日本の商法とIASとで大きな相違はないが、運用の点で相違がみられる。白鳥によると、日本では計算の確実性が重視されるのに対して、IASでは情報の迅速性が重視されるため、日本のほうが引当金計上時期が遅くなる、ということである。また、退職給与引当金と企業年金については、IASCではまだ審議中だが、負債計上額は現在価値で評価した実質金額であろうことが予測される。⁴⁶⁾

資本の部については、日本では商法で規定されたものだけが記載される。一

方、IAS フレームワークは持分を「すべての負債を控除した後の企業の資産に対する残余請求権」と規定している。⁴⁷⁾日本では新株引受権付社債のうちの新株引受権の評価部分と在外子会社等の財務諸表上の換算によって生じる為替換算調整勘定は負債あるいは資産に含められるが、IAS に従うと、そうした項目は資産あるいは負債の定義を満たさない、として資本の部の増減項目として扱われる。⁴⁸⁾

なお、ドイツでは新株引受権付社債の発行に際して持分取得転換権および持分取得選択権について得る金額は、商法典第 272 条第 2 項 2 により、資本準備金に繰り入れなければならない。⁴⁹⁾こうして、ドイツは日本と同様に会計が商法により規定されているが、規定のあり方が同じわけではない。

以上のように、日本の商法会計規定と IAS との決定的相違は、資産概念およびその評価基準である。日本では商法の規定にもその解釈指針としての企業会計原則にも、資産の定義はみられない。資産評価の点では、確実性および資本維持の原則との適合性という観点から現行の取得原価主義が規定された経緯が議会の議事録に記録されている。⁵⁰⁾

一方、IAS ではフレームワークで資産、負債、持分が定義され、資産、負債の定義に該当しない項目は持分の部で加減されている。資産については、将来のキャッシュ・インフローが確実と予測される支出だけを資産とするところから、日本の現行商法で規定された繰延資産の貸借対照表計上可能性と乖離する。また、将来確実視されるキャッシュ・インフロー、という定義から、金銭債権を初めとした資産の評価には時間価値の導入や時価評価が選好される。

こうした時間価値の導入および時価評価が有効となるには、ビーバーが述べるように、不確実性は存在するとしても、完全・完備市場が存在することが必要である。金融資産については、この要件はほぼ満足されていると考えてよい。市場が整備されていることを前提とすると、金融資産のうちかなりのものが、情報提供を行ううえで時価評価が有効となるかもしれない。ただし、金融資産のあらゆるものを時価評価すると、評価益として、資本剰余金とも利益剰余金ともつかないものが入り込み、資本と利益とを区別する点からも問題とな

る。

そこで検討しなければならないのが、実現概念をどこまで拡張するか、ということである。現行商法の規定を策定する経緯が記された議事録で「确实性」という文言がみられるのは、実現基準を意味しているにとらえてよからう。この実現基準は、実物資産が経営の中心だったときには、業績利益をとらえるうえからも、⁵¹⁾ 配当可能利益を算定するうえからも、有効であった。しかし、デリバティブの登場により金融資産の重要性が大きくなっている現在、金融資産については時価を付するほうが情報提供のうえから望ましい状況になっており、商法会計のなかで情報伝達会計と配当可能利益算定会計とを分けて考えることも検討する⁵²⁾ 必要が生じている。ただ、分けて考えることが、利益を2通り算定することに直結はしない。

醍醐は利益の性質を業績指標と分配可能性指標とに分け、両者をつなぐ概念が実現概念である、としている。その際、日本では分配可能性指標が上位となつて業績指標との橋渡しが行われているのに対して、⁵³⁾ イギリスでは業績指標が上位となつて両者間の橋渡しが行われている、としている。

齊藤と醍醐の見解は、個別財務諸表に関するものである。一方、連結財務諸表も視野におきながら、2通りの利益をいったん分離してから連結することが提唱されている。⁵⁴⁾ 伊藤は会計制度を配当計算規定を支える3つの基軸からなる空間としてとらえている。その3つの基軸とは、利害関係者(stakeholders)保護、利害関係者保護実現のための配当(dividends or distributions)規制アプローチ、配当規制を支える「資本と利益の区別」に代表される会計(accounting)上の軸、としている。

伊藤の主目的は上記3軸の関係性のなかで、会計制度のダイナミズムを分析することであり、主たる分析対象をアメリカの会計制度としている。しかし、日本の会計制度についても、インプリケーションをもたらしている。

伊藤は、トライアングル体制のなかにある現在の日本の会計制度を「強均衡アプローチ」とおき、IASに対する日本の制度効率的な対応を「弱均衡アプローチ」、すなわち、「⁵⁵⁾ トライアングル体制の分離と連結」に求めている。トラ

イアンゲル体制の分離とは、業績利益と処分可能利益との分離を意味する。IASには、金融資産の時価評価など日本の現行商法では受け入れられない要素が含まれている。伊藤は、会計利益の算定で資産の時価評価を認め、包括的利益概念を導入し、商法上の配当可能利益の算定に際しては、認識された保有利得を未実現利益として除く、という方式を提唱している。そして、株主持分の1項目として記載される保有利得を実現するまで、配当不能剰余金としてとらえようとしている。⁵⁶⁾ こうして伊藤は日本の現行の会計制度を著しく変更することなく、IASで規定される金融資産の時価評価の問題を解決しようと試みる。

伊藤が述べる日本の会計の環境変化は、IASを外圧としてとらえるものだけではない。伊藤は日本の会計制度をとりまく環境変化として、IASに対する対応の必要性のほかに、将来の持株会社解禁に伴う連結配当の問題、金融商品の問題、年金会計の問題をとらえている。いずれの問題も、会計利益を一元的にとらえようとする現行制度に無理が生じていることを喚起する問題である。

伊藤が具体的に提唱している解決方法は、商法上の配当可能利益の算定と企業利益の算定に関するもので、トライアンゲル体制の一辺に関するものである。伊藤は課税所得と企業利益の算定との関係については述べていない。

課税所得と企業利益との関係については、確定決算主義が規定されている。確定決算主義とは、商法上確定した決算に基づいて課税所得を算定する旨を規定する要求である。この確定決算主義の論拠は次のとおりである。武田は「租税は本来、納税者間に公正性 (Gerechtigkeit) が維持されるような形で負担されねばならない」とし、税務上の公正性という概念を課税の公平性と同値であるとしたうえで、課税の公平性の意味を次のように述べている。

「課税の公平性とは、税務上、同一の給付能力を有するすべての人は同一の課税を受けなければならない。」

こうして、給付能力の最善の尺度が「所得」(income; Einkommen)に求められるのである。ただし、武田は、制度会計の共通課題が「正しい利益の計算」に求められるものの、商法、税法、証券取引法それぞれの法目的が異なる

ために、利益の「正しい」という概念内容に差異を生じさせている、と述べている。そして、証券取引法会計は期間損益の比較可能性と開示による投資家保護、商法会計は債権者の債権担保力の保全と配当可能利益の確定、税務会計は課税の公平性を理念とすることから、経済的に処分力ある利益を適正に計算することを課題とする、としている。⁵⁷⁾

この確定決算主義について、主として次の3つの立場から反対論が提起されている。すなわち、

- (1) IASの導入の障害の1つとなっていること⁵⁸⁾
- (2) 課税所得の算定と企業利益の算定との目的異質論
- (3) 逆基準性の問題

IASとの関係については、たとえば、開発費の資産計上がIASで強制されており、この規定を日本で国内化する場合など、課税所得の増加を理由に基準の国内化が困難となる、という主張がある。吉牟田は、この主張に対して次のように述べている。

「企業会計上、開発費は資産計上が正しいとか、短期有価証券の評価は時価基準が正しいとかいうことが国際基準となり、それが国内基準の改訂ともなり、わが国の商法がそれによって改められたりすることが、この問題の進展の姿であると考えられる。そうすると、税法だけが、国際的にも、国内的にも正しいとして世界を通じて行われる会計処理と離れて、現行どおりの甘い誤った処理を認め続けると考えるのがそもそも誤解なのである。税法も商法と同じ開発費は資産計上に改正されようし、資産評価も、昭和40年法人税法改正前の時価以下主義に現行の取得原価主義から改められると考えられるべきなのである。そうなれば、企業会計の処理と税法の処置は同じであり、確定決算主義でも何らの支障もないのである。⁵⁹⁾

一方、浦野は、IASが「比較可能性プロジェクト」⁶⁰⁾で許容される会計処理の幅を削減したことが、税法が一貫して追求してきた公平性の実現という課題と対応する、と述べている。したがって、IASの「比較可能性プロジェクト」が確定決算主義の根拠を強める、と述べる。

『財務諸表の比較可能性』の追求というIASの視点は、企業間比較を重要な地位に押し上げる点で、近代会計理論の根幹である同一企業の『期間損益計算』という動的論理の中に、企業間比較の追求といういわば静的理論をもち込むものでもある。ところが、その追求は、税法が最も重視する課税公平原則の前提となる企業間比較も、その視野に含め得ることになり、確定した決算に（相対的にはあるが）より客観化し得る根拠を求める確定決算主義の原点にも接近してくる。⁶¹⁾

確定決算主義を支持する論拠は上記のように、確定決算主義の政策性をその本来のものではないとし、課税の公平性を強調したものである。一方、目的異質編に対して醍醐は、課税所得の算定も、企業利益の算定も、経済的実質を重んじる、という点から同質であり、また税制が担う社会経済政策目的が申告調整を通じて実行できないわけではない、と反論している。⁶²⁾

逆基準性を論拠とした確定決算主義反対論としては、たとえば、貸倒引当金の設定に際して、本来企業が過去の経験などから危険の発生の確率を考えて、引当金を設定すべきであるとして、多くの企業が単純に税法基準に従っている、というものである。⁶³⁾ こうした主張に対する反対意見としては、醍醐による有税引当の分析がある。⁶⁴⁾ つまり、企業会計上損金算入額を超えた引当計上が必要であれば、企業の側が税金を支払って、引当金を計上すればよい、ということである。

また、吉牟田は次のように述べている。

「引当金と確定決算主義の問題を本格的に取り上げて議論するならば、(i) 税法上の限度額をこえて企業会計で引当てられている例の多い退職給与引当金、(ii) 税法上の限度額とほぼ同額が引当てられている製品補償引当金や特別修繕引当金、(iii) 大蔵省からも限度引下げや廃止が常に提案され、税法限度のため過大又は不要な引当であると見られている貸倒引当金や賞与引当金（税法側からは退職給与引当金も限度引下げが提案されている）について、費用収益対応の立場から、むしろ限度額の引下げ、制度廃止を提案すればよく、確定決算主義を廃止することによって、社会的に妥当な引当額に税法上、会計

上とも是正されることになるものではないのである。⁶⁵⁾」

逆基準性の問題については次のように論じている。すなわち、企業が「適正基準に基づく費用化額」を算定して、その適正性を主張できるだけの基礎をもち合わせていないことが逆基準性の原因ではないか、ということである。そして、確定決算主義を前提として、次のように述べている。

「企業としては、自己の適正と認める会計処理を実施し、現状において税務の基準と一致しない部分については税効果会計の適用により、利益表示の適正を担保すべきものであろう。しかるに、個別財務諸表の領域について、未だ税効果会計の基準の設定すら検討されていない現状である。⁶⁶⁾」

企業会計の側で「適正基準」の主張を行えるだけの理論武装の必要性を主張するこの意見は、企業会計を専門領域とする者にとって重要な意見と考える。とくに、基準性の原則が存在しているドイツでは、資産概念が明確なため、リース資産の資産計上に関して、基準性の原則を理由とした反対意見が表面に出ることはなかった。⁶⁷⁾ただ、企業としてはできるかぎりキャッシュ・フロー・ポジションがよくなる会計処理方法を選択するのは無理もないことである。

租税法の立場からは、企業会計、税務会計とはまた異なった立場が述べられている。宮島・中里は、課税所得計算が企業会計に基づいているのは論理的に必然的なことではなく、企業の計算の2度手間を省けるという実際的理由に基づくに過ぎないとしている。⁶⁸⁾

また中里は、

「憲法第84条による租税立法主義のきついしぼりの中にある租税法において、議会の制定したものでない企業会計原則が課税所得算定の法的基準たりえないことは自明の理である。……中略……もっとも現行の制度も、法人税法が依拠しているのは、企業会計原則ではなく商法である……」としたうえで、次のように述べている。

「課税の目的は、財政目的（収入獲得）と政策目的（政策的誘導の手段として租税制度を利用すること）の2つである。このうち、財政目的のみが課税の目的であれば、企業会計に準拠して課税所得を算定する制度であまり不都合は

ないのかもしれない。しかし、政策目的が重視されるようになると、確定決算主義は維持されにくくなるかもしれない。」

具体的には中里は、付加価値税やレント・タックス (rent tax) が中立性の見地から望ましく、企業課税が付加価値税などへの変化をたどるとすると、商法とのリンクは断ち切れよう、としている。⁶⁹⁾

租税法が財政目的と政策目的のいずれに重点をおくべきか、という目的自体の論議は、本書の範囲外である。ただ、確定決算主義について論じる場合、会計学者のあいだでは、租税法の目的が何であるか、という前提がまちまちのまま議論が行われていた。議論の前提を整理することが重要である。また、課税対象としてはいろいろなものが考えられるが、確定決算主義では確定した所得を課税対象として選んだ、という基本的視点に帰ることも重要であろう。

課税所得計算と企業利益の算定との関係は、租税法の目的がどのように重点を移すかにも依存しよう。このため、確定決算主義を廃すべきかどうかの問題は、企業会計の範囲を超えている。企業会計の問題としては、企業利益の意味と企業会計上何が適正か、ということが重要であろう。

以上のように、記述的研究、実証研究、法制度の研究から、「日本の会計」の特殊性が浮かび上がってきた。その反面で、一定の状況に対して合理的に適合する、企業の会計行動もうかがわれた。

こんにちみられる企業会計の新しい動きは、IAS に対する対応だけを問題としているのではない。企業会計上、原価と実現だけを基軸とする会計では対処できないような取引が現れてきている一方で、企業の資金調達取引のあり方が多様化し、経営者のガバナンスのあり方が会計との関連で問われている。したがって、企業会計を専門とする者としては、企業会計上何が適正か、という相対的真実性について、今後従来にもまして議論を展開する必要性が生じている。

IAS の日本企業に対する影響が大きくなると予想されるこんにち、企業会計上新しい問題が生じるたびに、一定の目的に照らして何が適正かという議論よりも、IAS との関係が議論される傾向がある。これは、ビーナー (Biener,

Herbert) や伊藤が述べるように、SEC が IOSCO をとおして US-GAAP を国際基準としようとしている、という政治的観点からの懸念⁷⁰⁾が一因と受け止められる。政治的観点からの考察は非常に有用かつ貴重である。しかし一方で、メインバンク制度がもはや市場の代替として機能していないこんにち、日本の株主の特殊性を考察し、本来の市場ではガバナンスの主体者としてはどのような者が適切か、機関投資家あるいは個人株主といった株主の力を強めるためには、どのような会計システムが望ましいかを分析することが重要である。

次章以降は、日本の会計が大きな転換期にあることを認識し、戦後の日本の会計制度と会計環境のなかで企業会計がどのように運用されてきたかを整理することにより、日本の企業会計が国際的調和化を図る内発性を検討する。

注

- 1) 外国人が指摘した「日本の会計」の特殊性は、次の論文にまとめられている。黒田全紀「財務会計の現状と課題」『会計』第 149 巻第 3 号 (1996 年 3 月), 1-38 ページ, とくに, 8-11 ページ。
- 2) Choi, Frederick D. S., "Primary-Secondary Reporting: A Cross-cultural Analysis," *The International Journal of Accounting*, Vol. 16, No. 1 (Fall 1980), pp. 38-104.
- 3) Kuroda, Masatoshi, „Externe Rechnungslegung der Großunternehmen Japans," *Die Betriebswirtschaft*, 41. Jg., Heft 3 (September 1981), S. 433-466.
- 4) Iino, Toshio and Ryoji Inoue, "Financial Accounting and Reporting in Japan," in Holzer, H. Peter ed., *International Accounting*, New York: Harper & Row, Publishers, 1984, pp. 369-380.
- 5) Choi, Frederick D. S. and Kazuo Hiramatsu eds., *Accounting and Financial Reporting in Japan*, Wokingham: Van Nostrand Reinhold, 1987.
- 6) 桜井久勝「減価償却変更企業の利益趨勢と株価動向」『会計』第 131 巻第 3 号 (1987 年 3 月), 56-68 ページ; 同著『会計利益情報の有用性』千倉書房, 1991 年, 333-359 ページ; 石塚博司・河 榮徳「会計方法の変更に対する資本市場の反応(1)(2)」『会計』第 130 巻第 3 号 (1987 年 3 月), 61-86 ページ, 同第 4 号 (1987 年 4 月), 10-18 ページ; 香村光雄著『現代企業会計と証券市場』同文館, 1987

年参照。

- 7) Beaver, William H., *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, New Jersey: Prentice-Hall, 1981. 伊藤邦雄訳『財務報告革命』白桃書房, 1986年。
- 8) *Ibid.*, p. 59; 桜井久勝著, 前掲書, 25ページ。
- 9) *Ibid.*, pp. 60-73; 同上, 26-28ページ。
- 10) 同上, 29-32ページ。See, *ibid.*, pp. 96-98.
- 11) 同上, 33-34ページ。
- 12) 同上, 32-39ページ。
- 13) 桜井久勝・山地秀俊「株式安定化が会計情報公開に及ぼす影響」『企業会計』第42巻第7号(1990年7月), 72-78ページ。この論文は本書第8章でレビューする。
- 14) 岡部孝好著『会計報告の理論—日本の会計の探究—』森山書店, 1994年。この部分については, 本書第3章で詳述する。
- 15) 会計の実証研究の系譜と分析については次の書参照。Watts, R. L. and J. L. Zimmerman, *Positive Accounting Theory*, New York: Prentice-Hall, 1986. 須田一幸訳『実証理論としての会計学』白桃書房, 1991年。効率的市场仮説に基づく諸研究については, 桜井久勝著, 前掲書にまとめられている。
- 16) 浜本道正「日本型会計システムの特質とその成立基盤」『會計』第147巻第4号(1995年4月), 1-16ページ。
- 17) 浜本道正「会計ルールの経済的影響」『企業会計』第41巻第1号(1989年1月), 118-122ページ。
- 18) 浜本道正「保守的經理の経済的インパクト」『JICPA ジャーナル』第2巻第9号(1990年9月), 19-23ページ。
- 19) 徳賀芳弘「会計制度・会計実務の国際比較方法試論—量的比較に焦点を当てて」『経済学研究』第62巻第1~6号(1996年), 295-305ページ。
- 20) 徳賀芳弘「利益数値の国際比較方法—会計制度の定量的比較を中心として—」『會計』第150巻第6号(1996年12月), 66-81ページ。
- 21) Lafferty, Michael and David Cairns, *Financial Times World Survey of Annual Reports 1980*, London: Financial Times Information, Ltd., 1980.
- 22) 岡田依里「日本の開示環境と企業の開示行動に関する序説的研究」『六甲台論集』第33巻第2号(1986年7月), 14-33ページ。本書第8章参照。
- 23) Choi, Frederick D. S., "Financial Disclosure and Entry to the European Capital Market," *Journal of Accounting Research*, Vol. 11, No. 2 (Autumn 1973), pp. 159-175.

- 24) 小田切 宏「利益率と競争性」今井賢一・小宮隆太郎編『日本の企業』東京大学出版会, 1989年, 215-233 ページ。本書第6章(201 ページ)参照。
- 25) 黒田 巖・折谷吉治「わが国の『金融構造の特徴』の再検討」『金融研究資料』第2号(1979年4月), 1-24 ページ。
- 26) See, Arai, Kiyomitsu and Shiratori Shonosuke, *Legal and Conceptual Framework of Accounting in Japan*, Tokyo: JICPA, 1991.
- 27) 神田秀樹「商法会計のゆくえ」『企業会計』第48巻第9号(1996年9月), 26-27ページ。
- 28) 千葉準一「国際的環境下における日本会計制度研究の諸問題」『会計』第145巻第2号(1994年2月), 20-21 ページ。
- 29) デリバティブについては, 次に詳しい。古賀智敏著『デリバティブ会計』森山書店, 1995年。
- 30) 川村正幸「会社会計法の課題－問題提起－」『商事法務』第1432号(1996年8月25日), 2-7 ページ参照。
- 31) 白鳥栄一「国際会計基準とわが国の会社法」『商事法務』第1432号(1996年8月25日), 7-14 ページ。
- 32) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard IAS 2: Inventories* (revised 1993), London: IASC, 1993, pars. 29-30.
- 33) 若杉 明著『第4版精説財務諸表論』中央経済社, 1996年, 116 ページ。
- 34) 福岡宏治編『平成8年版法人税の決算調整と申告の手引き』財団法人納税協会連合会, 1996年, 532 ページ。
- 35) 白鳥栄一, 前掲稿, 10 ページ。
- 36) シュヴァルク, E. 「西ドイツにおける資本会社外部報告会計の基本構造」黒田全紀編著『解説西ドイツ新会計制度』同文館, 1987年, 43 ページ。
- 37) 白鳥栄一, 前掲稿, 14 ページ。International Accounting Standards Committee, *Exposure Draft E48, Proposed International Accounting Standard: Financial Instruments*, London: IASC, 1994, par. 82.
- 38) 白鳥栄一, 前掲稿, 11 ページ。これは, FASB 基準書第115号の影響であることが予想される。Cf. Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standard No. 115: Accounting for Certain Investments in Debt and Equity's Securities*, Stamford: FASB, 1993, par. 15. なお, この基準書に論理的整合性があるかどうかについては, 慎重な検討を要する。
- 39) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard IAS 16: Property, Plant and Equipment* (revised

- 1993), London: IASC, 1993, par. 30.
- 40) International Accounting Standards Committee, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, London: IASC, 1989, par. 49.
 - 41) *Ibid.*, par. 53.
 - 42) 白鳥栄一, 前掲稿, 11 ページ。International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard IAS 21: The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* (revised 1993), London: IASC, 1993, pars. 17, 30.
 - 43) 熊本岳雄「開発費」神戸大学会計学研究室編『第四版 会計学辞典』同文館, 1984年, 147 ページ。
 - 44) International Accounting Standards Committee, *op. cit.* (1993), par. 6. 植野郁太編『研究開発費会計』関西大学出版部, 1982年, 5-12 ページに、「研究開発」、「開発」、「試験研究」といった用語の不統一性が論じられている。
 - 45) *Ibid.*, par. 9.
 - 46) 白鳥栄一, 前掲稿, 12 ページ。
 - 47) International Accounting Standards Committee, *op. cit.* (1989), par. 49.
 - 48) 白鳥栄一, 前掲稿, 12 ページ。
 - 49) ドイツにおける新株引受権付社債の会計処理については, 次の論文参照。ブッセ・フォン・コルベ, W. 「新株引受権付社債の会計処理」黒田全紀編著『ドイツ財務会計の論点』同文館, 1994年, 149-183 ページ。
 - 50) 法務委員会議録第 16 号, 昭和 37 年 3 月 15 日。
 - 51) 浜本道正「利益情報の役割と資産評価」『企業会計』第 48 巻第 9 号 (1996 年 9 月), 116-118 ページ。
 - 52) 斉藤静樹「日本の会計基準とディスクロージャー制度—資産評価の考え方と問題点」『金融研究』第 12 巻第 3 号 (1993 年 9 月), 76-77 ページ。
 - 53) 醍醐 聡「資産の評価益の実現と配当可能性—イギリスの会計基準の動向を素材として」『COFRI ジャーナル』No. 22 (1996 年 3 月), 96 ページ。
 - 54) 伊藤邦雄著『会計制度のダイナミズム』岩波書店, 1996 年。
 - 55) 同上, 419 ページ。
 - 56) 同上, 460-462 ページ。
 - 57) 武田隆二著『法人税法精説』森山書店, 1982 年, 3-23 ページ。
 - 58) 確定決算主義の賛成論と反対論については, 次の論文に適切にまとめられている。吉牟田 勲「確定決算主義—最近の批判的論文を中心に—」『日税研論集』第 28 巻, 1994 年, 259-287 ページ。吉牟田はここにあげられている問題のほか

に、企業会計が取得原価主義に基づいているため、所得の発生認識を狭くしているため、確定決算主義を廃し、税法は時価主義、発生主義によることを提唱した論文、産業政策と関連して日本の経済開発に貢献した確定決算主義は有効性を失ったので廃止すべきとする論文をあげている。宮島 洋「租税論から見た確定決算主義と申告調整主義」『租税研究』第 528 号（1993 年 10 月）、41-50 ページ；岡田依里「確定決算基準離脱に関する一考察」『税経通信』第 49 巻第 7 号（1994 年 6 月）、17-23 ページ。なお、確定決算主義の問題については第 5 章で詳述する。

- 59) 吉牟田 勲, 前掲稿, 265-266 ページ。
- 60) International Accounting Standards Committee, *Statement of Intent: Comparability of Financial Statements*, London: IASC, 1990 ;—, *Comparability of Financial Statements: Revised International Accounting Standards 1993*, London: IASC, 1993.
- 61) 浦野晴夫著『会計原則と確定決算基準主義』森山書店, 1996 年, 82-83 ページ。
- 62) 醍醐 聡「確定決算主義と逆基準性」『JICPA ジャーナル』第 6 巻第 5 号（1994 年 5 月）、41-45 ページ。
- 63) 須田一幸・佐藤文雄・山野義明「確定決算主義の影響—貸倒発生率の分析から—」『産業経理』第 54 巻第 1 号（1994 年 4 月）、72-82 ページ。
- 64) 同上。
- 65) 吉牟田 勲, 前掲稿, 265 ページ。
- 66) 武田隆二「確定決算主義と会計基準」『企業会計』第 48 巻第 1 号（1996 年 1 月）、30-31 ページ。
- 67) 木下勝一著『リース会計の論理』森山書店, 1985 年, 167-213 ページ。
- 68) 宮島 洋「企業会計と税務会計—租税論からの検討—」『金融研究』第 12 巻第 3 号（1993 年 9 月）、66 ページ；川村正幸「企業会計法の課題—問題提起—」『商事法務』第 1432 号（1996 年 8 月 25 日）、6 ページ。
- 69) 中里 実「租税法と企業会計（商法・会計学）」『商事法務』第 1432 号（1996 年 8 月 25 日）、30 ページ。
- 70) Biener, Herbert, „Rezeption der US GAAP über IOSCO und IASC?,” in Förtschle, Gerhard, Klaus Kaiser und Adolf Moxter Hg., *Recnenschaftslegung im Wandel*, München: C. H. Beck'sche Verlagsbuchhandlung, 1995, S. 99-103. 伊藤邦雄著『会計制度のダイナミズム』岩波書店, 1995 年, 435-439 ページ。

第3章

会計環境としてのメインバンク制度

——諸研究と定義——

第1節 日本の会計環境としてのメインバンク制度

メインバンクにはいろいろな定義づけが行われている。その定義づけはメインバンク制度をどのようにとらえるかに依存する。本章は、日本の高度成長を支える1つの要因となったメインバンク制度を、内部化理論、情報生産者仮説、エイジェンシー理論、不完全契約の理論およびコーポレート・ガバナンスの理論の枠組みから説明し、その機能を概観したうえで、メインバンクの定義を導き出すことを目的とする。

本章ではまず、メインバンク制度の生成の歴史について概観する。続いてメインバンク制度を説明する種々の理論的フレームワークを概観し、メインバンクの定義を導く。さらに、その定義からメインバンクの機能を明らかにし、最後に、日本の会計制度および企業の会計行動との関連を暗示する。

第2節 メインバンク制度生成の歴史

メインバンク制度は、岡崎によると、自然発生的に生成したものではなく、次のような経緯を経て政府により意識的につくられたものである。メインバン

ク制度の基礎は、第2次世界大戦中、戦時経済下で形成された協調融資団に求められる¹⁾。

第2次世界大戦前の日本経済では、株式を通じた資金供給が大きな役割を果たしていた。この資金供給パターンは戦前には、多額の資産を所有し、資産を多様化することのできる富裕な資産家が存在したことにより可能であった。株式による資金供給の役割は、当時の日本企業にみられたコーポレート・ガバナンスと関係がある。これは1899年制定のドイツ法の系統に属する株主総会中心主義を特徴とする。すなわち、戦前、株主は株主総会で法律、定款に定められたことに限らず、あらゆる事項について決議する非常に強い権限をもっていた。こうして戦前には株主による経営者のモニタリングが実際に機能していた²⁾。

株主によるコーポレート・ガバナンスが行われるもとの、経営者に対するインセンティブ・システムも株主の利益と合致するように設計されていた。とくに、財閥系企業については所有と経営が分離し、モニタリング制度により非財閥系企業よりも分権的だったため、配当性向が高かった。株主によるモニタリングが行われるもとの、戦前の企業は利益の大部分を配当に割り当てていた。岡崎の調査によると、1921年から36年のサンプル企業の平均配当性向は70%に達している³⁾。

第2次世界大戦における戦時経済では労働者の地位を安定させ、軍需産業に優先的に資源を配分する必要があったため、上記のような企業システムの変更を必要とした。戦争初期の段階で問題となったのは、戦前の労使関係が労働者の労働意欲を低め、労使関係を不安定にする、ということであった⁴⁾。また、第2次世界大戦時の経済システムは、消費に配分されていた資金を吸収して軍需産業と資本蓄積へ振り向けるよう構築される必要があった。さらに、計画経済のイデオロギーの影響を受けた政府は従業員の利益を尊重するために、株主の利益を抑制し、利益の分配システムを従業員に有利なように制度化することを支持した。そして政府は国家総動員法第11条で配当の制限を行った。1938年に施行された国家総動員法第11条では、10%以上の配当を実施している企業

は、配当率を上昇させようとするときは大蔵大臣の許可を要する旨、および、6%の配当率としてすでに登録している企業が2%以上配当率を上昇させようとするときには、同様に大蔵大臣の許可を要する旨が規定されていた。この規定の影響で、高い配当率を維持していた企業の株価は大幅に下落した⁵⁾。

一方戦時中、日本の民間貯蓄率はきわめて高く、家計の投資・貯蓄バランスは1936年から40年で国民総生産の15%、41年から45年までは22.3%であった。政府は資本蓄積と軍需支出を増加させる必要性を感じていたので、正式に国家貯蓄促進キャンペーンを行い、38年度の貯蓄目標として国民総生産の30%である80億円を設定した。そして、民間貯蓄の余剰をもって政府と企業部門の欠損を補填しようとした。この計画は39年から始められた資金統制計画に組み込まれた。国民の貯蓄を吸収しようというこの計画は、金融新体制をつくり出した。

この金融新体制のもとでは、企業への資金貸付の基準は返済可能性ではなく、プロジェクトの国家目的への貢献であった。そして、金融規制を強化することにより、当時企業経営に対して統制力をもっていた株主の力を弱めようとした。1940年、政府（厳密には企画院）は「経済新体制確立要綱」の草稿を作成し、企業改革の手段として企業経営を株主の利潤追求動機（配当およびキャピタル・ゲイン追求）から解放すべき旨を記した。さらに、同時に「財政金融基本方策要綱」を作成した。この要綱の意図するところは、信用を基準とした審査に基づいて資金配分を行うのではなく、国家に必要な財を供給できる企業に傾斜的に配分することであった。この意図を達成するため、政府は金融機関に対して次の措置をとった。すなわち、①合併、②指定銀行制の指示、および③所有形態としてはプライベートであり、経営形態としては国家により経営された、金融システム⁶⁾の創造である。

1942年には、全国金融統制会が結成された。この組織の主たる目的は、日本銀行の指導のもとに協調融資団をつくることを支援することである。全国金融統制会は融資団のトップの銀行に借手のモニタリングを行うことを指示した。この委譲されたモニタリング、つまり、トップの銀行がモニタリングの結

果下した判断に他の銀行が従う、というモニタリングのパターンは戦後のメインバンク制度と類似しており、メインバンク制度の原型と考えられている⁷⁾。

1942年には企業の借入れ依存度が飛躍的に高まり、金融機関による企業株式の保有割合がかなり上昇した。たとえば、35年には、三菱重工業の10大株主に該当する金融機関の株式保有割合は16%だったのが、42年には22.5%、60年には90.2%に高まっている。財閥系としては金融機関による株式保有割合が少ない三菱鉱業でも、35年に4.9%だったのが、42年には22.5%、60年には56.4%となっている⁸⁾。

尾は、上記のような戦時経済とメインバンク制度形成のプロセスを分析し、メインバンク制度構築の前提として、次の4つをあげている。すなわち、①銀行産業の集中化、②銀行借入れに対する高い依存度、③戦時下の金融統制による銀行と企業との緊密な結びつきの形成、および④株主の力の低下である⁹⁾。

①の銀行産業の集中化については、メインバンク制度の形成にとって大規模かつ健全な銀行の存在が不可欠である。1901年には1,890行あった日本の銀行は、45年末には61行となった。この減少には、次の4つの原因がある。まず第1に、20年、22年、および27年の金融恐慌で小規模銀行が倒産するかあるいは大規模銀行に吸収された。第2に、28年に施行された銀行法により、政府は政策として合併を促進した。政府は銀行法に銀行の最低資本金の基準を設け（都市部の銀行については200万円、その他の銀行については100万円）、その基準に満たない銀行は32年までに合併するよう圧力をかけた。第3に、40年代の銀行集中化については、戦時下の金融統制により軍需産業に優先的に資金が配分された結果、農村部に多い、軍需産業でない企業が衰弱し、それらの企業を顧客としていた地方銀行が大規模銀行に吸収される選択を行った。第4に、大蔵省と日本銀行が効率性の名のもとに、しばしば直接的に合併の提案を行った¹⁰⁾。

②の銀行借入依存度の高さも、日本に最初からみられた現象ではない。日本企業の資金源は日中戦争前までは主として内部資金と新株発行だったのが、1934年から44年までに企業の銀行借入依存度が劇的に高まる。34年、工業に

従事する企業についてはその資金源の割合が、内部資金 54.8%，新株発行 55.4%，社債発行 2.8%，銀行借入れ -11.4% だったのが、39年には内部資金 27.1%，新株発行 26.7%，社債発行 7.9%，銀行借入れ 38.4% となり、44年には内部資金 24.2%，新株発行 9.1%，社債発行 8.3%，銀行借入れ 57.8% となっている。この企業財務の変化は資本集約的な重工業が政府の政策として重視された結果、企業がもはや投資を内部資金に依存することができなくなったことが原因である。重工業への傾斜は、従業員 5 人以上の企業についてみると、24年の段階で、鉄、金属、機械産業に属する企業では生産高の割合が 23.4% であり、繊維、食品の割合が 60.5% だったのが、34年には前者 43.2%、後 42.2% となり、42年には前者 66.0%、後 18.7% となったことにより明らかである。¹¹⁾

③の直接的戦時金融統制については、まずこの時期に行われた企業の分類について述べなければならない。1937年にこの統制のもと、企業が3つのカテゴリーに分類された。1つは、長期資金に対する要求がほぼ認められる企業のカテゴリー、第2は、ときどき長期資金の要求が認められる企業のカテゴリー、第3は、通常認められない企業のカテゴリーである。

同年、日本興業銀行が資金をコントロールする中央機関となり、1939年、政府は特定の企業に資金貸付を行うよう日本興業銀行に命令する権限を得ることとなった。40年には政府は日本興業銀行以外の銀行に対しても資金貸付を命令する権限を得た。商業銀行は大規模貸付のリスクを分け合い貸付を調整するため、協調融資団を形成した。さらに、44年、政府にとって戦略的に重要な企業に対してはその企業の資金需要を満たすために、主要銀行が指定され¹²⁾た。

岡崎、寺西、星が協調融資団をメインバンク制度の基礎とするのに加えて、星と寺西は、この指定銀行として割り当てられた銀行が1962年時点のメインバンク関係に強い影響を及ぼしている事実を指摘している。¹³⁾ こうして戦時中の協調融資団と指定銀行制が戦後のメインバンク制度の基礎をなしていることが、強く裏付けられている。

④の株主の力の抑制については、国家総動員法第11条による配当制限およびその背景について岡崎の文献を引用しながら詳しくレビューしたため、繰り返す述べない。要するに、星は戦時経済体制の展開とメインバンク制度の基礎といわれる協調融資団の出現を分析し、メインバンク制度形成にとって不可欠と考えられる条件を4つ抽出したのである。

戦後の連合軍による占領政策は、戦前に機能していた財閥によるモニタリング制度を完全に解体し、従業員の地位の上昇と株主の地位の低下という、戦時期における企業のパワー・バランスの変化をさらに進展させる結果をもたらした。また、連合軍は軍需企業の戦時補償請求権の打切りを求めた。そのため、軍需企業に巨額の特別損失が発生して軍・民転換による生産復興¹⁴⁾という政策課題の障害となる可能性が生じ、企業再建が重要政策課題となった。

企業再建では株主総会と抵当権者の同意をできるかぎり排除する法的措置をとるとともに、生産再開に積極的な従業員が経営参加するために、従業員持株制度が商工省により勧められた。こうしてコーポレート・ガバナンスにおける株主の力を抑制し、従業員の利益を図るとともに、金融面では日本興業銀行と市中銀行による協調融資団の結成が考慮され、ますます株主の力の抑制が進められた。さらに、企業再建にあたって特別管理人は旧指定金融機関から選任され、再建計画の決定に株主総会の決議は必要とされなかつた¹⁵⁾。

特別管理人を派遣した銀行は、再建に必要な資金の供給にも重要な役割を果たした。この時期に融資の制度的枠組みとなったのは、1946年に決定された「中央地方を通ずる資金交流斡旋方針」である。ここに融資斡旋とは主として、企業の主力取引銀行の申請に基づいて日本銀行が協調融資の結成を斡旋する制度である。48年に決定された「融資斡旋取扱要領」によると、融資対象は「産業資金貸出優先順位表」で高い順位が与えられた産業で、経営が健全で生産復興に寄与できる条件があるにもかかわらず、資金調達が困難な企業である。ここで日本銀行は主力取引銀行の調査結果と意見に基づいて、主取引銀行と共同で融資の斡旋に努める一方、主力取引銀行は融資後は融資先の実情について責任ある監査を行い、随時日本銀行ならびに他の融資銀行に報告を行い、

必要な事項については協議を行った。これは戦時中に行われた協調融資と同じ制度であり、ここに委譲されたモニタリングおよびメインバンク制度が制度化された¹⁶⁾と考えられる。

第3節 理論的諸研究

1. 内部化理論

一般にある銀行がある企業のメインバンクであるという場合、ある銀行がある企業に対する貸付割合が1位であること、その企業の株式所有割合が1位であること、その銀行とその企業との取引関係が長期的かつ固定的であること、銀行から役員派遣が行われていること、企業が財政困難に陥ったとき、その銀行による救済が期待されていること、といった現象が観察される。

こうしたメインバンク制度¹⁷⁾についてみられるそれぞれの事実は、当初日本の金融に特異な現象とされてきた。それには次の2つの理由がある。まず第1に、市場の原理に基づく資源配分が最適資源配分をもたらすならば、銀行と企業との固定的・長期的関係、企業がメインバンクに借入金を期限どおり返済せず、更新を繰り返す、という慣行、また財政困難に陥った企業を銀行が救済することが期待されているという慣行はおよそ、市場の原理からはかけ離れた取引を示す。第2に、メインバンク制度のもとでは資金供給における株主の地位が一見低下している。そして、株主が剰余に対する請求権をもち、企業の最終的支配者として取締役会のメンバーを選出し、この取締役会が執行取締役を選出する、というコーポレート・ガバナンスの構造が事実上は機能せず、株主による企業経営者の、株式市場をとおした金融コントロールという側面が欠けている、¹⁸⁾と考えられた。

メインバンク制度による資源配分が一定の条件のもとでは効率性を発揮するという主張は、まず、内部化理論から始まったと考えてよいであろう。内

部化とは、それまで権限の及ぶ範囲¹⁹⁾にいなかった取引主体が、新たにその範囲の内部に組み込まれることをいう。内部化理論では、企業とメインバンクとは同じ内部組織に属する取引単位と考える。つまり、資本の市場取引では1つの資金需要ごとに取引が行われるのに対して、内部化した資本取引では、典型的には資本家と企業家とのあいだに市場取引を超えたある程度長期間の共同関係が生じる。資本家と企業家とは1つの統一的意思のもとに行動することを承諾するのである。

ここで、企業家と資本家との市場取引の結果調達される資金を外部金融による資金とすると、企業家が外部資金を資本家から導入して、それを利用して事業活動を営むとき、資本家と企業家とのあいだにはプリンシパルとエージェントとの関係、すなわちエイジェンシー関係が成立している。エイジェンシー関係とは、ある人が他の人を雇用して、自己の利益のために何らかのサービスを遂行させる関係をいい、これはある意思決定の権限を代理人に委譲することを²⁰⁾含む。

エイジェンシー関係に入ることは資本家にとって、たとえば、元金の回収不可能性、というようなさまざまなリスクを意味するので、企業家は資本家にそのようなリスクに対する対価を支払わなければならない。この支払うべき対価が企業家側からみると「エイジェンシー・コスト」と呼ばれるコストである。このコストは、企業家が自己資金を用いて事業活動を行う際には生じないものである。²¹⁾

今井らによると、エイジェンシー・コストは次の3つの理由から生じる。すなわち、

- (1) 事業リスクの評価の差、評価の情報コスト
- (2) 事業リスクのモニタリング・コスト
- (3) 事業活動の意思決定についての動機や目的の差

(1) は事業活動の潜在性に関する情報について、資本家と企業側との情報量と質に差があるために、企業家が負担しなければならないコストをいう。つまり、このコストは事業リスク評価を目的とした情報収集のために、資本提供

者が負担するコスト、および、企業家と資本家とのあいだに情報の非対称性があり、企業経営者のほうが事業について情報優位にあるために、事業リスクの評価にあたっては資本家のほうが企業家より保守的になることから生じるコスト、すなわち銀行借入れの場合は金利、株式発行の場合は発行価格、という形で企業家が負担するコストで構成される。

(2) は事業活動の運営について、資本家にとって不利益となるような行動を企業家がとらないよう、さまざまな形で資本家が企業家の行動を監視することから生じるコストをいう。このモニタリングはたとえば、商社金融では日常の商取引をとおして、メインバンク制度では日常の取引および企業への役員派遣などにより行われる。

(3) は資本家が(2)でいうようなモニタリングが完全には行われなことを想定し、企業家のとる実際の行動が、たとえば危険度の高い投資を行うというような、完全に資本家の利害に一致するものではないことから生じる不利益を原因とするコストである。このような不利益を資金供給条件の一部に転嫁²²⁾させて企業家に要求するために、企業家が被るコストが第3のコストである。

ここで(1)については、逆選択の危険についてのモニタリングが行われ、(2)については企業家のモラル・ハザード(moral hazard: 道徳的危険)²³⁾についてのモニタリングが行われる。逆選択とは、複数のプロジェクト候補のなかから選択を行う場合、情報の非対称性のためにプロジェクト候補の評価を期待値で行うため、実際に期待値以上の実績を実現する見込みのプロジェクトが選抜から撤退するため、期待値あるいはそれ以下の実績が見込まれるプロジェクトだけが選抜に残る現象をいう。道徳的危険とは、プリンシパルがエイジェントの仕事を直接観察できないために、エイジェントがプリンシパルの利益を犠牲にして、自己の利益を増加させる危険をいう。

今井らによると、資本取引における上記のエイジェンシー・コストは、通常は株式発行より銀行借入れのほうが高いが、日本のようにメインバンクと企業との関係が密接になればなるほど、エイジェンシー・コストは低くなっていく、ということである。²⁴⁾メインバンク制度で(1)について発生するコスト

は、メインバンクによる事前モニタリング、企業に対して課される金利、という形で負担される。また、(2)について発生するコストは、銀行からの役員派遣、企業による詳細な事業報告、外部監査の導入という形で負担されている。

以上のように、資金提供者と企業家両者間の情報の非対称性を、証券市場では企業による外部情報公開により克服する努力が行われる一方、メインバンク制度ではメインバンクによる事前および期中モニタリングにより克服する努力が行われている。そして、資本提供者、企業家両者間で取引が繰り返され、関係が長期的、固定的となるほど、企業情報がメインバンクに蓄積され、エイジェンシー・コストが低くなる。

内部化理論はメインバンク制度を初めとする日本の長期的取引慣行に内在する合理性を説明するフレームワークを与えたという点で評価される。しかし、今井らが述べるように、内部資金がエイジェンシー費用をもたず、またエイジェンシー関係による企業家の行動へのさまざまな束縛をもたないことは明らかであるので、資本取引の内部化への動機が企業家の側からすれば、常に存在することは確かだ²⁵⁾。この論理に従ってメインバンク制度を考えると、企業家がメインバンクから借り入れた資金をメインバンクからの束縛をもたずに運用していることになる。しかし、実際にそのようなことは考えにくい。また、内部化理論では当事者間の取引は市場の枠外で行われ、そうした取引では情報の非対称性が克服されているはずだが、現実の取引をみると、取引当事者間の情報の非対称性が全く克服されているわけではない。さらに、メインバンクが企業を見放したり企業がメインバンクから離れたりするところが現実には生じており、取引には市場の原理がかなり混入している。

今井らによると、メインバンク制度は市場の原理と組織の原理との中間的形態をとり、原則的には市場の原理に基づいた取引が行われるはずだが、実質的には取引相手とのあいだに長期的関係が成立²⁶⁾して、内部化した資本取引の要素がみられるケースである、と説明されている。この段階ではまだメインバンクが株主でもある、という意識は生まれていなかった。

2. 情報生産者仮説

その後、メインバンク制度は、情報の経済学の観点から論じられるようになり、メインバンクの情報生産機能が強調されることとなった。情報の経済学は、市場で取引当事者間に存在する情報の非対称性を前提として、その非対称性が市場の効率性にどのような影響を及ぼすか、どのようにすれば情報の非対称性による効率性の減少を防ぐことができるかを追求する経済学の一分野である。ここでメインバンクは、借手企業についての情報を、借手企業のモニタリングを行うことによって生み出す情報生産者として位置づけられている。この理論によると、メインバンクが存在するもとの達成された市場均衡における資源配分が効率的かどうか問題となる。そして、メインバンクが情報の非対称性の問題を、企業の審査、監視といった情報活動に特化することによって解決²⁷⁾するとしている。

メインバンクを情報の生産者とみる見方は、協調融資団でメインバンクが果たす役割に着目することにより導かれる。すでに述べたように、協調融資団では、メインバンクには企業のモニタリングが委譲されており、メインバンクが行った調査および企業に関する判断に、他の取引銀行およびその他の投資家などが従う。そして、メインバンクは融資決定後も顧客企業の期中モニタリングを行い、日本銀行および他の取引銀行に報告する。こうした情報生産活動は、メインバンクが企業とのあいだに内部組織を形成し、企業の内部情報を含むあらゆる情報を蓄積することにより可能となるのである。

こうして情報生産者としてのメインバンクの働きにより、個人株主、法人株主を含む資金提供者集団と企業家とのあいだに存在する情報の非対称性が克服され、本来であれば外部調達から生じるエイジェンシー・コストが削減される、と考えられる。そしてそのことによって外部資本コストが低められるのである。

内部化理論およびメインバンクを情報生産者とみなす考え方は、メインバン

ク制度を日本の特殊性の観点からではなく、情報の非対称性を克服するメカニズムとしてとらえ、その普遍性に訴えた点に功績が認められる。しかし、情報の非対称性の解決という点をメインバンク制度の本質と考えると、メインバンク制度はアメリカやイギリスでも有効のはずである。なぜならば、情報の非対称性はこれらの国でも存在するからである。それではなぜ、日本とドイツでメインバンク制度とハウスバンク制度という形の組織金融が発達し、アメリカ、イギリスで発達しなかったのでしょうか。

また、三隅は情報の経済学が金融コントロールの側面を説明していないことを指摘している。²⁸⁾ 市場には資源配分機能と金融コントロール機能との両者が存在する。したがって、金融コントロールの側面が説明できなければ、メインバンク制度は市場の代替とはいえない。

さらに、救済機能は理論上は別として、実業界ではメインバンクの本質的機能として期待されており、実際にこの実務は現在メインバンク制度を構築しつつあるハンガリーでも観察されている。しかし、情報の経済学ではメインバンクによる企業の救済は説明されていない。さらに、情報の経済学の枠内では、メインバンクの交代を説明することはできない。なぜならば、メインバンク一行が情報生産を行っているのであれば、メインバンクが他の取引銀行よりも絶対的に情報優位にあり、メインバンクの交代は起こりえないからである。²⁹⁾

3. エイジェンシー理論

青木はメインバンク制度を、エイジェンシー理論のフレームワークから分析している。青木の理論では、メインバンクによる企業の救済も説明されている。ただし、中心的テーマとして論じているわけではない。

青木は、「経営者の規律機構としての株式市場の役割や、株主と経営者との間のプリンシパル-エイジェント関係を新古典派的な観点から徹底的に解明するということは、日本の制度に関してなされてこなかった」と問題提起し、それは「日本的状況」のために、そのような分析が非現実的にみえるためでは

なかったか、と解釈している。青木のいう「日本的状況」とは、「日本企業が実際にはその従業員によって支配され、その利益のために運営されている」という状況であり、³⁰⁾「会社の株主は投資家という立場にはいるが、機能的な意味では会社を支配して」³¹⁾おらず、また「会社は、真の意味において、それを構成している人々（従業員および従業員が内部昇進した経営者：筆者注）の所有物となっ³²⁾ている」という一般的な事実認識である。

青木はこの一般的な考え方に対し、会社が本当に従業員のものであれば、企業が困難に陥ったとき、企業の所有権に関して最も強い立場にあるはずの年配の従業員が一番解雇されやすいのはなぜか、と疑問を投げかける。青木自身は、日本企業は株主集団と従業員集団との連合体だとし、従業員が内部昇進した経営者がこの両者を統合し、仲介し、両者の利害のバランスを図る、という考え方を提起している。そして、株主として銀行、非金融会社、個人株主の3つの主要なタイプをあげ、銀行が株主と貸手、という二重の役割を果たしている事実を指摘し、株主としての銀行と個人株主とのあいだには利害の対立があるのかどうか、という問題を提起している。その結果、銀行借入れの依存度に関しては、個人株主と銀行とのあいだで必ずしも利害が一致しているわけではないが、株価収益率については個人株主にもアメリカ企業に匹敵する株価収益率が帰属し、個人株主は新古典派理論が想定するような支配的地位にいるわけではないが、従業員集団に支配されていて権限がない、というわけではない、と結論づけて³³⁾いる。

青木によると、1960年代の日本企業は、個人株主、メインバンク、メインバンク以外の取引銀行、非金融機関、従業員、および経営者を構成要素として成り立つ連合体である。そして、メインバンクを中心として協調融資団が構成されている。この連合体では構成主体が純粹に独立して市場取引を行っているわけではないので、「契約のネクサス(nexus:束)」という文言が使われず、「連合体」という文言が使われていると考える。ここでは、内部化理論によるメインバンク制度の分析と青木によるエイジェンシー理論を使ったメインバンク制度の分析とが両立している。

青木は銀行が企業の株主であると同時に長期、短期の融資の貸手でもある、という二重の役割を強調し、銀行が企業の株式を法的限度額³⁴⁾いっぱいまで保有できる点を指摘したうえで、次の2つの疑問を投げかけている。すなわち、①銀行が顧客企業の株式を保有するのはなぜか。それは単に高い収益をあげるためなのか、それとも投資先の企業とよい関係を維持して、必要とあればその経営政策に介入する権利をもっておきたいからなのか、②個人株主と株主としての銀行とのあいだには、投資先の企業がとるべき財務政策をめぐって、利害の衝突や意見の不一致があるのか。

このような疑問に答えるために、青木は金融一般均衡モデルを使って個人投資家と銀行の相互作用を分析している。その結果、銀行は、日本銀行が必要な信用を供与するかぎり、その顧客企業が株価最大化の点を超えて銀行借入れへの依存を高めることを望んでいる、という結果を導き、銀行借入れへの依存に関しては、個人投資家と銀行とのあいだでは利害が一致していない、という結論に達した。そして、株価最大点からの乖離がプラスの値を示すことから、銀行の利害が日本企業の財務政策を左右していることを示すとし、顧客企業の株式を保有する目的はその財務政策を銀行が自己の都合のいいように影響を及ぼすことである、と結論づけている³⁵⁾。

青木は1970年代以降に始まった、企業による銀行借入れの減少をも、同じ文脈で説明している。青木は、60年代に企業が個人投資家の利益のために配当率を75年以降のレベルまで引き下げて、内部金融を増やす力があつたならば、銀行借入れへの依存度はもっと低かつたであろう、と述べている。75年以降企業は銀行借入れへの依存を減らし、内部資金をより多く活用し始めた。そして、企業は配当額を利益ではなく、額面の一定パーセントに設定している。しかし、銀行にとっての株式保有による経済的収益は、企業が利益を留保するより配当として分配したほうが高くなるので、銀行に力があれば、企業に圧力をかけて配当を増加させることができたはずである。そうできなかったということは、①銀行の優良企業に対する交渉力が75年以降著しく低下したこと、また、②個人投資家の株主全体におけるシェアが低いにもかかわらず、企

業の経営者が意識的にしろ無意識的にしろ、その財務政策を個人投資家の利益に沿う方向へ変えていったことによる、と結論づけている。そして、個人株主の観点からいえば、60年代にはオーバー・ボロウイング（over borrowing：借越し）現象が確かに存在していた、としている。³⁶⁾

上述のように、青木によると、1960年代でさえも、一定の年月をとれば、個人株主にも欧米の優良企業なみの株価収益率が帰属していたということである。これは、配当を抑えることで高いキャピタル・ゲインを達成することが可能となったからである。もともと第2次世界大戦中、政府は個人株主の利益を抑制する意図で配当に関する規制を設けたが、少なくとも青木が調査した63年以降、株価収益率という点で個人株主の利益が犠牲になった、という事実はなかった。元来戦時中、個人株主の利益を抑制することでメインバンク制度の基礎の成立が可能となった。一方、メインバンク制度の全盛期には、個人株主とメインバンクとの利害に相違はあるものの、個人株主を含む株主集団にも高い収益が帰属した。それでは、メインバンクは株主としては、新古典派がいうような株主の代理人としての性格をもつのであろうか。

ここで青木は、株主が企業の戦略的な決定を、自己の利益と一致するようにコントロールできるか、という問題について論じている。現在の税制のもとでは、銀行株主と個人株主の利害は、企業の財務政策や配当政策に関しては一致しない場合がある。青木は、個人株主の利益のために経営をコントロールすることは可能か、という問題を考えるために、銀行株主と個人株主とのあいだにエイジェンシー関係が成立する可能性はあるか、という点を問題としている。³⁷⁾

英米の会社では、取締役が経営を行い、政策的意思決定を行う。執行役員は取締役会の代理人として行動し、決定事項を執行する。執行取締役の権限は、取締役会により終焉させることができる。³⁸⁾ 後述するように、日本企業は商法上、基本的にアメリカ、イギリス企業と同様のコーポレート・ガバナンス構造を有する。にもかかわらず、実際には取締役会は企業内部の利益集団の連合体となっている。また、監査機能の強化を趣旨とした1982年の商法改正にもかかわらず、監査役が適切に機能せず、株主総会では総会屋が活動している。そ

して、企業間の株式相互保有のために、個人株主による株式の売却が買収の脅威とはならず、したがって、企業経営者のコントロールにつながらない。³⁹⁾

それでは、日本企業の経営者は誰に対しても責任がないのであろうか。青木はこの点に関して、企業を株主の所有と考え、経営者を株主の代理人として考えることから、このような誤解が生まれる、としている。青木は、企業を株主集団と準終身雇用の従業員集団の連合体と考えると、株価最大化策は必ずしもその内部効率を高めることにはならない、としている。なぜならば、人的資源が企業内部に吸収されていることを前提とすると、株価は準終身雇用従業員の一定効用水準に対して最大化されなければならないからである。単純な株価最大化が内部効率性を保証するのは、自己資本以外のあらゆる資源を競争的市場から得ることができ、そこで価格がつけられる、という前提条件が満たされたときである。⁴⁰⁾

ここで、日本企業は株式市場からのコントロールからは隔離されているが、大株主であると同時に協調融資の際の債権者代表であるメインバンクが企業のモニタリングを行っており、大株主としては企業の全体的な事業や業務について報告を受け、大口の貸手としては企業の重要な投資内容を綿密に調査できる立場にある。そして、メインバンクは他の銀行、非金融機関、個人株主からモニタリングを委譲された立場にある。個人株主が情報収集を行ったり企業経営の監視を行うには、公開情報が十分でない場合、情報コストがかかるが、もしメインバンクが責任をもって事前および期中モニタリングを行い、質のよいプロジェクトを選別し、しかも破産の危険を減らせば、個人株主は自分自身で情報収集を行い判断するコストを削減することができる。1960年代、企業が個人株主を犠牲にして株価最大化策から逸脱したり、銀行の利益のために過度に借入れを行ったのは、青木によると、個人株主が銀行のモニタリングおよび情報生産に対して支払う、つまり銀行が株主の代理を行うことに対する「代理人料」である。⁴¹⁾この点を考えると、情報生産者仮説と青木の理論的枠組みとのあいだには矛盾がない。

さらに、青木によると、メインバンクによる顧客企業の救済は、次のように

説明される。個人株主がメインバンクに対して「代理人料」を支払うのであれば、メインバンクにとっては自己が有能で責任あるモニタリング役である、という信用を得ることが重要である。企業の救済にあたって、メインバンクが他の銀行と比べて、そのシェア以上に救済コストを負担するのは、顧客企業の財政困難に際して、問われているのはメインバンク自体のモニタリング役としての能力と信用である、⁴²⁾ということを示している。

こうして青木は、メインバンクが大株主および大口の債権者としてモニタリングを行い、その両者の立場から行うモニタリングを個人株主が信任する、という構図によるコーポレート・ガバナンスが1960年代はうまく機能していたとしている。そして、オーバー・ボロウイングによる個人株主の犠牲は、個人株主がメインバンクにモニタリングを委譲することによる「代理人料」と説明している。こうして、個人株主、大株主としてのメインバンク、大口債権者としてのメインバンクの立場が均衡している。このことは、青木の株価収益率の実証でも示される。つまり、企業は内部留保を蓄積する財務政策を採用することによりキャピタル・ゲインを高め、そのため「一定の期間をとれば」(カギカッコは筆者)、欧米の優良企業なみの収益率が個人株主に帰属している。

ここで、「一定の期間」と強調したのは、短期間ではなく「一定の期間をとれば」、企業の内部蓄積と個人株主への高い収益の帰属とが両立するのではないかと考えるからである。その根拠として後述するように、ヒース (Heath, Loyd C.) によれば、「長期的には」(カギカッコは筆者) 企業の支払能力を示す情報と収益性を示す情報とは一致する⁴³⁾ことがあげられる。

さて、青木は1975年以降、「銀行にその力があれば、J企業(日本企業：筆者注)に圧力をかけて、配当を増加させたであろう」とし、メインバンクの株主としての立場を強調しているにもかかわらず、メインバンクを「信用供与者と株主の二重の役割を果たす」としており、メインバンクが本質的にどちらの利益を代表してモニタリングを行っているかについては明言していない。リブツィンスキー (Rybczynski, Tab M.) は、金融制度を市場指向型と銀行指向型とに分類し、ドイツ、オーストリアのような銀行指向型の場合、銀行は企業

家の役割を果たし、企業の株式を保有することによって短期・長期債務とともに⁴⁴⁾リスク・ファイナンスを提供している、と述べている。この見解によれば、銀行の株主としての立場、とくにベンチャー・キャピタルの供与者としての立場に重点がおかれている。

会計の分野でメインバンクの信用供与者としての立場と株主としての立場との二重性に言及したのは岡部と浜本である。さらに、メインバンクが残余財産分配請求権者として株主としての立場からモニタリングを行っている旨を検証しようとしたのは、岡部である。

岡部は、メインバンクは株主の利益を代表している、という仮説を立てる一方、その仮説の実証結果は「株主の立場に立っているように見える」としており、若干の不明確さを残している。⁴⁵⁾

岡部によると、企業はそのコントロール・メカニズムに従って、所有者支配型企业、大株主支配型企业、経営者支配型企业に分類される。所有者支配型企业は株式所有を経営者に集中させる形態の企業をいう。この形態の企業では、経営者が経営資源を浪費したときは、株価の下落、配当の減少などの形で経営者が損失を負うため、経営者は企業価値を高めるインセンティブをもち、そのことによりエイジェンシー問題の発生が防止される。大株主支配型企业とは少数の株主に株式所有を集中させることにより、エイジェンシー問題の抑止が図られている形態の企業をいう。経営者支配型企业とは、管理意思決定を経営者に委託するだけでなく、モニタリングも専門家に委託し、経営意思決定、意思決定コントロール、所有（危険引受け）の3つが分化している形態をいう。⁴⁶⁾

岡部は「株式所有を特定株主に集中すると、その大株主がモニタリングのインセンティブを強め、コントロールに乗り出す可能性が大きくなる」として、ニーハウス (Niehaus, Gregory) やワッツ (Watts, Ross L.) の研究結果を参考として述べている。⁴⁷⁾ 岡部はわが国では大株主の大部分が金融機関であり、多数の銀行が株式を少しずつ保有して大きな比率となっていることを指摘し、株式所有が金融機関に集中している場合には金融機関がモニタリングを行うインセンティブが強い、と推論している。そしてそのうえで、金融機関が所有者

としてモニタリングを行っているのか、それとも資金の貸手としてモニタリングを行っているのか、という点を問題としている。

岡部によると、金融機関が株主の利害を代表するとすれば、経営者を利益削減に動機づける可能性がある一方、貸手の立場に立っているとすれば、逆に利益を膨らませるよう動機づけられていることも考えられないではない、としている。ここでスミスら (Smith, Clifford W. and Jerold B. Warner), カレイ (Kalay, Avner), ワッツら (Watts, Ross L. and Jerold L. Zimmerman)⁴⁸⁾ の文献を根拠とし、貸手の立場に立った場合にはレバレッジ仮説と同じになり、貸手が締めつけると借手はみかけ上の会計利益を増やすことによってその締めつけを逃れようとする、⁴⁹⁾ としている。

実証研究の結果、岡部はレバレッジ仮説を支持する証拠は見いだせたが金融機関を大株主とする大株主仮説を支持する根拠は不鮮明だとし、大株主仮説の実証結果を困難にする原因は金融機関持株比率でありその背後にメインバンク制度がある、⁵⁰⁾ と指摘している。

ここで注意する必要があるのは、岡部が付表として掲載している株式所有者別持株比率の推移によると、メインバンク制度が典型的な形で機能していた1960年代に、金融機関による持株比率は相対的に低く、60年23.1%、65年23.4%、最も比率の高い69年で30.7%なのに対して、メインバンク制度が企業経営に対するコントロールを失い始めた75年以降、金融機関による持株比率は上昇し、75年34.5%、80年37.3%、85年40.9%、90年41.6%だ、という点である。岡部の調査対象期間は91年で、90年代にはメインバンクはもはや企業に対するコントロール力は失っていた。

岡部の仮説設定は論理的に整合性があり、規模仮説、レバレッジ仮説については説得力のある証拠が提示されている。しかし、大株主仮説の実証を困難としているのがメインバンク制度である、と結論づけるのではなく、91年現在ではメインバンクはコーポレート・ガバナンスの主体者として機能していない、と結論づけるべきではないか、と考える。メインバンクについて言及するのであれば、74年以前のデータを使用するのが望ましく、データの入手可能

性などを考慮するとしても、せめて85⁵¹⁾年以前のデータを使用するのが望ましい。岡部自身、大株主持株比率が低い企業ほど金融機関による持株比率が高く、金融機関による株式所有は所有が拡散している大企業に偏っている、と述べている。⁵²⁾このこと自体、91年現在では金融機関は、大株主仮説が意味する役割を果たしていないことを示している。

青木によると、銀行による株式保有は、非金融企業をも含めた企業間株式保有、という視点でみる必要がある、ということである。というのは、1960年代末期には日本では資本市場自由化の動きが高まり、外国投資家による敵対的乗っ取りを防ぐために経営者は株式の相互持合いによってその機先を制しようとした。⁵³⁾

なお、岡部の実証によってレバレッジ仮説が支持されたとしても、メインバンクを本質的に債権者としてはならないであろう。1975年に国債の大量発行が始まって以来、東京証券取引所上場企業については、長期借入金に対する、満期1年以上の社債発行残高の割合が年々上昇し、同年3月末日には17.2%、80年3月末日には30.2%だったのが、85年3月末日には60.5%へ上昇している。岡部が実証研究を行った時点では、負債の重要な部分は社債である。また、75年以降日本銀行が貨幣需要に応じて貨幣を発行するという政策を廃したために、銀行の企業に対する貸出圧力は弱まった。こうして、75年以降、銀行による貸越しは徐々に解消していった。⁵⁴⁾

4. 不完全契約の理論

さて、メインバンク制度における金融コントロール、企業の救済、企業によるメインバンク離れを説明する別のフレームワークが、次に登場する。それは、契約の理論によるものである。

一般に市場の理論によると、企業を契約のネクサスと考えると、企業経営の効率性という目的のためには企業収入の余剰を受領する権利をもった余剰権者、すなわち株主に、契約のネクサスのプリンシパルとして、ネクサスを構成

する契約の基本設計を委任するのがよい。なぜならば、余剰権者は余剰がなければ収入を手に入れることができないからである。そして株主は、直接的には取締役会を通じて、間接的には株式市場における買収、それに続く解雇の潜在的可能性によって、余剰の現在価値（株価）が最大になるように経営者の経営意思決定をコントロールする。株価が下がれば、他社からの買収の脅威があり、買収には経営者の解雇が付随する。これらの潜在的可能性が脅威となり、株価が媒介となって、企業経営がコントロールされる。⁵⁵⁾

このような経営コントロールの側面が、情報生産者仮説には欠けている。また、青木の研究には、メインバンクが企業の財務政策に圧力をかけて企業経営をコントロールする旨が分析されているが、どのような方法で財務政策に圧力をかけるのかは記されていない。

この金融コントロールの側面は、不完全契約の理論により説明可能である。救済機能をも含む、メインバンク制度の包括的説明の枠組みとして、こんにちでは不完全契約の理論が支配的となっている。不完全契約の理論は、エイジェンシー理論における契約の完全性、すなわち契約にあたって、将来どのような状態が生じる可能性があるかが完全にわかっているという前提を否定することから始まる。つまり、ある経済関係にある経済主体が、将来どのような自然状態が発生する可能性があるかを予想し、そのそれぞれの自然状態に対してどのような行動をとればよいのか、という契約を締結することはできない。このような意味で、契約が不完全であることを前提としている契約の理論を「不完全契約の理論」という。⁵⁶⁾

契約の理論では、企業は契約のネクサスとしてとらえられ、契約的報酬が支払われた後に生じる企業収入の余剰を受領する権利を有する余剰権者にネクサスを構成する契約の基本設計を委任することが効率性の目的に適合する、と考える。それに対して不完全契約の理論では、あらかじめ想定しうる状況に対しては契約で行動を特定しておき、想定していない状況のもとでは、いかなるとき、いずれの主体にコントロール権を与えることが最適かが考察すべき課題とされる。⁵⁷⁾ さらにこの理論では、コントロールの残余権 (residual rights of

control), すなわち, 契約で特定化されない事柄に関するコントロールの権利が, 企業内部にいか⁵⁸⁾に配分されているか, が問題となる。

青木によると, 不完全契約の枠組みでは, 金融資産の供給者たちが金融資産に対するコントロールの留保を通じて, 会社経営の決定について究極的コントロールを及ぼし, 従業員に体化された人的資産に対するコントロールの残余権は, 企業経営意思決定により制約されるとしている。そもそも一般的な契約の理論では, 意思決定の管理 (decision management) は雇用契約を通じて経営陣に委託され, 経営陣の内部における意思決定はヒエラルキー的に分割される。そして, ヒエラルキーのなかで行われる一連の意思決定管理によって設定された限界のなかで, 現場の作業労働者がその努力のレベルをコントロールする。このように, 契約のネクサスの内部における「コントロール-経営-作業」という階層的秩序づけ (hierarchical ordering) が契約理論パラダイムの背後にあると⁵⁹⁾考えられている。

ところが, 青木によると, 日本企業の場合, 契約の不完全性の度合が大きく, コントロールの残余権が階層的に位置づけられているというより, 拡散し, 広く共有されており, 契約当事者たちによる企業目的への順応は彼らの長期にわたるランキングにより動機づけられているという点で, 独自性をもつ⁶⁰⁾。

不完全契約理論の枠組みによると, 金融契約は, どの状態で誰がコントロールの残余権を所有するかによって区別すべきである。たとえば, 経営者1人, 自己資本に対する外部投資家1人の2期モデルを考え, 両当事者が第1期における利潤の実現状態に基づいて第2期のコントロール権を配分するとする。そして, 次の契約に前もって同意することにより, パレート効率的 (Pareto optimum: イタリアの経済学者 Pareto, V. が最初に使った経済分析上の概念で, 現在の資源の配分状態から出発して, 悪くすることもなく, しかもそれ以上に改善できない状態のこと) な状態に到達しうる。すなわち, 第1期に利潤が良好であれば, 経営者がコントロール権をもち, 利潤が悪ければ, 自己資本に対する外部投資家がコントロール権を支配⁶¹⁾する。ここに利潤が悪いとは, 配当ができないほど利潤が低いことをいう。

ここで、株主構成に占める銀行の割合が大きいのが特徴の日本企業を観察すると、利潤の状態と銀行コントロールの度合とに強い逆相関が見いだされる。つまり、企業利潤が良好であれば、経営者の金融コントロールからの相対的自立性が確保され、コントロールの残余権は経営者に委譲される。銀行との関係で相対的に優位にたてば、経営者の経済界における威信が高まるので、利潤状態ないし信用状態の序列づけは、経営者にとって有効なインセンティブとして働く。こうして、日本の企業と銀行との関係でも、金融コントロールが欠如しているわけではない。⁶²⁾

三隅によると、メインバンクの企業救済機能は、メインバンクに企業経営のコントロール権が帰属しているときに発揮されるが、メインバンクが残余財産分配請求権者であることを考えたとき、次のように説明できる。すなわち、企業を存続させたときの残余財産分配請求権の価値が企業の清算価値より大きいかぎり、メインバンクは企業を存続させることを選好し、企業再建、救済に努める。また、残余財産分配請求権者以外の請求権者の有する権利がすべて満たされた後に初めて残余財産分配請求権が意味をもつから、残余財産分配請求権者の企業存続、清算に関する意思決定は、企業業績を明確に確認できない投資家によっても信任される。⁶³⁾ こうしてメインバンクが加工した情報に基づく意思決定を、他の利害関係者も信任するのである。

以上、内部化理論を最初として、メインバンクについての理論的枠組みを時系列的に概観してきた。そのなかで、メインバンク制度の起源は第2次大戦中の協調融資であり、メインバンクの主たる役割は委譲されたモニタリングの遂行にあること、その際、メインバンクは、純粹に株主としてモニタリングを行うわけではないが、残余財産分配請求権者として、すなわち自己資本に対する投資家としてモニタリングを行うことが明確になってきた。⁶⁴⁾

ここで不完全契約の理論は、メインバンクを外部投資家とおくことによって、内部化理論と矛盾点を生み出すようにみえる。しかし、内部化理論は資源配分の方式と、資源配分意思決定に際して情報の非対称性を克服する方法に着目しているのに対して、不完全契約の理論は金融コントロールのあり方に着目

している。外部投資家は自己資本に対する投資家であり、自己資本に対する投資家が情報の非対称性の克服方法を講じたり資源配分を行うにあたって、資本取引の内部化の枠組みで行動しても問題はないであろう。

メインバンクは企業を所有することにより内部化する。ここでいう所有とは、企業を完全にコントロールのもとにおくという意味での所有ではない。所有により獲得する権限は、コントロールの残余権、つまり、契約に明記されない事態が生じた場合に資産をコントロールする権利である⁶⁵⁾。したがって、コントロールの残余権ないし物的総体としての企業を所有するメリットが失われれば、その企業は見放されるであろう。ここに、経営権市場に類似した市場の成立を仮定することができる。

第4節 メインバンクの定義とコーポレート・ガバナンス

1. メインバンクの定義

以上のメインバンクに関する理論的諸学説から、メインバンク制度が資源配分機能と金融コントロール機能を備え、市場の代替として機能していることが明らかになった。メインバンクはメインバンク制度のなかでの経済主体として次のような定義づけが行われてきた。

青木はメインバンクの金融コントロールにおける役割を強調し、メインバンクを次のように定義している。

「銀行は非金融企業の株式を5%を限度として所有することが許されている。したがって、銀行は非金融会社に対し、信用供与者と株主の二重の役割を果たす。その二重の役割において、非金融会社に対し指導的地位をもつ銀行は、その企業のメインバンクとよばれる⁶⁶⁾。」

三隅は青木と同様、メインバンクの二重の役割を認めつつ、メインバンクの残余財務分配請求権者としての役割を強調し、メインバンクと企業経営者との

不完全契約に着目している。定義としては、メインバンクを外部投資家として明確に位置づけた点に特徴がみられる。

「メインバンクとは経営者に条件付きで経営のコントロール権を配分された外部投資家である。⁶⁷⁾」

このように、制度としてのメインバンク制度は市場の代替と考えられるが、経済主体としてのメインバンクの定義としては、メインバンクが金融コントロールで果たす役割に着目するのが妥当と考えられる。青木の定義で「非金融会社に対し指導的地位をもつ」と表現された箇所を、三隅は「経営者に条件付きで経営のコントロール権を配分された」と具体的に表現している。

さて、三隅の定義では「条件付きで経営のコントロール権を配分された」とあるが、これは「コントロールの残余権を所有する」という文言と同義である。メインバンクが所有するのが何かを明記したほうが、メインバンク制度を市場の代替として位置づける本書の考え方と首尾一貫して理解しやすいかもしれない。また、メインバンク制度の起源が協調融資団であることを考えたとき、委譲されたモニタリング、という要素を定義のなかに明記することが望ましいと考える。以上から、本書ではメインバンクを次のように定義する。

「メインバンクとは他の利害関係者から企業経営のモニタリングを委譲され、コントロールの残余権を所有する外部投資家としての銀行である。」

2. コーポレート・ガバナンスの観点

メインバンクをコントロールの残余権をもつ残余財産分配請求権者と位置づけると、メインバンクとコーポレート・ガバナンスとの関係を考える必要がある。また、コーポレート・ガバナンスが適切に機能していないこんにち、どのような仕組みでどのような尺度をもって、コーポレート・ガバナンスが行われるべきかを考察する必要がある。しかし、コーポレート・ガバナンスのあるべき仕組みを考えるのは、本書の範囲外である。

経営学の観点からは、メインバンクは高度成長期にコーポレート・ガバナン

スの点で有効な働きをしていた、と考えられている。コーポレート・ガバナンス制度とは、企業目的の決定そのもの、および企業が適切に経営されているかどうかのチェックに関する制度である。コーポレート・ガバナンスについては経営学上、①誰が経営者を任免するか、つまり、誰が企業の主権者であるか、②経営者を選任する人々は、その選任に対してどのような責任を負うか、③主権者以外に誰がいかにして経営者に牽制を加えるか、という問題がある。⁶⁸⁾しかし本書では、企業の所有者である株主をガバナンスの主権者とし、会計との関連で、所有者がどのような形で経営権を制御するかを中心的問題とする。⁶⁹⁾

日本では法律上株主が主権者である。商法第254条に「取締役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス」とある。商法第260条には「取締役会ハ会社ノ業務執行ヲ決シ取締役ノ職務ノ執行ヲ監督ス」とあり、この点で日本の制度はアメリカ、イギリスの制度と同様である。計算書類をとおした取締役に対する監督は、原則として商法第281条第1項および第283条第1項に規定されている。

商法第261条には「会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締役ヲ定ムルコトヲ要ス」とある。こうして株主總會が間接的に、取締役会が直接的に、経営者の選任・解任権をもつ。ただし、通常日本では、平時には社長が退任するときに後継者を選び、選ばれた社長が平取締役から専務への昇進決定に決定的な発言権をもっている。こうして法律規定とは逆に、取締役会が事実上、代表取締役および専務に従う下部機構となっている。⁷⁰⁾

取締役会が法律規定と異なり、事実上独立した監査を行う機関となっていないため、1974年に監査役の業務監査が復活した。商法第274条で「監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス」と規定されている。しかし、監査役も部外者が選任されにくい状況では、事実上独立した監視を行う機関とはならない。⁷¹⁾

日本の戦後復興期、高度成長期、およびそれ以後は上述のように、企業経営者のモニタリングを行う機構が必ずしも法律の規定どおり機能していない。しかも、証券市場における資金調達取引をとおしたガバナンスは、株式の相互持合いにより、株主が株式の売却により経営者に対する拒否権を発動することが困難である。少なくとも高度成長期にはメインバンクがモニタリングを委譲さ

れた存在であった。⁷²⁾しかし、メインバンクによるモニタリングが適切に機能しなくなった1970年代後半以降、経営者を実質的に監督する主体は存在していない。

メインバンク制度と同様の組織金融はドイツにもある。とくに、ある企業にとって排他的に資金を供給する銀行は、ハウスバンク (Hausbank) と呼ばれる。ハウスバンクとは、企業と長期的に協業関係にある銀行と定義されている。⁷³⁾

ハウスバンクの特徴は、フィッシャー (Fischer, Klaus) によると次のとおりである。

- (1) 企業と銀行とは長期的関係にある。この長期的取引関係を通じて、企業から銀行に情報が伝達される。
- (2) ハウスバンクは信用の拡張を含む企業の金融取引について最大のシェアをもつ銀行で、場合によっては企業の唯一の取引金融機関である。
- (3) 銀行は企業が財政困難に陥ったとき、とくに復興や救済に関して特別の責任をもつ。
- (4) 銀行は企業の監査役会や諮問機関に代表者を派遣している。⁷⁴⁾

ハウスバンク制度は、純粹な市場の原理とは異なる論理で資源配分が行われる点ではメインバンク制度と同じである。しかし、両者が全く同義とはいえない。

ドイツでは、日本の場合と同様、銀行が企業の株式を所有することが認められている。ただし、一企業に対する資本参加が銀行の資本の15%を超えてはならず、銀行が資本参加を行っている企業の全株式が銀行の資本の60%を超えてはならない。また、日本の銀行と異なり、ドイツの銀行はユニバーサル・バンキング・システムを採用している。そして、企業の救済には、日本のメインバンクほどかわりはない。⁷⁵⁾株式の議決権行使は、一部には、銀行によりコントロールされている投資会社によるものである。さらに、ドイツでは株主が銀行に寄託した議決権付無記名株式について、銀行が議決権を行使できる。ある調査によると、1974年から75年のあいだ、証券取引所に上場されている74

の大企業については、株式の 52.5% が銀行と投資会社によって、代理で議決権が行使され、10.2% が銀行および投資会社により株式所有者として議決権が行使された、ということである。⁷⁶⁾

なお、寄託された株式について議決権を行使する際、金融機関は株主総会の前に、どのようにして議決権を行使すべきかを個人株主に尋ね、あるいはどのように行使すべきかについて、株主にアドバイスをを行う。ただ個人株主のうち、どのように議決権を行使すべきかを指示する者は、バウムズ (Baums, Theodor) によると、2~3% である。⁷⁷⁾ したがって、金融機関が個人株主にアドバイスをを行うケースのほうが多い。

こうして、ドイツでは議決権の行使という、所有に基づく方法で、コーポレート・ガバナンスが行われている。これは、日本のような、コントロールの残余権に基づくガバナンスとは異なる。ただし、純粹な形のハウスバンク制度は現在は、日本のメインバンク制度と同様ほとんど消滅しており、小規模企業と銀行とのあいだにわずかに残っている程度である。⁷⁸⁾

なお、株式会社組織に組み込まれたガバナンス構造も、ドイツの場合は日本の場合と異なる。ドイツでは、株式会社における所有者の権限が 1937 年株式法改正で縮小された。自己責任をもつ取締役会 (Vorstand) が最高機関としての株主総会と調和しえなくなったのである。したがって、株主総会はその主権を断念し、監査役会の構成員の選任権を残した。⁷⁹⁾

株主の権限はさらに、共同決定法により縮小された。共同決定法とは株主と労働者が対等の発言権をもって経営者を任免する制度である。これは 1945 年連合軍がまず石炭・鉄鋼業界に導入したもので、52 年、共同決定法となり、監査役会構成員の 3 分の 1 を従業員としなければならないこととなった。76 年には監査役会で従業員がほぼ同等の立場で共同を行う旨が可決された。⁸⁰⁾

なお 1870 年以来、ドイツ会社法は会社に対して、株主総会に加えて監査役会 (Aufsichtsrat) と取締役会という機関を会社がもつように要求している。取締役会は会社の活動の指揮に対して責任をもち、それだけが第三者に対して会社を代表する権利をもっている。取締役会のメンバーは監査役会により指名

され、監査役会によって、あるいは株主総会の決議によって、何らかの理由があるときにだけ解任されうる。監査役会は財務諸表などを監査する義務がある。監査役会は種々の政策事項に関して、取締役会に拘束的な指令を発する権限はない。監査役会は特定の取引について同意を与えたり、拒否権を行使する権限をもつ。しかし、それは株主総会で取締役会が4分の3以上の同意を得ることによって覆えられうる。このようにドイツでは、経営の執行と監視の責任とがはっきりと分離されている⁸¹⁾。

経営執行と監視の責任の分離に加えて共同決定法により、株主の直接的経営主権が放棄され、遅くとも1976年には併合的所有権者支配も終了した⁸²⁾。このように、ドイツでは制度上、コーポレート・ガバナンスが所有の側と従業員の側から二元的に行われている⁸³⁾。こうして、ドイツでは日本と類似した組織金融が存在するものの、ドイツでのガバナンス構造は日本の場合と全く同じとはいえない。

3. 残された問題

本章では、市場に代替する機構としてのメインバンク制度について、過去の諸学説をまとめた。そして、1970年代後半以降、資金調達源の多様化により、メインバンクが資源配分の中心とはいえなくなり、同時にメインバンクによる金融コントロール機能も低下し始めた旨を述べた。ガバナンスの機構として取締役会も監査役会も株主総会も適切に機能していない日本の現状で、株主の私的所有による資金調達市場をとおしたガバナンスの強化が望まれるしだいである。

株主による資金調達取引をとおしたガバナンスが望まれる理由は、次のとおりである。まず第1に、商法上株主が残余財産分配請求権者だからである。他の事情が等しければ、残余財産分配請求権者として拠出資本に対して最も大きなリスクを負う株主が、企業経営者をコントロールすることが、効率性の観点から望ましい。第2に、個々の企業の情報生産能力と投資家の情報処理能力が

向上し、市場が効率的に機能する条件が整っており、市場の効率性を示す証拠が得られていることである。第3に、企業自体が最も資本コストの低い市場で資金調達するという多国籍型の資金調達を行っており、国内市場も、外国人投資家など、投資家に多様性がみられるため、委譲されたモニタリングを行うには組織化のコストが大きいことである。

次章では、株主に対して価値ある情報について考察する前に、メインバンクが意思決定に使用した情報について分析する。メインバンク制度では、外部投資家として企業のモニタリングを行うメインバンクに対して、メインバンクとしての地位を獲得しようと思決定させる擬似的な市場が成立している、と仮定される。それでは、銀行が企業に対してメインバンクたる地位を得ようと思決定を行う際の判断材料は何であろうか。不完全契約の理論を前提にすると、メインバンク制度では企業は物的総体としてみなされる。それでは物的総体としての企業の価値をメインバンクは測定して意思決定を行っていたのであろうか。メインバンクと企業とのあいだでコントロール権が配分される基準となるデータはどのようなものであろうか。

銀行が優良企業のメインバンクになるインセンティブは、キャピタル・ゲインを初めとして、貸付および貸付以外の取引から継続的に収入が得られる、という期待がある。しかし、本書では投資や貸付以外の取引から得られる収入に関する分析は捨象する。

メインバンクが意思決定に使用した情報を考察するのは、次の理由による。すなわち、市場では不特定多数の投資家および潜在的投資家に対する情報公開をとおして、経営者と資金提供者とのあいだにある情報の非対称性が埋められるのに対して、メインバンク制度では、情報公開以外に、経営者によるメインバンクに対する私的情報提供とメインバンクによる情報生産により、情報の非対称性が埋められるからである。本来の市場規律が作用するようになるには、単にメインバンクに偏在していた情報を一般に公開するだけでなく、メインバンクで使用されていた情報が一定の偏りをもっているかどうかを吟味されなければならない。

ここに一定の偏りとは、株主の力が抑制されるような情報利用が、メインバンクで行われることを指す。こうした偏りの有無を次章以降で検証するため、メインバンクがモニタリングで重視した情報、および日本企業の会計行動を対象として吟味する。

注

- 1) Okazaki, Tetsuji, "The Japanese Firm under the Wartime Planned Economy," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 7, No. 2 (June 1993), pp. 183-190; Teranishi, Juro, "Loan Syndication in War-time Japan and the Origin of the Main Bank System," in Aoki, Masahiko and Hugh Patrick eds., *The Japanese Main Bank System: Its Relevance for Developing and Transforming Economies*, Oxford: Clarendon Press Oxford, 1994, pp. 65-75.
- 2) 岡崎哲二「企業システム」岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社, 1993年, 100-105ページ。
- 3) 同上, 105-106ページ。
- 4) 同上, 109-110ページ。
- 5) Okazaki, Tetsuji, *op. cit.*, p. 190.
- 6) *Ibid.*, 191-194.
- 7) See, Teranishi, Juro, *op. cit.*, pp. 65-75.
- 8) *Ibid.*, pp. 181-195.
- 9) Hoshi, Takeo, *Evolution of the Main Bank System in Japan*, Working Paper Series 93-4, Center for Japanese Economic Studies, Macquarie University, 1993, p. 2.
- 10) *Ibid.*, pp. 2-4.
- 11) *Ibid.*, pp. 3-5.
- 12) *Ibid.*, pp. 6-10.
- 13) *Ibid.*, p. 10; Teranishi, Juro, *op. cit.*, p. 75.
- 14) 岡崎哲二, 前掲稿, 121ページ。
- 15) 同上, 121-123ページ。
- 16) 同上, 123-124ページ。
- 17) たとえばチョイは、日本の金融制度の特異性のため、日本企業の財務諸表数値でアメリカ企業の財務諸表数値と比較可能性を欠いている部分を指摘している。See, Choi, Frederick D. S., "Primary-Secondary Reporting: A Cross-

- cultural Analysis," *The International Journal of Accounting*, Vol. 1, No. 1 (Fall 1980), pp. 38-104.
- 18) 三隅隆司「コントロール・メカニズムとしてのメインバンク」『ビジネス・レビュー』第40巻第3号(1992年3月), 57ページ。
 - 19) 伊藤秀司・林田 修・湯本祐司「中間組織と内部組織 不完全契約と企業内取引」伊丹敬之・加護野忠男・伊藤元重編『日本の企業システム第1巻：企業とは何か』有斐閣, 1993年, 102ページ。
 - 20) 中野 勲「エイジェンシー・セオリー」神戸大学会計学研究室編『第四版 会計学辞典』同文館, 1984年, 76ページ。
 - 21) 今井賢一・伊丹敬之・小池和男著『内部組織の経済学』東洋経済新報社, 1982年, 112ページ。
 - 22) 項目(1), (2), (3)の説明については, 同上, 112-114ページ。
 - 23) Aoki, Masahiko, "Monitoring Characteristics of the Main Bank System: An Analytical and Developmental View," in Aoki, Masahiko and Hugh Patrick eds., *op. cit.*, pp. 111-112.
 - 24) 今井賢一・伊丹敬之・小池和男著, 前掲書, 115ページ。
 - 25) 同上。
 - 26) 同上, 140-141ページ。
 - 27) 藪下史郎「メインバンクと情報の理論」堀内昭義・吉野直行編『現代日本の金融分析』東京大学出版会, 1992年, 14-15ページ; Diamond, Douglas W., "Financial Intermediation and Delegated Monitoring," *Review of Economic Studies*, Vol. II (July 1984), pp. 393-414; Leland, H. E. and D. H. Pyle, "Informational Asymmetries, Financial Structure and Financial Intermediation," *Journal of Finance*, Vol. 32, No. 2 (May 1977), pp. 371-387.
 - 28) 三隅隆司, 前掲稿, 57ページ。
 - 29) 同上。
 - 30) Aoki, Masahiko, *op. cit.*, pp. 100-101. 青木はここで小宮による分析を引用している。それによると, 「経営者は従業員集団の代表者として特徴づける。これは日本の企業の特有の現象であり, 他国に類をみない。従業員の利害を軽視する経営者はその地位を保持できない, というよりもその地位に到達できない。」Komiya, Ryutaro, "Japanese Firms, Chinese Firms: Problem for Economic Reforms in China, Part 1," *Journal of the Japanese and International Economics*, Vol. 1, No. 1 (March 1987), pp. 41-43.
 - 31) Abegglen, J. and G. Stakes, Jr., *Kaisha: The Japanese Corporation*, New York: Basic Books, 1986, p. 191.

- 32) *Ibid.*, pp. 207-208.
- 33) Aoki, Masahiko, *Information, Incentive, and Bargaining in the Japanese Economy*, Cambridge : Cambridge University Press, 1988, pp. 101-102.
- 34) 1987年商法改正以前は1社の株式総額の10%、改正以降5%が保有限度である。
- 35) Aoki, Masahiko, *op. cit.* (1988), pp. 128-137.
- 36) *Ibid.*, pp. 137-138. 青木の実証によると、株価最大点からの乖離により測定した銀行の影響力は、1961~72年の期間から73~82年の期間にかけて、平均1.15%低下し、長期投資の銀行借入れの依存は、66~72年の16.0%から73~80年の10.4%へと低下した。銀行の影響力が73~80年に61~72年のレベルと同じであれば、長期借入れの減少額は半分にとどまっていたであろう。一方、66年から72年の銀行の影響力が73~82年のレベルほど低かったならば、長期借入れ額は3分の1少なかったであろう。See, Aoki, Masahiko, "Shareholders' Non-unanimity on Investment Financing: Bank vs. Individual Investors," in M. Aoki ed., *The Economic Analysis of the Japanese Firm*, Amsterdam: North Holland, 1984, pp. 210-219.
- 37) Aoki, Masahiko, *op. cit.* (1988), p. 142.
- 38) 青木昌彦著『現代の企業』岩波書店, 1984年, 263ページ。
- 39) Aoki, Masahiko, *op. cit.* (1988), pp. 143-146.
- 40) *Ibid.*, pp. 147-148.
- 41) *Ibid.*, pp.148-149.
- 42) *Ibid.*, p. 149.
- 43) Heath, Loyd C., *Financial Reporting and the Evaluation of Solvency*, New York: AICPA, 1978, p. 1. 邦訳: 鎌田信夫・藤田幸男共訳『財務報告と支払能力』国元書房, 1983年。
- 44) Rybczynski, Tad M., "Industrial Finance System in Europe, U. S. and Japan," *Journal of Economic Behavior & Organization*, Vol. 5, No. 3-4, (September-December 1984), p. 284.
- 45) 岡部孝好著『会計報告の理論—日本の会計の探究—』森山書店, 1994年, 98ページ。メインバンクが債権者としての役割のほうにウェイトをおいているとする議論に、次のものがある。浜本道正「日本型会計システムの特質とその成立基盤」『会計』第147巻第4号(1995年4月), 9-10ページ。
- 46) 岡部孝好著, 前掲書, 93-96ページ。なお岡部は、経営者支配型企业について、次の論文を参考としている。Fama, Eugene F. and Michael C. Jensen, "Separation of Ownership and Control," *Journal of Law and Econo-*

- mics*, Vol. 26, No. 2 (June 1983), pp. 301-326.
- 47) See, Niehaus, Gregory R., "Ownership Structure and Inventory Method Choice," *The Accounting Review*, Vol. 64, No. 2 (April 1989), pp. 269-284; Watts, Ross L., "Accounting Choice Theory and Market-based Research in Accounting," *British Accounting Review*, Vol. 24, No. 3 (September 1992), pp. 235-267.
- 48) Smith, Clifford W. and Jerold B. Warner, "On Financial Contracting: An Analysis of Bond Covenants," *Journal of Financial Economics*, Vol. 7, No. 2 (June 1979), pp. 117-161; Kalay, Avner, "Stockholder-Bondholder Conflict and Dividend Constraints," *Journal of Financial Economics*, Vol. 10, No. 2 (July 1982), pp. 211-233; Watts, Ross L. and Jerold L. Zimmerman, *Positive Accounting Theory*, New Jersey: Prentice-Hall, 1986.
- 49) 岡部孝好著, 前掲書, 96-99 ページ。
- 50) 同上, 106 ページ。
- 51) 1986 年には株式, 土地から 357 兆円, 87 年には 458 兆円の値上がり益が発生している。西村清彦・三輪芳朗編『日本の株価・地価』東京大学出版会, 1990 年, まえがき *i*。
- 52) 岡部孝好著, 前掲書, 105 ページ。
- 53) Aoki, Masahiko, *op. cit.* (1988), pp. 120-127.
- 54) See, *ibid.*, pp. 138-141.
- 55) 青木昌彦著, 前掲書 (1989 年), 29 ページ。
- 56) 三隅隆司, 前掲稿, 58-61 ページ。
- 57) 同上, 60 ページ。
- 58) 青木昌彦著『日本企業の組織と情報』東洋経済新報社, 1989 年, 142 ページ。
- 59) 同上, 142-144 ページ。
- 60) 同上, 142 ページ。
- 61) Aghion, P. and P. Bolton, "An Incomplete Contracts Approach to Financial Contracting," *Review of Economic Studies*, Vol. 54, No. 3 (July 1992), pp. 475-479.
- 62) 青木昌彦著, 前掲書 (1989 年), 38-39 ページ。
- 63) 三隅隆司, 前掲稿, 64 ページ。
- 64) 同上, 63 ページ参照。
- 65) 伊藤秀史・林田 修・湯本祐司, 前掲稿, 102-103 ページ。
- 66) 青木昌彦, 前掲書 (1989 年), 150 ページ。
- 67) 三隅隆司, 前掲稿, 63 ページ。

- 68) 加護野忠男「企業のガバナンス」『組織科学』第28巻第2号(1995年7月), 58ページ。
- 69) 高田正淳「コーポレート・ガバナンスからみた監査役監査と会計士監査」『企業会計』第46巻第2号(1994年2月), 53ページ。
- 70) Aoki, Masahiko, *op. cit.* (1988), pp. 142-143; Yoshimori, Masaru, "Whose Company Is It? The Concept of the Corporation in Japan and the West," *Long Range Planning*, Vol. 28, No. 4 (August 1995), p. 38.
- 71) Aoki, Masahiko, *ibid.*, pp. 143-145.
- 72) メインバンクによるガバナンスが有効に機能していないこんにち、主権者として長期的に企業にコミットするガバナンスの主体者が事実上存在していない状況が露呈されている。法律上株主が主権者であるとはいえ、事実上経営者が取締役を選任していることが多い。こんにち、企業に資金力があり、銀行に対する交渉力が強く、メインバンクはガバナンスの主体者として機能していない。利害関係者がガバナンスの主体者としてのメインバンクの力をほとんど期待できないこんにち、新しいガバナンスのあり方を考えるのが、日本企業についての課題である。加護野忠男, 前掲稿参照。
- 73) Sellien, H. C. R und H. Sellien, *Wirtschafts-Lexikon*, 7. Aufl., Erster Band, Wiesbaden: Dr. Th. Gabler Verlag, 1967, S. 1750.
- 74) Fischer, Klaus, *Hausbankbeziehungen als Instrument der Bindung zwischen Banken und Unternehmen--Eine Theoretische und Empirische Analyse*, Diss. rer. oec. Bonn: Rechts-und Staatswissenschaftliche Fakultät der Universität, 1990, S. 3-4, as cited in Baums, Theodor, "The German Banking System and its Impact on Corporate Finance and Governance," in Aoki, Masahiko and Hugh Patrick eds., *op. cit.*, pp. 422-423.
- 75) Yoshimori, Masaru, *op. cit.*, p. 37.
- 76) Baums, Theodor, *op. cit.*, pp. 427-430.
- 77) *Ibid.*, pp. 426-427.
- 78) *Ibid.*, p. 417.
- 79) Semler, Johannes, „Unternehmensüberwachung durch den Kapitalmarkt," in Arnold Picot Hg., *Corporate Governance: Unternehmensüberwachung auf dem Prüfstand*, Stuttgart: Schaffer Poeschel, 1995, S. 32.
- 80) *Ebd.*
- 81) 青木昌彦著, 前掲書(1984年), 262-264ページ。

82) Semler, Johannes, *a. a. O.*, S. 33.

83) 二元的企業概念については, Yoshimori, Masaru, *op. cit.*, p. 33. ドイツでは, 制度の主旨として, 監査役会の独立性が保証されており, 他の国ほど経営者に権限が集中していない。しかし実際には, 監督機能と業務執行機能の分化が実現していない。See, *ibid.*, p. 40.

第4章

日本の会計とメインバンク制度

第1節 会計の諸機能と歴史的展開

1. 明治23年商法と32年商法

日本の会計をある一定の時期に限定し、メインバンク制度とかかわらせて考察することには、有用性が見いだされる。しかし、日本の会計はもともと、メインバンク制度と適合したものとして存在したわけではない。

安藤の研究によると、日本では明治23年（1890年）に商法が公布され、そこで展開されている商業帳簿規定、評価規定はドイツ法の影響を強く反映したものである。この商法はフランス法とドイツ法を参考として作成されているが、商業帳簿規定に関してはドイツ法の影響が強い。ただ、利益の分配を株主総会承認方式で行う旨を規定している点は、当時のドイツ商法と異なっている。¹⁾

第2次世界大戦前、商法会計が、計算構造としては資本維持および利害調整の概念を中心として展開されていた時期に、日本では資本取引としては、証券市場における株式の売買、社債発行、銀行借入れがバランスよく行われていた。²⁾ 第2次世界大戦前には、個人株主の力が強く、コーポレート・ガバナンスは個人株主により担当されていた。個人株主の権限の強さは、制度上は、明治32年（1899年）に制定されたドイツ法の系譜を引く商法でみられる、株主総

会中心主義に、具体的に現れている。³⁾

なお、制度とは別に 1870 年以前、すでに商人が自発的に簿記記帳を行っていた。これは決してドイツ式の会計ではない。65 年、最初に大陸式複式簿記の記帳方法を採用したのは横須賀鉄工所であった。この採用は、経済が工業化するなかで、日本の従来 of 会計が適合しなくなったためである。72 年には中央銀行法が公布され、①簿記システムを維持すること、②財務諸表を作成して政府と株主に提出すること、③政府により財務諸表監査を受けること、などが規定された。一般事業会社に会計に関する法的要求がなかった当時、この中央銀行法が一般事業会社の会計実務に大きな影響を与えた。⁴⁾

2. 株主総会中心主義

明治 32 年（1899 年）商法では株主総会中心主義がとられ、三権が分立した株式会社組織の原型が採用されていた。つまり、株主総会が支配機関であり、取締役が業務を執行し、監査役が業務執行の監査を行うという形である。株主総会は計算書類、利益処分案を承認し、他の機関における構成員の選任、解任権をもち、他の重要事項についても最終決定権を有する。また、32 年商法では、法律および定款の定める決議事項以外の事項についても、決定権が与えられている、と解釈されていた。こうして、企業所有者による会社支配という建前が実際に機能しており、株主総会は企業所有者としての株主の会社支配のための機構として、最高かつ万能の意思決定機関として位置づけられていた。⁵⁾ こうした株主総会の権限は、昭和 13 年（1938 年）の改正で、企業結合の際に株主総会の特別決議を要する旨の規定が導入されることにより、いっそう強化された。

初めて所得税法（法人税法規定を含む）が公布されたのは、株主総会中心主義が採用された明治 32 年である。株主総会で確定した決算を課税所得算定の基礎とする確定決算主義は、そもそも株主総会中心主義にその起源をもつ、と考えることができる。

3. 株主総会の無機能化と経営者支配

株主総会を最高意思決定機関とする原初的システムは、企業規模があまり大きくなく、株主数が少なく、また株主の多くが経営者意識をもっている場合にはうまく機能した。しかし、株式会社が大規模化し、経営に高度な専門能力を要するようになったこと、株主数の増大と小株主化、経営者意識をもたずにリターンを得ることだけを目的とする株主の増大のために、株主総会中心主義の法の精神は企業の実態と合わなくなってきた。⁶⁾

経営者支配と呼ばれる同様の問題が、日本以外の諸外国でも起こっていた。ドイツでは、1937年株式法により取締役会の権限強化と株主総会の権限の縮小が行われた。すなわち、株主総会の権限が株式法および定款で定められた事項に限定され、取締役の要請がないかぎり業務執行に関する決定を行うことが許されなくなった。同時期に、アメリカの各州会社法は、所有と経営の分離を制度的にも徹底させ、取締役会を中心とした会社運営機構を確立した。つまり、代表取締役を取締役会が任命し、取締役会の決定を代表取締役が実行し、その会社運営を取締役会が監督する、というシステムである。こうして、所有と経営の分離は、所有者たる株主から、所有に基づく基本的機能である支配権を奪い取った。⁷⁾

諸外国が法と実態との乖離をこうして埋めていったなかで、日本では法制度上、株主総会の権限を弱めることはなかった。⁸⁾一方、実態として政府は第2次世界大戦中、株主の力を意図的に弱めた。これは別に、法と実態との乖離を埋めることを意図したものではない。株主の力を弱めたうえで、政府が協調融資団を形成したことは、前章で述べたとおりである。メインバンク制度は第2次世界大戦中に政府が意図的に形成した協調融資団を基礎としたものである。⁹⁾

日本の商法上の株主総会中心主義は、法の精神と実態とが乖離したまましばらく続き、昭和25年（1950年）の商法改正になって初めて、経営組織の合理化の一環として所有と経営の分離が徹底され、会社運営の中心的役割が取締役

会へ移行され、株主総会の権限が縮小された。そして、アメリカと同様、取締役会の制度が導入され、商法上、取締役会が代表取締役を選任し、代表取締役は取締役会の意思決定を実行し、さらに取締役会が、代表取締役およびそれを補佐する業務執行取締役により行われる業務の執行を監督する、というシステムが導入された。こうして株主総会中心主義が、法律上も放棄された。¹⁰⁾

終戦直後の昭和22年(1947年)3月に証券取引法が公布され、一部施行された。¹¹⁾そして翌23年4月に、ほぼ全面的に施行された。証券取引法の目的は「国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめること」(証券取引法第1条)である。同年、経済安定本部のもとに、企業会計制度対策調査会(後の企業会計審議会)が設立された。続く49年、企業の財政状態、経営成績の正確な把握、外資の導入、企業の合理化、課税の公平性、証券投資の民主化、産業金融の適正化などの合理的解決のために、「企業会計原則」が作成された。¹²⁾26年(1951年)には証券取引法に基づいて、公認会計士監査が行われるようになった。同27年(1952年)には、23年(1948年)から経済安定本部のもとにおかれていた企業会計制度対策調査会が企業会計審議会と名称変更して、大蔵省のもとに移管された。

4. 制度における経営権の強化

昭和25年(1950年)に商法に導入された経営権監督システムでは、取締役を中心とした会社経営者が経営専門家によって構成されることを前提としている。この場合株主総会は、会社の業務執行には関与せず、会社の組織・構造上の重要事項につき決定権を有するとともに、取締役会の構成員の選任・解任権を留保し、この権利の行使によって取締役会を監督し、同時に間接的に経営者を監視・監督する、という構造となる。

昭和25年の改正で株主総会が保持していた従来の権限が大幅に取締役会へ移行された。ここで株主総会が留保した権限は、重要事項に関する同意権、計

算書類の確定と利益処分についての決定権、取締役の選任・解任権である。株主総会の権限が大幅に縮小されたとはいえ、これらの権限によって、いぜんとして商法上、株主総会が会社に対する支配機関であることには変わりがないといえよう。¹³⁾

さて、株主総会が計算書類の確定権など、重要な権利を留保していたにもかかわらず、実際には株主総会の形骸化はますます進展し、株主による会社支配は建前にすぎないという状況が、昭和 25 年商法改正後も続いていた。また、従来日本企業の配当性向が低く、そのため一般株主の株式投資の目的が、投機によるキャピタル・ゲインを目的としたものとなっているという事実が、ますます株主総会の形骸化に拍車をかけた。¹⁴⁾

一般株主の小株主化とその無力化は、先述のように、日本だけの現象ではない。ここで日本の特殊事情は、法人の持株比率の増大と、企業買収を防ぐための企業間の株式相互保有である。とくに企業集団や系列のなかに、株式相互保有の傾向が強くみられる。その結果、法人株主は会社経営者と密接な関係を持ち、経営者の地位の確保と安定化を促す傾向にある。こうして、株主総会による経営者に対する支配・監督機能はほとんど機能しないこととなる。¹⁵⁾

5. 監督の強化

ところで、昭和 49 年（1974 年）の商法改正の際も、経営者による放漫経営に対する監督と牽制が課題としてあった。その際は、たとえば、同 40 年に山陽特殊製鋼が倒産したのを初めとして、38 年から 40 年代にかけて、サンウェーブ工業や日本通運のような上場大会社を含む一連の不正経理、業務運営上の不正が背景としてあった。こうした一連の不正事件は、権力の集中した経営者に対する監査・監督が機能していなかったことを原因としている。¹⁶⁾

監査役の権限は一時期会計監査に限定されていたが、昭和 49 年の改正で、資本金が 1 億円を超える株式会社について、業務監査が復活した。また、監査報告書への記載内容が法で規定され、監査の実効性の確保が予定された。さら

に、別に、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（監査特例法）が制定され、資本規模に基づいて規模別規制が実施されるとともに、資本金5億円以上の大会社について、監査役監査に加えて、公認会計士監査が強制¹⁷⁾された。

こうして、監査機能の強化が図られたが、ここで監査役に一般的な業務監査の権限が付与されることにより、取締役の業務監督機能とどのように調整を行うか、ということが問題となった。ここでいくつかの案が出されたが、結局、会計監査は公認会計士と監査役の両方が行い、業務監査は監査役が担当する、というのが日本の実情に最もふさわしい、という判断が下されるにいたった。そして、取締役会の業務監査については、代表取締役の業務執行が取締役会の決定した基本方針に沿って合目的的に行われているかどうかの妥当性ないし適正性監査を主とするのに対して、監査役の監査は代表取締役の業務執行が法令¹⁸⁾定款に違反していないかどうかを監督する、適法性監査を行うということになった。

6. 商法監査と証券取引法監査

昭和49年（1974年）商法改正では、公認会計士監査が初めて商法に導入された。このことは、次の2点で注意すべきことである。まず第1に、会計監査人監査を、株主総会で承認を受ける前の計算書類について行う事前監査としたことである。証券取引法による公認会計士監査は承認後に行われる事後監査だったが、総会前に監査が行われることにより、監査結果を総会の審議に役立たせることができるようになった。第2に、会計監査人監査を商法に導入することによって、大会社の会計監査については、監査役監査と会計監査人監査が重複し、公認会計士監査の面でも商法監査と証券取引法監査とが行われることになるので、商法監査と証券取引法監査を実質的に統一するための制度的措置が講じられたことである。¹⁹⁾

ここで商法監査と証券取引法監査との関係が問題となる。商法の計算規制の

目的は株主および債権者の利益保護にあり、証券取引法の規定目的は、証券取引法第1条により、投資者の保護により国民経済が適切に運営されることにある。ここで投資者は将来の株主なので、これを会社に対する個々の利益主体としてとらえるならば、結局投資者の保護は株主の利益保護と一致するものとして、商法の規制目的の一部をなすこととなる。そう考えると、商法の規制目的の独自性は債権者保護にあることとなり、株主保護に関しては証券取引法が商法の特別法となり、債権者保護については商法が独自性をもって適用される、ということになる。²⁰⁾

従来から証券取引法に基づく会計と会計監査は、企業会計原則を基準として行われていた。企業会計原則は「企業会計の実務の中に慣習として発達したもののの中から、一般に公正妥当と認められたものを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに当って従わなければならない基準」²¹⁾である。そして、財務諸表規則（大蔵省令）第1条第1項で、「この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」とあり、企業会計原則は証券取引法を補充する慣習法と解釈されており、²²⁾そうした観点から、商法と証券取引法の一元化には企業会計原則と商法規定を実質的に同一化する、²³⁾という発想が生まれた。

以上の観点から、企業会計審議会は商法と証券取引法との会計基準が一致し、同一の会計基準に従って監査が行われることを明確にする規定を商法におく必要を提言した。その提言を受けて、昭和49年商法改正で、第32条第2項に、「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という包括規定が設けられた。ここで、企業会計原則が商法上の慣習法として認められることを定めたと解すると、会計についての慣習法の部分については、企業会計原則を媒介として、商法と証券取引法とが一元化したこと²⁴⁾なる。

しかし、そのことが、商法監査と証券取引法監査とが一元化したことを意味しない。一元化したのは法令に規定のない慣習法の部分で、制度的には法的基

準の本質部分については、それぞれの法律がその規制目的に従って定めるのが本来のあり方とされているからである。²⁵⁾

7. 企業の自主的監視機構の強化

昭和56年（1981年）の商法改正では、まだ企業の不正経理が跡を絶たないところから、企業の自主的監視機構の強化が図られた。まず会計監査人監査が強制される大会社の範囲を拡張し、資本金基準に加えて負債総額200億円以上とした。また監査特例法第16条第1項により、決算確定権を取締役会へ移管すると同時に、監査特例法第3条、第6条により、会計監査人の選任・解任権を、取締役会から株主総会へ移管した。²⁶⁾

こうして法制度上は、代表取締役の業務執行を、取締役会、監査役会および会計監査人が監督・牽制するシステムとなっている。この体制は、取締役会を採用し、取締役会が代表取締役を選任・解任する権利を有するアメリカの制度と、監査役会をもつドイツの制度との折衷となっている。²⁷⁾

昭和56年の商法改正に伴い、57年に計算書類規則、企業会計原則、財務諸表規則等が改正され、57年10月から施行されている。これら一連の会計規制の改正により、会計方針の開示、会計方針の変更の旨とその影響の開示、後発事象の開示、偶発事象の会計（引当金を含む）について改正が行われた。²⁸⁾

8. 利害調整

このような歴史的展開から考えると、日本では、複式簿記を基本とした会計は大陸法の複式簿記が商人により導入されたのを初めとして、その後中央銀行法で規定された簿記会計規定の影響を受け、明治23年商法を経て、32年商法で規定された株主総会中心主義のなかで展開が始められた、と考えられる。

商法には破産防止の系譜、資本維持の系譜のほかに、株主保護を趣旨とする利害調整の系譜、顛末報告の系譜、状況報告の系譜をももつ。²⁹⁾このうち、商法

に対してとくに期待される機能は、株主と債権者との利害の調整を、資本維持の原則として行うことである。³⁰⁾

監査特例法上の大会社で、かつ証券取引法が適用される会社については、会社の計算について、商法と証券取引法の規定が二元的に適用される。ここで、商法と証券取引法との関係については、証券取引法が株主保護規定の特別法的な位置づけが与えられている、と解される。また、二元的な法規制の対象となる会社の期間損益と会社の財産状態についての事実は1つなので、商法監査と証券取引法監査の一元化が図られてきた。³¹⁾

ドイツの会計も、商法典により規定されている。これは債権者保護を出発点とするが、現在は債権者保護だけを理念としているわけではない。商業帳簿規定の原型を提示しているフランスの1673年商事勅令(Ordonnance de Commerce)を受けて1861年普通ドイツ商法典(Allgemeines Deutsches HGB)は、債権者保護の手段として簿記と会計を位置づけている。1874年ザクセン所得税法(Gesetz zur Einkommensbesteuerung)以来基準性の原則が規定され、1931/37年株式法(Aktiengesetz)により配当制限と外部情報提供による債権者保護機能が導入された。

1965年株式法改正により、情報の改善と配当の確保により、会計に対して債権者保護に加えて株主保護の機能が与えられ、69年公開法(Publizitätsgesetz)により、情報公開をとおして利害関係者を保護するものとして会計が位置づけられた。そして85年会計法(Bilanzrichtliniegesetz)により債権者と株主の利益の保護機能が強化された。³²⁾ こうしてドイツでも65年以来、商法典に株主保護の理念が導入されており、債権者と株主の利害の調整が図られている。

第2節 市場と組織のメカニズムと会計

1. 市場と組織金融の資源配分メカニズム

1-1 市場における資源配分メカニズム

日本とドイツとの共通点は、その重要な株主が銀行だ、ということである。1つの企業に対して1つの銀行が独占的に資金を供給するか、あるいは主力銀行を中心として協調融資を行う資金調達取引を「組織金融」とすると、会計と会計環境の適合性を考察するにあたって、英米型の市場と組織金融とを、資源配分機能と金融コントロール機能とに分けて考察することが適切であろう。まず、市場と組織金融とを、資源配分機能について比較することから始めよう。

1-1-1 社会目的と証券市場

新古典派の経済学では、市場経済でその最も純粋な形で行われる資源配分は、市場で情報が自由に流れる状況のもとで促進された自由競争の原理に従って行われるのが最適、と主張されている。³³⁾ その論点は、以下のとおりである。

人々の経済的厚生にかかわる社会の目標は、社会の構成員に対する希少性ある資源の創出を極大化することである。そのためには、次の3点が必要である。

- (1) 生産資本を創出するための貯蓄
- (2) 生産目的の資本利用についてのムダ、非効率性の除去
- (3) 最も効率的な生産を行う方向への資源配分³⁴⁾

経済的厚生に関する目標が達成されるためには、まず資本形成の確認、すなわち、貯蓄の意思決定が行われる必要がある。ついで貯蓄が生産目的の投資へと誘導されなければならない。しかも、効率的に生産を行う企業に対して、より多くの資源が配分されなければならない。こうした投資市場は、投資が行われる手段と手続の総体ととらえることができる。³⁵⁾

1-1-2 市場における情報公開

証券市場では、投資により配当とキャピタル・ゲインを得ようとする投資家が株式の売買を行う。資源配分は、市場では一般に次の原理に基づいて行われる。ここで取引を資本取引に限定すると、市場は資金の需要者と供給者により構成されている。ここで需要者を企業と限定する。投資家は、企業に関する不確実性を排除し、「よりよい投資意思決定³⁶⁾」を行うために情報を必要とする。企業は投資家が必要とする情報を提供しなければ、資本コストが上昇する恐れがある。なぜならば、情報の非対称性が大きい場合は、逆選抜が生じる危険があるからである。逆選抜を防止するため、企業は資金の提供者に対して、自己に関する判断材料となる情報を公開する。

こうして投資家と企業双方の動機から情報公開が行われると、投資に関する不確実性が減少し、投資家のもつ貯蓄が効率的に生産を行う企業へと誘導される。阻害要因がない状態で、自由な情報の流れが貯蓄を投資に結びつけるようになる³⁷⁾と、経済が競争的となる。

1-1-3 競争がもたらす効果

競争が社会にもたらす便益は以下のとおりである。

- (1) 資本その他の資源は、消費者が最も望むような方法で利用する者へと導かれる。
- (2) 動的な変化が促進される。
- (3) 長期的なコストの低減が行われる。
- (4) 消費者と生産諸要素間に実質所得が平等に分配されるようになる³⁸⁾。

ここで、競争と資源配分との関係は以下のとおりである。まず第1に、企業は消費者の欲求を充足させるために生産・販売またはその双方を行う。そのとき証券価額が企業情報を即座に反映することを前提とすると、消費者に満足を与えた企業ほど業績が上昇し、消費者の欲求を充足させるような資源利用を行う企業ほど株価が上昇する。つまり、投資意思決定の結果は株価に反映され、株価が上昇した企業には資金がより多く集まる。これは、投資家が主たる判断材料とする企業業績が、消費者の必要を満足させることにより上昇することを

前提とする。また投資家は環境など、業績以外の指標も考慮するようになる。すると、消費者の欲求および環境などへの配慮をより多く行った企業に、より多くの資金が配分されることとなる。

第2に、競争が激化すると、企業は消費者の欲求を先取りして新製品の開発を行おうとする。そのために研究開発が盛んに行われ、技術革新が促進される。³⁹⁾ こうして動的变化が促進される。

第3に、消費者ニーズの新たな発見が行われ、それによる高業績が開示されると、他社の新規参入を招く。すると、競争の圧力により、利益獲得の可能性がそれほど魅力的でなくなるまで価格低下が続く。すなわち、追加1単位あたりのアウトプットの生産から生じる限界収益が、その単位を生産する限界費用の水準へ近づいていく。すると、効率的に生産を行う者だけが合理的報酬を享受し続けることとなる。

第4に、情報公開と競争および実質所得の平等な分配との関係は、次のとおりである。情報公開によりあらゆる利害関係者が情報に精通すると、企業が不当に独占的利益を享受し続けることがなく、実質所得が平等に分配されることとなる。⁴⁰⁾

以上が純粋に機能する市場経済を仮定した場合の資源配分のメカニズムである。

1-1-4 市場の原理

さて、一般に「市場」というとき、この単語は取引が行われる「場」としての市場と、取引が行われる「メカニズム」としての市場との2つの意味がある。⁴¹⁾ ここでは、資源配分が行われる「メカニズム」としての市場とメインバンク制度とを比較するのが目的である。資源配分が行われるメカニズムとしての市場を、「市場の原理」と呼ぶこととする。

市場の原理が作動する程度は、国により異なっている。この相違は、市場の原理を2つの構成要素に分けて考察すると理解しやすい。市場の原理は次の2つの要素により成立する。すなわち、資金提供者の意思決定メカニズムと、資金供給者と需要者との関係である。

まず、市場の原理における意思決定メカニズムは、次のとおりである。市場の原理では、資金提供者は配当およびキャピタル・ゲインという形で得られる自己の利益を最大化するよう、公開された企業情報を判断材料として株式売買の意思決定を行う。そしてその意思決定は株価に反映される。株価の上下の動きはまた、投資家や潜在的投資家にとって意思決定材料となる。そして、上述のように、株価が上昇した企業に対して、より多くの資金が流入するようになる。このことは、市場の原理に従うと、投資家および潜在的投資家による自己利益を求め⁴²⁾る行動が基礎となって、株価を媒介として資金が配分されることを意味する。

ここに、資金提供者と受入れ側との関係は、市場の原理では独立的である。「場」としての市場への参入と退出は、いずれの側にとっても自由である⁴³⁾。

1-1-5 市場の資源配分機能が作動する条件

上述のような市場の原理が、どのような状況下でも作動するとは限らない。市場がその資源配分機能を十分に機能させるためには、次の条件が必要である。すなわち、①取引される財の同質性、②多数の需要者、供給者の存在、③情報の完全性、④取引参加者の参入と退出の自由、という条件である⁴⁴⁾。

ここでこれらの条件を資本市場に限定して考える。まず第1に、資本市場では、取引される財の同質性は確保されている。なぜならば、たとえ資本の提供に対する報酬の支払形態や返済条件などについて多様性があつたとしても、取引される財、すなわち資金そのものの特性は等質的だからである⁴⁵⁾。また、資本は、市場取引を行うための契約条項の明示的確定とその履行の確認が、他の財と比べて容易だからである⁴⁶⁾。たとえば、労働サービスの場合と比較すると、このことは容易に理解できる。労働サービスの場合、労働者の質、能力、努力の程度について、サービスの購入者からみると不確実な点が多く、サービス購入者の側の需要も多様にわたることが多い⁴⁷⁾。

第2に、②の多数の需要者、供給者という条件は、資本市場の場合、国によって異なる。たとえば、貯蓄率が低い場合、または国民に余剰資金が少ない場合、資金の供給者は不足する。

第3の情報の完全性という要件は、完全な形では実現できない。多少の不完全性は許容するとして、その実現の程度は国によって異なる。その程度は、企業の側での情報提供能力と情報公開のインセンティブ、および情報利用者の情報処理能力に依存する。

第4の取引参加者の参入と退出の自由という要件は、理論的には参入と退出に対して規制が設けられないかぎり実現する。ただし、その自由度については、各国の慣行により異なる。

上述のように、第2、第3、第4の条件は、国により異なっている。資源配分機能について、市場の原理が働く程度が国により異なる原因がここにある。

1-2 組織における資源配分メカニズム

1-2-1 組織における資源配分とモニタリング

上述の市場の原理に対立する概念が「組織の原理」である。組織の原理では、構成員が一定の組織目標へ向かって協調行動をとるところに特徴がみられる。メインバンク制度やドイツのハウスバンクのように、組織の原理の比重が大きな形で資金調達取引が行われる組織金融では、資金提供者としての銀行と資金の需要者の企業とのあいだに内部組織が生成している、と考えることができる。内部組織では、取引当事者が独立して意思決定を行うことができる者、として存在するのではなく、一方が片方のリスクを分担しており、あたかも両者が同一の組織のなかに存在しているかのような状況を呈する。

組織金融では、資源配分に際して、事前・期中のモニタリングが行われる。まずメインバンクは事前モニタリングとして、企業がメインバンクに対して提供する情報に基づいて貸付の意思決定を行う⁴⁸⁾。

合理的な事前モニタリングとは、企業の投資プロジェクトの収益性、リスク、信頼性に関して、逆選抜の問題を軽減できるものをいう⁴⁹⁾。事前モニタリングに際しては、企業経営者の質、組織などの定性的要因と、企業の返済能力、投資プロジェクトの収益性とリスクなどの定量的要因が審査される。

期中モニタリングの段階のモニタリングにとっては、投資家と経営者との利

害が必ずしも一致しないことに由来するモラル・ハザードの問題が重要である。⁵⁰⁾ 純粋な組織金融ではモデル上は、投資家と経営者との利害が組織目標を前提として調整され、取引参加者は少数で固定的である。取引が長期的になるに従い、私的・公的に提供される企業情報がメインバンクに蓄積される。こうした情報のモニタリングをとおして、メインバンクと企業とのあいだにもともとある情報の非対称性が原因となって生じる、逆選択やモラル・ハザードといった問題の克服が、期待される。

要するに、組織金融による資源配分は、資金提供者と経営者とがある程度内部化した状況のもとで行われる。内部化の程度が進めば進むほど、資金提供者と経営者とのあいだにある情報の非対称性が克服され、情報の非対称性を原因とした資本コストが高められることはない。

1-2-2 市場取引と組織内取引の選択

さて、組織とは一般に、その機能的側面をみるとき、特定の目的を達成するための役割の体系と定義される。⁵¹⁾ したがって、取引当事者が同一の組織内部にあるかのような状況ということは、両当事者がそれぞれの効用を極大化する目的で意思決定を行うのではなく、特定の目的のもとで各人の役割に従って意思決定を行うことを意味する。

一定の取引について市場取引を選択するか組織内取引を選択するかは、取引コストに依存する。取引コストの規定要因は、次の2点である。すなわち、①取引される財・サービスの特性の均質性、取引が行われる場の客観的特性、②取引にかかわる主体の特性である。⁵²⁾

たとえば、取引についての重大な関心事は、取引価格の決定である。標準的な財・サービスで取引参加者が多数いる状況では、少数の取引参加者が価格に影響を与えることはできない。したがって、取引に必要な情報は価格に集約されている。しかし、取引される財の性質が複雑になり、客観的に品質を判断することが困難となると、取引を遂行するために必要な人的資源や時間が増大する。⁵³⁾

資本市場では前述のように、取引される財の性質は均質である。それにもか

かわらずメインバンク制度のように、取引に組織の原理の要素が大きく介在する取引形態が採用されたのはなぜだろうか。

すでに述べたように、岡崎（1993）、寺西（1994）の研究によると、メインバンク制度は日本では第2次世界大戦中にその基礎が形成された。第2次世界大戦中は軍需産業に多くの資金を配分して軍需産業を強化する、という共通の目的が社会にあり、その共通の目的のための役割分担が受け入れられる状況が社会に存在したのである。

メインバンク制度が発展したのは第2次世界大戦後である。この時期には経済の復興と先進国経済に匹敵する水準の達成、という共通の目標があった。そのために貯蓄が奨励され、基幹産業に優先的に資金が配分された。組織を「特定の目的を達成するための役割の体系」と定義すると、その定義にみられる「特定の目的」という要件が、戦時中および戦後高度成長期のあいだ、日本経済に存在したことがわかる。

また、取引にかかわる主体の性質をみると、資金提供者の銀行は少数であり、寡占状態である。一方、資金需要者の企業をみると、第2次世界大戦中の指定銀行制の名残りで顧客はかなり固定的である。一般に、取引参加者が少数だと、駆引の余地が大きくなる⁵⁴⁾。したがって、メインバンク制度で資金提供者の銀行と需要者の企業とのあいだには駆引の余地が生じる。すると、必ずしも市場での競争により一意的に取引条件が決まるわけではないので、特定の産業を奨励するような産業政策が容易となる。ここに産業政策とは、競争的な市場機構に何らかの機能障害が発生する場合に、特定の産業間の資源配分に介入したり、特定産業の特定組織に競争制限的介入を行うことによって、一国の経済厚生を高めようとする政策をいう⁵⁵⁾。こうして戦後復興期および高度成長期の日本経済ないしその資本取引には、共通の目標と少数の取引主体、という組織の原理が導入される余地が大きく存在したことがわかる。そして組織の原理の導入が、産業政策を容易にしたと考えられる。

2. 金融コントロールの側面

コーポレート・ガバナンスのうち、資金調達取引を通じて行われるものを、とくに「金融コントロール」と呼ぶこととする。金融コントロールの側面を考えると、市場とメインバンク制度とは次の点で異なる。

まず、市場の原理では、金融コントロールは次のように作動する。企業を契約のネクサス（束）と考えると、企業経営の効率性のためには、企業収入の余剰を受け取る権利をもった余剰権者、すなわち、株主にネクサスを構成する契約の設計を委任するのがよい。株主は、取締役会を通じて企業経営をコントロールすると同時に、市場をとおしても、剰余の現在価値（株価）を媒介として、経営意思決定をコントロールする。⁵⁶⁾つまり、所有者が残余財産分配請求権者であることを前提として、経営者をコントロールするのである。

メインバンク制度では、メインバンクが顧客企業を内部化することによりコントロールの残余権を獲得する（第3章参照）。経営者は業績の悪化により経営のコントロール権を奪われたくないために、経営成績を良好に保つよう努力する。こうして企業経営者がコントロールされるメカニズムが働く。

企業の業績については、日本の慣行上、配当が行えるか否かが目安となっている。配当は本来、将来期待される費用と収益の平均的差として規定される将来成果から行われるもので、⁵⁷⁾制度上、一定の規定により導かれる配当可能利益から支払われるものである。⁵⁸⁾

また、メインバンクは企業をその利潤獲得可能性や蓄積体としての資産の量などに従って序列づけを行っている。メインバンクによる序列づけが高い位置にあれば、その企業が経営に関してメインバンクから干渉を受けることは最小限度である。一方、序列づけが低ければ、銀行のモニタリングは強化され、経営の内部的変更に圧力がかけられることが予想される。⁵⁹⁾

第3節 コーポレート・ガバナンスと会計

1. コーポレート・ガバナンスの指標

本書ではコーポレート・ガバナンスの問題を次のように限定する。すなわち、誰が企業を支配・制御するかの問題であり、所有と経営の分離と、所有からの経営者の経営に対する運営の委任を前提として、最高経営者に委ねられた意思決定と経営上の采配を所有者である資本側がどこまでどのように支配し、⁶⁰⁾ 制御するかの問題とする。そして、とくに本書では、資金調達取引をとおした金融コントロールに議論を限定する。

資本市場をとおして間接的に経営者をコントロールするという方式は、アメリカでとくに顕著にみられる。アメリカでは証券市場をとおした企業買収が頻繁に行われる。この企業買収は、市場で過小評価されている企業の株式を、株主が、より高い価額で購入する株主に売却するもので、企業支配権の取得を意味する。買収は、現行経営者の非効率な経営により生じるので、株主は非効率な経営者のもとで配当を得ているよりも、プレミアムつきで株式を売却したほうを好むわけである。⁶¹⁾ こうして、非効率な経営を行っている経営者の交替が行われる。

アメリカでは、株主は、1972年に「ウォール・ストリート・ジャーナル」で株価利益率を重視すべき記事が載せられて以来、個々の株主が一貫して株価利益率目標により、企業経営者を評価するようになった。そのため、株式所有が分散していたとしても、個々の株主が同一の指標で経営者を評価することにより、まとまった力で経営者に牽制を加えることとなり、経営者支配の状況はとくに生じなかった。ただ、利益率目標自体が短期的な性格のため、短期的な視野で企業売買が行われる傾向に陥り、企業売買を抑制する規制的措置が考えられた。そして、利益率に加えて、株価と最も近い動きをする企業価値が、指標として提唱されるようになった。⁶²⁾

それでは、銀行が企業に対してメインバンクの地位を獲得あるいは放棄する意思決定を行う際の判断材料、およびメインバンクと企業とのあいだでコントロール権が配分される基準となるデータはどのようなものであろうか。これを次に分析する

2. 委譲されたモニタリングと判断基準

2-1 企業家精神の評価

企業は銀行が企業のメインバンクたる地位を獲得しようとする擬似的市場で評価を受けるので、銀行が企業に対して要求する情報は、企業の行動を制約し、コントロールする働きをもつと考えられる。また、企業はメインバンクによりランクづけされ、それによりメインバンクとの取引条件が左右される。したがって、銀行が企業の事前および期中モニタリングに用いる審査基準は企業行動に大きな影響を及ぼしうる。

収益性事業でありながら、かつ企業のインキュベーター（incubator：孵化器）としての機能を果たす、という役割がメインバンクに対して期待されるので、メインバンク事前モニタリングにあたって企業の将来性を判断する必要がある。企業の将来性を判断するには、企業の将来成果の割引現在価値を求め⁶³⁾るか、あるいは定性的データを重視する必要がある。ここで、将来成果の割引現在価値を求める場合、一定期間を経過した後に成果が現れるケースについての判断については、とくに技術を要する。

メインバンク企業の将来成果を定性的データで判断してきた。定性的データは、定量的データに現れてこない事業の将来性や企業の安全性を判断するためのものである。銀行が企業の審査や監視を行うとき定性的データのうちで最も重視するのは、企業家精神を含む経営者の態度⁶⁴⁾である。こうして、企業家精神という定性的データにより企業および事業の将来性を判断し、自己資本および他人資本の投資対象としての適格性を吟味し、その将来の収益性をある程度担保とすることができるのである。

2-2 収益性と支払能力

産業あるいは企業が未熟なうちは、企業のモニタリングにあたって定性的データが重視される度合いが大きい。しかし、ある程度産業が育成され、企業が成長すれば、定性的データの内容が定量的データに現れてくるようにならなければならない。

ここで注意しなければならないのは、他の銀行、債権者、法人株主、個人株主、といった資金提供者集団が、メインバンクにモニタリングを委譲しているということである。一般に、株主が収益性に関する情報を必要とするのに対して、債権者は支払能力に関する情報を必要とする、とされている。それでは、あらゆる株主と債権者の利害を調整すべき役割をもつメインバンクは、支払能力と収益性との調整をどのように行っているのだろうか。

長期的に考えると、収益力と支払能力とは関連性がある。なぜならば、長期的にみて利益を獲得していない企業が負債の返済資金を調達することはできないからである。こうして長期的な支払能力は長期的な収益性に依存する⁶⁵⁾。しかし、一般に、投資家保護のための会計は収益性重視であり債権者保護のための会計は支払能力重視である、と単純に割り切られることが多い。これは、短期的にみて収益性と支払能力とが必ずしも同じ動きをすることは限らないからと考える。

ヒースによれば、短期運用資金、すなわち、売上債権、棚卸資産、工場設備の拡張をまかなうような資金については、利益が計上されている企業でも非現実的な返済計画を立てれば支払不能を招くことがある。一方、利益を計上していない企業でも、現金回収額が必要な現金支出額を継続的に超過していれば、支払能力を継続的に維持することができる⁶⁶⁾。このことは、短期的には支払能力と収益力とを別にして考える必要があることを示す。

証券市場および経営権市場が発達しているアメリカでは四半期ごとの利益が公表され、株主が経営者に関する判断を行う。そのとき、余剰資金の運用により機動的に配当とキャピタル・ゲインを得ようとする投資家は、四半期という

短期の利益に十分注意を払う。そのとき、短期的には収益性と支払能力とは矛盾することがあるので、両者を区別して考える必要がある。

一方、とくに高度成長期の日本では、産業を育成し企業を育てる必要があったため、長期的利益を重視する必要があった。それと同時に経済が継続的に成長したため、長期的利益を重視することができた。また、配当を抑制してキャピタル・ゲインを増加させる財務政策が選好されたので、企業内部に資金を留保し、資本維持を図ることが、結果的に個人投資家にも高い収益を帰属させることとなった。したがって、支払能力と収益性とはあまり区別して考える必然性がなかった、と考えることができる。

しかしヒースは、アメリカにあっても、株主も支払能力に無関心であってはならないことを主張している⁶⁷⁾。その理由として次の2点があげられる。

(1) 株主が残余財産分配請求権者である。

つまり、法的に企業が支払不能となった場合、破産および更生手続に際して、優先順位としてまず債権者の利益が確保され、その次に株主の利益が保護される。

(2) 支払能力がないために企業が有利な投資機会を見送り、そのために長期的な収益性に影響を及ぼすことがありうる。

第1の理由について、ヒースは企業が支払不能になった場合を想定している。株主が残余財産分配請求権者であることを純粹に追求した場合、株主の利益を確保することが、他の利害関係者すべての利益を保護する、という命題へ導かれる。

第2の理由について、ヒースは有利な投資機会を見送ることによる機会コストを考慮している。この機会コストは、有利な投資機会があるにもかかわらず、企業自体の支払能力の欠如のために発生するものである。それに対して、ヒースが先に「利益が計上されている企業でも非現実的な投資計画のために支払不能に陥ることがある」と述べたとき、ヒースは投資プロジェクト自体の欠陥を想定している。

このように、企業自体のモニタリングと投資プロジェクト自体のモニタリングとは、分けて考える必要がある。しかし付録4-1（147ページ）にみられるように、投資プロジェクト評価に必要な情報は、国際的調和化との関連が薄い。したがって、本書では、企業自体のモニタリングに焦点を合わせることにする。

2-3 財務弾力性

一般に投資の決定要因は流動性だといわれる⁶⁸⁾。この場合の流動性は内部資金の利用可能性をいう。流動性が高まれば、機会コストを捨象するとすれば、投資資金のうち資本コストがゼロである資金の割合が高まるからである。一方、投資資金を借入れにより調達することを考え、支払能力と関連させて流動性を論じると、次の関係が成立する。すなわち、内部資金の利用可能性が高まれば支払能力が増大し、資金調達力が増大し、投資水準が向上する。

支払能力は流動性と関連性がある。流動性には、3つの概念がある。まず第1に、会社保有の資産の特質を述べる場合、流動性は現金類似性という意味で用いられる。第2に、会社の流動資産と流動負債との比率を述べる場合に、流動性という文言が用いられる。第3に、現金を調達する能力として、流動性という文言が用いられる。前の2つの概念は、貸借対照表の構成の問題である。第3の概念は資金調達能力とともに投資能力をも含意することができる⁶⁹⁾。

ここで、支払能力の評価に必要な情報を、ヒースの説に従ってまとめてみよう。支払能力の評価に必要な情報は、収益性の評価に必要な情報とは異なる。なぜならば、支払能力のある会社とは、債務の返済のための現金を十分にもっている会社を指すからである。支払能力の評価とは、会社が債務を支払う前に、十分な現金を調達できなくなる危険度を評価することである。したがって、企業の現金収支の金額、時期、不確実性などを予測する情報が支払能力の評価には重要である⁷⁰⁾。

要するに、全体として支払能力の評価には次の3種類の情報が必要である。すなわち、

- (1) 貸借対照表を構成する、資産の特質に関する情報、とくに現金の裏付けに関する情報
- (2) 貸借対照表の構成に関する情報
- (3) その他現金収支の金額、時期、不確実性などを予測する情報⁷¹⁾

これら3種類の情報の質を備えた判断基準が、財務弾力性である。企業が現金収入および支出を統制し、不測の事態に対処する能力を「財務弾力性」という⁷²⁾。ここに財務弾力性がある企業とは、必要な現金支出額が予定された現金収入額を超えている場合、即時に、かつ現在または将来の利益およびその企業の株式の値に軽微な影響しか与えずに、その超過額をなくすような措置をとることができる企業、と定義されている⁷³⁾。

ヒースによると、こんにち重視されている支払能力に関する分析の中心的問題は、一定期間内に受け取る予定の現金が、同一期間内に必要とされる現金支出額と等しくなるか、あるいは超過するか、という問題である。企業の主たる現金の源泉は、顧客に対する財およびサービスの販売、借入れ、株式発行である。それに対して現金の主たる用途は、従業員、仕入先、政府に対する支払、債務の返済、設備などの購入である。これらの事象について分析するには、企業が次年度中に受け取る現金、支払われなければならない債務に関する情報がわからなければならない⁷⁴⁾。

ヒースは、「債務は利益から返済されるものではない」と主張する。彼の主張によると、利益は無形の測定値であり、物的なものではない⁷⁵⁾。とくに、会計が収益性に関する情報提供を重視した場合、利益とキャッシュ・フローとは別のものとなる。仮に高額の利益を獲得していたとしても、債務の支払期日に負債を返済するのに十分な現金が手もとにあるとは限らない⁷⁶⁾。

一般に債権者は企業の財政状態に関心をもつ、といわれる。なぜならば、貸借対照表が企業の将来の現金収入および支出に関する一定の情報を提供するからである。さらに債権者は、現金の収入および支出を観察し、それによって、不測の事態に対しても適応する債務者の能力、すなわち、財務弾力性を判断する必要があるためである。不測の事態に際し、支払不能を回避するため、企業

は次の措置をとることができる。

- (1) 貨幣の借入れ
- (2) 資産の売却
- (3) その他⁷⁷⁾

貨幣の借入れには、銀行借入れ、社債の発行という直接的方法と、仕入先に対する支払延期、借入金の支払期限の延長という間接的方法とがある⁷⁸⁾。銀行借入れを低い資本コストで行えるためには、組織金融の場合、メインバンクによる序列づけでできるかぎり高いランクづけを得ている必要がある。

資産の売却は、市場性ある有価証券、土地、設備の売却のほかに、受取手形の割引、および通常⁷⁹⁾の取引経路を通じて販売している棚卸資産の仕入を中止することなどがある。日本では土地、有価証券の価格が著しく下落する以前、従来、とくに土地、有価証券の売却という方法が有効であった。

企業が資産を売却することにより現金を調達する能力は、企業資産の用途の相互依存性と資産価格という2つの特性に左右される。企業資産の用途の相互依存性とは、企業がある資産を、他の資産の使用から得られる収益をあまり減じることなく処分できるか否か、という問題である。たとえば、市場性ある有価証券は、その一部を残りの部分の価値を減じることなく売却することができる⁸⁰⁾。

企業が他の資産から得られる収益性に悪影響を及ぼすことなく、ある資産を売却する能力は、その資産の価格上の特性にも依存する。価格上の特性として重要なものに、「市場性」がある。ある資産の購入価格と、強制的清算を仮定した場合その資産を売却できる価格との差について、両者の差が小さいほど、その資産は「市場性がある」という⁸¹⁾。ここで、清算時の資産の売却価格が取得原価を上回る場合については明記されていない。

資産の市場性が大きければ、企業の財務弾力性は高まる。売却の対象となるのは、こんにちでは企業の一部門、工場、一事業部、子会社であることもあ⁸²⁾る。そのようなものを売却するには、事業部の事業価値、子会社および工場の企業価値を高めておく必要がある。

保有資産の価格変動も、価格上の特性として重要である。個別資産の価格変動を把握する時価主義会計として、取替原価会計と売却時価会計とがあり、取替原価会計は実態開示を主目的とする現在原価会計と実体資本維持を主目的とする取替原価会計とに分類される⁸³⁾。財務弾力性を論じる場合、個別資産の保有価格の把握については強制清算を前提としており、実体資本維持を主目的としたものではない。

強制清算を前提としているため、財務弾力性の把握について論じる際、ヒースは時価として強制清算時の売却時価を使用している。企業資産の市場価格が購入価格を下回っていれば、資産価値は低い。資産の市場価格が安定していれば、その資産は企業の財務弾力性を高めるのに役立つ⁸⁴⁾。財務弾力性を高める資産を保有している企業は、支払能力が高いとみなすことができる。

ヒースの著書が出版されたのは、1978年である。この時点ではまだ、金融資産の金利リスクと信用リスクについて問題が提起されていなかった。したがって、リスクについて、損失発生の危険だけに焦点が合わされ、資産の売却価格と取得原価との差が小さいほど、資産の市場性があり、財務弾力性がある、と論じられた。そして、資産の評価益の発生をもリスクとして把握するリスク概念はアメリカでも一般化していなかった。資産の評価益をもリスクとして把握する考え方は、80年代のS&L（Savings & Loan Association, 住宅抵当貸付を主業務とするアメリカの中小金融機関：貯蓄貸付組合）危機を待たなければならなかった。

2-4 企業価値

前述のように、企業の支払能力と収益性とは短期的には異なる。しかし、企業自体のモニタリングを行う場合、長期的にみれば支払能力と収益性とは一致する。また、株主が残余財産請求権者であることを考えた場合、株主は収益性と支払能力の両者を考慮しなければならない。

ヒースは財務弾力性の概念を展開するなかで、企業が資産を売却して現金を調達する能力をとり上げた。売却する資産のなかには、事業部、子会社なども

含まれてよい。ヒースが支払能力という尺度を株主にも有用とする理由の1つに、株主が残余財産分配請求権者であることをあげている。このことは、ヒースが究極的に、企業を清算して企業財産を現金化して分配することを想定していることを意味する。清算企業の財産を売却するということは、企業自体を物的財として売却するのと同義である。

ヒースが支払能力と収益性について述べたとき、割引キャッシュ・フロー法で測定された企業価値の概念は存在していない。企業を売却時価で評価することは、企業実体の維持を前提としていない。しかし、継続企業そのものを売却する場合はどうであろうか。

企業価値についての議論は、ドイツではかなり以前から行われている。ミュンスターマン (Münstermann, Hans) は、市場における企業の売買価値を追求し、唯一正確な経営全体の価値 (Betriebsgesamtwert) を経営全体の効用価値としての将来成果価値とみなした。ミュンスターマンによる方法は、将来成果価値の近似値を実体資本価値とし、企業の実体価値を測るのに借方を再調達価値で評価したものである。そして、同一の給付数量の維持を図る実体資本維持のほうが、財務的資本維持よりも望ましいとしている⁸⁵⁾。借方を再調達価値で測定することにより得られる評価額が将来成果の価値と一致するのは、無限期間を想定した場合の企業の将来成果の期待値が、維持すべき投下資本の資本収益と一致するときである⁸⁶⁾。

ブッセ・フォン・コルベ (Busse von Colbe, Walther) は、企業価値評価において再調達原価がもつ意味と、売却時価がもつ意味とを説明したうえで、企業価値を自己資本が生み出す将来成果の価値に求めている。この評価値の測定方法として、成果の総額 (Bruttoerfolg) を市場利回りで割り引いて資本化し、そこから他人資本の価値を控除する方法を提唱している⁸⁷⁾。

ブッセ・フォン・コルベは、企業価値を投資により得られる将来成果の現金価値ととらえている。つまり、「投資による将来成果の価値は、貨幣によって表された将来の効用の現金価値であり、企業の所有者が投資により得るものである⁸⁸⁾」としている。これは、自己資本と主観暖簾を構成要素とする⁸⁹⁾。

こうした考え方に基づく企業価値算定方法を、ブッセ・フォン・コルベは、シュナイダー (Schneider, Erich) の投資理論を前提として導き出している。すなわち、投資を支出と収入の流列として特徴づけ、収入と収益、支出と費用とが長期的に一致するというシュナイダーの説を前提とし、収入を基礎として、株主に帰属する将来成果の価値として企業価値を導いた。具体的には、営業収益に減価償却をプラスした額、すなわち、純収入 (Nettoeinnahmen) の現金価値として具体化された総成果 (Bruttoerfolg) を一定率で資本化し、そこから負債の価値を控除する方法で企業評価を試みている。ここで負債の価値は支払利息を市場利子率で割り引いて求めている。⁹⁰⁾

この方法は、コーブランドらが提唱する割引キャッシュ・フロー法と通じるところがある。コーブランドら (Copeland, Tom, Tim Koller and Jack Murrin) による方法は、営業の価値 (value of operations) から負債の価値を控除するという方法である。ここに営業の価値とは、営業利益から税額を控除して減価償却をプラスした総キャッシュ・フローに、運転資本の変化額、資本支出、その他資産の変化額、総投資額を増減してオペレーティング・フリー・キャッシュ・フローを求め、その額を、リスク、市場プレミアムなどを考慮した後の期待投資収益率で割り引いたものである。⁹¹⁾

いずれの方法も、投資により得られる、株主の目からみた企業価値を算定しようとするものである。そしてこの測定値が企業の市場価値である株価と最もよく対応する指標である。⁹³⁾

企業価値が指標として重要性をもつのは以下の理由による。まず、株主に帰属する企業価値を最大化するということは、他の利害関係者を犠牲にすることを意味するわけではない。株主は企業のキャッシュ・フローに対して残余請求権者である。残余請求権者は、自己の請求権に影響を及ぼす意思決定を行うとき、他のすべての利害関係者に対する支払に注意しなければならない。⁹⁴⁾それは、他の利害関係者の請求権が満足されて初めて自己に利益が帰属するからである。

会計利益の趨勢や投下資本利益率などの指標は、実現を基礎として成立する

ので、将来に対する期待をあまり含むものではない。したがって、短期的性格をもつ。資本利益率、資本コストなどの指標も、企業価値ほどの包括性をもたない。しかし、株主に帰属する価値を最大化する戦略は、短期的視野では行い⁹⁵⁾えない。

アメリカで1980年代、株主によるコーポレート・ガバナンスが短期的視野のもとで行われがちだったが、これは株主が企業経営者を判断するのに投下資本利益率などの短期的尺度を過度に重視したためである。⁹⁶⁾日本では株主がコーポレート・ガバナンスの中心にあることを、短期的視野の企業経営と結びつける傾向にあるが、株主中心のコーポレート・ガバナンスと短期的視野に基づく企業経営とが直接的に結びつくとは限らない。80年代のアメリカにおける短期的視野に基づいた企業経営の傾向については、使用する尺度が包括性を欠いていれば、適切な意思決定を誤ると解釈すべきであろう。

ドイツの実務では近年ますます企業価値算定の適用例が増えている。たとえば、企業買収、銀行による企業評価などに際して、ドイツ企業の39%が収益還元法を用いているのに対して、33%の企業、とくに国際的に活動を行っている企業が割引キャッシュ・フロー法を用いて企業評価を行っている。⁹⁷⁾ドイツでは自己資本の市場価値を戦略的に高めることが戦略的管理会計で論じられ、外部報告会計としては配当や課税所得の算定といった処分可能利益の算定ではなく、資本市場における公正な情報提供 (fair Information des Kapitalmarktes) の観点から、株主に帰属する価値の算定を重視すべき旨が論じられて⁹⁸⁾いる。

ただし、こう主張するからといって、利益のもつ重要性を低めているのではない。企業利益は単なる価値変動を対象とするのではなく、その認識・測定に際して、誰の目からみても確実な客観的事実を基準として⁹⁹⁾いる。企業利益は制度のなかで位置づけられ、将来に対する期待を事後的に修正することにより投資意思決定に資するとともに、¹⁰⁰⁾企業経営者の業績の判断をとおしてコーポレート・ガバナンスに役立ち、分配可能性指標として利害の調整を行う、¹⁰¹⁾という重要な役割をもつからである。

2-5 メインバンクと企業価値

日本では高度成長期、メインバンクによるコーポレート・ガバナンスが適切に機能していた。高度成長期における企業株式の所有構造をみると、1960年時点で金融機関による所有が23.1%、個人株主による所有が46.3%、70年時点では、金融機関による所有が30.9%、個人株主による所有が39.9%であり、比率から考えると個人株主による株式所有の割合のほうが大きい。しかし、個人株主は「代理人料」を支払ってメインバンクにモニタリングを委譲していた。

それではこの時期、メインバンクは株主に帰属する価値の最大化を目的として株式所有を行っていたのであろうか。青木およびヒースの説を考慮すると、メインバンクと他の利害関係者との関係は理論上、次のように考えられる。すなわち、企業経営に長期的にコミットするメインバンクによるコーポレート・ガバナンスが機能しており、さらに、株式を長期的に保有するメインバンク以外の銀行、法人、および個人株主がメインバンクにモニタリングを委譲したために、メインバンクがコーポレート・ガバナンスの中心となった。そして長期的に企業の株式を保有したので、ヒースの説に従うと、企業を判断する基準としての収益性と支払能力とが一致し、株主と債権者の視点が一致した。そして、メインバンクは長期的に株式を保有し、企業内部に資金を留保する財務政策へと企業を誘導することにより株式価格を上昇させ、多額のキャピタル・ゲインの獲得を可能とした。しかし、短期的にはメインバンクは個人株主の利益を犠牲にしていた。この政策は、コーブランド (Copeland, Tom) らの説による、株主に帰属する価値を最大化させる戦略とは異なる。

株主に帰属する価値の最大化が他の利害関係者に帰属する価値の最大化をも保証する、という前提のもとに、銀行が残余財産分配請求権者として、企業価値を最大化する戦略へと企業を誘導して、株式所有を行うことは理論上ありうる。ただし、これは所有に基づくコントロールであり、本書で定義するメインバンクによるコントロールとは異なる。経済の成長率が低くなり、市場が国際

化した場合、メインバンク制度を成立させる組織化のコストは高まると考え¹⁰²⁾る。また現実には、企業の財務内容が良好な場合、銀行株主は企業の株式を保有し、決済に際してサービスを提供するにとどまり、貸付については全くメインバンクとしての役割を果たしていない¹⁰³⁾。また、社債の引受け、経営情報や資源の提供についてはごく限られた役割しか果たしていない。したがって、こんにち財務内容の良好な大企業について、本書に定義される意味でのメインバンク制度は成立しえない。

3. メインバンクのモニタリングに使用される情報

さて、それではメインバンクが企業のモニタリングを行うときのような情報を重視しているのだろうか。

このことを考察する1つの方法は、銀行による審査基準を分析することである。銀行が審査基準に従って審査を行っているという前提のもとで、銀行による審査基準を分析することにより、メインバンクがどのような形で企業のモニタリングを行っていたか、それが通常の株主の場合と同じなのか異なるのか、ということの一端を知ることができる。

銀行の審査基準を吟味すると、修正純資産評価法による企業価値評価が行われており、ここにメインバンクが企業についてその物的資産としての経済的実質を吟味する姿勢がうかがわれる。また償還利益が重視されており、その概念に、メインバンクが企業の内部蓄積を指標として重視する考え方を読みとることができる。

資産価値と財務弾力性

財務弾力性を高めるには、資産項目の資産価値を高めることが必要である。資産価値の維持に必要なことは第1に、所有権を伴わない、実体のない資産の貸借対照表計上を限定することである。第2に、貸借対照表項目としては、資産価値をもっているにもかかわらずその内容を伴わないものに注意することである。

繰延資産の財産計上は、もし将来確実なキャッシュ・インフローだけを資産

計上するのであれば、将来の収益力を判断するのに有用である。しかし、銀行によるモニタリングでは、繰延資産の資産計上は警戒されている。なぜならば、資金的裏付けのない利益から配当を行うことにより、担保財産である会社資産が侵害される恐れがあるためである。また、繰延資産を無制限に計上することには問題があると考えられている。なぜならば、繰延資産は財貨と結びついていないので、時期以降の収益を生む源泉となることが明らかでないことが多いからである。したがって、資産計上を無制限に認めると、会社の収益力の誤った表示につながる、と考えられている¹⁰⁴⁾。こうした考え方に基づいて、銀行の「審査マニュアル」では、繰延資産が計上されている場合には注意を要する、と記されている。

上述のような繰延資産についての注意は、ヒースが支払能力の審査で第1にあげた、資産の特質に関する情報と関連する。資産の特質が良好であるためには、会計基準設定の段階で、資金的裏付けのない資産に対してできるかぎり貸借対照表能力が付与されないようにすることが、モニタリングを行う側の立場からみると有用かもしれない。逆に、企業の側から考えると、資金的裏付けのない資産の貸借対照表計上が会計基準により認められたとしても、優良な企業であれば資産を圧縮して計上しようとするのではないかと考えられる。

ここで日本と同様組織金融が発達しているドイツの事情に目を転じると、ドイツでは資産のメルクマール（Merkmal: 目じるしとなるもの）が換金可能性である¹⁰⁶⁾。そのため、売却可能性のない資産は擬制的資産とされ、その貸借対照表能力が限定されている。売却可能性のない資産とは、発生原則の観点から認められ、すでに取引の対価として支出を行ったにもかかわらず、その果実がまだ生じていない費用をいう。ドイツで資金的裏付けのない資産で貸借対照表能力が認められているのは、社債発行差金、借方繰延税および企業の設立・拡張費（Aufwendung für die Errichtung und Erweiterung des Unternehmens）である。このうち借方繰延税と企業の設立・拡張費は「擬制的資産」と呼ばれる。

営業活動の開業準備費および拡張費は、ドイツでは商法典第269条第1項

で、「貸借対照表能力がない範囲において、擬制的貸借対照表項目として資産に計上することができ」とあり、第2項で「当該費用を貸借対照表に表示するときは、利益の配当は、配当後に残存し、いつでも取り崩すことができる利益準備金に繰越利益を加え繰越損失を減じた額がその計上額以上に達するときに限り、これを行うことができる」として、配当制限が付されている。一方、借方繰延税は、商法典第274条ノ2第1項で、次のように規定されている。

「営業年度および前年度以前の営業年度に帰属されるべき費用が、税法の規定により課税されるべき利益が商法上の利益より多いため過大であって、かつ営業年度および前年度以前の営業年度の過大租税費用が後の営業年度において均衡すると見込まれるときは、後続営業年度の租税負担減見込額につき、貸借対照表借方の部に貸借対照表項目として限定項目を設定することができる。」

そして同条第3項で、配当制限が付されている。

日本で擬制的資産は「繰延資産」と呼ばれ、商法上第286条から第287条にかけて8項目¹⁰⁷⁾に対して、限定的に貸借対照表能力が認められている。そして、商法第290条で、「第286条ノ2（開業準備費の繰延）及第286条ノ3（試験研究費および開発費の繰延）ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部に計上シタル金額ノ合計額ガ前2号ノ準備金ノ合計額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額」について、貸借対照表純資産から控除した額を限度として、利益配当を行うことができる旨が規定され、配当制限が付されている。

基準設定の段階で資産の資金的裏付けを確保することは、アメリカ、イギリスではみられない。IASでは、純額としての将来キャッシュ・インフローをもたらさない支出は、資産とはみなされない。その点で現行商法規定とは別の論理で資産の貸借対照表計上可能性が規定されている。¹⁰⁸⁾

資本維持と引当金

利害調整の手段としての資本維持に関して重視される項目には、繰延資産のほかに、引当金がある。¹⁰⁹⁾ 引当金は、将来予測される危険・損失に対する備えとして、企業内に資金を拘束するものである。銀行の事前モニタリングに際しては、貸倒引当金、価格変動準備金（この項目は利益留保性の準備金であり租税

特別措置法上認められたもので、負債ではない。昭和 56 年の商法改正の際に特定引当金が廃止されたのに伴い、負債としての取扱いが廃止された)、退職給与引当金のうちいずれもが計上されていない場合は注意が必要である、とされている。¹¹⁰⁾この審査基準のあり方から、引当金のなかでもとくにこれらの項目が資本維持の手段として重視されていたことが推測される。

貸倒引当金は売掛債権および受取手形の回収不能の危険に対して引き当てる評価性引当金である。貸倒れによる損失は、販売を促進するために現金取引でなく信用を供与したことに伴うコストだから、売上収益に対する費用と考えられている。したがって、決算にあたり過去の実績などに基づいて貸倒予想額を見積る。¹¹¹⁾実際には税法により規定された繰入れ率を適用している企業が多い。貸倒れに対する引当金は、信用を供与したことに伴うコストという一面とともに、将来の損失の危険に対する備えとしてリスク・マネジメントの一環とも考えることができる。リスクに対する備えであれば、引当金繰入額を少なくするのも企業の自由である。しかし、危険に対する備えがない、ということは実際に損失が発生したときに著しく収益性を低めると同時に、支払能力を損なうこととなる。

価格変動準備金は、商品価格相場の変動が著しく大きい場合、価格変動に対する損失の危険に対して引き当てる準備金である。この準備金は租税特別措置法に規定された準備金で、棚卸資産の価格の低落に備えるためのものであり、法制上、実際に価格の低落があるかどうかは要件とされていない。したがって、価格低落の事実がない法人にとっては、利益留保性の性格をもつ。¹¹²⁾ところで、この項目は商法では昭和 56 年まで、商法第 287 条ノ 2 で「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金」のなかに含まれた。しかし、商法第 287 条ノ 2 が規定している引当金は、債務以外の経済的負担であり、¹¹³⁾利益留保性の引当金は該当しない。またこの項目は、債務以外の経済的負担でないことに加えて、条件つき債務でもなく、評価性引当金でもないため、企業会計原則注解 18 で規定される引当金ではない。そのため、56 年の商法改正に伴い、「負債性引当金以外の引当金が法令によって認められているときは、当該引当金の繰入額又

は取崩額を税引前当期純利益の次に特別の科目を設けて掲載し」と規定していた企業会計原則注解 14 が削除され、この繰入額が当期純利益の算定に反映されることが廃止された。

利益留保性の準備金は、企業会計原則注解 14（昭和 57 年削除）に従い、「当該引当金の繰入額又は取り崩し額を税引き前当期純利益の次に特別の科目を設けて記載し、税引前当期利益を表示する」か、もしくは利益処分の一環として任意積立金として設定される。しかし、租税特別措置法は、利益処分方式を採用した場合でも同額を課税所得の算定上損金として算入することを認めているので、利益処分を通じて任意積立金として処理することが望ましい¹¹⁴⁾。ただし、この項目は将来税の支払として取り崩されるべき性格をもち、この項目に税率を乗じた金額は本来他人資本であることに注意すべきである¹¹⁵⁾。

退職給与引当金は発生原則により負債計上が義務づけられる負債性引当金である。ドイツではこの項目は、1986 年の商法典改正までその計上が義務づけられていなかったが、改正商法典では第 249 条第 1 項により計上が義務づけられることとなった。日本では商法第 287 条ノ 2 で「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル」ために、負債の部に計上することが許容されている引当金は、債務以外の引当金であり、退職給与引当金などの条件つき債務は含まれない。ただし、強制法規ではないが、企業会計原則注解 18 で負債性引当金の設定要件が明示され、負債性引当金に該当する引当金は設定すべき旨が記されている。

資本維持と資産の質

企業の資本維持は、法律により、資産の貸借対照表計上可能性を厳密に規制することにより図られる一方、それに加えて、銀行が事前モニタリングを行うに際し、資産および負債項目の質を 1 つ 1 つ厳密に審査することによっても可能となる。たとえば、売掛債権などについては、個々の取引ごとにいつその債権が発生したか、不良債権化していないかを調査し、その資産性を吟味することが重要とされている¹¹⁶⁾。このモニタリングは、資産についてはヒースが述べる財務弾力性の審査と一致する。

「審査マニュアル」では、モニタリングに際しては、上記の財務諸表項目を

時系列的に吟味することが重要だ、とされている。そのとき、どちらかといえば、負債、資本項目よりも資産項目を重視すべきだとされる。その論拠は、企業は資産に対して投資を行って、収益をあげる存在である、というものである。すなわち、収益をあげる資産の質、量を吟味することが重要だ、とされている¹¹⁷⁾。このように、資産の財務弾力性と同時に、収益を獲得する源泉としての資産という面から、モニタリングを行うべき旨が勧告されている。

比率分析

ヒースが支払能力の判断基準として第2に掲げた、貸借対照表の構成に関する情報とは、貸借対照表の比率分析を意味する。1977年カリフォルニア会社法第500条(b)が、流動比率と総資産総負債比率を利用して配当規制を行っていること¹¹⁸⁾もあり、比率分析は支払能力のモニタリングにとって重要である。比率分析には静態比率による分析と動態比率による分析とがある。静態比率は、一定時点における資産と負債の比率を提示することにより、主として企業の安定度を吟味するための指標であり、流動比率、当座比率、固定比率、負債比率の4つに分けられる。動態比率は企業の収益獲得能力や経営効率を示す指標であり、各種利益率や資産回転率がそれに該当する。

比率分析のうち、ヒースの述べる財務弾力性の観点から有用と考えられるのは、当座比率と資産の回転率である。当座比率は、流動負債の何パーセントが資産の売却により即時支払われるかをみる比率である。資産の回転率は、資産の回転期間で経営を判断するもので、資産の市場性と関連する。固定比率は自己資本と固定資産との割合を示し、資本の固定化の度合をみる。負債比率は自己資本の何パーセントが負債かを割合で示す。これらのいずれの比率も、資産と負債に関連があり、国により、資産概念、負債概念が異なることがあるので、比率を使用して会計制度の異なる国の企業間比較を単純に行うことはできない。

前章の岡部の仮説を用いると、上記の基準に従って企業を序列化すれば、もしメインバンクが債権者として企業のモニタリングを行っているのであれば、企業は資産の計上額を多くし、負債の計上額を小さくする動機をもつ。する

と、モニタリングを行う銀行としては、資産の過大計上が行われていないか、負債の過小評価が行われていないかをチェックして短期、長期の支払能力を調査する必要がある。なお、1985年時点の日本の優良企業は第6章の実証研究(201ページ)で明らかのように、資産計上をできるかぎり圧縮した会計行動を採用している。

修正純資産評価法による企業価値の分析

さて、上述の財務比率は通常、銀行の「審査マニュアル」の最初に記載され、銀行によるモニタリングにあたって伝統的に重視されてきたことがうかがわれる。しかし同時に、財務比率が企業の実態を必ずしも反映しているとは限らないことについても、警告が与えられている。その根拠は、企業会計には実態のない資産が計上されており、また資産の含み益、含み損が計上されておらず、さらに実態のない資産や引当金の計上により粉飾決算の危険がある、¹¹⁹⁾ ということである。そのため事前モニタリングでは伝統的に純資産価値、設備投資計画も重視される¹²⁰⁾ のことである。なお、本書は企業自体のモニタリングに焦点を絞るため、設備投資計画についての吟味は省略する(設備投資計画のモニタリングに使用した会計情報については、付録4-1、147ページ参照)。

「審査マニュアル」では、企業の実体的内容を検討するために、純資産分析が行われる、と説明される。純資産分析には、企業の総資産を時価評価し、そこから外部負債を差し引き、純資産を算出するという分析手法が使われる。具体的には、次の手続が採用される。

純資産の算定にあたっては、資産については総資産を時価評価して含み損益を算出するので、資産は換金可能価値で評価される。たとえば、棚卸資産は時価から販売経費を差し引いた換金価値で評価する。土地、有価証券は市場で付¹²¹⁾ されている時価で評価する。前払費用、繰延資産は切り捨てられる。固定資産は再調達価格から経過年数に応じた減価償却費を差し引いた金額で評価される。無形資産は通常時価がないので、現にその会社の業績に寄与している程度¹²²⁾ に応じて帳簿価格の範囲内で評価する。土地、有価証券について、「市場で付¹²¹⁾ されている価格」がそれぞれ再調達価格と市場価格である、とは明記されてい

ないが、土地について、市場で再びその資産を購入する場合に市場で付されている価格を支払わなければならないとすれば、この価格は再調達価格を意味することになる。

この方法は、企業評価を行う際の純資産評価法である。この方法は、経営価値を経営全体の効用価値としての将来成果価値とおいた、前述のミュンスターマンによる考え方と共通する。

純資産の算出は、企業の含み益、含み損、決算操作により企業の実態が必ずしも反映されない財務比率の欠点を補うのに最良とされている¹²³⁾。比率分析では、繰延資産は資産に含まれるが、純資産の算定に際しては、繰延資産は財貨と結びついていないという理由で切り捨てられる¹²⁴⁾。

この純資産の評価方法は、企業の物的側面を貨幣価値で測定しようとするものであり、物的実体としての企業価値を貨幣的に評価する企業評価方法と一致することがわかる¹²⁵⁾。したがって、モニタリングに際して検討すべき「実体的内容」とは、実体資本が維持されているか否かということになる。

4. モニタリングにおける利益概念

上記のような財務諸表分析により企業自体の事前モニタリングが行われる一方、借入れ自体の事前モニタリングも厳重に行われる。前述したように、企業自体のモニタリングと借入れ自体のモニタリングとは短期的には分けて考えるべきである。しかし、長期借入れについては、借入れ自体の是非に企業自体の業績が大きくかかわってくる。

長期借入れについては、設備投資目的が主目的であり、利益償還ができるかどうか吟味される。利益償還の可能性は、企業が作成した事業計画に沿った収支計画の妥当性を吟味する延長線上で行われる。この収支計画は、具体的には予想損益計算書の作成となって現れる¹²⁶⁾。

予想損益計算書から返済財源が導かれる。返済財源は、年度別の税引前利益から法人税支払、役員賞与金支払、配当金支払が差し引かれ、その金額に減価

償却費がプラスされたものである。すなわち、内部蓄積利益に減価償却費を加算した金額である。この金額はまた、企業内部に留保された資金と考えることができよう。¹²⁷⁾

ここで吟味される項目は、収支計画表ないし予想損益計算書の内容の妥当性、それに基づく内部蓄積利益と減価償却費の妥当性である。内部蓄積利益は法人税、役員賞与、配当を支払った後の金額なので、法人税、役員賞与、配当として企業外部へ流出するキャッシュが少ないほど、内部蓄積利益が大きくなるという関係にある。そして、税引前利益、すなわち、課税所得が小さいほど、法人税額が少なく、また配当も少ない。

さらに、減価償却を大きく行って税引前利益を小さくし、納税額を抑制したほうが返済財源が大きくなる、ということが含意される。このことは、企業に加速的な減価償却を行わせ、また同時に資産計上をできるかぎり資金的裏付けのあるものに限定して、税引前利益を小さく計上させる動機を与える。企業が減価償却を加速的に行い、資産計上をできるかぎり資金的裏付けのあるものに限定すれば、企業内部への資本蓄積が進むこととなる。したがって、このモニタリング事項は、企業の内部蓄積が促進されるよう、企業の会計行動を導く効果をもつと考えることができる。この考え方は、ドイツの学説にある伝統的会計(名目資本維持会計)のもとでの「経営実体の維持」の観点と同義である。¹²⁸⁾

なお、田近・油井による日米製造業税負担に関する実証分析では、日本企業については、経済的実質を上回る減価償却が行われている。この過大な減価償却が重い地方税負担とともに、1970年から92年まで一貫して低所得比率をもたらしている。¹²⁹⁾

資金的裏付けをもつ利益を尊重する償還利益の審査は、メインバンク制度における企業観とも関連する。メインバンク制度では、企業は物的総体とみなされる。この物的資産の総体である企業は、メインバンクに所有されることによって内部化される。そして、メインバンクが企業を所有することによって得られる権限は、事前に契約しなかった事項に関する残余権である。ここに残余権とはメインバンク制度の場合、主として契約に明記されていない状況が発生し

たときに資産をどのようにコントロールするかに関する権利をいう。

通常残余権とは、資産から生み出される利益の帰属に関する権利をも含む。商法第 425 条では残余財産について、「各株主ノ有スル株式ノ数ニ応ジテ之ヲ株主ニ分配スルコトヲ要ス」と規定されている。メインバンクが株式を所有する場合も同様である。ただし、メインバンク制度では、企業が利益を生み出さなくなったときメインバンクにコントロール権が帰属する。メインバンク制度の場合、残余権とは契約外の事態が発生した場合の資産のコントロール権をい¹³⁰⁾う。このため、モニタリングにより資産の市場性や質が強調され、企業の物的側面の実質価値、および償還利益の分析にみられる資金的裏付けが重視されるものと考えられる。

メインバンク制度では企業はメインバンクにより所有される物的総体とみなされるということは、所有権がメインバンクに帰属することをいう。しかし、メインバンク制度の場合、所有により獲得する権利は、契約以外の事態が発生したときに財をコントロールする権利である。このとき、財は換金可能性をもつ必要がある。こうして、企業を物的総体とみなす企業観とメインバンク制度における所有の概念は、企業の貸借対照表に計上される資産を資金的裏付けのあるものにできるかぎり限定するというドイツの会計制度、およびその影響を受けた日本の会計制度のあり方と首尾一貫している。この会計制度のあり方は、日本、ドイツ両国における繰延資産の限定列举、特定の繰延資産についての配当制限条項に具体的に現れている。

なお、メインバンクによるモニタリングでは上述のような財務データ情報に加えて、金融の健全性、設備投資計画、当座預金の動き、借入れ銀行に関する情報などが検討される。¹³¹⁾

5. 要 約

本章ではメインバンクがモニタリングにあたって使用する情報について検討した。資金的裏付けのない資産の貸借対照表計上可能性が制限されるのは、メ

インバンク制度により企業が物的総体とみなされることと整合性がある。こうした資産に対する考え方は、資産を将来キャッシュ・フローを獲得する潜在能力としてとらえる US-GAAP や IAS と基本的に異なる。

また、本来市場で資源配分の指標となる利益は、企業の業績を集中的に表す指標である。そして利益は、投資家の将来に対する期待を事後的に修正する役割をもつ一方、企業価値は将来に対する期待を識り込み、企業の将来キャッシュ・フローの現在価値から負債の価値を控除して算定される。こうして利益と企業価値は、市場で投資家が重視する指標である。

日本では企業の会計行動面で、業績指標および分配可能性指標としての利益が相対的に低く計上される。このことは、メインバンクがモニタリングに際して、内部蓄積利益を重視することと整合性がある。そのためメインバンク制度における中心的な利益概念を、企業内部に蓄積された、資金的裏付けをもつ利益として考えることができる。

メインバンク制度ではまた、中・長期の融資の更新が繰り返されることにより、事実上他人資本が自己資本化された¹³²⁾。さらに、メインバンク制度ではその発生起源から、メインバンクが中心となって協調融資を操作することにより、自己資本と他人資本とを明確に区別するのではなく、総資本全体に対して意味をもたせたものである。そのため、メインバンクがモニタリングにあたって修正純資産評価法による企業価値の分析を行っていたにもかかわらず、株主の目からみて成果が不明確とされた。

メインバンク制度における企業観と整合性をもつ会計基準およびメインバンクのモニタリングに沿った企業の会計行動は、企業の内部蓄積を促進し、長期的に企業の資金不足の解消に役立ったと考えられる。しかし、資金不足が解消し、企業の中・長期投資の資金源が多様化し、メインバンクによるコーポレート・ガバナンスがもはや有効に機能していないにもかかわらず、メインバンクにかわるガバナンスの主体者が日本ではまだ育っているとはいえない。

コーポレート・ガバナンスの主体としては、行政機関や司法制度など種々の可能性がある。しかし、残余財産分配請求権者である株主がガバナンスの主体

者として最も適している。なぜならば、私的所有による監督は、行政機関や司法機関と異なり、経営者のモラル・ハザードに基づく放漫経営をチェックすることができるからである。また、株主に帰属する価値は他の利害関係者の請求権を満足させた後の残余であるので、その最大化は、他の利害関係者すべての利害を考慮するものだからである。

この株主が、ガバナンスの意思をもって企業経営者をコントロールすることが望ましい。委譲されたモニタリングが適切に機能しているとは限らない現在、一般株主のガバナンスを強化するには、メインバンクがモニタリングに使用した企業価値を初めとする情報を一般株主もできるかぎり使用できるようにすることであり、企業利益が株主に帰属する成果を適切に表わすような会計システムの実現が望まれる。この意味で、現在の日本が将来キャッシュ・フローに厳格な IAS と調和化を図ることには、内的必然性があるのである。

付録 4-1 設備投資計画の検討で会計データと関連のある項目¹³³⁾

- (1) 事業の将来性
 - ・多くの販売条件により多額の販売資金を必要としないか。
 - ・財務上の長所と弱点
 - ・収益性の他社比較
- (2) 設備投資規模の妥当性
 - ・主要機器、建屋の金額の妥当性
 - ・土地の単価の妥当性
 - ・生産直結設備とその他の設備金額とのバランスの妥当性
 - ・予備費の見積り
- (3) 製品の競争力
 - ・非差別的競争製品の場合のコスト競争力
 - ・輸入品に対するコスト競争力
- (4) 新製品、新技術の評価
 - ・コストダウン、品質向上効果は十分か。
- (5) その他投資内容の妥当性
 - ・主要設備発注先の財務状態に不安はないか。

(6) 投資の合理化効果

- ・ 能率や歩留の向上，労働力や間接費の削減はどのくらいか。
- ・ その結果，労働生産性はどれだけ向上するか。
- ・ 固定費用の増加，労賃の上昇を差し引き，どれだけコストダウンするか，従来の当社の生産性，コスト実績とかけ離れた点はないか。

(7) 収益計画

- ・ 資金繰りとの関係で販売に無理はないか。
- ・ 販売単価の見積りは製品の価格決定方式を正しく反映しているか。
- ・ 商品の価格弾力性を考慮し，販売計画に生かしているか。
- ・ 下請企業の場合，発注先の価格引下げ要求との関連はどうか。
- ・ 流通マージンは適正に考慮されているか。
- ・ 地区，販売先，販売条件，アフター・サービスなどの条件により適正な価格差がつけられているか。
- ・ 最低価格目標をあらかじめ設定しているか。
- ・ 代替，類似製品と比較してその価格で売れるか。
- ・ 従来の当社の販売数量，価格の実績とかけ離れた点はないか。
- ・ 合理化効果，コストダウン効果が計画に示されたとおりにフルに発揮される時期はいつか。
- ・ 減価償却は定額法か，定率法か，耐用年数の算定は妥当か。
- ・ 金利負担の基礎となる各期の借入残高は，資金計画の数字と一致しているか，利率の見積りは妥当か。
- ・ 人件費の推移と人員計画，労賃の推移見込みとのあいだに矛盾はないか。
- ・ 原材料費は原単位，原材料価格の推移，原材料転換などの点に照らして妥当か。
- ・ 販売促進費用の見積りは適正か。
- ・ その他費用の増減見積りは固定費，変動費の分類と生産・販売増加の見込みから検討して妥当か。
- ・ 管理可能費について経費節減の余地はないか。
- ・ 同業他社とのコスト比較はどうか。
- ・ 期別の変動費，固定費の推移はどうなるか，変動比率は売値の推移その他から期ごとにどう変化するか。
- ・ 売上げ，損益分岐点算式から算出した各期の予想損益はどのようになるか，企業側の予想利益との相違はいくらか，原因は何か，企業側の見解はどうか。

- ・償却前利益はいくらか。
 - ・予想収益は予想配当をまかなえるか。
- (8) 設備資金計画
- ・設備投資額は設備の規模，内容からみて適正か。
 - ・支払繰延べの可能性はないか，その特失はどうか。
 - ・既存部門の赤字や収益不足による既存借入金返済の圧迫がしわ寄せされていないか，運転資金不足がしわ寄せされていないか。
 - ・内部留保の計算基礎は妥当か，既存設備の収益力からみて無理はないか。
 - ・既存設備の減価償却費の計算基礎は妥当か。
 - ・既存借入金の返済，補修維持費も適正に考慮されているか。
 - ・増資は収益，配当政策からみて無理はないか。
 - ・金融情勢などからみた増資，社債発行のタイミングは適当か，個人株主の引受け能力に懸念はないか。
 - ・借入金の返済能力
- (9) 増加運転資金
- ・設備投資後の流動資産，流動負債の回転期間の変化はないか，その算定基礎は妥当か
 - ・増加運転資金額は生産・販売の増加と資金回転期間から正しく算出されているか。
 - ・所要資金の推移は資金繰り表によって裏付けられているか。その場合も設備資金繰りと正しく分別されているか。
- (10) 総合的判断
- ・利益計画，資金計画など個々の計画のあいだに矛盾はないか。
 - ・修正見通し結果を投資目的，その収益性，財務的安定性などから再検討する。
-

注

- 1) 安藤英義著『商法会計制度論』国元書房，1985年，34，82-83，175-176ページ。
- 2) 寺西によると，明治期には企業の金融は基本的に株式と企業内部蓄積に依存していた。明治末期から，とくに第1次世界大戦期から本格的な重工業の勃興期に入り，外部の多数の株主から資金が動員されることとなった。また同時に，企業による銀行借入れが一般化し，企業による銀行設立，企業者の銀行経営者ないし

銀行株主の兼務が大規模に進展した。こうした銀行は「機関銀行」と呼ばれ、当時の金融システムを不安定なものとした。ただ、直接金融と間接金融とのバランスは、どちらかに偏るということはなく、多くの企業が機関銀行からの借入りを活発に行う一方で、旧財閥の傍系企業や新興財閥は株式による資金調達を積極的に行った。電力会社は国内外で社債による資金調達を、紡績会社は内部蓄積を行うとともに、手形市場で短期資金を有利な条件で調達した。寺西重郎「メインバンク・システム」岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済の源流』日本経済新聞社、1993年、67-69ページ。

- 3) 岡崎哲二「企業システム」岡崎哲二・奥野正寛編、同上、101ページ。
- 4) Cooke, Terry E., "The Evolution of Financial Reporting in Japan: A Shame Culture Perspective," *Accounting, Business & Financial History*, Vol. 1, No. 3 (September 1991), pp. 254-256. 横須賀鉄工所は、フランスから大陸式簿記を導入した。なお、明治商法が施行される以前、主要先行株式会社ではイギリス式会計報告実践が確立していた。千葉準「国際的環境下における日本会計制度研究の諸問題」『会計』第145巻第2号(1994年2月)、20ページ。
- 5) Berle, A. A. and C. G. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, New York: Macmillan, 1932, p. 47. 邦訳：北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂銀行研究会、1958年。
- 6) 前田重行「株主の企業支配と監督」竹内昭夫・櫛田 節編『現代企業法講座 3：企業運営』岩波書店、1985年、184ページ。
- 7) 同上、185ページ。
- 8) 同上、187-188ページ。
- 9) See, Teranishi, Juro, "Loan Syndication in War-Time Japan and the Origin of the Main Bank System," in Aoki, Masahiko and Hugh Patrick eds., *The Japanese Main Bank System: its Relevance for Developing and Transforming Economies*, Oxford: Clarendon Press Oxford, 1994, pp. 51-88; Okazaki, Tetsuji, "The Japanese Firm under the Wartime Planned Economy," *Journal of the Japanese and International Economics*, Vol. 7, No. 2 (June 1993), pp. 175-203.
- 10) 前田重行、前掲稿、189ページ。
- 11) 現時点での最終改正は、1995年6月である。
- 12) 経済安定本部企業会計制度対策調査会「企業会計原則の設定について」昭和24年。
- 13) 同上。
- 14) 前田重行、前掲稿、191ページ。

- 15) 株主総会の無機能化の原因としてはほかに、一般株主の株主総会へのアクセスの困難性、総会屋の存在、経営者の株主総会に対する消極性がある。同上、192ページ。
- 16) 酒巻俊雄「業務執行機関の権限」竹内昭夫、龍田 節編、前掲書、252-253ページ。
- 17) 同上。
- 18) 同上、253-255ページ。
- 19) 同上、257-259ページ参照。
- 20) 倉沢康一郎「監査機構」竹内昭夫・龍田 節編著、前掲書、345-346ページ。
- 21) 経済安定本部企業会計制度対策調査会、前掲稿、第2条第1項。
- 22) 矢沢 惇『企業会計法講義』有斐閣、1958年、3ページ。
- 23) 倉沢康一郎、前掲稿、348ページ。
- 24) 同上。
- 25) 同上、348-349ページ。
- 26) 酒巻俊雄、前掲稿、260-262ページ参照。
- 27) 同上、267-271ページ。
- 28) 会計諸法規の改正・修正の具体的内容については、次の書を参照。黒澤 清・番場嘉一郎他著『新商法・計算書類規則・企業会計原則の総合解説』中央経済社、1983年。
- 29) 安藤英義著、前掲書。
- 30) 田中耕太郎著『貸借対照表法の論理』有斐閣、1942年、236-237ページ。
- 31) 倉沢康一郎、前掲稿、237ページ。
- 32) Coenenberg, Adolf G., „Einheitlichkeit oder Differenzierung von internem und externem Rechnungswesen : Die Anforderungen der internen Steuerung,“ *Der Betrieb*, Heft 42 vom 20 (October 1995), S. 2077.
- 33) See, Mautz, R. K. and William G. May, *Financial Disclosure in a Competitive Economy*, New York: Ernst & Ernst, 1978, pp. 37-38.
- 34) *Ibid.*, p. 42.
- 35) *Ibid.*, pp. 42-43.
- 36) *Ibid.*, p. 22.
- 37) *Ibid.*, pp. 20-21.
- 38) *Ibid.*, p. 66.
- 39) *Ibid.*, pp. 66-67.
- 40) *Ibid.*, p. 67.
- 41) 今井賢一・伊丹敬之・小池和男著『内部組織の経済学』東洋経済新報社、1982

- 年, 137 ページ。
- 42) 同上, 139 ページ参照。
 - 43) 同上。
 - 44) 同上, 49 ページ。
 - 45) 同上, 105 ページ。
 - 46) 同上。
 - 47) 同上, 104 ページ。
 - 48) メインバンクが行うモニタリングには, 事前モニタリング, 期中モニタリングおよび事後的モニタリングがある。この区別は, 資金提供者から需要者へ資金が移転する際のどの時点でモニタリングが行われるかによる。事前モニタリングとは, 企業が申請する投資プロジェクトの信頼性を評価する。期中モニタリングは, 進行中の企業の経営をチェックするものである。事後的モニタリングは, 企業が清算状態にあるときの企業業績の検証, 企業が財政困難に陥ったときの企業の復興可能性に関する判断, および企業に対して指導的あるいは制裁的措置をとるときに, 企業情報を利用することをいう。Aoki, Masahiko, "Monitoring Characteristics of the Main Bank System: An Analytical and Developmental View," in Aoki, Masahiko and Hugh T. Patrick eds., *op. cit.*, pp. 111-112.
 - 49) *Ibid.*, p. 111.
 - 50) *Ibid.*, 112. モラル・ハザード (moral hazard) とは, 市場の一方の当事者が他方の行動を観察できない状況が存在するとき, 他方の当事者に注意深い行動という誘因が欠落していることをいう。
 - 51) 今井賢一・伊丹敬之・小池和男著, 前掲書, 51 ページ。
 - 52) 同上, 55 ページ。
 - 53) 同上, 55-57 ページ。
 - 54) 同上, 57 ページ。
 - 55) 鈴木興太郎・奥野正寛「日本の産業政策: 展望と評価」伊丹敬之・加護野忠男・伊藤元重編『日本の企業システム: 第4巻企業と市場』有斐閣, 1993年, 147 ページ。
 - 56) 青木昌彦著『日本企業の組織と情報』東洋経済新報社, 1989年, 15-18 ページ参照。
 - 57) Busse von Colbe, Walther, *Der Zukunfterfolg*, Wiesbaden: Betriebswirtschaftlicher Verlag Dr. Th. Gabler, 1957, S. 12.
 - 58) 1975年以降, 日本の典型的企業は, 銀行からの借入れ依存度を減らし, 配当額を利益ではなく, 額面の一定パーセントに設定している。Aoki, Masahiko, *Information, Incentives, and Bargaining in the Japanese Economy*,

Cambridge: Cambridge University Press, 1988, pp. 137-138.

- 59) *Ibid.*, pp. 142-143.
- 60) 高田正淳「コーポレート・ガバナンスからみた監査役監査と会計士監査」『企業会計』第46巻第2号(1994年2月), 53ページ。この問題設定は、コーポレート・ガバナンスを狭義にとらえたものである。広義のコーポレート・ガバナンスには、従業員、地域社会・行政府、原材料供給者、顧客をも利害関係者に含めて議論が展開される。小谷野 薫「米国のコーポレート・ガバナンス」『NIRAレポート』1992年5月1日号, 78ページ参照。
- 61) 前田重行, 前掲稿, 234-235ページ。
- 62) Copeland, Tom, Tim Koller and Jack Murrin, *Valuation: Measuring the Value of Companies*, 2nd ed., New York: John Wiley & Sons, Inc., 1994, p. 29.
- 63) 場合によっては、一定期間を経過してから収益が生じ始めることがある。この場合、計数的に企業価値を把握するには、一定期間経過後のアニュイティ(*deferred annuities*)の問題となろう。See, Kieso, Donald E. and Jerry J. Weygandt, *Intermediate Accounting*, 5th ed., New York: John Wiley & Sons, Inc., 1986, pp. 238-240. なお、ドイツでは古くから自己資本の将来成果の価値の算定が議論されている。Vg. Busse von Colbe, Walther, *a. a. O.*, S. 100-107.
- 64) 山田光義氏(横浜国立大学教授, 元東京銀行勤務)へのインタビュー。たとえば、高度成長期のモニタリング基準としては社団法人金融財政事情研究会編『事業別貸出審査事典』金融財政事情研究会, 1967年, 251, 261-262ページ参照。近年の事前モニタリングでは、たとえば超伝導産業では、研究スタッフの確保, 研究設備, 研究費の十分性, 情報アンテナの整備, 実用化へ向けての社内体制が重視され, 資金の返済可能性はマニュアルには全く出てこない。半導体産業でも, 品種構成, 需要構造, 技術力, 営業力, 海外展開力などが重視される。この点, 成熟産業の真空機器製造業については, 財務諸表分析がマニュアルの一部に記載されている。このことは, 新規産業については銀行は主として事業の将来性を重視して投資を行っていることを示している。これは, 主としてベンチャー企業の株主としての態度である。社団法人金融財政事情研究会編『事業別貸出審査事典』金融財政事情研究会, 1992年, 902, 903, 978ページ。なお, 経営者の質を審査することについての重要性は, 次の著書を参照。今井 勇著『企業診断術』銀行研修社, 1990年, 56, 58-59ページ。
- 65) Heath, Loyd C., *op. cit.*, p. 3.
- 66) *Ibid.*, p. 1.
- 67) *Ibid.*, pp. 2-3.

- 68) Hoshi, Takeo, Anil Kashyap and David Scharfstein, "Corporate Structure, Liquidity, and Investment: Evidence from Japanese Industrial Groups," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. CVI, Issue 1 (February 1991), pp. 33-60.
- 69) Heath, Loyd C., *op. cit.*, p. 2.
- 70) *Ibid.*, pp. 3-4.
- 71) See, *ibid.*.
- 72) *Ibid.*, p. 20.
- 73) *Ibid.*, p. 21.
- 74) *Ibid.*
- 75) *Ibid.*, p. 18.
- 76) *Ibid.*
- 77) *Ibid.*, p. 21.
- 78) *Ibid.*
- 79) *Ibid.*
- 80) *Ibid.*
- 81) *Ibid.*, p. 22.
- 82) 一事業部, 子会社などを売却する際の営業の価値については, 次を参照。
Copeland, Tom, Tim Koller and Jack Murrin, *op. cit.*, pp. 135-137.
- 83) 新井清光著『新版財務会計論』(第3版), 中央経済社, 1996年, 307ページ。
- 84) Heath, Loyd C., *op. cit.*, p. 22.
- 85) Münstermann, Hans, „Der Veräußerungspreis des Betriebs,“ *Schweizerische Zeitschrift für Kaufmännisches Bildungswesen*, 47. Jg., 1953, S. 73; Vg. Busse von Colbe, Walther, *a. a. O.*, S. 19-20.
- 86) Busse von Colbe, Walther, *ebd.*, S. 23. シュミットも, 再調達原価による企業の全体価値を, 「市場で客観的な企業の収益価値」であるとした。
Schmidt, F., *Die Organische Tageswertbilanz*, G. A. Gloeckner: Leipzig, 1929, S. 27-34.
- 87) Busse von Colbe, Walther, *a. a. O.*, S. 100-107.
- 88) *Ebd.*, S. 42.
- 89) *Ebd.*, S. 12.
- 90) Schneider, Erich, *Wirtschaftlichkeitsrechnung*, 3 Aufl., Tübingen: J. C. B. Mohr, 1961, S. 4-13.
- 91) Vg., Busse von Colbe, Walther, *a. a. O.*, S. 101-102.
- 92) Copeland, Tom, Tim Koller and Jack Murrin, *op. cit.*, pp. 135-137.

- 93) *Ibid.*, p. 29.
- 94) *Ibid.*, p. 26.
- 95) *Ibid.*, p. 23.
- 96) *Ibid.*, p. 69.
- 97) Busse von Colbe, Walther, „Das Rechnungswesen im Dienste einer kapitalmarktorientierten Unternehmensführung,“ *Die Wirtschaftsprüfung*, Jg. 48, Num. 21 (November 1995), S. 715.
- 98) *Ebd.*, S. 714.
- 99) 若杉 明著『第4版精説財務諸表論』中央経済社, 1996年, 79-81ページ。
- 100) 桜井久勝「時価主義会計における剝奪価値説の検討」『神戸大学経営学部経営学・会計学・商学研究年報』XXV III号, 1982年, 34-35ページ。
- 101) 齊藤静樹「日本の会計基準とディスクロージャー制度－資産評価の考え方と問題点」『金融研究』第12巻第3号(1993年9月), 76-77ページ; 浜本道正「利益情報の役割と資産評価」『企業会計』第44巻第1号(1996年1月), 116-118ページ。
- 102) 今井賢一・伊丹敬之・小池和男著, 前掲書, 159ページ。
- 103) Aoki, Masahiko, Hugh Patrick and Paul Sheard, “The Japanese Main Bank System: An Introductory Overview,” in Aoki, Masahiko and Hugh Patrick eds., *op. cit.*, p. 7.
- 104) 撫木重二著『企業信用の総合判断』金融財政事情研究会, 1972年, 72ページ。
- 105) 同上, 75ページ。
- 106) Coenenberg, A. G., *Die Einzelbilanz nach neuen Handelsrecht*, Düsseldorf, 1986, S. 38.
- 107) 創立費, 開業準備費, 試験研究費, 開発費, 新株発行費, 社債発行費, 社債発行差金の繰延が認められている。
- 108) 白鳥栄一「国際会計基準とわが国の会社法」『商事法務』第1432号(1996年8月25日), 11ページ参照。
- 109) 同上, 14ページ。
- 110) 撫木重二著, 前掲書, 72ページ。
- 111) 桜井久勝著『財務会計講義』中央経済社, 1994年, 129ページ。
- 112) 黒澤 清・番場嘉一郎他著, 前掲書, 227-228ページ。
- 113) 桜井久勝著, 前掲書, 212ページ。商法第287条ノ2で規定される引当金は、負債の部に計上される引当金なので、評価性引当金は排除される。また、負債の部に計上が許可される引当金に関する規定なので、当然負債の部に計上が義務づけられる条件つき債務に関する規定とは考えられない。また、この条文は費用または損失とすることが相当と認められる額に限定して負債計上を認めているか

- ら、利益留保性の引当金とは異なる。
- 114) 同上, 213 ページ。
 - 115) 黒田全紀「財務会計の現状と課題」『会計』第 149 巻第 3 号, 1996 年, 338 ページ。
 - 116) 撫木重二著, 前掲書, 72 ページ。
 - 117) 久保田正純編著『企業審査ハンドブック』日本経済新聞社, 1994 年, 116 ページ。
 - 118) 詳細については, 次をみよ。伊藤邦雄著『会計制度のダイナミズム』岩波書店, 1996 年, 161 ページ。
 - 119) たとえば, 撫木重二著, 前掲書, 72 ページ。
 - 120) 同上, 61-68 ページ。
 - 121) 荒 和雄著『中小企業のための銀行取引の進め方』日本経済新聞社, 1994 年, 110 ページ。
 - 122) 同上。
 - 123) 撫木重二著, 前掲書, 61-68 ページ。
 - 124) 同上。
 - 125) Busse von Colbe, Walther, *a. a. O.* (1957), S. 19-20.
 - 126) 荒 和雄著, 前掲書, 112 ページ。
 - 127) 同上。
 - 128) 森田哲彌著『価格変動会計論』国元書房, 1979 年, 32 ページ; Hax, Karl, *Die Substanzerhaltung der Betriebe*, Köln: Westdeutscher Verlag, 1957, S. 7, 53-54. 資本の補填と留保については, 岩田 巖「資本維持の構造を分析して実質資本維持学説に及ぶ」『企業会計』第 5 巻第 4 号 (1953 年 4 月), 5, 11-12 ページ。
 - 129) 田近栄治・油井雄二「日米製造業の税負担—経済的所得による分析」『税経通信』第 51 巻第 9 号 (1996 年 8 月), 39 ページ。
 - 130) 伊藤秀史・林田 修・湯本祐司, 前掲稿, 102-103 ページ。
 - 131) 池内得二著『設備投資計画の分析と貸付審査の技法』銀行研修社, 1976 年, 256-291 ページ。
 - 132) Choi, Frederick D. S., "Primary-Secondary Reporting: A Cross-cultural Analysis," *The International Journal of Accounting*, Vol. 16, No. 1 (Fall 1980), pp. 38-104.
 - 133) 池内得二著, 前掲書, 280-291 ページからまとめた。

第5章

高度経済成長期に適合した会計と会計環境

——国際比較の視点から——

第1節 会計の環境適合性

1970年代後半から企業と資金提供者との関係にははっきりした変化が認められるようになった。メインバンク制度が必ずしも資源配分の中心ではなくなり、同時にメインバンクによる経営者のコントロールが適切に機能しなくなった。しかし80年代以降になっても、メインバンクに代わって、ガバナンスの主体者となるべき機関投資家を含む株主が、コーポレート・ガバナンスの主体者として一般化しているとはいえない。

東京、ニューヨーク、ロンドンの世界3大市場のうち外国企業上場数の最も多いロンドンで、日本株売買動向は増加しており、1990年には10兆円だったのが、95年には13兆円となっている。債券発行の海外市場依存度は、85年55.2%、90年56.3%、92年53.4%だったのが、93年に48.3%、94年は国内市場での資本コスト低下の影響で17.6%と減少している。日本企業の資金調達に占める海外市場の依存度は、95年には49.4%、96年には16.1%と減少している。

一方、非居住者による円建外債の発行状況は1989年に9,990億円だったのが94年には11,304億円と上昇している。外国企業の東京証券取引所上場会社数は87年88社だったのが93年には110社となっている¹⁾。こうして企業の資

金調達行動の国際化に少し遅れて、東京証券取引所の国際化が進みつつあり、資本の移動が活発化しているなかで、日本の会計にも国際化が求められている。会計の国際化とは、不特定多数の株主に対する情報価値を重視するということである。

これから日本の会計が変化する方向を探るためには、過去の日本の会計環境と会計との適合関係を考察し、現在の会計環境と比較する作業が必要と考えられる。本章では日本の会計制度、企業の会計行動をメインバンク制度との関連で分析し、日本の高度経済成長期に適合した部分、高度経済成長に貢献した部分をテーマとしてとりあげる。

高度経済成長に貢献した資金調達システムとして、メインバンク制度を考察の対象とした研究はあるが、メインバンク制度と会計との関係に言及したうえで、日本の会計の高度経済成長に対する貢献に言及した研究はない。また、メインバンク制度と日本の会計との関係に言及した先行研究は、1990年代現在の日本でメインバンク制度が機能していることを前提としているところに一定の限界がある。本書ではメインバンク制度について、それが効果的に機能した時期とそうでない時期とをはっきり区別して取り扱っている。

ここで日本の高度成長期とは、メインバンク制度のなかに位置づけられた資金提供者の性質と企業行動との関係で説明すると、銀行に吸収された民間貯蓄が企業の中・長期の投資に結びつき、企業による積極的な投資が拡大再生産に結びついた時期である。この時期を1958年から74年までとする。

さて、本書では会計の国際間差異に相違をもたらす環境要因としてとくに重要なものとして、次のものをあげる。

- (1) 情報利用者と情報生産者の性質
- (2) 会計の制度的基礎
- (3) ビジネス慣行を含む企業環境

このうち、(1)について、メインバンクは情報利用者であり同時に情報生産者として機能している。ここに、株主としてのメインバンクの特殊性がみられる。(2)について、日本の会計測定実務は、ノウブスの分類によると、税

法との関係が重要である。さらに、日本の会計制度は商法、税法、証券取引法という3つの法律により規定されている³⁾。本書では上記(1)、(2)について、ノウブスによる会計測定システムの類型化に基づき、主たる情報利用者であるメインバンクと税法の影響を中心に考察する。引当金利用の弾力性については、会計の制度的基礎のなかで述べる。

(3)について、メインバンク制度は借入金の更新など、独特のビジネス慣行を形成する。借入金の更新を繰り返す実務は、メインバンクが短期資金を中・長期の資金へと変質させることに役立った。チョイはこの実務について、長期他人資本が実質的に自己資本化している⁴⁾と述べた。しかし、ビジネス慣行は上記3つのうち最も変化しやすいので、ここでは取り扱わない。

本章は、上述の環境要因の分類に従い、次のように構成される。まず、会計の目的について、一般論と日本の特殊事情について述べる。次に、情報利用者兼生産者としてのメインバンクが内部情報を含む企業情報を利用し、自らが市場の代替として機能し、情報の生産者となり、さらに企業の外部報告情報の統制者として機能した事実が、いかに日本の企業会計に影響を及ぼしたかを分析する。次に、日本の会計の制度的基礎として重要な確定決算主義と、その制度的基礎を前提とした会計の基礎概念のあり方が、いかに日本企業の経営実体の維持ないし資本蓄積に寄与したか検討する。最後に、要約と移行経済へのインプリケーションおよび日本国内における変化の方向性について述べる。

第2節 日本の会計目的

1. 資金調達取引とメインバンク

会計の最も重要な目的の1つに、経済において希少資源の配分が効率的に行われるよう、経済的取引の取引参加者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することがあげられる⁵⁾。

資金調達取引では、利害関係者として株主と債権者がある。ここに会計は、その両者の意思決定に有用な情報を提供し、企業利益の算定により両者の利害の調整を行う。株主の利害とは、経営者の業績を明確に把握し分配可能利益が適正に算定されることであり、債権者の利害とは債務返済能力が維持され担保力としての資本が維持されることである。利害の調整は、期末に、期首の維持すべき資本を維持してあまりある部分を分配可能利益とするという形で行われる。すなわち、商法上、資本維持を手段として株主と債権者の利害の調整が行われるのである。

商法では、株主保護目的の会計と債権者保護目的の会計がある。そして、前者の特別法として証券取引法がある。終戦直後の1948年、「国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため」（証券取引法第1条）証券取引法が制定された。続く49年、「企業の財政状態、経営成績の正確な把握、外資の導入、企業の合理化、課税の公平性、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理的解決のために」、企業会計原則が作成された。⁶⁾

しかし、証券取引法を作成した直後企業会計原則が、証券取引を中心とした資源配分に適合したものとして作成されたにもかかわらず、証券市場の効率性の基礎としての情報開示が進まなかった。情報開示が進まなかったのは、メインバンク制度で個人株主がメインバンクの意思決定を信任していたこと、経済における資金不足がメインバンクを初めとした金融機関による企業株式の所有により、部分的に補われたこと、および、証券市場の自由化が意識され始めた1960年代後半、外国企業による敵対的企業買収の危険に備えて、企業が株式の相互保有を行ったこと⁷⁾によると考えられる。こうして、株主保護目的の会計に本来の姿からの変質がみられる。

さらに、高度経済成長期、とくに1960年代、メインバンクは企業の財務政策に対して圧力をかけることができる立場にあっ⁸⁾た。そのため、企業の会計行動も株主としてのメインバンクのモニタリングに適合したものであったことが推測される。ここに、企業の側での財務諸表作成目的が、不特定多数の株主および潜在的株主に対する場合とは異なることが推定される。

高度成長期の1966年から75年に企業の銀行依存が強かったことは、次の事実からわかる。すなわち、設備投資資金のうち新株発行が占める割合は10%に満たず、残りの大部分が銀行借入れによりまかなわれていた。ちなみに、76年時点では設備投資調達源泉のうち、内部資金の割合が59.2%（うち減価償却⁹⁾47.5%）、80年73.4%（うち減価償却50.6%）、85年78.7%（うち減価償却60.5%）、92年80.0%（うち減価償却¹⁰⁾66.6%）となっている。こうした事実から、高度成長期には企業よりもメインバンクのほうが交渉力のうえで優位となることが推察される。メインバンクのほうが企業に対して交渉力が強い場合、情報生産者としての企業は情報利用者としてのメインバンクに対して、財務諸表だけでなく、その利益計画、資本予算計画、投資計画などの内部管理会計情報を含む情報を提供する（メインバンクが企業のモニタリングに用いる情報の分析は、第4章参照）。

2. 情報利用者としての重要性と情報生産者としての機能

会計情報は企業経営を数量化した表象であり、それが使用される環境の影響を受ける。日本の会計が発生史的にみてメインバンク制度を前提として発展してきたものではなくても、メインバンク制度が適切に機能していた時期の会計をメインバンク制度とかわらせて分析することは、会計を情報生産や伝達のプロセスの総体と考えるとき有効であろう。

メインバンクについては、情報の利用者、情報の生産者としての2つの側面を同時に考える必要がある。メインバンクを情報利用者や生産者とすることについては、次のように考える。

まず、資金の借手と貸手とのあいだには本来、情報の非対称性が存在する。情報の非対称性が存在するなかでは、企業が社会的に望ましい投資を行おうとしており、しかも、自己資金をもたない企業の投資収益が他の資産の利子率より高いとしても、資金提供者と企業とのあいだに情報の非対称性のために、その企業は資金を借り入れることができないかもしれない。しかし、資金提供者

がより多くの情報を得れば、資金提供者は、その融資が投資収益と他の資産から得られる利子収益との差だけ利潤をもたらすと判断したら融資を行うであろう。しかし、情報獲得には費用がかかる。もし収益の増加分が情報費用を上回ると、情報活動は社会的に生産的である。メインバンクは借手の企業の投資行動を調べ、その企業について判断し、他の銀行や個人投資家は、メインバンクの判断に基づいて意思決定を行う。¹¹⁾

ここでメインバンクが情報を利用するとは、企業に融資を行うか否か、あるいはどのような条件で融資を行うかについて判断するために情報を利用することをいう。それに対してメインバンクが情報生産を行うということは、メインバンクが企業から収集した情報に基づいて、企業の投資の収益性と債務の返済可能性に関して判断するために、情報を加工し、他の情報利用者にシグナルを発する基礎をつくることである。

証券市場で投資家と経営者とのあいだにある情報の非対称性は、ディスクロージャーにより克服する努力が行われる。一方、メインバンク制度では、メインバンクによる「委譲されたモニタリング」により、他の投資家、債権者集団と企業経営者とのあいだにある情報の非対称性を克服する努力が行われ、メインバンクの企業に対する判断が資金提供者集団により共有される。

3. 情報利用者としてのメインバンク

メインバンクの情報利用者としての重要性は、次の事実からわかる。証券取引法が施行され、証券市場が整備された後も、日本では1970年代前半まで、間接金融中心の体制が続いた。このことは、66年から75年まで、固定資産への投資額に占める自己資本の蓄積分が半分にも満たなかったことからわかる。¹²⁾ さらに、高度成長期には収益機会が多く、企業は多額の設備投資資金を必要とした。66～75年のあいだ、固定資産への投資に占める自己資本の蓄積分以外のコストは、種々の長期負債、とくに銀行借入れからまかなわれた。¹³⁾ こうして銀行借入れに対する依存はますます強まった。したがって、日本の高度成長期

には、企業情報を利用して経済的意思決定を行う利害関係者のうち重要な部分を銀行が占めていたといえる。

さらに、証券市場における株式所有構造をみると、1960年における企業株式の保有者のうち、個人投資家46.3%、事業法人17.8%、金融機関23.1%という構成だったのが、65年には個人投資家44.8%、事業法人18.4%、金融機関23.4%となっており、投資信託、証券会社による株式保有も含めると、53.2%が法人により所有されている。これが70年になると、個人投資家の保有が39.9%なのに対して、金融機関30.9%、事業法人23.1%、投資信託と証券会社による保有が2.6%である。こうして株式の所有構造をみても、企業情報¹⁴⁾の利用者の重要な部分を金融機関と事業法人が占めていることがわかる。

星が調べた107の軍需産業企業のうち、62の企業が広い意味で、第2次世界大戦中の指定銀行を1962年現在のメインバンクとしていた。とくに旧財閥系の軍需産業企業は、同じ財閥に属する銀行を指定銀行とし、60年代もその銀行をメインバンクとしていることが多い。たとえば、三菱財閥に属する三菱重化学工業は、指定銀行が三菱銀行で、62年現在のメインバンクも三菱銀行¹⁵⁾である。こうして、第2次世界大戦中の関係が戦後にも引き継がれ、日本の資本市場で重要な位置を占めていることがわかる。

4. 情報生産者としてのメインバンク

一方、メインバンクの情報生産機能が最も顕著に現れるのは、企業救済の時点である。企業の財政状態が著しく悪化すると、メインバンクに対しては、その企業を救済することを企業から期待される。しかし、メインバンクにはその企業を見放す、という選択権もある。メインバンクはまず、企業に経営復興計画書を提出させる。メインバンクがその計画書を認めるならば、その企業のメインバンク以外の取引銀行、取引企業は当該企業を救済する方向で動く¹⁶⁾。つまり、メインバンクによりその企業の情報を加工・統合して行われた意思決定が、企業の利害関係者に対して重要な情報となるわけである。こうしてメイン

バンクは情報の生産者であり、提供者となる。

メインバンクの情報生産機能は、メインバンクが企業に対して交渉力を持ち、企業情報をかなり独占的に入手できることを前提としている。一方、企業に対する交渉力の弱まりは、企業情報の生産者としての機能をも低下させる。

1975年に始まった国債の大量発行と、それに伴う証券類の評価の簡略化、および優良企業による外貨建債券の発行とそれに伴う国内債券発行市場の自由化への圧力により、未発達だった国内証券市場が発達し、日本企業は銀行からの長期借入に代えて、ますます社債を発行するようになった。青木の調査によると、東京証券取引所上場865社の場合、1年以上の長期借入金に対する満期1年以上の社債発行残高が占める比率は、75年3月末日には17.2%だったものが、85年3月末日には60.5%へ上昇している。こうした現象は、オーバー・ボロウイングを減少させ、全体として銀行に対する企業の交渉力を強め¹⁷⁾た。こうしてメインバンク制度は75年を境にその機能を低下させ始めた。

第3節 会計の制度的基礎

1. 租税政策と確定決算主義

ノウブスの1992年の研究によると、日本もドイツも、その会計実務に税法の影響が発見されている。そして、税法の影響が商法の影響の上位におかれている(第1章参照)。ここに、税法の影響について考察する必要がみうけられる。

1-1 特別償却と特定引当金

ここで租税政策とは、ある一定の目的に企業の資金を使用する場合、企業に損金算入を認める、という税制上の特典を与えることにより、企業の行動を政策的に誘導することをいう。企業目的を企業価値の極大化におくと、企業は、

他の事情が等しければ、課税所得をできるかぎり小さくし、キャッシュのアウトフローをできるかぎり小さくしようとする。したがって、損金算入という税制上の特典を与えることにより、企業をある特定の行動をとるよう仕向けることができる。

日本の高度成長は、租税政策によっても大きく促進された。たとえば、高度成長を遂げるには、設備投資が積極的に行われる必要がある。そのため、特別償却という、設備投資を促進する制度が租税特別措置法上「減価償却の特例」として設けられた。さらに、特定引当金という租税特別措置法上の利益留保性の引当金を、「将来ノ支出又ハ損失ニ備フル為（商法第 287 条ノ 2）」という名目で設けることが、昭和 37 年（1962 年）から 56 年までの長きにわたって認められた。¹⁸⁾

まず、特別償却から説明しよう。特別償却は、損金算入という企業に対する特典を利用した政策手段である。特別償却とは、通常の減価償却とは別に、投資が行われた当初に投資額の一定割合を損金として益金から控除する措置のことである。法人税法第 31 条によると、「内国法人が当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額のうち、その内国法人が当該資産について選定した償却の方法に基づき政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額」が、償却費として損金の額に算入することができる。この通常の償却限度額を超えて行われる償却が特別償却で、その特別償却額の損金算入を認めるのが特別償却制度である。

特別償却を実施すると、耐用年数の自動的短縮効果が生じ、資産の減価償却が早められ、買替えの資産のための資金が早く拘束され、それだけ資産の新規投資の回転が早くなる。こうして、新設備の購入が容易となり、新技術の導入、新製品の開発が容易に進められる環境が整備されるとともに、特定資産への投資が促進され、¹⁹⁾ 産業政策の実施が容易となる。

特別償却は租税特別措置法上「減価償却の特例」であり、原則として通常の償却と同様、その限度額は減価償却費として損益計算上費用処理され、その相手科目は減価償却累計額という評価性勘定であり、取得原価から減価償却累計

額を控除した金額が償却対象となる。しかし、特別償却は商法上の「相当ノ償却」の概念にあたるかどうかについては問題がある。商法上、減価償却は第34条の2号で取得価額または製作価額を「毎年1回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為シ」と定められている。ここに相当の償却は、企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第3「有形固定資産の減価償却について」第1の2で、「所定の減価償却方法に従い、計画的、規則的に実施されねばならない」とある。こうして特別償却は、計画的・規則的償却を趣旨とする商法上の「相当ノ償却」との関係で問題があるため、昭和42年(1967年)の税制改正では、償却の方法によることに代えて、特別償却準備金として積み立てる方法が、租税特別措置法第52条第3項第1号により特例として認められた。準備金として積み立てる方法には、損金経理による方式と利益処分方式とがある。

特定引当金は、本来株主に配当として支払われるべき資金を、商法第287条ノ2にある「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為」という名目で企業内に拘束する利益留保性の「引当金」である。昭和57年(1982年)の改正により削除された企業会計原則注解14は、「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令で認められている場合には、当該引当金残高を負債の部の特定引当金の部に記載する」ことを定めていた。この規定は、企業会計審議会による「負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針」によると、「本来、企業会計原則が負債性引当金以外の引当金の計上を容認する趣旨によるものではなく、商法第287条ノ2の規定の解釈上負債性引当金に該当しない、いわゆる利益留保性の引当金の計上が、適法なものとして認められるのであれば、企業会計原則上、証券取引法監査と商法監査の一元化の観点から、この種の引当金の計上を認めざるを得ないと判断したものによるものである。」

特定引当金の部に掲げられていたものの大部分は、租税特別措置法上の準備金か、特別法上の準備金であった²⁰⁾。この特定引当金は、利益を非課税で内部留保できる仕組みであり、日本企業の資本蓄積を促進し、設備投資資金をまかなった。この特定引当金は、一時期は設備の取替資金の3分の1をまかなっていた。

たといわれる²¹⁾。

特別償却も特定引当金も、租税特別措置法上の政策的な措置であり、会計理論上の要請からくるものではない。しかし、特別償却の実施も特定引当金の設定も、上述のように長きにわたって企業会計の枠内で行われていた。

ところで、企業が銀行と密接な関係をもつ場合、内部資金よりも銀行からの借入²²⁾で設備投資資金をまかなう傾向にあった。企業で加速的に減価償却が行われ、特定引当金で利益を非課税で留保し、そのうえメインバンクから設備投資資金を低い資本コストで借り入れることができれば、かなり大型の設備投資を行い、しかも資金をある程度内部留保することができると、容易に推測できる。こうして、本来会計理論上認められない特別償却と特定引当金は、日本の経済が離陸し、発展を遂げるための会計的道具となったと考えることができる。

1-2 確定決算主義と逆基準性

さて、加速償却は特別償却という特別な方法によらなくても、日本では通常の償却でも行われている。通常の償却には、定額法と定率法とがある。日本では、業績のよくない企業を除いては、通常、企業は定率法を採用している²³⁾。これは、確定決算主義を前提として、税制上の特典を求めようとする企業行動の現れと考えることができる。

確定決算主義は、ドイツにおける「税務貸借対照表の商事貸借対照表に対する基準性の原則」(Grundsatz der Maßgeblichkeit der Handelsbilanz für die Steuerbilanz : 基準性の原則) にその源泉がある。ドイツの所得税法第4条第1項では、利益概念は「事業年度の事業財産と前事業年度の事業財産との差額に引出額を加算し、元入額を減算したもの」と定義されている。

所得税法上利益の決定方法は5種類ある。そのうち、営業経営を行う者で帳簿を記録する義務を有するか、あるいは自由意思で帳簿を記録する者は、所得税法第5条第1項第1文により、商法典に規定される「秩序ある簿記の原則」(Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung : GoB) に従って生じ

る事業財産が計上されなければならない、とされている。この種類に属するものについては、税務貸借対照表が商事貸借対照表から導き出されなければならない²⁴⁾。この原則が「基準性の原則」と呼ばれるものである。

基準性の原則は、若干の調整はあるものの、課税所得を原則として商法上の企業利益に求めるから、税法の商法典に対する原則的依存関係を表す。ただ、ドイツでは、基準性の原則は単なる法体系の問題ではなく、商法典に依存することによってGoBに基づき課税所得計算が行われる、という考え方である²⁵⁾。

基準性の原則の結果として、資産計上、負債計上および評価について税法上の選択権を利用することができるのは、それがすでに商事貸借対照表で遵守される²⁶⁾ときに限る。つまり、基準性の原則は第1に、どのような資産および負債を貸借対照表に計上しなければならないか、計上が許されるか、あるいは計上²⁷⁾が禁止されるかを定め、第2に、貸借対照表に計上された資産および負債をどのように評価しなければならないか、そして、どのような評価選択権を利用することができるかを規定する。基準性の原則を厳格に適用すると、商法典上の貸借対照表資産・負債計上義務、禁止および選択権のすべてが、税法上の強行規定のためこれと異なる処理方法が求められるときを除いて、課税所得計算に適用されることとなる、という帰結をもたらすはずである。

しかし、連邦財政裁判所 (Bundesfinanzhof) は1969年2月3日の決定で、基準性の原則が適用されるのは商法典上の貸借対照表資産・負債計上義務および禁止に対してだけであり、計上選択権には適用されない、という判断をくだした。その根拠は、資産の過小計上、負債の過大評価により会社の実態よりも利益を少なく計上することは、商人の恣意に委ねることができない、ということ²⁸⁾である。つまり、課税所得の過小計上により会社が税を免れると、国家の税収が減少するからである。こうして、原則として商法典上の資産計上選択権は税法上資産計上義務となり、商法典上の負債計上選択権は、税法上負債計上禁止²⁹⁾となった。

1-3 逆基準性

基準性の原則は逆に、税法が許容する特別評価規定を適用することができるのは、それがすでに商法典上の利益計算で適用されているときに限る、ということにもなる³⁰⁾。このように、商法典上の利益に基づいて課税所得が算定されるはずのところを、逆に税法上使用したい処理方法を商法上の会計処理方法でも使用するという現象を「逆基準性」という。この逆基準性は、1990年の所得税法改正で第5条第2文が挿入されることにより、所得税法上包括的に規定されることとなった³¹⁾。

逆基準性については、次のような批判がある。すなわち、税務会計に対する企業会計の基準性を規定したはずの確定決算主義が、実際には企業会計に対する基準として逆に作用し、企業会計の本来の目的である期間損益の適正な測定がゆがめられている、という批判である³²⁾。

ドイツでは、資本会社については商法典第279条第2項で、固定資産または流動資産に属する資産の減価記入は、それが貸借対照表から明らかとなることを条件に、税法上の利益決定に際して税法がそれを承認する範囲にかぎりこれを行うことを許す、と明記されている。これは、純粹の税法上の減価記入を商事貸借対照表に受け継ぐことを許す、という意味である。それに対して、所得税法第6条第3項は、特別償却、割増償却、および税務上の特典を得るためのこれに類する措置は、その経済財が商法典上の年度貸借対照表で適用されているときにかぎり、これを利用することができる、と規定している。この規定は、所得税法第5条第2文と並んで、逆基準性に法的根拠を与えるものである³³⁾。

ドイツでは特別償却を利益処分方式により行うことはできない。税法上の特別償却も、費用計上されなければならない。

一方、日本では租税特別措置法上の準備金について、損金経理方式と利益処分方式とがある。たとえば、海外投資損失等準備金、輸入製品国内市場開拓準備金、プログラム等準備金は利益留保性の準備金である。これらについては、税法は準備金への繰入額を課税所得の計算で損金として経理することも認めて

いるが、利益留保性の準備金は企業会計原則注解 18 の要件を満たさないものが多く、利益処分方式で処理することが望ましいとされる。

日本にも、全く利益留保性の引当金が残っていないわけではない。過水準備引当金、取引損失準備金、証券取引責任準備金、責任準備金が、利益留保性の引当金に該当する。これらは負債の部に計上することが強制されている。これらの項目は公益保護の目的で負債への計上が強制されており、繰入れ、取崩しが厳密に規定されているため利益操作に使われる余地がない、というのが負債計上強制の理由である。³⁴⁾

以上のように、ドイツで行われている逆基準性の議論は、日本の場合と全く同じわけではない。ところで、日本での利益処分方式による特別償却も、利益処分方式で処理された租税特別償却上の準備金は、自己資本に含まれる。しかし、黒田によると、この準備金のうち実行税率を乗じた金額は、将来税金として流出する金額である。したがって、その金額分は未払税金として、本来負債の性質をもつものであることに注意すべきである。³⁵⁾

1-4 逆基準性の効果

通常の償却において加速償却が行われる理由は、一部はメインバンクによる償還利益の重視に求められるが、一部は税制上の特典を求める企業行動に求められる。なぜならば、税制上の特典を求めようとする企業は、課税所得の算定に使用しようとする会計処理方法を企業会計上も使用しなければならないからである。減価償却についてみると、加速的に償却が行われたほうが、企業にとってその現在価値の合計額でみた場合、租税の節約分が大きい。³⁶⁾したがって、他の事情が等しいかぎり、企業は減価償却方法として定率法を採用する。

この事実は、あたかも確定決算主義が企業の会計代替案選択行動をある一定の方向へ誘導しているかのようにみえる。ちなみに、メインバンクの影響力が衰えた 1980 年代でも、日本では約 80%、ドイツでは約 99% の企業が定率法を採用しているのに対して、確定決算主義が求められていないアメリカとイギリスでは、ほとんどの企業が外部報告用に定額法を採用している。³⁷⁾こうして、

逆基準性をとおして確定決算主義が企業の設備投資資金を早く拘束し、企業一般にわたって資産の新規投資の回転を早める効果をもつことができたといえよう。

確定決算主義はまた、逆基準性をとおして、企業内の資本の留保と維持を促進する役割をも果たしたと考えられる。企業の会計代替案選択行動に国によって一定のバイアスがかかっている場合、そのバイアスがかかる原因を取り除いたならばどのような影響がでるかということは興味ある問題である。本書第6章(201ページ)の実証研究³⁸⁾によると、もしアメリカとイギリスの企業が確定決算主義のもとで会計代替案を選択したと仮定すると、アメリカ企業とイギリス企業の自己資本比率は減少し、とくにアメリカ企業の自己資本比率の低下は著しい、という結果が得られている。

自己資本には留保利益が含まれている。ということは、もし、アメリカ企業とイギリス企業が確定決算主義のもとで経営を行っていたならば、利益が相対的に低く算定されたであろうし、もし日本企業とドイツ企業が確定決算主義が要求されていない状況で経営を行っていたならば、利益が相対的に高く算定されていたであろうということを意味する。そして、日本とドイツでは、相対的に大きな減価償却を行うことにより、資金を企業内に拘束した。これは、成果の配分として、株主に対して分配されたであろう資金が企業に留保されることとなり、確定決算主義が資本蓄積を促進する役割を果たしたことになる。³⁹⁾

引当金も本来資本蓄積の効果をもつ。しかし、日本企業の経済的所得についての実証研究では、引当金の計上は全体として経済的実質からそれほど大きく乖離していないのに対して、減価償却の計上が一貫して経済的実質よりも大きいということである。ただし、引当金の計上は1970年代までは課税所得縮小効果をもっていた、ということである。⁴⁰⁾

逆基準性については、法人税法が課税所得の計算にあたって、償却費や引当金の繰入れについて画一的な損金算入限度額を設けているために、企業会計上でもこの税務上の上限額が事実上の費用計上基準になり、企業の実態に見合った費用の計上が困難となる、ということが難点の1つ、とされている。税務上

の損金算入限度額を超えて企業会計上で費用を計上する実務を「有税引当」と⁴¹⁾いう。

醍醐は税法限度額と同じ償却をした場合と税法限度額を超える償却をした場合とで、有税償却の部分が税務上損金に算入される機会を永久に失うわけではない、としている。ただ、損金算入限度額を超える償却や引当てをした企業の税引後損益は、損金算入額きっちりの償却や引当てをした企業より悪化し、その期の配当政策や業績評価のマイナス要因となれば、経営者が損金不算入償却をためらうのは無理もないことかもしれない、としている。

ただし、本書第7章(245ページ)の実証研究では、設備機械について実際にはかなりの企業が自社の経営戦略などの観点から税法基準以外の耐用年数を選択している。この実態調査では、税法で定められた耐用年数と異なる耐用年数を使用している企業が非常に多く、とくに、研究開発設備に関しては、税法規定よりはるかに短い耐用年数を設定している企業が多い。また、平均すると、税務上の考慮を行わずに会計利益の算定を行うことができるアメリカ企業も、日本の設備機械の法定耐用年数とほぼ同じ耐用年数で減価償却を行ってお⁴²⁾り、日本の税法上の耐用年数は耐用年数について平均的な基準を提供している、とも考えることができる。すると、企業が税務上の損金算入限度額を企業会計上の償却額や引当額としたとしても、それによって税務会計が企業会計をゆがめたと単純にいうことはできない。

しかし、とくに減価償却について会計処理の代替案の選択に、確定決算主義を採用している国としていない国とではっきりとした違いが現れていることは、税務上の考慮が企業会計に介入したと考えることができるのではないか。定率法によるほうが節税額の現在価値の合計額が大きくなる、ということは、企業にとって大きな誘因となろう。

日本とドイツで企業が減価償却方法として定率法を選択する傾向について、確定決算主義が影響する部分だけを取り出すのは困難である。しかし、会計基準の改正により企業利益が相対的に大きく算出されるようになることが予測されると、企業の側から確定決算主義を理由とした反対意見が提出される⁴³⁾のは、

確定決算主義が、理論上は別として、実際の企業の会計行動に無視できない影響を与えている証拠となるのではなかろうか。

1-5 確定決算主義⁴⁴⁾についての議論

では、確定決算主義は税法と商法との関係として普遍的に望ましいあり方を示すものであろうか。この問題を考えるために、まず日本、ドイツで現在提起されている確定決算主義の問題点を列挙し、次にドイツで基準性の原則が導入された経緯を考え、次に確定決算主義導入に際して唱えられた必要性がこんにちも存在するののかについて論じていきたい。

こんにち、日本でもドイツでも、この確定決算主義の問題点が指摘されている。まず第1に、確定決算主義では本来企業利益を基礎として課税所得が算定されるべきなのに、実際の企業行動では、課税所得の算定上特典が見いだされる会計処理方法がまず決定され、そしてそれと一致した方法として企業利益算定のための会計処理方法が一意的に決定される傾向にある。この傾向は、本来企業会計があるべき姿ではないという議論がある⁴⁵⁾。

第2に、会計基準の設定に際して、企業利益が相対的に高く算出される基準の設定を行おうとすると、その基準設定が理論的に正しかったとしても、また国際的調和化の観点から望ましかったとしても、確定決算主義のもとでは企業利益が大きく算出される方法は産業界からの強い反発を受ける。たとえば、日本の産業界のリース基準設定に対する態度がよい例である⁴⁶⁾。産業界からの強い反発によって理論的に望ましい基準設定が困難となり、税法と企業会計との目的が異なるにもかかわらず、基準設定が税務中立的に行われなくなりがちである場合、確定決算主義は弊害をもたらすといえる。

第3に、確定決算主義によりバイアスのかかった利益は、国際的にみて株主に対する情報価値の点で問題がある⁴⁷⁾。このことは、日本企業が海外で資金調達を行う場合、不利な扱いを受ける危険性があることを意味する。

このように、こんにち多くの問題を抱えた確定決算主義だが、もともとどのような経緯でドイツで基準性の原則が導入されたのであろうか。ドイツで基準

性の原則が導入される以前は、課税所得は総収益から個別に控除が認められた費用を差し引いて計算され、ドイツ一般商法典で定める財産貸借対照表からは独立していた。1874年にザクセン所得税法第21条で初めて基準性の原則の萌芽がみられた。基準性の原則の導入の結果、法律が要求する財産計算と、実務で行われていた収入支出計算による収益費用計算との2本立て計算が行われるようになった。この2つの計算を融合する試みとして、収支的損益計算の観点から貸借対照表計算（財産計算）を論理的に展開する動的貸借対照表論が登場⁴⁸⁾した。

以上のような歴史的経緯のなかで、基準性の原則が導入された論拠は、第1に、国家の財政負担の増大に伴う公平な課税標準の決定、第2に、商人の帳簿作成負担の削減、という2つの必要性のために導入されたのであった。⁴⁹⁾

第1の公平な課税標準の基礎を得るためという基準性の原則が導入された根拠がこんにち成立しているかどうかについては、企業利益の正しさや課税の決定に租税政策が介入する度合について検討する必要がある。もし、課税対象を担税力ある所得とし、それを確定した所得とするというのであれば、企業利益が適切に算定されているという前提のもとで、課税の公平性は確保されよう。しかし、確定した所得に政策性が大きく介入すれば、確定決算基準は徐々に崩れていくであろう。

アメリカでも本来は確定決算主義が要求されていた。⁵⁰⁾しかし、内国歳入法の例外規定のため、⁵¹⁾また、企業会計と税務会計とがそれぞれの目的へ向かって精緻化されていくに従って、企業会計と税務会計とは別々になっていった。

租税の政策性および課税対象を何にするかという議論については、企業会計の側での議論ではなく、税法の側の議論である。しかし、企業利益の正しさについては検討を要する。アメリカで1980年代後半に、確定決算主義に傾斜した一時期があったが、結局企業会計と課税所得計算の分離の状態に戻った。その理由は、企業会計の基準自体が本来望ましいあり方を示しているとは限らない、という議論があったためである。⁵²⁾したがって、企業会計の基準に基づいて算定された課税所得が公平性を保持しているかどうかは疑わしい、という考え

方である。この企業会計の基準自体に対する疑問は、たとえば、資産評価の基準に対して向けられた。この議論は確定決算基準以前の問題である。そして企業会計を専門とする者が利益の意義、計算構造について、真剣に検討しなければならない問題である。

第2の商人の負担削減という根拠は、コンピュータの発達によって、大企業については意味をほとんど失っている。しかし、企業会計実務の未熟な企業、とくに中小企業については意味があるかもしれない。

1-6 確定決算主義を支持する意見

確定決算主義の現代的意義については、次のように論じられている。

まず第1に、設備の耐用年数の税法規定のように、企業会計規定が足りない部分を税法が規定しているので、確定決算主義は現在でも有用である、という意見が提示されている。⁵³⁾ その他、海運業における収益認識をめぐって1978年から79年、対応する費用の算定が困難な積みきり基準が税務調査で要求された事例などにに基づき、企業会計と税務会計とが確定決算主義を媒介として互助作用を行っているとする考え方が提示されている。⁵⁴⁾

この考え方を考察すると、企業会計のあり方が税務会計のフィードバックを受ける、ということを否定することはできない。ドイツのリース会計についても、税務上の裁判の判決が企業会計実務を形成した。⁵⁵⁾ この考え方が支持されるには、担税力ある所得と企業利益との関係を示す必要があるだろう。

次に、企業会計も税務会計も取引の実質を重視する、という意味で同質性をもっている、という議論がある。⁵⁶⁾ この議論は、税法の課税所得計算が法人税法第74条第1項で、確定した決算に基づき申告書を提出すべき旨を規定し、法人税法第22条第4項で、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」を基礎とする旨が述べられ、商法上の利益計算が商法第32条第2項により「公正ナル会計慣行」を基礎としていることを意味するものである。ここで「公正ナル会計慣行」と課税所得との関係について国際比較を行うと、ドイツの課税所得計算が確定決算主義に基づき、商法典を介して日本でいう「公正ナル会計慣

行」に連携するという規定体系なのに対して、アメリカの課税所得計算が、直接に「公正ナル会計慣行」を基礎として成立する規定体系だ、ということである。そして日本の課税所得計算は確定決算主義によりドイツ型を、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」を課税所得の総則規定に設けることによりアメリカ型を踏襲する、ということである⁵⁷⁾。さらに述べると、日本の法律体系のなかでは課税所得が直接企業会計原則に基づくことはありえず⁵⁸⁾、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」の文言が現れる議論は、商法上の計算書類が公正な会計慣行に基づいて作成されていることを前提としている⁵⁹⁾。

この議論は、商法と証券取引法が企業会計原則を介して一元化の努力をしている議論と共通するものである。税務会計の役割が課税の公平性に重点をおくならば、この議論に基づき、確定決算主義を媒介として企業利益と課税所得とが実質的に一致しよう。しかし、税法の目的が租税政策に重点を移すならば、そのかぎりではない⁶⁰⁾。なお、現行の税法の目的が課税の公平性と租税政策の両方にあることは、昭和37年商法改正に際しての議会の議事録にも以下のように明記されている。

「計算規定というものは、株主、債権者、一般の投資家、それからその企業自体、こういう私人間の利害の調整ということが義務であるのに対しまして、税法の方におきましては課税負担の公平であるとか、その他政策的な目的によりまして。」⁶¹⁾

ドイツでは逆基準性について制度上決着がついた現在でも、逆基準性と税務上の価値を連結財務諸表にもち込むことが、ドイツの決算書をゆがめている、という議論がある⁶²⁾。しかし、このゆがみは、大企業の場合と中小企業の場合とは異なるかもしれない。また、確定決算主義の是非についての議論は、税法の目的に租税政策がどの程度介入するか、という議論であり、企業会計の範囲を超えている。

現代の会計制度を前提とした場合、確定決算主義と企業会計の架橋として、「税効果会計」の制度化がとらえられる⁶³⁾。ドイツでは個別決算書では商法典第274条第2項により、借方繰延税の計上が、連結決算書では商法典第306条に

より、租税配分が規定されている。ダイムラー・ベンツがニューヨーク証券取引所に上場するにあたって、様式 20-F でアメリカ基準とドイツ基準との調整を行う際、税効果会計の調整に関して 15 億 1,000 万ドルの利益上昇がみられた。

税効果会計の制度化とともに、企業会計の分野で資産概念、負債概念が明確化されることが望まれる。ドイツでは資産概念、負債概念が明確なので、基準性の原則を理由に企業会計上望ましい基準が阻害される、ということが少ない。このことはリース会計を例にしてもわかる。そのうえでもし、租税政策の度合が大きくなったと判断されれば、企業利益がゆがめられないように税効果会計の適用が望まれる。日本の改訂「連結財務諸表原則」⁶⁴⁾では第四の七で、連結財務諸表の作成にあたり、税効果会計が強制されている。ただ企業は、税効果により将来に繰り延べられた税金を将来支払うだけのキャッシュが確保されるかどうかについて留意する必要がある。

2. 会計の基礎概念のあり方

2-1 会計測定実務の分類と資産概念

第 1 章で述べたように、ノウブスは、企業会計の測定実務を大きく分けて、「ミクロ・公正な判断・ビジネス主導」と「マクロ・統一・政府主導・税務指向的」に分類した。彼によると、アメリカ、イギリスの測定実務は前者、とくに「企業実務」指向に属し、日本、ドイツの測定実務は後者、とくに「法律準拠型」⁶⁵⁾に属する。

会計が「法律準拠型」であるとは、会計が成文法により規定されていることをいう。日本、ドイツでは、会計の実質規定は商法で規定されている。それに対して会計が「企業実務」指向型であるとは、商人の自然発生的実務が慣行、あるいは過去の判例の形で集積しており、その発生起源について成文法ではあまり詳細な規定のないことをいう。

イギリスについては EC 加盟後、第 4 号指令、第 7 号指令を国内法化するこ

とにより会社法に詳細な会計規定が記載されるようになった。しかし、もともとは会社法に詳細な会計規定はなく、真実にして公正な写像 (true and fair view) という最高規範⁶⁶⁾のもとで、会計士の判断が重視されてきた⁶⁷⁾。現在、会社法で会計の包括的規定と配当可能利益の算定が規定され、個別問題の実質規定については職業会計士を構成員とした会計基準審議会 (Accounting Standards Board) ⁶⁸⁾が作成している。

アメリカでは州ごとに会社法で配当規制が行われている⁶⁹⁾。会計の実質規定の作成は、SEC が会計連続通牒 (Accounting Series Release) 第 4 号で、「相当な権威ある支持」 (substantial authoritative support) の文言をとおして民間の団体に委譲され⁷⁰⁾、現在は FASB が基準設定機関として機能している⁷¹⁾。

一般に法律準拠型会計と実務指向的会計とは、将来キャッシュ・フローに対する期待をどれだけ会計規定に組み込むかに大きな相違がみられると考える。とくに、資産概念に大きな相違がみられる。なぜならば、法律準拠型の国では将来キャッシュ・フローに対する期待が組み込まれる余地が少なく、法律的な根拠のあるものだけが資産として計上される傾向にあるからである。日本の会計構造の原型は、ドイツの会計構造である。ドイツでは、民法上の所有権を基礎として、商法上の財産概念から解釈できるものだけが原則として資産と認められる⁷²⁾。

ただし、日本では発生原則により資産計上が可能な繰延資産が、ドイツの場合よりも多い。発生原則は、イギリスの SSAP 第 2 号で会計の基礎概念の 1 つとして、継続企業、継続性、慎重性の原則とともに規定されており⁷³⁾、この規定が後述するように、慎重性の原則との関係で参考となる。

それに対して、FASB の概念ステートメント第 6 号⁷⁴⁾第 25 項は、資産を次のように定義している。「資産とは、過去の取引あるいは事象の結果、特定の企業実体が取得した、あるいは支配している将来のありうべき経済的便益である。」同第 26 項によると、資産の特質は次の 3 つである。すなわち、(a) 将来のありうべき便益を具現したものであり、単独で、あるいは他の資産と結びつい

て、直接的に、あるいは間接的に将来のキャッシュ・インフローの純額に寄与する能力をもつこと、(b)特定企業が便益を得ることができ、他者がその便益に接近することをコントロールできること、(c)その便益に対する権利あるいは支配を生ぜしめる取引あるいは事象がすでに生起していること。

このように、FASBの規定では資産を将来のキャッシュ・インフローの純額を中心として定義している。IASフレームワークはこれと同様の定義を行っている。

こうした資産概念は、資産の貸借対照表計上可能性について、ドイツ、日本型と対照的であるだけではない。FASB概念ステートメントとIASフレームワークでは歴史的な原価による資産評価だけを予定しているとは限らない。

まず、貸借対照表計上可能性から分析しよう。

2-2 繰延資産

2-2-1 発生原則

発生原則では、その中心的課題は配分の問題である。この配分の方法は任意であり、理論的にどの方法が正しいとはいえない。⁷⁵⁾したがって、発生原則からその資産性が認められる資産については、国によってその貸借対照表計上可能性と原価の回収期間とに差がみられるのである。

対応原則によると、将来その果実が期待できる費用は、将来の果実と対応づけるべきなので、支出が行われた期に費用計上せず資産計上できる。

研究開発費はアメリカでは費用と収益の対応関係が不明確という理由で禁止されている。しかし、SSAP第13号では、研究開発費のうち開発にかかわる費用は、次の状況が成立するときには資産として計上することができる。⁷⁶⁾

- (1) 明確に定義されたプロジェクトであること。
- (2) プロジェクトにかかわる支出が独立的に識別できること。
- (3) 技術的に実行可能なこと。
- (4) プロジェクトの成果が次の事項に照らし合わせて「合理的な確実性」(reasonable certainty)をもって見積ることができること。

① 技術的実行可能性

② 市場状況の予測，世論，消費者および環境に関する法律に照らし合わせた場合の商業上の可視性

(5) 将来の開発費，およびそれに関連した生産・販売管理コストの合計額が，プロジェクトにより生じる収入によりカバーできると「合理的に期待できる」こと。

(6) プロジェクトの完成をまかなうのに十分な，運転資本を含む資源が存在するか，あるいは利用できること「合理的に期待できる」こと。

このように，プロジェクトの成果が合理的に見積ることができ，プロジェクトの成果と対応づけられる費用が識別でき，そしてその成果がコストを上回って利益をもたらすことを合理的に期待できる場合に，開発費は資産計上できる。SSAP では発生原則が慎重性原則とコンフリクトをもたらす場合には慎重性原則が優先されるという規定がある⁷⁷⁾ので，費用と収益の対応づけが曖昧な研究開発費は費用処理し，対応づけが合理的に見積られる開発費に限って資産計上を認めている。そして，その資産計上の方針は，継続適用されなければならない。

資産計上された開発費は，経済的実態に即して償却しなければならない。すなわち，SSAP 第 13 号第 28 項により，「製品，サービス，工程またはシステムの商業生産ないしは実用化の時期に合わせて償却を開始し，それらの販売もしくは利用度，またはそれらの販売ないし利用が見込まれる期間を基準に，償却費を各会計年度に組織的に配分しなければならない。」また，第 29 項により，「そのプロジェクトを繰り延べる根拠となった要件が満たされないか，または疑わしくなった場合，回収不能と見込まれる部分を各プロジェクトごとに直ちに償却しなければならない。」

2-2-2 将来キャッシュ・フロー

IAS の論理では，高い確率で将来キャッシュ・インフローの純額が見込まれる支出は，資産計上しなければならない。そのため，SSAP 第 13 号で規定されているような一定の条件を満たす開発費については，資産計上が強制され

78)
る。

IASで規定されるような将来キャッシュ・インフローに対する認識がドイツの基準で欠如していることは、ダイムラー・ベンツがSECに提出した様式20-F（1993年度）に現れている。93年度版20-Fでは、引当金、準備金、棚卸資産の調整に関して、ドイツ基準（German GAAP）からUS-GAAPへの変更に伴い、24億5,000万ドル利益をマイナスさせている。その理由として、脚注2で次のように説明されている。

「ドイツ基準を採用すると、US-GAAPのもとで許容されるよりも、生じうる資産リスクに対する引当金や準備金の額が大きくなる。」

この説明では詳細はわからないが、ダイムラー・ベンツからの個人的書簡によると、次のように説明されている。

「その他の繰延（とくに注文未処理分損失リスクと保証）：繰延額の決定に際して、研究開発間接費、一般管理間接費、販売間接費は、アメリカでは繰延額には含まれないが、ドイツでは含まれる。

……受取勘定およびその他の流動資産の貸倒引当金設定に際して、アメリカ基準に調整した。」

ここで研究開発間接費を製品原価に賦課するところに、将来キャッシュ・フローに対する厳格さの欠如がみられる。一方、IASで資産計上が強制される一定の条件を満たした開発費は、日本では商法上、資産計上が任意である。

2-2-3 商法の論理

商法の論理からすると、その効果が将来にわたって発現すると期待される費用は、財産として認められない。なぜならば、財産には所有権が付随しており、所有権には換金可能性が付随しているからである。将来その効果が期待される費用には実体がなく、財貨の裏付けもなく、所有権が付随しないので、換金可能性がない。

法学者田中によると、繰延資産は経営上の要求から生じる費用平均の原則に基づき、また損益計算を合目的的に行うため実務上資産の部に計上されるもので、これが果たして将来の年度に対して有益な効果を残しているかどうかは事

実問題としてはなほだ不確かであり、これは一種の擬制に過ぎないから、法律的地見地からはこれを資産とみることはできない。また、繰延資産は積極財産を増加させ、債務を減少させるものではなく、したがって、貸借対照表の財産表示機能、すなわち債権者保護の建前からは好ましくない項目、⁷⁹⁾ということである。

安藤によると、ドイツで創業費の資産計上が禁止されたのは、次の経緯による。まずドイツでは、貸借対照表規定は債権者への状況開示の理念に加えて、ドイツの破産法に定められた伝統的な債務超過原因に起因する。⁸⁰⁾すなわち、債権者に開示されるべき年次貸借対照表を債務超過の制度的な判定ないし予知手段としようとした結果が、厳格な貸借対照表能力規定および評価規定となった、ということである。こうしたなかで、1870年改正商法典第239a条第2号で「創業費および管理費は積極財産として計上することを得ず、その全額が年次計算書において支出として計上されなければならない」として創業費の資産計上が禁止された。

また、1873年には資産評価の規定として、売却価値により評価すべき旨の裁判所の判決が下された。さらに、77年破産法の立法者は「債務者の債務超過を立証する際の債権者の困難は、商法典第239条および第239a条に基づく貸借対照表の公表により除去されている」として、貸借対照表が債務超過破産の判定手段であることを明示している。こうして、貸借対照表を債務超過破産の予知手段とするところから、財貨の裏付けがない繰延資産が資産として計上されてはならなかったのである。

日本の商法はドイツ法の主義（ドイツ商法典1870年法典第239a条第2号）に従い創業費の記載を認めていなかった。1938年（昭和13年）改正商法ではスイス法に従い創業費を、さらにドイツ商法典31年改正法第261条第5号、株式法第133条第6号と同様に社債発行差金を認めるようになった。続いて50年（昭和25年）改正商法で新株発行費が、62年（昭和37年）改正商法で買入暖簾、開業費、試験研究費、開発費、社債発行費の貸借対照表能力が認められた。⁸¹⁾

ドイツでも日本でももともと全く資産計上が認められていなかった繰延資産が、商法で限定列挙にせよ認められるようになったのは、田中によると、債権者保護の要請を企業経営（株主の利益を含む）の見地から緩和したものである。ここに企業経営の見地とは、費用の平均化と損益計算の合目的性である。費用の平均化は安定利益をもたらし望ましいものとされた。⁸²⁾

安藤によると、繰延資産の資産計上が商法に認められるようになったのはドイツでも日本でも第1に、破産法上の債務超過破産原因が事実上機能しなかったこと、第2に、投資家の力の台頭によるところが大きい、ということである。債務超過破産原因が事実上機能しなかったとは、債務超過だけを原因として破産した企業が実際には全くなかった、ということである。⁸³⁾

なお、議会の議事録によると、日本で創立費の資産計上が認められたのは、⁸⁴⁾ 配当の原資を捻出するために、すでに企業の実務として行われていたことを追認した、ということである。第73回帝国議会衆議院商法中改正法律案ほか2件委員会議録（昭和13年3月14日）によると、次のとおりである。

「前略……創立費デアリマシテ、金ノ支出ハゴザイマシタケレドモ、寧ロコレハ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ可トスルモノデアリマシテ、大抵是マデハ左様ニ事実上行ワレテ居ッタヤウデアリマスカラ、之ヲ資産ノ部ニ計上スルコトヲ明ニ認メマシタケレドモ……後略」

昭和37年3月15日法務委員会議録第16号では、一連の繰延資産の貸借対照表計上が認められたことについて、

「現在の貿易の自由化の問題あるいは輸出振興の問題などに関連しまして実情にきわめてそつた適切な処置」
であると述べられている。

昭和37年（1962年）改正商法で認められた資産については、商法第290条により、一部配当制限が付されている。それ以前に認められた繰延資産項目には、配当制限は付されていない。

商法第290条第2項によると、配当制限条項は、債権者の利益を保護するものである。しかし、企業経営の管理上、利益を資金的裏付けのないまま配当と

して株主に帰属させるのは、長期的にみると企業の財務体質を弱体化させ、株主にとっても不利益となる、という趣旨で、法律により資金の流出が抑制されている。

2-3 資産評価

FASB 概念ステートメントの資産の定義に基づくと、財務会計報告の目的にふさわしい測定は、過去の事象から生じる現金等価物のフローと将来ありうべき現金等価物のフローを測定することである。なぜならば、投資の究極的目的はキャッシュの流入であり、キャッシュの流出と流入は経済的犠牲と便益の結果得られるものだからである⁸⁵⁾。企業の利害関係者にとってその共通の関心は、企業が好ましいキャッシュ・フローを生み出す能力である。なぜならば、利害関係者の意思決定は期待されるキャッシュ・フローの大きさ、タイミング、不確実性と関係するからである⁸⁶⁾。

ミルバーン (Milburn, J. Alex) によると、FASB の概念ステートメントは発生主義とキャッシュ・フローを生み出す能力とを結びつけるリンクを提示しなかった。FASB は概念ステートメントで資産、負債、収益、費用は、究極的には期待されるありうべきキャッシュ・フローとの関係で定義した。しかし、FASB は過去、現在、そして将来のキャッシュ・フローとの経済的関係を規定するにはいたらなかった。しかし、FASB の定義から、取得原価主義の枠内で割引現在価値による測定が導かれる。つまり、資産に対して投下された資金は資産により獲得される、将来ありうべき純額としてのキャッシュ・インフローの流列の現在価値であり、投資収益率で割り引かれたものである。このとき時間の価値を含めた資産の定義は、次のようになる。

「過去の事象あるいは取引の結果として生じ、特定の企業実体により獲得あるいはコントロールされる、将来ありうべき、流入する現金等価物純額の現在価値である。」⁸⁷⁾

こうして投資によるキャッシュのインフロー、アウトフローと経済的犠牲・便益から資産を定義し、そのインフロー、アウトフローに時間の概念を導入す

ることにより、取得原価主義の枠内で割引現在価値による評価への門戸が開かれている。

イギリスでは FRS 第 3 号⁸⁸⁾で、認識利得・損失計算書の作成を要求し、株主に帰属する認識利得および損失の計上を求めている（第 27 項）。ここに認識利得・損失とは、配当控除前の損益のほかに、資産評価額の修正、外貨換算レートの変動から生じる在外企業への純投資の変動額をいい（第 36 項）、固定資産の再評価を予定している。その論拠として、第 56 項により、「当期内に認識されたあらゆる種類の利得と損失によって株主資本がどの程度増減しているかを示すため」とされ、この報告書の貢献の 1 つに「報告実体に対する投資利益を評価するのに有用な情報を提供する（他の主要財務諸表と一体になって）」（第 57 項）という点があげられている。

資産の評価益の配当可能性については、会社法で次のように規定されている。

「配当可能利益は、過年度に配当や資本組み入れに利用されなかった累積実現利益から、過年度に減資や資本の再編成でカットされていない限り、実現損失を控除した額とする。」（第 263 条第 3 項）

第 263 条第 4 項では、未実現利益を配当してはならない旨が規定されている⁸⁹⁾。ただし、SSAP 第 2 号で、慎重性の概念として、「合理的な確実性をもって他の現金への最終的な転換を保証できるようなその他の資産を受け入れるという形で実現した場合に限り、損益計算書に計上する」とあり、合理的な確実性をもって、という文言に、実現概念の拡張可能性がみられる⁹⁰⁾。

なお、EC 第 4 号指令第 33 条では実体資本維持を目的とした再評価を認めており、イギリスでは 1985 年会社法付則 4 第 31 条により、固定資産のカレント・コストなどによる評価が、取得原価評価の代替として認められている。

FASB と ASB の規定に共通しているのは、経済的実態を重視し、株主の投資の成果をできるかぎり測定・開示しようとする態度である。この視点は、ドイツ、日本では希薄である。

2-4 引当金

次に、引当金の概念はドイツとアメリカで明らかに異なる。まず、アメリカでは概念ステートメントで、負債を次のように定義している。

「負債とは特定の企業実体が、過去の取引あるいは事象の結果、将来他の企業実体に資産を移転するかあるいは用益を提供する現在の義務から生ずる、経済的便益の将来ありうべき犠牲⁹¹⁾である。」

負債には次の3つの特質がある。

- (a) 特定の事象の生起あるいは要求に応じて、特定の日あるいは決定可能な日に、将来ありうべき資産の移転あるいは使用により決済することとなる、1つあるいはそれ以上の企業実体に対する現在の義務あるいは責任を表すこと。
- (b) 義務あるいは責任は特定の企業実体に帰せしめられたもので、将来の犠牲を避ける余地は全く、あるいはほとんどないこと。
- (c) 当該企業実体に義務あるいは責任を負わせている取引あるいはその他の事象が、すでに生起していること。⁹²⁾

アメリカの財務会計基準書第5号⁹³⁾は、将来の不確かな損失を引当計上する要件として、次の2つをあげている。

- a. 財務諸表の発行前に利用できる情報によって、貸借対照表日に資産が減じるかあるいは負債が発生することが高い確率をもって確かであることが示されること。

この状況のもとで、1つあるいはそれ以上の将来の事象が損失の事実を確かにしながら発生することが、高い確率をもって確かであること (probable) が暗に示されている。

- b. 損失の大きさを合理的に見積ることができること。

この要件には、原因となる事象の生起が過去のものであるかどうかは明記されていないが、「財務諸表の発行前に利用できる情報によって」という文言で、原因となる事象が現時点以前に生起していることが示されている。

ここで、その発生確率に関して財務会計基準書第5号第3項は、次の3つの場合を想定している。

- a. 高い確率をもって確かである (probable)。将来の事象は生起しそうである。
- b. 合理的に可能性がある (reasonably possible)。将来事象の発生確率が、わずか (remote) であるわけではないが、高い確率をもって確かなわけでもない。
- c. わずかである (remote)。将来事象の生起確率はわずかである。

さて、日本の企業会計原則注解18で引当金は、その成立要件として、①将来の特定の費用または損失の発生が当期以前の事象に起因すること、②発生の可能性が高いこと、③その金額を合理的に見積ることができることがあげられる。つまり、要件①は上記(c)の、事象がすでに生起していることに該当し、要件②は上記(b)の、将来の犠牲を避ける余地は全く、あるいはほとんどない、と対応し、要件③はとくに負債の定義だけに関連するわけではないが、認識測定の基本である。こうして、日本の引当金の計上要件は、アメリカの場合と同様である。ただ、日本では将来事象の発生確率が必ずしも高くなくても、偶発損失がある一定以上に集まったとき、実務上引当計上される⁹⁴⁾。

ドイツでは引当金は商法典第249条で規定されている。同規定によると、引当金は、①不確定な債務、決済未了取引から生じる恐れのある損失につき設定しなければならない。②当営業年度に実施しなかった維持補修作業および廃石土除却作業を、次営業年度3カ月以内に実施する場合、設定しなければならない。また、^{かし}瑕疵担保で法的義務がなくともその責任を負うものについて設定しなければならない。③当営業年度に実施しなかった維持補修作業を次営業年度内、3カ月を経過後実施する場合設定することができる。④その性質が明確に限定されていて、営業年度または過営業年度に帰属させるべき費用で、決算日現在その費用が見込まれているかまたは確実だが、その金額または発生時点が不確定なものについて設定することができる。

ここで、第4番目の引当金は、金額が不確定であるにもかかわらず、設定が

許容され、アメリカ、日本の基準にみられるような、金額の合理的見積可能性という要件を欠いている。しかし、この引当金は、ドイツ所得税法では設定が禁止されている。基準性の原則によれば、商法上貸借対照表負債計上義務がある引当金は、税務上も負債計上義務がある（所得税法通達第31章c）。それに対して、商法上負債計上選択権を有している引当金を設定しても、税法上認められないのが通常である。そのため、第3番目と第4番目の、商法上計上が許容規定である引当金については、設定のインセンティブが弱い⁹⁵⁾。

税法との関連を別にして考えると、ドイツにおける引当金のメルクマールは不確定性である。シュミーレヴィツ (Chmielewicz, Klaus) によると、債務性引当金は債権者に対する支払義務を示しているが、債務と対比するとその支払義務は不確定である。一方、費用性引当金は、外部の債務者に対する義務が全くなくても設定することができる。この引当金は価額に不確定性がある。たとえば、企業が必要な修繕の処置を実施しなかったが、後でその処置を実施するつもりだとすると、法律上認められている場合、その処置のために引当金を設定することができる⁹⁶⁾。

アメリカの場合と比較して、ドイツでは引当金の設定に法律上の債務の不確定性という要素が強い。そして、その不確定性の程度については明記されていない。維持補修あるいは廃石土除去の作業で、当期実施しなかったが次年度3カ月以内に実施されるものは、その発生の確率がかなり高いが、瑕疵担保で法的義務がないのにその責任を負うものは、損失発生の確率がどの程度であるかわからない。すると、慎重な経理を行うという名目で多くの引当金を計上し、利益を留保することもできる。

第4節 高度経済成長期との適合性

こうして日本では資金の企業外流出が少ない会計構造が存在し、委譲されたモニタリングを基礎とするメインバンク制度のおかげでその会計構造が許容さ

れた。この会計構造と、その前提であるメインバンク制度の存在により、企業の経営実体維持ないし実体維持に必要な分を超えて資金が企業内部に蓄積された。ちなみに、高度成長期には設備投資資金の大部分を銀行借入れに依存していたのが、1976年には設備投資資金の半分以上を内部資金で、77年には半分以上を減価償却でまかなえるまでに充実した。⁹⁷⁾

以上まとめると、日本の高度経済成長に貢献したメインバンク制度と日本の会計の要素としては、次のものがあげられる。

- (1) 市場の代替
- (2) 内部留保型会計による企業実体の維持

法律・基準で規定されたもの：

- ① 資金的裏付けのない資産の貸借対照表計上可能性の制限
- ② 配当制限

企業実務によるもの：

- ① 加速償却による資金の拘束（確定決算主義の影響を含む）
- ② 発生の確率の必ずしも高くない危険・損失についても引当金を設定して資金を拘束すること。

- (3) 流動性を投資の決定基準としない企業の投資行動への影響
- (4) メインバンクの情報生産と弱い情報公開圧力
- (5) 財務政策への関与あるいは指導

ただし、これらの要素が現在の日本経済に貢献すると主張するものではない。ここで、上記事項がもつインプリケーションを簡単に概観しておく。

市場の代替

ここに市場の代替とは、市場を通さない資源配分と金融コントロールをいう。

まず、メインバンク制度の第1の貢献は、委譲されたモニタリングをその本質とするメインバンク制度が、資源配分および金融コントロールの場としての市場の代行を行ったことにある。

証券市場が適切に機能する要件は、次の3点である。

- (1) 市場に資金が豊富に存在すること。
- (2) 判断力ある投資家が多数存在すること。
- (3) 企業が適切な企業情報を適時に供給できること。

上記要件が整うとき、外部公表企業情報を判断材料として、証券市場を中心とした資源配分が円滑に行われる。しかし、1950年前後および60年代前半の日本では、上記要件が整っていたとはいえない。

1990年代現在の日本で、第1の要件が整っていることはいうまでもない。第2の要件については、日本人投資家だけでなく、海外の投資家も日本企業の株式を購入するかあるいは購入を検討しており⁹⁸⁾、潜在的には、より多くの投資家が存在すると考えてよい。第3の要件については、少なくとも証券取引法適用企業については、整っていると考える。

内部留保型会計と経営実体の維持

日本ではアメリカ、イギリスと異なり、経済的実質を超えた減価償却、危険の発生確率が低い場合の引当金の設定など、内部留保型の会計が行われ、相対的に低い企業利益が許容された。

内部留保型会計の展開が可能となったのは、次の理由に基づくと考えられる。第1に、メインバンクによるモニタリングとそれに伴う情報生産によりメインバンクと企業とのあいだにある情報の非対称性克服の努力が行われ、メインバンク制度が市場の代替として機能したこと、第2に、メインバンク以外の金融機関、取引先企業、個人株主が、企業についてのモニタリングをメインバンクに委譲し、メインバンクの下した判断を信任したこと、第3に、メインバンクが企業の設備投資資金の融資に対する事前モニタリングで重視した利益概念が、内部留保を構成要素としていたことによるものであること、第4に、内部留保を図っても企業の株式価格は上昇し、投資家に高い投資収益が帰属したこと。

上記第1については、1970年代後半からメインバンクによるガバナンスが適切に機能しなくなり、少なくとも市場の機能の1つである金融コントロール機能に齟齬をきたしている。第2については、市場の自由化が進展しているお

りから、少なくとも外国人投資家はメインバンクの判断を信任するということはない。したがって、メインバンクによる情報生産機能は、海外で積極的に資金調達を行っている企業や90年代の大企業についてはありえない。第3については、中・長期投資資金に占める銀行融資の割合が70年半ばを境に減少している。したがって、内部蓄積利益を重視するガバナンスは、90年代現在、中小企業以外には効力を発揮しないであろう。第4については、本来、内部留保資金も株主に帰属することを考えれば、内部留保による投資についても資本コストを考慮しなければならない。したがって、本来の市場では、経済的実質以上の減価償却や引当金計上を行って利益を低く計上しても株式価格が上昇するというということはない。

以上により、1990年代の日本では本来の市場が機能する潜在力はあるので、不特定多数の投資家および潜在的投資家に対して価値ある情報を提供する基盤整備を進めることが重要である、というインプリケーションが導かれる。この基盤整備の中心に、会計システムが含まれることはいうまでもない。

財務政策への関与あるいは指導

メインバンク制度が支配的だった高度成長期には、メインバンクは企業の財務政策に関与していた。このことは、青木の実証研究にみられる日本企業の株価最大点からの乖離により明らかである。この乖離は、1960年代から70年代の初期にかけて顕著にみられる⁹⁹⁾。ところで、配当は、75年より以前の日本では、外部公表利益を基礎として算定されていた¹⁰⁰⁾。そうした時期に、財務政策に圧力をかけるということは、企業の会計利益の算出方法、すなわち会計処理代替案の選択方法にもメインバンクが関与したことが推察される。

こうした、IASないしUS-GAAPが依拠する市場規律とは相容れない実務が有効だったのは、①日本が戦後外資を制限するという政策をとったため、②メインバンクによる企業経営者のコントロールが有効に機能していたため、という2つの理由が考えられる。もし外国の投資家が自由に日本企業の株式を購入する状況であるか、あるいは日本企業が積極的に海外で資金調達を行っていたならば、外国の株主も日本の株主も同じように、所有に基づく企業経営者の

コントロールを行っていたであろう。本章第1節で述べたように、1990年代の現在では、多くの外国人投資家が国内市場および国外市場で日本企業の株式を購入している。

実証課題

日本の会計は現在、国際的調和化が大きな課題の1つとなっている。それは、メインバンクによる企業経営者のコントロールが、1970年代後半から適切に機能しなくなっており、株主の力を強めるために株主に対する情報価値が考慮されたIASを導入する必要があるという内発的要因と、IOSCOとIASとの関係、という外的要因の2つがある。本書では前者の内発的要因について考えるために、次章以降で日本の会計が実際に経営実体の維持に役立つものだったのか、また同時に一般株主の利益を抑制するものだったのかどうかを検証する。

具体的には、財務諸表上の株主持分の過小表示、メインバンクによる企業の投資行動に対する影響、およびメインバンクの情報生産と弱い情報公開圧力について検討される。

メインバンクによる企業の財務政策への関与には、直接的なコンサルティングと審査基準を介した指導とがある。このうち直接的コンサルティングについては、客観的証拠が乏しく、どこまでが「干渉」で、どこまでが「指導」であるのかを客観的に判断することがきわめて困難である。したがって、本書ではメインバンクによる企業の財務政策に対する関与は、メインバンクの審査基準を分析して企業に対する指導効果を推定するにとどめる。

注

- 1) 大蔵省証券局年報編集委員会『第33回大蔵省証券局年報』財団法人金融財政研究会、1996年、62-64、121-122ページ。
- 2) 次の研究が国際的に評価されている。Aoki, Masahiko and Hugh Patrick eds., *The Japanese Main Bank System: Its Relevance for Developing and Transforming Economies*, Oxford: Clarendon Press Oxford, 1994.

- 3) Arai, Kiyomitsu and Shonosuke Shiratori, *Legal and Conceptual Framework of Accounting in Japan*, Tokyo: JICPA, 1991, p. 3.
- 4) Choi, Frederick D. S., "Primary-Secondary Reporting: A Crosscultural Analysis," *The International Journal of Accounting*, Vol. 16, No. 1 (Fall 1980), pp. 38-104.
- 5) American Accounting Association, *A Statement of Basic Accounting Theory*, Sarasota: AAA, 1966, p. 4.
- 6) 経済安定本部企業会計制度対策調査会「企業会計原則の設定について」1949年。
- 7) Aoki, Masahiko, *Information, Incentives, and Bargaining in the Japanese Economy*, Cambridge: Cambridge University Press, 1988, pp. 126-127.
- 8) *Ibid.*, pp. 131-138.
- 9) *Ibid.*, pp. 111-112.
- 10) 通商産業省産業政策局編『主要産業の設備投資計画 - その現状と課題』（平成7年度），1995年，554-555ページ。
- 11) 藪下史郎「メインバンクと競争的貸付市場：メインバンクの一理論」Discussion Paper Series 89-5, Faculty of Economics, Yokohama National University, 1989年，1ページ。
- 12) 間接金融中心の体制は，日本企業の総資産負債比率が1960年代から80年代にいたるまで一貫して高いということを述べているのではない。総資産負債比率の高さ，および自己資本比率の低さは，会計制度によるところが大きい。間接金融中心の体制については，固定資産投資の資金源に言及すべきである。See, Aoki, Masahiko, *op. cit.*, pp. 111-112.
- 13) *Ibid.*
- 14) 全国証券取引所協議会「株式分布状況調査結果の概況」『証券』1993年。金融機関による株式所有はその後ますます上昇し，1975年34.5%，80年37.3%，85年40.9%，90年41.6%となっている。しかし，この現象をみて，企業に対するメインバンクの役割がますます大きくなっている，と解釈すべきではない。メインバンクの企業に対する影響力は，70年代後半以降，急激に減少している。銀行がメインバンクとして株式を保有している場合と，その他の理由で株式を保有している場合とは分けて考える必要がある。メインバンクとして株式を保有するのは，あくまで協調融資においてモニタリングが委譲されており，メインバンクが企業のコントロール権の最終的余剰権者として株式を保有している場合をいうべきである。
- 15) See, Hoshi, Takeo, *Evolution of the Main Bank System in Japan*,

Working Paper Series 93-4, Centre for Japanese Economic Studies, Macquarie University, 1993, pp. 35-42. 指定銀行のなかには、三井銀行、第一銀行、十五銀行が合併してできた帝国銀行も含まれている。帝国銀行は1948年に三井銀行と第一銀行に再び分解した。第2次世界大戦中帝国銀行と日本興業銀行を指定銀行としていた古河電気工業は、62年には第一銀行をメインバンクとしており、こうした場合は指定銀行とメインバンクとが一致しているとみなすことができよう。62の銀行が「広い意味で」指定銀行をメインバンクとしているといったのは、このためである。

- 16) Sheard, Paul, *Main Banks and Structural Adjustment*, Pacific Economic Papers, No. 129, Canberra, 1985, p. 35.
- 17) オーバー・ボロウイングの減少については、1973-74年の厳しいインフレーションの後、日本銀行が貨幣需要に応じて貨幣供給を行う、という政策から経済の一定の成長に合わせた貨幣供給を行う、という政策変更を行ったことにも起因する。さらに、80年以降、貿易収支の黒字の増大のために、日本銀行は一定率の貨幣供給を行う、という政策を維持することができなくなった。See, Aoki, Masahiko, *op. cit.*, pp. 140-141.
- 18) 山地秀俊「戦後日本の企業発展と企業会計—企業会計の在り方を決める要因は何か—」『国民経済雑誌』第166巻第4号（1992年4月）、127ページ。昭和37年改正商法の第287条ノ2では、「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ヲ貸借対照表ニ規定スルトキハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明ラカニスルコトヲ要ス」とある。この規定は当期に費用発生の原因がすでに発生している会計上の引当金の概念とは異なるが、企業会計原則も商法との調整上、注解14（昭和57年削除）で負債性引当金以外の引当金として、特定引当金を追認した。
- 19) 武田隆二著『法人税法精説』森山書店、1982年、295ページ。
- 20) 企業会計審議会「負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針」1982年、第2項。
- 21) 山地秀俊、前掲稿、128ページ。
- 22) Aoki, Masahiko, *op. cit.*, pp. 111-112.
- 23) 國村道雄著『現代資本市場の分析』東洋経済新報社、1986年、138-140ページ。國村によると、1965年の定率法採用企業と定額法採用企業とを比較すると、売上高経常利益率、1株あたり利益とも、両者のあいだに統計的に有意な差が発見された、ということである。
- 24) ヴェーエ, G. 「ドイツにおける税法利益決定と商法会計報告に対するその影響」黒田全紀編『ドイツ財務会計の論点』同文館、1993年、87ページ。
- 25) 同上。
- 26) 所得税法第5条第2文。同上、87-88ページ参照。

- 27) 黒田全紀「ドイツ企業外部報告会計の制度的基礎」『国民経済雑誌』第169巻第4号(1994年4月), 10-11ページ。
- 28) *Bundessteuerblatt II*, 1969, S. 291. 同上, 11ページ参照。
- 29) 同上, 11ページ。
- 30) 同上。
- 31) 浦野晴夫「確定決算基準の現代的意義」『立命館経営学』第31巻第2号(1992年9月), 2ページ。
- 32) 醍醐 聡「確定決算基準と逆基準性」『JICPA ジャーナル』第6巻第5号(1994年5月), 41ページ。
- 33) ヴェーエ, G., 前掲稿, 92ページ。
- 34) 桜井久勝著『財務会計講義』中央経済社, 1994年, 213-214ページ。
- 35) 黒田全紀「財務会計の現状と課題」『会計』第149巻第3号(1996年3月), 20ページ。
- 36) 國村道雄著, 前掲書, 16ページ。
- 37) Perlitz, Manfred, Herbert Küpper, und Helge Löbler, „Vergleich der Eigenkapitalausstattung deutscher, US- amerikanischer und britisher Unternehmen,“ *Zeitschrift für Unternehmens- und Gesellschaftsrecht*, 1985, S. 16-24. 番場嘉一郎監修・英和監査法人編『会社の決算と開示』中央経済社, 1989年, 173ページ; Shohet, Jack and Richard Rikert eds., *Accounting Trends & Techniques*, New York: AICPA, 1989, p. 173; Skerratt, L. C. L., *Survey of Published Accounts 1980*, London: ICAEW, 1980, p. 40.
- 38) 岡田依里「資本構成の国際比較に伴う会計上の問題点」『国際会計研究学会年報』(1989年), 87ページ。
- 39) この点に関連して, 武田が, たとえば特別償却を商法上の確定決算に織り込むことを条件として損金性を与える, という方式が, 租税政策目的の実現にとって効果的だった, と述べている。武田隆二「調整意見書の周辺—税法と企業会計との調整に関する意見書の批判」『産業経理』第26巻第2号(1966年7月), 7ページ。
- 40) 田近栄治・油井雄二「日米製造業の税負担—経済的所得による分析」『税経通信』第51巻第9号(1996年7月), 39-41ページ。
- 41) 醍醐 聡, 前掲稿, 42ページ。
- 42) 鬼塚エリ(岡田依里)・三浦富美枝「経営戦略と会計方針の日米比較—耐用年数の決定要因を中心として—」『経営行動』第6巻第3号(1991年10月), 47-59ページ。
- 43) たとえば, リース事業協会の西尾哲夫会長は1990年, わが国リース業界とし

て国際会計基準の採用に反対する立場を明確にした。会計と税務の基準が一体となっているわが国では、ユーザーの希望するリース料の経費処理というメリットが失われるというのがその理由である。同氏によると、会計と税務が独自の基準となっている国ではユーザーが資産計上しても税務上、リース料の経費処理が認められるので問題は少ないだろう。企業会計上の損益を課税所得とするわが国では、リース業そのものに関する問題である、というのが同氏の見解である。『日本工業新聞』1990年6月14日。

- 44) 確定決算主義について、次の貴重な議論がある。吉牟田 勲「確定決算主義 最近の批判的論文を中心に」『日税研論集』Vol. 28, 1994年, 268-269 ページ参照。
- 45) 醍醐 聡, 前掲稿, 41 ページ。
- 46) 本章注 43) 参照。
- 47) Busse von Colbe, Walther, „Das Rechnungswesen im Dienste einer kapitalmarktorientierten Unternehmensführung,“ *Die Wirtschaftsprüfung*, 48. Jg. Nur 21 (November 1995), S. 718.
- 48) 武田隆二「確定決算主義と会計基準」『企業会計』第 48 巻第 1 号 (1996 年 1 月), 29-30 ページ。
- 49) 木下勝一「ヴェツェルの基準性原則論」『経済論集』第 46 号 (1989 年 3 月), 2 ページ。
- 50) Internal Revenue Code, Code Sec. 446 (a).
- 51) Internal Revenue Code, Regulation §1. 446-1(a)(1); 國村道雄著, 前掲書, 131 ページ参照。
- 52) 浦野晴夫, 前掲稿, 23 ページ。同著『会計原則と確定決算基準主義』森山書店, 1996 年, 188-189 ページも参照。
- 53) 品川芳宣「租税判例と公正なる会計慣行」『企業会計』第 42 巻第 5 号 (1990 年 5 月), 23 ページ。
- 54) 醍醐 聡, 前掲稿, 44-45 ページ。
- 55) 木下勝一著『リース会計の論理』森山書店, 1986 年, 194-196 ページ。
- 56) 醍醐 聡, 前掲稿, 44-45 ページ。
- 57) 武田隆二著, 前掲書, 42-43 ページ。
- 58) 中里 実「租税法と企業会計 (商法・会計学)」『商事法務』第 1432 号 (1996 年 8 月 25 日), 30 ページ。
- 59) Ebling, Klaus, Adalbert Uelner und Gerhard Haas Hg., *Blumich/Falk Einkommensteuergesetz Kommentar*, 12 Aufl., München: Verlag Franz Vahlen GmbH, 1986, S. 32.
- 60) 中里 実, 前掲稿, 30 ページ。

- 61) 法務委員会議事録, 第 16 号, 1962 年 3 月 15 日, 3 ページ。アメリカで税制上の配慮が顕著に現れた例として, レーガン政権時の減価償却プログラムがある。See, Eckford, J. C. and G. H. Lawson, "Aspects of International Corporate Taxation," in Holzer, H. Peter ed., *International Accounting*, New York: Harper & Row, 1984, pp. 160-161.
- 62) Busse von Colbe, Walther, *a. a. O.*, S. 719.
- 63) 武田隆二, 前掲稿 (1996 年), 33 ページ。税効果会計の説明, 繰延税金負債の負債性, 繰延税金資産の資産性については, 中田信正「税効果会計の主要課題」『産業経理』第 56 巻第 3 号 (1996 年 10 月), 2-12 ページ; 同「税効果会計の現状と本格的導入への課題」『企業会計』第 48 巻第 1 号 (1996 年 1 月), 79-85 ページ参照。
- 64) 企業会計審議会「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」1997 年 6 月。
- 65) Nobes, Christopher, *International Classification of Financial Reporting*, London: Croom Helm, 1984, p. 94, *idem*, 2nd ed., 1992, The Hague: Routledge, p. 96.
- 66) Companies Act 1985, Art. 228 (2). See, Thomas, C. D., *Company Law for Accountants*, 2nd ed., London: Butterworth, 1988, p. 268. この文言は, 1948 年会社法ですでに存在した。Companies Act 1948, Art. 149 (1). See, Robert, Dennis, *Companies Act 1985 and related Legislation with Index*, Cambridge: ICAEW, 1985, p. 609.
- 67) 詳細は, 次を参照。田中 弘著『イギリスの会計制度』中央経済社, 1993 年。
- 68) 現在のイギリスの基準設定枠組みについては, 次を参照。Wilkins, Richard M., *Accounting Standards 1995/96*, Central Milton Keynes: ICAEW, 1995, p. 5.
- 69) 詳細は, 次を参照。伊藤邦雄著『会計制度のダイナミズム』岩波書店, 1996 年。
- 70) 詳細は, 次を参照。加藤盛弘「北米の会計制度」黒澤 清総編集, 中島省吾責任編集『体系近代会計学 X: 国際会計基準』中央経済社, 1981 年, 146 ページ。
- 71) アメリカの基準設定枠組みについては, 次を参照。Miller, Paul B. W. and Rodney Redding, *FASB: The People, the Process & the Politics*, Illinois: Richard D. Irwin, Inc., 1986.
- 72) 木下勝一著, 前掲書, 7-8 ページ。
- 73) Accounting Standards Committee, *Statement of Standard Accounting Practice No. 2: Disclosure of Accounting Policies*, London: ICAEW, 1971, par. 14.
- 74) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Ac-*

- accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements of Business Enterprises*, Stamford: FASB, 1985, par. 25.
- 75) Milburn, J. Alex, *Incorporating the Time Value of Money within Financial Accounting*, Toronto: The Canadian Institute of Chartered Accountants, 1988, p. 3.
- 76) See, Accounting Standards Committee, *Statements of Standard Accounting Practice No. 13: Accounting for Research and Development*, London: ICAEW, 1977, pars. 7-9.
- 77) Accounting Standards Committee, *op. cit.* (1971), par. 14.
- 78) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard IAS 9: Research and Development Costs* (revised 1993), London: IASC, 1993, par. 17.
- 79) 田中耕太郎著『貸借対照表法の論理』有斐閣, 1942年, 236-237ページ。
- 80) 安藤英義著『商法会計制度論』国元書房, 1985年, 84-88ページ。
- 81) 同上。なお, ドイツでは営業活動の開業準備および拡張費, 借方繰延税, 社債発行差金が日本の繰延資産に相当するものとして認められている。なお, ドイツでは前者2項目が「計算擬制項目 (Bilanzierungshilfe)」と呼ばれており, 本来貸借対照表能力がないものと考えられている。社債発行差金は適正な期間損益計算の立場から前払いした資本用益支出として資産計上できる。Walb, Ernst, *Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe*, Berlin: Industrieverlag Spaeth & Linde, 1926, S. 57.
- 82) 田中耕太郎著, 前掲書, 237ページ。
- 83) 安藤英義著, 前掲書, 88-97ページ。
- 84) 第73回帝国議会衆議院商法中改正法律案ほか2件委員会議事録, 1938年3月14日。
- 85) Milburn, J. Alex, *op. cit.*, p. 18. この考え方は, シュナイダーの投資の理論と一致する。Vg. Schneider, Erich, *Wirtschaftlichkeitsrechnung*, 3 Aufl., Tübingen: J. C. B. Mohr, 1961, S. 4-5.
- 86) *Ebd.*; Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concept No. 1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, Stamford: FASB, 1978, pars. 25-26.
- 87) Milburn, J. Alex, *op. cit.*, pp. 19-21.
- 88) Accounting Standards Board, *Financial Reporting Standard No. 3: Reporting financial performance*, Central Milton Keynes: ICAEW, 1992.
- 89) See, Thomas, C. D., *Company Law for Accountants*, 2nd ed., Lon-

ndon: Butterworths, p. 305.

- 90) 醍醐 聡「資産の評価益の実現と配当可能性—イギリス会計基準の動向を素材として」『COFRI ジャーナル』第 22 号 (1996 年 3 月), 97 ページ参照。
- 91) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.* (1985), par. 35.
- 92) *Ibid.*, par. 36.
- 93) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 5: Accounting for Contingencies*, Stamford: FASB, pars. 3, 8.
- 94) 若杉 明著『企業会計の論理』国元書房, 1981 年, 197-199 ページ。
- 95) シュミーレヴィツ, K. 「引当金の会計処理—ドイツの年度決算書における引当金の報告」黒田全紀編著, 前掲書, 130 ページ。
- 96) 引当金のメルクマールについては, 同上, 138 ページ。
- 97) 國村道雄著, 前掲書, 16 ページ; 通商産業省産業政策局編, 前掲書, 554-555 ページ。
- 98) 大蔵省証券局年報編集委員会編, 前掲書, 62-64 ページ参照。
- 99) Aoki, Masahiko, *op. cit.*, pp. 134-136.
- 100) 1975 年以降, 日本企業は銀行借入れへの依存を減らし, 内部資金をよりいっそう活用するようになった。こうしたメインバンクの企業に対する交渉力の低下に伴い, 配当額を利益ではなく, 額面価格の一定パーセントに設定している。
Ibid., pp. 137-138.

第6章

日・米・英・独の会計構造と自己資本比率

第1節 日本企業の自己資本比率

本章では、日本、ドイツ、アメリカ、イギリス企業の自己資本比率を手がかりに、日本、ドイツの会計制度が自己資本比率ないしは企業利益を低く算定する構造となっている証拠を提示したい。本章では、日本企業の自己資本比率が高まった1980年代半ばでさえ、株主の請求権である持分が過小表示されていることが示される。

日本企業の経営指標で最も特徴的なことの1つは、自己資本比率と利益率が英米企業と比べてきわめて低いことである。OECDの統計から自己資本比率¹⁾を計算すると、1985年度、日本、ドイツ、アメリカ、イギリスの製造業に属する企業の自己資本比率はそれぞれ、24.0%、35.6%、59.4%、46.7%であった。さらに、大橋の計算によると、わが国製造業の自己資本比率は時系列的にみると、55年34.0%、60年27.5%、65年23.1%、70年19.8%、75年16.9%と年々低下し、80年から20.5%、85年24.0%と、上昇傾向に転じている。²⁾

利益率については、小田切が日本、アメリカ、イギリス企業の総資産利益率を比較・検討している。それによると、イギリスの利益率が一貫して最も大きく、アメリカ企業がそれにつき、1864～80年の総資産利益率が8.3%なのに

対して、日本企業の場合は6.4%³⁾である。

自己資本比率の低さと利益率の低さは同じことを意味する。なぜならば、自己資本比率は利益の大きさによって変化するためである。このことは、貸借対照表を利益測定の手段とみなした⁴⁾場合にもそうでない場合にも該当する。

本章では、日本企業の自己資本比率を手がかりとして、日本の会計制度が自己資本比率、ひいては企業利益を低く算定する構造となっていることを示すのが目的である。企業利益が低く算定されるということは、株主に帰属する成果が相対的に低く算定されるということである。

本章は、日本、アメリカ、イギリス、ドイツの自己資本比率、とくにアメリカと日本の自己資本比率に焦点をあて、一定のフレームワークに従って会計制度の国際間差異の調整を行っていく。利益率に焦点をあてずに自己資本比率をとりあげるのは、経済にインフレーションの影響があり貨幣の実質購買力が変化している場合、貸借対照表の指標では一般物価指数変動の影響が分子と分母の両方にかかるので、その影響が相殺されてなくなるという利点があるからである。

比較のためのフレームワークを作成するために、まず各国の会計過程に相違をもたらす原因を分析する。次に、作成されたフレームワークに従って会計過程を調整し、自己資本比率を算定した後、調整前自己資本比率と調整後自己資本比率とを比較する。調整による自己資本比率の上昇、下降が確率的事象の場合は、調整の効果を t 検定によって確かめる。そして、導き出された結果に基づいて、日本企業の自己資本比率が低いのは会計制度によるところが大きいことを示し、日本の会計が制度的に株主に帰属する持分を低く算定している事実を指摘する。

第2節 会計における国際間差異

1. 自己資本比率の国際比較

一般に市場で株式発行でなく社債発行を行えば、自己資本比率は低くなる。自己資本比率が低ければ、他の事情が等しければ、経営の安定性を欠くこととなる。それにもかかわらず、経営者が低い自己資本比率を選択するということは、経営がかなり健全であり収益性、成長性が高い、ということを示すシグナルとなる⁵⁾。

しかし、低い自己資本比率を選択すればそれが高い成長性と収益性を示すシグナルとして意味づけられるには、次の要件が必要である。すなわち、まず第1に、一般に自己資本比率の低さはリスクの増大につながる、という認識があること、第2に、投資家に判断能力があることである。

高度成長期の日本では、資金提供者集団が企業のモニタリングをメインバンクに委譲したので、投資家の判断能力とはメインバンクの判断能力を指す。高度成長期には日本では、社債市場に制限が多く、大企業はその外部資金を大きく銀行に依存していた。その際、メインバンクが銀行株主の中心となって、多額の資金需要の調整を行っていた。そして、メインバンク自身が企業のモニタリングを行っていたので、銀行借入れの増大による自己資本比率の低下がリスクの増大につながるとは必ずしもみなされていなかった。そのため、低い自己資本比率を選択すれば企業の高い成長性と収益性を示すシグナルになる、という考え方はなかったとみてよいであろう。

ただし、1970年代中期以降、銀行からの借入れ依存度が低くなった企業で、社債発行により低い自己資本比率を選択した企業については、社債発行による自己資本比率の低下をシグナルとすることは可能である。このことについての実証は興味深いですが、ここでは取り扱わない。

さて、日本では企業の自己資本比率が低いのは銀行からの借入れ依存度が高いためという一般的認識があり、これは1966～75年の期間には成り立つ。青木の分析によると、この期間、自己資本の蓄積は固定資産への投資額の半分にも満たない。新株発行は、固定資産への新規資本支出の10%程度をカバーしているにすぎない。固定資産投資へのその他のコストは長期負債、とくに銀行借入れによりまかなわれてきた。ところが、70年代中期以降、自己資本の蓄積が固定資産投資よりも急激に進んだ。そして長期負債も銀行借入れから社債発行へと重点が移った。そして、優良企業は国内だけでなく、海外市場で債券発行の好機を利用した⁶⁾。

1980年代にエクイティ・ファイナンス(equity finance: 新株式発行による資金調達)が容易になったことを考えると、日本企業の自己資本比率の低さはこんにちでは、日本の会計基準によるところが大きい、とも考えられる。もしアメリカ企業が日本企業と同じ基準を適用するとしたら、アメリカ企業の自己資本比率は高いままであろうか。

青木は、会計基準の相違を調整しても、日本企業の負債・資産比率は高く自己資本比率は低いとしている。青木は日本企業の負債・資産比率が実質以上に高い要因を、①会計上の問題、たとえば、退職給与引当金の設定、キャピタル・ゲインという形での含み資産の保有が、取得原価主義により表面化しないこと、②両建預金の慣行、③掛けによる取引慣行に帰している。ただ、青木が考えている会計上の調整は、資産の再評価、歩積両建制度の考慮、掛けによる取引慣行の考慮であり、会計制度を構築する基礎となっている法律体系の相違までは考慮していない⁷⁾。

本章では会計制度の影響、とくに他国と比べて相対的に大きな減価償却が行われることを原因として、日本企業の自己資本比率が相対的に低く算定されていることを実証する。そして、日本企業では株主に帰属する持分が過小に算定されることを支持する根拠の1つを導き出すことにする。

2. 会計における国際間差異の原因

2-1 国際間差異調整の試み

財務諸表とは、企業をとりまく現実世界を一定の変換規則に従って変換した象徴的表現である。財務諸表は企業の実態を文字、数字という記号を使って写しだした写像であり、この写像は企業実体の経営成績や財政状態を利害関係者に伝達するメディアとなる。財務諸表は、変換規則が異なれば、当然異なったものとなる。そしてこの規則は、国によって異なっているのが現状である。

財務諸表の国際比較を行う場合、企業の実態を財務諸表に変換する規則の調整が必要である。なぜならば、比較を行うのは、あるものとあるものとの関係を特定化するためであり、ものともとの関係を特定化するには、焦点をあてる関係以外の条件を同質化する必要があるからである。⁸⁾

財務諸表は企業で発生する種々の事象に文字と数字とを割り当て、それを秩序正しく結合したものである。種々の事象を財務諸表という像に変換する過程は、次の3段階からなる。

- (1) 企業活動から発生する種々の要素のうち、どの要素を財務諸表と関連づけるかを決定する段階
- (2) 選択した要素に文字と数字を割り当てる段階
- (3) 文字と数字を割り当てられた要素を、財務諸表という像に秩序正しく結合する段階

第1の段階では貸借対照表計上可能性の問題、第2の段階では測定の問題、第3の段階ではディスクロージャー様式ないし方法の問題が生じる。この各段階で、国際間の差異がみられる。

上述の各段階における国際間の差異を調整しようという試みが、過去にいくつか行われてきた。

たとえば、黒田(全)は、販売原価法損益計算書と総原価法損益計算書との比較可能性を検討して一連の論文を発表している。その一連の論文はいずれも、

損益計算書には2つの様式があるが、損益計算にかかわる給付自体に各国間差異はないこと、そして給付を損益計算書という像に結合する方法の相違を調整することによって、ディスクロージャー不足によって限界はあるものの、形の異なる損益計算書は比較可能となりうることを示している⁹⁾。この調整は、前述の第3段階の調整である。

チョイはアメリカ企業と日本企業の財務諸表をとりあげ、会計基準の相違と税法の影響を排除して国外向け財務諸表を作成し、国外投資家に国内投資家が受け取るのと同じメッセージを送る可能性を検討している¹⁰⁾。彼が行っている調整は、前述第2、3段階の調整である。

ペルリツ (Perlitz, Manfred) らは、自己資本の充実が叫ばれている旧西ドイツの状況を背景に、旧西ドイツ、アメリカ、イギリスの貸借対照表を調整して、旧西ドイツの自己資本比率が国際的にみて決して劣っていないことを証明した¹¹⁾。1980年代前半、旧西ドイツでは自己資本が充実していないために倒産するベンチャー企業が相次いだ。また当時、自己資本がイノベーションを行うのに必要な資金源として重視された。これは、自己資本を他の金融資産に投資する機会コストを無視すると、自己資本が設備投資の資金源として最も資本コストが低い資金源のためである。当時旧西ドイツでは、自己資本比率は国の競争力を左右する、という者まで現れた¹²⁾。

ペルリツらの研究は3カ国の会計基準の相違だけでなく、会計慣行、会計処理代替案の選択傾向の相違まで考慮に入れて調整を行い、世間の常識を覆す結果を導きだした点に意義がある。たとえば、会計慣行として、退職年金を企業内に拘束するか外部機関に積み立てるかの相違があげられる。また、会計処理代替案の選択傾向として、減価償却の方法、棚卸資産の評価方法があげられている。しかし、彼らは一定のフレームワークに従って調整を行っているわけではなく、したがって、調整の一部には不必要と考えられるものも含まれている。

たとえば彼らは、棚卸資産の評価方法を統一しようとしている。確かに棚卸資産の評価方法は、国によって多少のバイアスがある。日本では主要企業の

90%弱が平均法を使用しており、そのうち移動平均法採用企業と総平均法採用企業との割合は半々である。¹³⁾ドイツではほとんどの企業が総平均法を採用している。ペルリツらの調査によると、アメリカでは調査対象企業の70%が後入先出法を、イギリスではほとんどの企業が先入先出法を採用していた。¹⁴⁾しかし、1985年度決算を対象としたAICPAの調査では調査対象企業600社のうち後入先出法採用企業402社に対して、先入先出法採用企業が381社存在する。¹⁵⁾この両方法の採用企業数の相違は、統計上有意とはいえない。さらに、たとえ棚卸資産の評価方法に国によって多少のバイアスがあったとしても、それが法律を根拠とした構造的原因に基づくものかどうかは疑問である。

ただ、アメリカでは、棚卸資産の評価方法として税務目的に後入先出法を採用した場合は、外部報告目的財務諸表にも後入先出法を使用することが規定されており、この場合にだけ逆基準性が求められている。¹⁶⁾そして、企業が後入先出法を採用した場合は、先入先出法を採用したと仮定した場合に算出されるであろう利益の金額との相違額が脚注に記されている。しかし、アメリカでは先入先出法を採用する企業も前述のように少なからず存在しており、決して後入先出法にバイアスがかかっているわけではない。

企業が後入先出法を採用するか先入先出法を採用するか、あるいはどちらの方向へ会計方針を変更するかは、アメリカでは比較的古くから実証研究の課題となっている。¹⁷⁾棚卸資産の評価方法が単純に基準性の原則により決定されるものであり、企業の会計政策となっていないならば、そのような研究が行われる意味がない。こうした企業の会計政策に基づくミクロ的相違まで調整する必要はないと考える。

なお、棚卸資産の評価方法を検討する場合、日本で棚卸資産の評価方法として低価基準が認められているにもかかわらず、多くの企業が原価基準を採用しているのは、後述するように、税法で低価基準による評価損の損金算入が認められていないため、ということも推察される。アメリカ、イギリスでは会計基準で低価基準が強制されている。¹⁸⁾低価基準の相違について基準の調整を行うのは意味がある。しかし、日本でかりに低価基準が強制されたと仮定すればどれ

ほどの影響がでるか、ということは、ディスクロージャー不足のため不明である。したがって、調整を行うことはできない。

2-2 国際間差異の原因と制度

さて、企業で発生する種々の事象を財務諸表という像に変換する過程の相違は、次の原因に基づくと考えられる。

- (1) 制度的基礎の相違
 - ① 税法の介入の有無
 - ② 会計の基礎概念に対する重点のおき方の相違
- (2) 会計基準あるいは会計慣行の相違
- (3) 企業環境の相違

ここで、会計慣行、会計基準、会計の基礎概念および会計制度は、それぞれ次のように位置づけられると考えることができる。まず、武田は制度のもつ社会学的意味内容を分析し、次のようにその構成要素を分解している。

- (1) 制度とは、一定の状況下で、行為者の抱く目的内容に従って、一定の規範的行動様式として現れるものの複合体である。
- (2) 外形的には、社会的に確定され、是認された（あるいはパターン化された）行動様式として把握されるものである。
- (3) 内形的には、そのような行動様式をパターン化させる価値指向を認めなければならない。この価値指向自体が社会的に規範化された価値として存在しなければなら¹⁹⁾ない。

武田は、制度の規定の仕方については一義的解釈が存在しているわけではないとしながら、制度の概念を個人と社会との連結概念たる役割の概念を内容とするものと規定した。すなわち、行為者は、行為者全一体として社会に参与するのではなく、その全行為のうちの一部を通じてだけ参与する。そして、この参与した一部分が社会体系の単位となる。そして、これが「役割」と呼ばれるものである。役割の規範性が問題とされるとき、制度の本質が浮かび上がる。つまり、社会構造の本質的側面は、ある役割を行う者の「適切な」行動を

規定する、パターン化された期待の体系であり、制度とはパターン化された期待の体系ないし役割統一²⁰⁾体の複合である。

たとえば、メインバンク制度を例にとり役割期待の説明を行うと、次のようになる。メインバンクは銀行株主の中心となって企業の資金需要を調整し、他の資金提供者集団は、銀行株主、法人株主、個人株主を含めて、メインバンクに企業のモニタリングを委譲する。それは、他の資金提供者集団のメインバンクに対する役割期待があるからである。

ところで、制度の中にある秩序の起源は役割の相補性、すなわち、役割期待とサンクション (sanction) との関係として規定される。役割期待とは自己の行為に関する他者の期待であり、サンクションとは自己の行為によって導き出されると予想される他者の行為に対する期待である。ここに役割の相補性は、次のようにして現れる。つまり、自己の行為が他者の期待に基づき行われ、その行為の結果が他者に伝達されたとき他者の反応行動が生じる。そして、この反応は自己の期待に基づき、その結果は自己に伝達される。このような役割期待の相補性により、均衡状態、すなわち安定化された価値体系が成立する。これが制度の核心²¹⁾である。

例をあげると、メインバンク制度では企業は内部蓄積資金を大きくして経営実体の維持を図ることが期待されている。そのため、必要額あるいは必要額以上を費用計上して引当金を形成し、そのうえに利益処分などの方法によって企業内部に資金を蓄積することが期待される。そうした会計実践により企業は、メインバンクが自己を高く評価することを期待する。こうした企業の会計実践の結果はメインバンクに伝えられ、それに対するメインバンクの判断が他の資金提供者集団に伝えられる。そして、メインバンクを初めとした資金提供者集団の反応行動が、貸付利子率の高さ、株式価格の大きさなどの形で生じる。そしてこれらの結果は企業が知るところとなる。

一方、市場では企業経営者が、株主に対する資本の報酬としての利益を大きくすることと、株主に帰属する企業価値を最大化することが期待される。この役割期待に応えることにより、企業経営者は株主が自己を高く評価することを

期待する。こうした企業経営者の経営成果に対する株主の反応は、株式価格の上昇および資本コストの減少となって現れる。そして、この反応は市場での株式価格をとおして企業経営者に明示される。

会計慣行は、商人の実務のなかから自然発生的に生じたもので、何らかの目的をもって演繹的につくられたものではない。会計慣行は、新しい問題解決のため、企業と利害関係者集団との役割期待の相補性に基づき形成された、社会的に比較的安定化した知識体系の展開として位置づけられる。たとえば、他者（利害関係者）の役割期待（たとえば、受託資本の維持管理）に基づき、役割規定が行われる。基本的な手段（会計処理の方法、手続）としての取得原価基準、実現基準が役割規定として採択され、これが会計行為の手段の枠組みとなる。この役割規定（取得原価基準・実現基準）に基づき採用された行動の結果は、財務諸表という形式で記述される（役割記述）。この役割記述としての財務諸表が利害関係者に報告される。そのとき、企業の抱く役割期待（受託責任履行の信任を問うこと）が、利害関係者のサンクション（承認あるいは否認）として働く。こうした役割期待の相補性のなかで会計慣行が生成、展開し、それが安定化し、パターン化された諸関係が成立したときに、制度化へと向かう。²²⁾

現在、取得原価基準・実現基準という役割規定が部分的に崩れてきている。それは、1980年代のアメリカで、90年代は日本でも、金融資産については時価で評価したほうが株主に対する情報価値の点から好ましいと考えられるようになってきたことに主として端を発する。ここに、金融資産の評価という新しい問題に対して解決を図る必要が生じる。金銭債権についても同様である。アメリカでは資産（および負債）の評価にあたって資産（および負債）の属性を歴史的原価、再調達原価、現在市場価格、正味実現可能価格、将来キャッシュ・フローの現在価値の5つに分類し、長期受取勘定を将来キャッシュ・インフローの現在価値あるいは割引価値で評価するよう求めている。²³⁾

ここでいう役割規定は、本章では「会計の基礎概念」と呼ばれる。たとえば、IASでは収益を、「一事業年度中の資産の流入もしくは増価または負債の

減少の形をとる経済的便益の増加であり、株主との間の増減資、配当などの取引以外によって生ずる株主資本の増加をもたらすものをいう²⁴⁾と規定している。これは FASB 概念ステートメント²⁵⁾での役割規定ないし基礎概念と同様である。ここで「経済的便益」とは将来のキャッシュ・インフローをもたらす潜在能力を指す²⁶⁾。ここからたとえば、金銭債権は将来企業にキャッシュ・インフローをもたらす潜在能力だけが評価されることとなる²⁷⁾。

ちなみに、FASB 概念ステートメントを基礎としたアメリカ基準に従うと、東京三菱銀行の 1989 年度の不良債権額は 9,506 億円である。一方、日本国内基準である取得原価主義で評価すると、6,236 億円である²⁸⁾。こうして、アメリカでは金銭債権について現在価値評価が原則とされ、日本基準とのあいだに大きな相違を形成している。

制度会計とは、国家の意思により成文法の体系として制定された文書体系である²⁹⁾。それに対して会計基準は、高田によると、会計行為の指針ないし尺度となるような規範をいい、会計慣行のうち、権威ある会計有識者によって慎重に選定された公正妥当な会計実践の方法あるいは原則を指す。ここに会計基準と会計原則とは同義に解されることが多い。しかし、区別されるときは、会計原則が一般的原理、法則を指すのに対して、会計基準は会計行為のよりどころとなる規範として役立つものである。それは標準的例示で、事情に応じてそこからの乖離が認められるとともに、その場合の乖離の判断基準である³⁰⁾。

この基準の定義は、現在の IAS のあり方をよく説明している。なぜならば、IAS はその適用が強制されるものではないが、もともと国際的調和化を趣旨として作成されつつある国際的基準の 1 つの標準的例示だからである。

2-3 会計基準形成の過程

若杉によると、一般に会計基準ないし会計原則は、次の過程を経た後、演繹的に形成されることが望ましい。すなわち、

- (1) 財務報告目的の設定
- (2) 会計公準の設定

- (3) 指導規準の設定
- (4) 会計メカニズムの設定
- (5) 一組の概念³¹⁾の設定

アメリカでは、上記の過程を経て会計基準が設定されていることが明確に観察される。たとえば、基礎的会計理論では「指導規準」として目的適合性、検証可能性、不偏性、量的表現可能性³²⁾がおかれ、概念ステートメントでは、理解可能性と意思決定有用性を上位規準として目的適合性の系譜と信頼性の系譜とが枝分かれするという構造になっている³³⁾。そして概念ステートメント第6号では「一組の概念の設定」として、主要概念の本質規定が行われている³⁴⁾。ちなみに、イギリスでは、SSAP 第2号で会計の基礎概念が³⁵⁾列挙されている。

上記過程のうち、「一組の概念の設定」から会計基準が演繹される過程に各国で相違がみられることが多い。この相違を本論文では、「基礎概念に対する重点のおき方の相違」と呼ぶ。会計の基礎概念とは、制度化の過程における役割期待であり、企業会計の基礎的前提をいう。

税法の介入の有無は、演繹的過程を経てつくりあげられた会計原則と、また別の目的をもち、別の演繹的過程を経てつくりあげられた税法規定との関係を指す。

会計基準あるいは会計慣行の相違は、会計原則設定の演繹的過程の相違から生じる相違ではなく、会計実践のなかで共通に認められる事象の帰納的結果としての基準あるいは慣行の相違である。

本章でいう企業環境の相違には、会計をとりまく制度環境は含まない。ここでいう企業環境とは、ビジネス慣行などをいう。

2-4 制度的基礎の相違

2-4-1 税法の介入の有無

企業会計と税務会計とは異なる目的をもっている。1966年にアメリカ会計学会は企業会計の目的を、次の4つの目的のために情報を提供すること、と規定した。すなわち、①希少性ある資源の利用と目標の決定についての意思決

定、②組織の人的・物的資源の指揮、統制、③資源の受託責任についての報告、④社会的統制の容易化³⁶⁾。それに対して課税の目的は財政目的（税収の獲得）と政策目的（政策的誘導の手段として租税制度を利用すること）の2点にある。そして課税所得計算では所得を課税の対象とするものの、社会経済政策目的への適合性、という観点³⁷⁾が強調されることがしばしばである。このように目的の異なる会計システムの併存は、いずれの国の企業も避けて通ることはできない³⁸⁾。

OECDによると、税務会計と企業会計との関連の仕方は国際的にみると、大きく次の3つに分けることができる。

- (1) 会計実務が大きく税法規則の影響を受けている。この類型に属する国の企業は、税法規則に反する記帳を行うことはできない。ノルウェーがこの類型に属する。
- (2) 財務諸表は会計原則に基づいて作成され、税務会計とは独立している。アメリカ、イギリスがこの類型に属する。
- (3) 財務諸表の作成は会計原則に基づく。ただし、例外として、特別の税務目的に見合う処理が行われることがある。日本、ドイツなどはこの類型に属する³⁹⁾。

日本、ドイツでは課税所得の算定は原則として、租税の負担能力として最善の尺度である所得を基礎として行われる。これは純資産増加分としての所得概念を採用したものである。この所得は究極的には株主に帰属するので、課税所得の決定は、株主に帰属する所得をどのように処分するか、という問題である⁴⁰⁾。

こうして、本来は租税負担力のある所得に課税するという趣旨で確定決算主義が採用されたが、現行税制上の課税所得は租税政策などの要請により本来の所得概念と量的・質的に異なってきている。それはとくに、第2次世界大戦後の経済・社会政策の一環として租税政策の役割が大きくなってきたことと軌を一にしている⁴¹⁾。

ところで、発生額を確定的なものとして算定しえない費用については、期間

費用の大きさを均等化することが適正な期間損益計算の観点から望ましい。⁴²⁾しかし、企業はその企業価値が最大となるように、会計処理方法を選択する、という動機づけをもつ。⁴³⁾課税所得の決定に際しては、定額法よりも定率法によるほうが、節税額の現在価値の合計が大きくなり有利である。⁴⁴⁾また、設備が古くなった場合、定率法による償却額よりも定額法による償却額のほうが大きくなるが、設備が新しいうちは定率法のほうが償却額が大きいので、耐用年数より早く償却を終えればつねに定率法によるほうが償却額が大きいこととなる。ペルリツの実証研究で、イギリス、アメリカ企業については外部報告目的では定額法を採用するが、課税所得の決定には定率法を初めとして、加速的な償却方法を採用する企業が多い、⁴⁵⁾という結果が報告されている。

外部報告上の処理については、アメリカでは、1985年には調査対象企業771社のうち563社が定額法を採用している。⁴⁶⁾イギリスについては85年時点のデータを入手することはできないが、80年の調査によると、やはり大部分の企業が定額法を採用している。⁴⁷⁾85年時点、日本では、300社の調査対象企業のうち、280社が定率法を採用している。⁴⁸⁾ドイツでは99%以上の企業が定率法を採用している。⁴⁹⁾

こうした減価償却方法選択の相違は、税法の介入だけによるものではない。1970年代前半までは、メインバンクによるモニタリングの指標として、償還利益が重視されたことも、減価償却を加速的に行う原因となっている。しかし、85年時点では、大企業についてはエクイティ・ファイナンスが容易となっており資金調達源を多角化しているため、⁵⁰⁾メインバンクの影響はほとんどないといってよい。また、アメリカで繰延税の発生原因の大部分が、企業会計上と税務上の減価償却方法の相違に由来している。⁵¹⁾したがって、加速的な減価償却については税法の介入の影響が大きいと考えられる。

2-4-2 会計の基礎概念に対する重点のおき方の相違

国際的にみると、種々の会計基準のあいだで相違がみられる。しかし、その多くは会計の基礎概念のいずれに重点をおくか、ということについての相違に原因が求められる。ここに会計の基礎概念とは、企業の期間損益計算の基礎的

前提をいい、たとえば SSAP 第 2 号に従うと、ゴーイング・コンサーンの概念、発生⁵²⁾の概念、首尾一貫性の概念、慎重性の概念を指す。

会計の基準設定に際しては、発生⁵³⁾の概念と慎重性の概念とのトレード・オフ関係が問題となることがある。各国の基準設定者がいずれの概念をどの程度重視するかによって、各国の会計基準が異なることがある。そしてそのことは、原価を回収する速さに現れる。

日本、ドイツ、アメリカ、イギリスでは、企業経営が実物資産を中心とし、歴史的に近代会計学と呼ばれる会計で、制度としては収益の認識基準として実現基準⁵⁴⁾が、資産評価の基準として取得原価基準が成立した。そこで企業会計は、企業に投下された資金の流れと循環を認識対象としている。

ここで製造業企業による実物投資を考えると、投資は生産した製品を販売することにより利潤を獲得する目的で行われる。設備を購入するときに資金が流出し、生産された製品の販売をもって、資金が企業内に流入する。こうして実物投資は対応する支出と収入の流列、すなわちキャッシュ・フローにより特徴づけられる。投資の成果、すなわち、利益は収入と支出の関係で算出される⁵⁵⁾。

ここで、ある年度の実物投資対象の測定は貨幣的評価の公準により、過去に実際に支出した金額で行われるのが原則である。これは日本、ドイツ、アメリカ、イギリスに共通した評価基準である。そしてこの投資支出がどの程度までに、他の年度における収入、すなわち、資金の流入という形での便益もたらすと合理的に期待できるのか、またそのために、その支出の一部あるいは全部を次期へ繰り越すべきかどうかについては判断を必要とする⁵⁶⁾。ここで、投資のうち当期に資金の流入という形での便益をもたらすのに貢献しなかったと考えられる部分が、投資の未回収部分として、貸借対照表に計上される。

一般に投資支出を回収部分と未回収部分とに区別する作業が、期間帰属の決定である。期間帰属の決定に際して考慮される概念が、発生⁵⁷⁾の概念である。こうして発生主義会計の中心的課題は配分の問題である。発生⁵⁷⁾の概念は、企業の将来における資金の流入あるいは流出に影響を及ぼす事象が発生した場合、その流入あるいは流出の原因が発生した期間に収益あるいは費用を認識しようと

いう思考である。これは、実際のキャッシュ・フローの変動の結果を認識しようとするものではない。そのため、認識に際しては判断が介入する。国のレベルで生じる判断の相違が、国際間での基準の相違を生む。

イギリスの SSAP は、発生概念との間に対立を起こす可能性のある会計の基礎概念として、慎重性の概念をあげている。慎重性の概念は、SSAPで次のように説明される。すなわち、収益および利益は予測によって計上してはならず、現金または現金への最終的な転換が合理的な確実性をもって保証できる他の資産を受け入れることによって実現した場合にかぎり、損益計算書に計上する、とする考え方である。また、負債であることが明らかな項目（費用および損失をもたらすもの）については、その金額を確実に知りうる場合にも、入手可能な情報に照らして最善の見積額しか入手できない場合にも、すべて引当金⁵⁸⁾が設定される。

慎重性の概念と発生概念との対立は、次のように説明できる。慎重性の概念が未実現利益、すなわち、まだ流入しない資金を損益に含めることの排除を趣旨としているのに対して、発生概念は実際の資金の動きの結果ではなく、将来のキャッシュ・フローに影響を与える原因の発生をその認識対象としているために、両者の間で対立が生じうる。

発生概念と慎重性の概念との対立に言及している SSAP によると、両者間の対立は次のように説明されている。つまり、発生概念によると、損益計算書はその期間の取引（資本の抛出および引出しと固定資産の再評価から生じた未実現剰余金の増減を除く）から生じる純資産額の変動を反映する。損益計算書に計上される収益は、それを獲得する際に発生した費用をその損益計算書に記載することにより、費用と対応づけられる⁵⁹⁾。これをキャッシュ・フローの観点から説明すると、将来の資金回収に貢献するとみなされる投資部分は、将来の回収に対応させるために、費用として回収せず資産計上する。資産計上を行えば、利益がその分大きく計上されることとなる。ここに慎重性の概念との対立がみられる。たとえば、法律上の権利以外の無形資産がよい例である。

一般的にいうと、非貨幣性資産は過去の支出のうち、貸借対照表の借方に計

上されるものをいう。過去の支出のうち、いずれの部分も資産として計上するかについて、各国間で差異が生じる。アメリカ、イギリス、ドイツ、日本のうち、投資をできるだけ早く回収しようとする国、すなわち資産の貸借対照表計上可能性に関して最も厳格な国は、ドイツである。

ドイツでは、資産の概念は民法上の所有権に由来する。そして、ある原価を資産化できるか否かは、商法典上の財産対象物という概念から論理的に解釈できるか否かに依存する。⁶⁰⁾ドイツでは、会計基準は主として商法典により規定されている（第5章参照）。

こうして日本、ドイツ対アメリカ、イギリスの2つのグループ間でみられる会計の基礎概念適用の相違は、原価の回収期間にみられる。なお日本、ドイツでは繰延資産原価の早期償却が法律で規定されている。貸借対照表計上可能性が認められている繰延資産は、日本、ドイツでは3年から5年の均等額以上の償却が行われなければならない。それに対してアメリカ、イギリスでは経済的実態が重視され、資産の有命年数にあった償却が求められている。

2-4-3 会計基準ないし会計慣行の相違

会計基準の各国間差異のうち、各国の会計実践のなかから抽出された基準の相違をここで概観することとする。したがって、ここであげられる基準の相違は、会計の基礎概念の相違に基づくものではない。この範疇には、会計基準の発展レベルの相違によるものと会計慣行の相違によるものがある。

たとえば、金融リース資産は、アメリカ、イギリスでは次の理由により資本化される。すなわちリース資産の利用により、実質的にすべての利益を獲得し、それに伴い実質的にすべてのリスクを引き受けるため、経済的実質では資産を購入することと同じである、という理由により資本化が義務づけられている。⁶¹⁾

ドイツでは商法典上、リースに関する規定がない。ドイツでは税法、詳しくは大蔵大臣リース命令、連邦財政裁判所の判決、租税調整法および租税通則法がリース実務についての規定を提供しており、「経済財に対する実質上の支配」を根拠とし、経済的所有権により、経済財の帰属を決定している。ところ

で、ドイツでは逆基準性の原則が存在する。そのため、税務上の基準が商事貸借対照表作成にも適用される。⁶²⁾日本では昭和63年(1988年)商法計算書類規則の改正により、同第18条の2で、リース資産の資産計上への道が開かれた。当時は実務上賃貸借契約として処理されることが多く、その理由として、確定決算主義により利益が大きく算出される会計処理が企業に敬遠されることと、リース実務が未成熟なことに帰せられた。⁶³⁾なお、1993年6月に「リース取引に係る会計基準に関する意見書」⁶⁴⁾が大蔵大臣に報告され、この意見書が証券取引法の規定の適用にあたって一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」を構成することとなった。この意見書は94年4月1日以後開始される事業年度から適用されることとなった。⁶⁵⁾

会計の基準設定は、問題解決型アプローチにより行われる一面がある。⁶⁶⁾そのため、会計基準は企業実務の変化とともに絶えず見直しが行われ、変化し、発展していくものである。

さて、会計慣行が国によって異なる例としては、製造原価(商法では製作価額)の定義および低価基準の適用形態の相違があげられる。

棚卸資産を取得原価または製造原価で評価するという規定は、たいていの国で共通である。しかし、製造原価の具体的形態に若干の相違がみられる。

製造原価は、イギリス、ドイツでは部分原価と全部原価の選択が認められている。それに対して日本とアメリカでは、部分原価は認められていない。⁶⁷⁾そのため、同じ原価といっても国によってその内容が異なる。

現行制度のもとで認められている原価からの遊離として、低価基準があげられる。低価基準は商人の健全な実務として、すべての国で認められているが、取得原価と比べるべき時価の概念、低価基準適用の厳格さ、低価基準採用の根拠については、各国で相違が認められる。

取得原価と比べるべき時価の概念としては、ドイツでは市場価格、アメリカでは原則として取替原価、イギリスでは正味実現可能価額、日本では、正味実現可能価額と取替原価とのいずれか低いほうが採用される。⁶⁸⁾低価基準は時価の下落に際して、ドイツ、アメリカ、イギリスでは強制的に適用されるのに対し

て、日本ではその適用は任意である。低価基準適用の根拠は、ドイツ、日本では慎重な評価を行うため、アメリカでは財の効用の喪失分を期間収益に対する費用として対応させるため、イギリスでは、カバーできないコストを収益に対して負担させるためである⁶⁹⁾。

IAS では「棚卸資産を原価から正味実現可能価額まで評価減する慣行は、資産はその販売または利用によって実現すると見込まれる額を超えて評価されるべきではないという考え方と首尾一貫している」として、低価基準適用が強制されている。また、認められる代替処理である後入先出法で棚卸資産を評価した場合には、標準処理である先入先出法または加重平均法で評価した額と正味実現可能価額のいずれか低い額、あるいは貸借対照表日現在のカレント・コストと正味実現可能価額のいずれか低い額を開示するよう、要求が行われている⁷⁰⁾。

なお、低価基準の適用が強制されていない日本で、企業が現実に原価基準、低価基準のいずれを採用しているかという点、多くの日本企業は棚卸資産の評価にあたって原価基準を採用している。たとえば、『会社の決算と開示』によると、1981年に調査対象企業300社のうち、原価基準を採用している企業が215社、低価基準を採用している企業が42社、部分的に低価基準を採用している企業が39社、不明が4社であった。そして調査のコメントとして、「棚卸資産の評価基準としては、原価法がなお優勢であるが、低価法を採用している会社が、部分的採用会社も含めると81社に達していることは注目されよう」とある⁷¹⁾。このことは、60年代、70年代にはほとんどの企業が原価基準を採用していたことを暗示するが、会社の決算と開示に関する調査で最も古い78年の調査によると、45社が低価基準を採用し、部分的に低価基準を採用している企業が32社であり⁷²⁾、そう変わらない。

いずれにせよ、低価基準を採用する企業が少ないのは、低価基準による棚卸資産の評価損が損金算入できない、という事情を反映していることが疑われる。法人税法第33条には、次のように記されている。

「内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合

には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」

ちなみに、低価基準の採用には所轄税務当局への届出が必要であり、また時価と取得原価との比較が煩雑であるにもかかわらず、有価証券の評価に際しては、1978年時点で調査対象企業300社のうち116社が、81年で146社が低価基準を採用している⁷³⁾。有価証券の期末評価に低価基準を採用する企業が、棚卸資産の場合と比べてはるかに多いのは、低価基準を採用した場合の評価損を税務上、損金算入できるためであることが、理由の1つとして考えられる⁷⁴⁾。

低価基準を適用して棚卸資産を時価評価した後、価格がもとに回復することがある。ドイツ、イギリスでは原価を切り下げた後、減価を行う原因となった事実が消滅したときに価額をもとに戻すという方式は、「価額回復命令」と呼ばれる。この処理がドイツに導入されたのは、秘密積立金形成の防止を趣旨としている⁷⁵⁾。

ただし、ドイツでは商法典第280条第2項により、税法の規定上切り下げた価額をそのまま保持することが許されるときは、価額を回復させなくてもよい。ドイツでは所得税法第6条第3項により、逆基準性の原則があるため、税務利益決定上切り下げた価額をそのまま保持しておくには、商事貸借対照表上の価額もそれに一致させておく必要がある。ところで、企業にとって価額を回復させることは、課税所得の増加を意味するため、他の条件が等しければ行わないであろう。したがって、この価額回復命令は、ドイツでは逆基準性の原則のために、事実上機能しないものとなっている⁷⁶⁾。このことは、1986年商法典に組み込まれたEC第4号指令の租税中立的変換の要求から生じている⁷⁷⁾。資本金会社については、商法典第280条第3項により、増価記入しなかった金額を附属明細書に記載する義務が課されている⁷⁸⁾。

日本では商法あるいは企業会計原則では、価額回復命令はみられない。しかし、低価部分について引当金を設定し、価額が回復したおりに引当金を取り崩すという方法が税法上、「洗替法」として規定されている⁷⁹⁾。

IASでは、第2号「たな卸資産」第31項で棚卸資産の評価は次のように規

定されている。

「正味実現可能価額へのたな卸資産の評価減額およびたな卸資産にかかわる全損失は、評価減又は損失の原因が発生期間に費用として認識されなければならない。正味実現可能価額の上昇により生ずる、棚卸資産評価減額の戻入れ額は、その戻入れを行った期間に認識されたたな卸資産価額の費用の減少として認識されなければならない。⁸⁰⁾」

資金を多く蓄積しようとする会計慣行は、ドイツ、日本における引当金設定の大きさに現れている。引当金の定義は、将来予測される費用または損失の危険である、という点で、各国で共通している。そして、日本、イギリス、アメリカでは引当金設定の要件の1つとして、費用の発生ないし支出という事象が生起する確率の高いことがあげられている。しかし、ドイツ商法典第249条第1項であげられている引当金には、発生の確率が必ずしも高くない偶発事象が含まれている。ペルリツらの調査によると、ドイツでは退職給与引当金以外の引当金の設定割合が、アメリカ、イギリスと比較して大変高いという。⁸¹⁾日本でも、個々の発生の確率が必ずしも高くない偶発損失でも、多数集まり一定の要件を備えると、引当金設定は合理的に可能だとする説があり、現に実務として行われている。⁸²⁾

以上の相違は、会計の基礎概念から演繹的に導き出されるものではなく、商人の会計慣行の相違によるものである。

2-4-4 企業環境の相違

これまでの節では、現実世界を文字と数字に変換するプロセスの相違を扱ってきた。ここでいう企業環境とは、会計対象となりうる現実世界自体の相違を指す。したがって、広義には企業環境となる制度的基礎は、本節でいう企業環境からは除外する。

企業環境の相違として重要なのは、まず退職年金制度の相違である。

退職年金は、労働力に対する対価の一部であるという考え方が一般的である。退職年金を積み立てる方法には、2通りの方法がある。1つは、生命保険会社などの外部機関に資金を積み立てる方法である。アメリカ、イギリスでは

この方法が採用されている。あと1つは、引当金を設定して、資金を企業内部に拘束する方法である。ドイツではこの方法が採用されている。日本では退職一時金を引当金方式で、年金を外部積立方式で、資金を拘束している。

引当金方式には、次のような特徴がある。

- (1) 引当金繰入れのためのキャッシュ・フローを伴わない。
- (2) 年々の引当額は税法上の控除対象となる。
- (3) 企業資産には、給付支払義務履行のために別個の給付資産があるわけではない。
- (4) 企業は従業員退職時に給付支払義務を有する。⁸³⁾

青木は、退職一時金支払のための引当金、つまり退職給与引当金が日本企業に対してもつ意味を、次のように分析している。日本企業では、期末に全従業員が退職すると仮定した場合の退職金総額の一定パーセント（1979年まで50%、それ以降は40%）を非課税の引当金として計上することができる。年度末に退職者があれば、その引当金から退職一時金が支払われ、引当金への繰り入れは経費として処理される。退職給与引当金は会計上、長期負債として処理されるが、日本企業では従業員が準終身雇用なので、実際には資本金と同様の性格をもつ。青木によると、準終身雇用社員は企業特殊的技能を身につけるためのコストを負担するとともに、「勤勉保証金」⁸⁴⁾を企業に差し入れることによって企業へのメンバーシップを購入する。従業員による技能形成のための投資の一部と勤勉保証金は、日本企業の資本形成に寄与する。この出資分は、退職時に退職金⁸⁵⁾という形で返還される。

退職一時金あるいは年金を引当金の形で拘束する方法が企業の資本形成に役立つ旨は、ドイツでも見いだされている。ペルリツらは退職年金引当金が事実上、自己資本の役割を果たしている、と述べている。⁸⁶⁾

資金を外部機関に積み立てようと、企業内部に積み立てようと、積み立てられた資金に対して最終的に請求権をもつのは従業員である。しかし、その資金は帰属する場所が異なるため、企業内では異なった処理が行われる。

資金を外部機関に積み立てる場合、資金は企業から流出し、外部機関に帰属

することとなる。したがって企業では、(借方)費用、(貸方)現金という仕訳が行われる。それに対して、企業内部に積み立てる場合、資金は企業に帰属する。企業に帰属する債務は企業の負債となる。したがって、企業では(借方)費用、(貸方)負債、という仕訳が行われる。

このように、後払い賃金としての性格をもつ労働給付を費用発生期間にわたって配分するという事象、そして将来支払うべき労働給付に対する支出を準備するという行為が、資金を積み立てる場所が異なるという理由で、財務諸表上異なって写像されることとなる。退職給与引当金の金額は、ドイツでは貸借対照表合計の10.4%にもものほり、無視できない大きさである。⁸⁷⁾

なお、従業員に帰属する請求権としての退職年金あるいは一時金を評価する年金会計は重要な問題を多く含む。しかし、この問題は負債の評価の重要な一分野であり、本書でとりあげるには範囲が大きすぎるので、割愛する。

企業環境の相違としては、他に利益配当の決定方法、確定時期の相違があげられる。この相違のため、配当金の会計処理方法が国によって異なっている。

アメリカでは、株主に対する利益配当は、株主総会における決定事項ではなく、取締役会の宣言によって確定する。したがって、決算により確定した配当は、その年度末に未払金、すなわち負債として認識される。そして、資本の部の当期末処分利益は配当控除後の残高となる。

それに対してイギリス、ドイツ、日本では、利益配当は株主総会の決定事項である。ただイギリスでは、損益計算書で当期純利益から期末配当の金額が控除され、その残高が当期末処分利益となる。そして期末配当は配当金として、将来の支出として負債計上される。このような措置が行われるのは、決定した利益配当が株主総会で否決される例はないからである。⁸⁸⁾

日本では貸借対照表に記載される当期末処分利益は配当控除前の金額であり、株主総会により決定する金額を引当金計上することはない。ドイツでは商法典により、貸借対照表に記載する未処分利益として、利益処分前の金額と利益処分後金額とのいずれを掲載するかについて、選択権が認められている。年度決算書が年度損益の全部または一部処分または処理計算後に作成された場

合、商法典第 275 条第 4 項に次のように規定されている。

「資本準備金及び利益準備金の増減額は、損益計算書においては『年度利益・年度損失』項目の後に初めてこれを表示することができる。」

企業が「年度利益・年度損失」の後に資本準備金および利益準備金の増減額を表示するという方法をとらず、損益の処分あるいは処理計算が年度決算書からわからないとき、あるいは損益の処分または処理計算前に年度決算書が作成されたときには、商法典第 325 条第 1 項第 1 文により、少なくとも損益処分⁸⁹⁾(処理)決議あるいは決議案を開示しなければならない。

第 3 節 自己資本比率の国際的調整

本節では、調査対象とした 4 カ国について、そのサンプル企業の貸借対照表を調整する。それによって、国による会計の相違が企業の財務数値にいかにか大きな影響を与えているかがわかるからである。

調整を行うということは、貸借対照表を標準化された状態におくことである。標準化を行うということは、ここではある国の貸借対照表を、一定時点で、別の状況にあったならば写し出されたであろう形に変換することである。

一般に標準化には、3つのレベルがある。第1のレベルは、時間的にも空間的にも変化を加えないままのデータに限定しようとするレベルである。第2のレベルは、標準化された状況では収集できないデータを切り捨てるレベルである。第3のレベルでは、次の法則に従って、データの調整が行われる。すなわち、もしレポート R_1 が t_1 時点で、 z_1 という状況下で w_{11} , w_{12} という財産をもつものによって作成されたなら、レポート R_0 は t_0 時点で、 w_{01} , w_{01} という財産をもつものによって作成されたであろう、ということがいえるような法則である。ここで「標準」とは、状況、観察者、観察者の行動との関係で特定化される⁹⁰⁾。

以上3つの標準化のレベルを考慮すると、理想的には、ある国の貸借対照表

を、別の特定の状況下にあることを仮定して変換できれば興味深いものとなる。しかし、ディスクロージャーの不足によりある特定国を仮定して調整を行うことは不可能である。したがって、ある特定国を仮定せず、ある標準化された架空の状態を仮定して調整を行うこととする。この調整は、標準化できない事象を切り捨てるという、標準化の第2のレベルも含むようにならざるをえない。

ここでは、たとえば会計基準が国際的に調和化されたとしてもなお残るであろう問題を取りあげる。したがって、リース会計などの国際的調整は行わない。さらに、調整によるコスト・ベネフィットを勘案する。たとえば、会計の基礎概念の相違は構造的なもので、質的にも重要である。しかし、会計の基礎概念の相違から導かれる、繰延資産の貸借対照表計上可能性にみられる相違は、繰延資産が貸借対照表合計に占める割合が大変小さいため調整は行わない。ここで調整されるのは、税法の介入と退職年金制度の相違である。

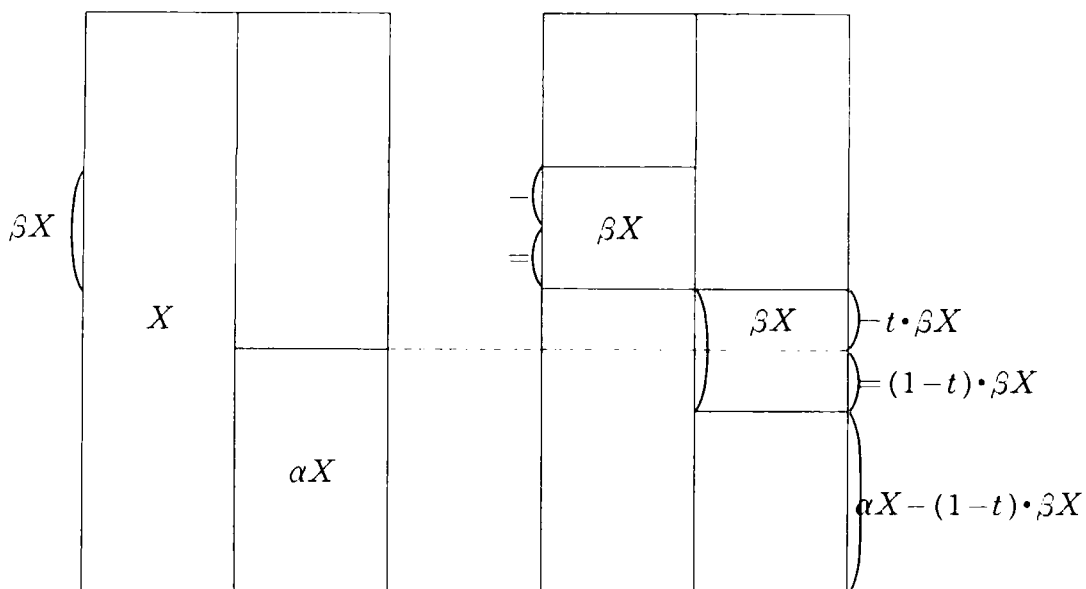
税法の介入の有無により、企業の減価償却方法の選択傾向が国によりはっきり相違が現れていることは、前述したとおりである。企業の代替案選択傾向が国によりシステマティックに異なっている場合、そしてその差が、国の制度構造の相違に基づいている場合、財務諸表の比較に際して調整が必要と考える。日本、ドイツで主として用いられている定率法を定額法に修正するのは、ディスクロージャー不足によりできないが、アメリカ、イギリスの企業が確定決算主義のもとで代替案を選択すると仮定して修正を行うのは可能である。

アメリカ、イギリスの貸借対照表には、繰延税（図6-1の $t \cdot \beta X$ ）と呼ばれる項目がみられる。この項目の大きさは、期間帰属差異（図6-1の βX ）、すなわち、税務目的で計算された金額と外部報告目的に計算された金額との差額に、税率 t をかけて求められる。したがって、貸借対照表に記載されている繰延税 $t \cdot \beta X$ を税率 t で割ることにより、期間帰属差異 βX が求められる。求められた期間帰属差異に、1から税率をマイナスした金額を掛けることにより、税の節約により大きくなるであろう自己資本部分（図6-1の $(1-t) \cdot \beta X$ ）を推定することができる。したがって、繰延税 $t \cdot \beta X$ を負債から、大きくなった自

己資本部分 $(1-t) \cdot \beta X$ を持分 αX から、その合計と同額の期間帰属差異 βX を総資産 X から差し引くことにより、調整後の貸借対照表が得られる。

この調整は、図 6-1 により示される。

図 6-1 繰延税を手がかりとした調整



調整前自己資本比率を α とおくと、調整後自己資本比率 α' は次式により求められる。

$$\begin{aligned} \alpha' &= \frac{\alpha X - (1-t)\beta X}{X - \beta X} \\ &= \frac{\alpha - \beta(1-t)}{1-\beta} \end{aligned}$$

ただし、 X : 総資産

αX : 持分

βX : 期間帰属差異

α : 自己資本比率

β : 期間帰属差異の総資産に対する比率

t : 税率

$$\alpha \cong \alpha' \text{ のとき, } \frac{\beta(t + \alpha - 1)}{1 - \beta} \cong 0,$$

$0 < \beta < 1$ なので、調整後自己資本比率は $t + \alpha = 1$ のとき、すなわち $1 - \alpha = t$

のとき変化しない。これは、負債比率と税率が等しいとき、調整前後で自己資本比率は変化しないことを意味する。すなわち、

$$\alpha' \cong \alpha \text{ のとき、 } 1 - \alpha \cong t \text{ が成立する。}$$

税率はこのとき、自己資本と負債に対する資源の配分率となっている。 $1 - \alpha < t$ のとき、すなわち、調整前負債比率が税率より小さいとき、調整後自己資本比率は大きくなる。同様に、調整前負債比率が税率より大きいとき、調整後自己資本比率は小さくなる。

調整前後でサンプル企業の自己資本比率が大きくなるか否かは、偶然性に支配された標本空間上の事象であり、確率的事象である。

第2に、退職年金制度の相違が調整される。退職年金制度について財務諸表を同質化するには、アメリカ、イギリスが退職年金を企業内部に積み立てると仮定する場合と、日本、ドイツが退職年金を企業外部に積み立てると仮定する場合とがある。

アメリカでは、財務会計基準書第87号⁹¹⁾第54項cにより、年金の実際積立額を脚注でディスクロースしなければならない。したがって、年金の帰属場所、債務発生額の計算構造の相違を無視すると、積立金を引当金として、日本、ドイツ型に合わせることができる。なお、給付発生額と実際積立額が異なる場合、その相違額はすでに資産あるいは負債の部に計上されている。そのため、実際積立額を負債の部に計上すると、年金債務の金額が貸借対照表上に現れることになる。

それに対してイギリスでは、債務発生額およびその類型額の注記は行われておらず、当期の費用額しかわからない。

アメリカ、イギリスの企業が年金債務に対する支出を引当金設定により社内に拘束すると仮定すると、アメリカ、イギリス企業の自己資本比率は減少する。しかし、イギリス企業の年金債務の金額が明らかではないので、どの程度減少するかを確かめることはできない。

標準化できない事象は切り捨てるという方式をとると、日本、ドイツ企業の貸借対照表の資産および負債の部から退職給与引当金を差し引くことにより、

これらの国の退職給付取引を、アメリカ、イギリスと同質化することができる。この方法によると、日本、ドイツ企業の自己資本比率は上昇する。ただし、この方法は、退職給付という企業の重要な要素を財務諸表比較に際して考慮に入れないこととなり、次善の方法といえる。

サンプルの選択方法は以下のとおりである。サンプルは無作為抽出が行われる必要がある。そのため、自己資本比率とは相関関係がない売上高を基準として選択された。アメリカ企業については「フォーチュン・リスト」の上位50社が、イギリス、ドイツ、日本企業については「フォーチュン・インターナショナル500」からそれぞれ上位50社が選択された。そのうち、アニュアル・レポートないし有価証券報告書が入手できないか、あるいは簡略化された財務

表 6-1 サンプル企業（アメリカ）

1 Allied Signal	24 Lockheed Corporation
2 American Tel. and Tel.	25 McDonnell Douglas
3 AMOCO	26 Minnesota Mining & Manufacturing
4 Anheuser-Busch	27 Mobil
5 Boeing	28 Occidental Petroleum Corporation
6 Caterpillar	29 Pepcico
7 Chevron	30 Philip Morris Companies
8 Chrysler	31 Phillips Petroleum Company
9 Conagra	32 Procter & Gamble
10 Digital Equipment	33 RJR Nabisco
11 du Pont	34 Rockwell International
12 Eastman Kodak Company	35 Shell Oil
13 Exxon	36 Sun Company
14 Ford	37 Tenneco
15 General Dynamics	38 Texaco
16 General Electric	39 The Dow Chemical Company
17 General Motors	40 The Goodtire & Rubber Company
18 Georgia-Pacific	41 Unisys
19 Hewlett-Packard	42 United Technologies
20 IBM	43 Unocal
21 ITT	44 USX
22 Johnson & Johnson	45 Westinghouse
23 Kraft	46 Xerox Corporation

諸表しか公表していない企業はサンプルから除外された。

サンプルに選定された企業は、表6-1~6-4にみられるとおりである。このサンプルは、産業の影響が排除されていないという欠陥がある。しかし、データの入手可能性という点を考えた場合、この欠陥はやむをえないものである。

財務諸表としては、アメリカについては連結財務諸表、日本、ドイツについては個別財務諸表、イギリスについては、企業グループが一体となって活動しているとみなされる持株会社については連結財務諸表、それ以外の企業については個別財務諸表が使用された。アメリカではサンプル企業のすべてが連結財務諸表しか公表していない。イギリス企業は連結財務諸表と個別貸借対照表を公表している。ただし、イギリスには持株会社が存在する。持株会社の場合、

表 6-2 サンプル企業（イギリス）

1 Allied-Lyons PLC	22 Guinness
2 BASS	23 Hanson PLC
3 BAT Industries	24 Hawker Siddeley Group PLC
4 Beecham	25 Imperial Chemical Industries
5 BICC	26 Lucas Industries PLC
6 BOC Group	27 Pilkington Brothers
7 British Aerospace PLC	28 Rank Hovis McDougall PLC
8 British Coal	29 Reckitt & Colman PLC
9 British Petroleum Co. PLC	30 Reed International
10 British Steel	31 Rolls-Royce PLC
11 BTR	32 Rothmans International PLC
12 Cadbury Schweppes PLC	33 Rover Group
13 Coats Viyella	34 RTZ
14 Courtaulds	35 STC
15 Dalgety	36 Tarmac
16 Ford Motor	37 Tate & Lyle
17 Gallaher	38 Thorn EMI
18 GEC	39 Unigate
19 GKN PLC	40 Unilever
20 Glaxo Holdings PLC	41 United Biscuits
21 Grand Metropolitan	42 Vauxhall Motors

貸借対照表に棚卸資産が現れてこない。このような場合には、連結財務諸表のほうが個別財務諸表よりも、サンプルに適していると考えた。

日本、ドイツでは、連結財務諸表と個別財務諸表の両方が公表されている。ただ、この両国では連結財務諸表の情報提供機能における有用性はこんにち認識されているものの、1985年時点ではまだ個別財務諸表の補足としてしか位置づけられていなかった。なぜならば、少なくとも高度成長期から85年時点までは、情報提供機能よりも配当可能利益および課税所得の算定のほうが、重要とみなされる傾向にあったからである。

連結財務諸表と個別財務諸表との比較可能性については、会計主体について考察しなければならない。連結会計の基礎概念としては、親会社概念、経済的

表 6-3 サンプル企業（ドイツ）

1 Adam Opel	23 Hoechst
2 Axel Springer Verlag AG	24 Hoesch
3 BASF	25 Huls AG
4 Bayer	26 KHD AG
5 Bertelsmann	27 Klockner-Werke
6 BMW	28 Linde AG
7 Boehringer Ingelheim	29 MAN AG
8 Continental AG	30 Mannesmann AG
9 Daimler-Benz	31 Metallgesellschaft
10 Degussa AG	32 Mobil Oil AG
11 Deutsche Babcock AG	33 Nixdorf Computer
12 Deutsche Texaco AG	34 Rheinische Braunkohlenwerke AG
13 Dr. Ing. H. C. F. Porsche AG	35 Robert Bobert
14 E. Merk	36 Ruhrkohle AG
15 ESSO	37 Salzgitter
16 Fag Kugelfischer Georg Schäfer	38 Schering AG
17 Feldmühle Nobel	39 Siemens
18 Freudenberg & Co.	40 Thyssen AG
19 Fried. Krupp	41 Veba Oel AG
20 Grundig AG	42 VIAG
21 Henkel	43 Volkswagen AG
22 Heraeus Holding GmbH	

単一体概念，比例連結概念が考えられる。比例連結概念を親会社概念の拡張と考えると，これら2つの異なった概念があるのは，少数株主持分をどう扱うかという問題があるからである。

親会社概念によると，連結財務諸表の会計主体は親会社の株主である。この概念のもとでは，親会社は子会社に対して未分配の持分をもっている。

経済的単一体概念のもとでは，会計主体は企業実体と考えられる。この概念によれば親会社持分と少数株主持分とが同様に取り扱われ，連結財務諸表は経済実体の観点から作成される。ここでは親会社が所有する持分割合にかかわらず⁹²⁾なく，子会社の資産，負債のすべてが公正価値で収容される。

表 6-4 サンプル企業（日本）

1	旭化成工業	25	日本石油
2	旭硝子	26	日本電気
3	ブリヂストン	27	日本鋼管
4	キヤノン	28	新日本製鉄
5	ダイハツ自動車	29	日本電装
6	大日本印刷	30	日産自動車
7	富士重工業	31	リコー
8	富士写真フイルム	32	三洋電機
9	富士通	33	シャープ
10	日立製作所	34	昭和電工
11	本田技研工業	35	昭和シェル石油
12	石川島播磨重工業	36	雪印乳業
13	いすゞ自動車	37	ソニー
14	川崎重工業	38	住友化学工業
15	川崎製鉄	39	住友電気工業
16	神戸製鋼所	40	住友金属工業
17	小松製作所	41	鈴木自動車工業
18	久保田鉄工	42	大洋漁業
19	マツダ	43	東亜燃料工業
20	松下電器産業	44	凸版印刷
21	松下電工	45	東レ
22	三菱化成工業	46	東芝
23	三菱電機	47	東洋製罐
24	三菱重工業	48	トヨタ自動車

会計主体を親会社の株主とすると、連結財務諸表と個別財務諸表とは比較可能とは考えられない。しかし、会計主体を企業実体と考えると、連結財務諸表と個別財務諸表とは経済的に同じ意味をもつことになる。経済的単一体概念のもとでは、少数株主も企業全体の成果とリスクに関与しているとみなされるので、少数株主持分は自己資本とみなされる。⁹³⁾

まず第1段階で、アメリカとイギリスの企業が日本、ドイツ企業と同様、確定決算主義のもとで会計処理の代替案を選択すると仮定した。この仮定のもとで、前節で説明した方法に従って調整が行われた。この方法に従うと、繰延税は貸借対照表から除外される。調整の内容としては、アメリカ、イギリス企業が減価償却方法として、外部報告目的に定率法を選択すると仮定するのはもちろん、減価償却以外で外部報告目的と税務目的とで会計処理代替案の選択が異なるものについてもその相違が解消される。

この調整はまさに、ノウブスが分類した「ミクロ・公正な判断・ビジネス主導」に属するなかでもとくに「企業実務・専門職業人による規則・イギリス起源」の国と「マクロ・統一・政府主導・税務指向的」に属するなかでもとくに「法律準拠型」の国との調整となる。結果は表6-5に示すとおりである。この表にみられるとおり、「企業実務・専門職業人による規則・イギリス起源」に属するアメリカ・イギリスの企業の自己資本比率は減少している。

とくにアメリカ企業の減少が著しい。これは、アメリカ企業がイギリス企業

表 6-5 調整前後自己資本比率

	アメリカ		イギリス		ドイツ		日本	
	Y ₁	Y ₂	Y ₁	Y ₂	Y ₁	Y ₂	Y ₁	Y ₂
AVG (%)	40.01	32.93	45.79	44.56	39.55	46.10	33.90	35.22
STD (%)	12.14	15.02	13.26	14.10	16.80	17.67	16.39	17.24
t 値	2.48*		1.74					

Y₁ : 調整前自己資本比率

Y₂ : 調整後自己資本比率

AVG : サンプル企業の平均自己資本比率

STD : サンプル企業の自己資本比率の標準偏差

* : 5%水準で有意。

に比べて負債比率と税率との差が大きいことも原因である⁹⁴⁾。

なお、アメリカ、イギリスの企業の自己資本比率が調整により変化しなかったという帰無仮説により調整の効果を t 検定で調べた。その結果、アメリカについては t 値は2.48で、帰無仮説は5%水準で棄却された。イギリスについては棄却されなかった。

いずれにせよ調整の結果、アメリカ、イギリス企業の自己資本比率の平均値は減少している。アメリカ企業の自己資本比率については、日本、ドイツのそれよりも低くなっている。このことは、視点を変えると、日本、ドイツの自己資本比率ないしは利益が低く抑えられていることを意味する。

この場合、日本、ドイツ企業の自己資本比率ないし利益が低く抑えられているのは、企業の会計処理代替案の選択が確定決算主義の影響を受けた結果である。すなわち、税法と商法の結びつきという国の法律体系が原因となっているのである。国の法律体系は容易に変わるものではなく、これは構造的なものである。

さらに、この調整では扱われていないが、前述したとおり、日本、ドイツにおける会計基礎概念のあり方も、日本、ドイツ企業の自己資本比率ないしは利益を低く抑える原因となっている。日本、ドイツでは元来、債権者保護を理念として、換価価値のある財産だけをその価値によって貸借対照表に計上していた。その名残りとして、ドイツでは擬制的資産として貸借対照表に計上可能なものはわずか4項目に限定され、日本では8項目に限定されている。また、確定決算主義のため、現実にもそのような資産を貸借対照表に計上する企業は数少ない。さらに、かりに計上されたとしても、日本、ドイツでは会計規定上も会計慣行上も相対的に償却期間が短く、原価が早く回収される。

このように、日本、ドイツでは会計処理代替案に選択の幅が大きいとはいえ、優良企業については制度的に利益が低く抑えられる構造となっている。

第2段階の退職年金制度の調整については、日本では昭和37年(1962年)の適格退職年金制度発足、40年の厚生年金基金創設以来、ますます多くの企業が退職年金を、生命保険会社などの外部機関に預けている。したがって、日

本に関しては、退職年金制度の相違が財務諸表の国際比較に与える影響は少なくなっている。

このように、企業環境の相違は企業活動の国際化に伴って小さくなっていく可能性がある。そのため、企業環境の相違は構造的相違とはいえない。しかし、退職一時金ないし年金の引当計上額が従業員による出資金とみなされうるという認識は、雇用慣行と金融システムのあり方とが双対関係あるいは制度的補完関係にあることを考えたとき⁹⁵⁾重視すべきであろう。したがって、退職一時金ないし年金についての慣行を一時的な慣行として軽視すべきではない。

本章の調整の結果、構造的な原因のものに関しては調整後の数値のバラツキが小さくなった。この事実により、アメリカ、イギリスの企業を日本、ドイツの企業と同じ状況下においたと仮定した場合、自己資本比率は減少するであろうことが予想され、日本、ドイツの自己資本比率ないしは利益数値が構造的に低く抑えられていることが判明した。さらに、第2段階の調整の結果、自己資本比率の順序が入れ替わった。これは、データの調整により、データに新しい意味内容がつけ加えられ、情報としての価値が増加したことを意味する。そして、日本企業の自己資本比率がドイツ企業とともに、貸借対照表でみた外見ほど低くないことが明らかとなった。同時に、日本とドイツではキャッシュを企業内部に拘束する構造となっていることがわかった。このことは、収支損益計算を前提とした場合、株主に帰属する持分が過小表示されることを意味する。

第4節 株主持分の過小表示

本章では日本を含む4カ国の企業について、自己資本比率の比較を行い、さらに税法の影響と退職年金制度の相違の影響を除去した場合の自己資本比率をも比較・検討した。その結果、企業会計の国際間差異の影響で、日本企業とドイツ企業の自己資本比率はイギリス、アメリカと比べて低く抑えられていることが明らかとなった。調整前の自己資本数値はその国の制度を反映した、その

国のなかでだけ意味のある数値である。それに対して調整後の数値は時間的にも空間的にも条件が同質化され、比較可能性を保持している。この数値は比較という目的のために手が加えられ、新しく目的適合的な意味内容がつけ加えられている。ただし、調整後の数値はもはやある特定国の制度などの特質を反映していない。

退職年金制度の相違は、企業環境の国際化に伴って消滅していく性質のものである。しかし、退職一時金ないし退職年金が従業員の出資金としての性格をもち、さらに、雇用慣行と金融システムとが双対関係にあることを考えたとき、退職一時金ないし年金制度の相違が企業の貸借対照表の外観に与える影響を無視することはできない。

本章で、青木の主張のとおり、日本企業の自己資本比率が低いことは企業会計の相違に帰せられることが明らかとなった。そのため、1960年代、70年代は別として、少なくとも80年代に入れば、日本企業の貸借対照表で自己資本比率が低く示されているのは、銀行に対する借入依存度が高いために財務内容が不健全になっている、ということの意味するのではない。ここで意味されるのは、株主持分の過小表示である。

本章では、主として税法の介入が企業の自己資本比率ないし利益の数値を低く抑えているという前章の主張を実証し、さらに従業員の出資金としての性格をもつ退職一時金の引当計上が日本企業の自己資本比率をいっそう低く抑えていることを実証した。税法の介入は、企業に加速的な減価償却を行わせ、経営実体の維持を効果的に行わせたと考えられる。しかし、先行研究で示されたとおり、それは実体維持に必要な程度を超えた償却である。そして、株主に分配可能として算定する成果を過小に表示するものである。

経営実体を維持し、企業のキャッシュ・フローの状態を良好に保つことは、銀行株主のモニタリングに沿うものと考えられる。しかし、1985年時点ではメインバンクの大企業に対する影響力はあまりないと考えてよい。そのため、減価償却が大きく行われているのは、税法の介入が大きいと考えられる。

一方、退職一時金に従業員の出資金という性格をもたせること

ができるのは、青木によると、雇用契約と金融契約の対称性のためである。このようにして日本企業は、その会計上の指標が低くても、財務内容が不健全であるのではない。そして、株主の請求権である持分が過小に表示され、相対的に低い外部公表会計指標が許容されたのは、銀行株主であるメインバンクによる「委譲されたモニタリング」が1970年代前半まで適切に機能していたためである。そして、85年時点でも、メインバンク制度の残骸が残っていると考えられるのである。

本章の研究は、1980年代のものである。この時期にはメインバンクの大企業に対する影響はほとんどない、とあってよい。しかし、少なくとも85年までは、企業の外債発行が国内債発行を上回るということはなく、日本企業は主として国内貯蓄に資金源を依存していた。したがって、株主持分が過小表示される会計のあり方に対して、国際比較を行うという視点を除いては、大きな疑問が呈されることはなかった。しかし、とくに85年以降資金の海外依存度が高まり、90年代に入り、ガバナンスの主体者としての株主の力を強める必然性が生じているなかで、株主持分の過小表示が行われる会計構造は見直しが必要である。

注

- 1) Organisation for Economic Co-operation and Development, *Non Financial Enterprises Financial Statements*, Paris: OECD, 1985.
- 2) 大橋英五「わが国製造業の設備投資と資金源泉」日本経営財務研究学会編『日本の経営財務の解明』中央経済社、1982年、85ページ。
- 3) 小田切宏之「利益率と競争性」今井賢一・小宮隆太郎編『日本の企業』東京大学出版会、1989年、215-233ページ。小田切は、日本企業の総資産利益率が英米とは異なった日本の会計基準、会計慣行による部分があるとし、総資産の時価評価、減価償却方法と棚卸資産の評価方法の選択、退職給与引当金の設定、従業員に対する貸付、掛けによる企業間取引、オフ・バランス取引の未発達さが日本企業の総資産利益率を低く抑えている、としている。ただ、小田切はこうした会計上の相違を調整することなく、たとえ会計上の調整を行ったとしても、日英企業間の利益率の3%以上の差、日米企業間の2%以上の差を覆すほどのものではない、としている。

- 4) Vgl. Schmalenbach, Eugen, *Dynamische Bilanz*, 7 Aufl., Leipzig : G. A. Glöckner, 1939, S. 70-121 ; Walb, Ernst, *Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe*, Berlin : Industrieverlag Späth & Linde, 1926, S. 68 ; Kosiol, Erich, „Pagatorische Bilanz (Erfolgsrechnung),“ in Blott, Karl Hg., *Lexikon des kaufmännischen Rechnungswesens*, 2 Aufl., Stuttgart : Muth'sche Verlags, 1954, S. 2086 ; ———, *Pagatorische Bilanz*, Berlin : Duncker & Humblot, 1976, S. 39-42. 邦訳としては、次のものがある。E. シュマーレンバッハ著・土岐政蔵訳『動的貸借対照表論』森山書店, 1955年 ; エルンスト・ワルプ著・戸田博之訳『ワルプ損益計算論』千倉書房, 1982年 ; エーリッヒ・コジオール著・高田正淳訳『財務会計論』森山書店, 1965年。ただし、同じ損益計算の手段といっても各人の理論的基礎は若干またはかなり異なる。なお、学説研究として次の著書を参考とした。神戸大学会計学研究会編『シュマーレンバッハ研究』中央経済社, 1954年 ; 谷端 長:著『動的会計論』森山書店, 1965年。
- 5) 倉澤資成「金融市場と『情報の経済学』」奥野正寛編著『現代経済学のフロンティア』日本経済新聞社, 1990年, 131-134ページ。
- 6) Aoki, Masahiko, *Information, Incentives, and Bargaining in the Japanese Economy*, Cambridge : Cambridge University Press, 1988, pp. 111-112.
- 7) 青木昌彦著『日本企業の組織と情報』東洋経済新報社, 1989年, 150ページ。
- 8) 武田隆二著『情報会計論』中央経済社, 1971年, 128-129ページ。
- 9) 黒田全紀「損益計算書の国際比較—総原価法と販売原価法」『国民経済雑誌』第147巻第2号(1983年2月), 38-54ページ ; 同「損益計算書の国際比較再論—総原価法と販売原価法」『国民経済雑誌』第150巻第4号(1984年4月), 51-73ページ ; 同「公表損益計算書の日独比較」『会計ジャーナル』1986年12月号, 15-22ページ。
- 10) Choi, Frederick D. S., “Primary-Secondary Reporting: A Crosscultural Analysis,” *The International Journal of Accounting*, Vol. 16, No. 1, 1980, pp. 38-104.
- 11) Perlitz, Manfred, Herbert Küpper und Helge Löbler, „Vergleich der Eigenkapitalausstattung deutscher, US- amerikanischer und britischer Unternehmen,“ *Zeitschrift für Unternehmens- und Gesellschaftsrecht* (January 1985), S. 16-49.
- 12) Schlesinger, Helmut, „Unternehmensfinanzierung und Wettbewerbsfähigkeit,“ *Schmalenbachs Zeitschrift für betriebswirtschaftliche Forschung*, 36. Jg., Heft 1 (January 1984), S. 6-15.

- 13) 武田隆二著『商法決算／処理と開示』中央経済社，1989年，97-98ページ。
- 14) Perlitz, Manfred, Herbert Küpper und Helge Löbler, *a. a. O.*, S. 33.
- 15) Shohet, Jack and Richard Rikert eds., *Accounting Trends & Techniques*, New York: AICPA, 1987, p. 126.
- 16) Internal Revenue Code, Sec. 472 (d); Regulation 1. 472-2.
- 17) 後入先出法に関する会計処理変更と株価形成についての実証研究は，次の著書でレビューされている。桜井久勝著『会計利益情報の有用性』千倉書房，1991年，324-331ページ。
- 18) 日本については，商法第285条ノ2；アメリカ：Committee on Accounting Procedure, *Accounting Research Bulletin No. 43: Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*, New York: AICPA, Chap. 4, pars. 8-9；イギリス：Accounting Standards Committee, *Statement of Standard Accounting Practice No. 9: Stocks and work in progress*, London: ICAEW, 1975, pars. 1, 6, 26.
- 19) この規定は，森好夫「制度」『社会学大事典』1972年から導かれたものである。武田隆二著『制度会計論』中央経済社，1982年，4-5ページ。
- 20) 武田隆二著，同上，5-7ページ。
- 21) 同上，8-9ページ。
- 22) 同上，12-14ページ。
- 23) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Stamford: FASB, 1984, par. 67. IASCのフレームワークでは，歴史的原価，カレント・コスト，実現可能価額あるいは決済価額，現在価値を測定基礎としている。International Accounting Standards Committee, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, London: IASC, 1987, par. 100.
- 24) International Accounting Standards Committee, *ibid.*, par. 70 (a).
- 25) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, par. 30.
- 26) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements of Business Enterprises*, Stamford: FASB, 1985, par. 25.
- 27) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.* (1984), par. 67 (e).
- 28) 『日経ビジネス』1996年7月15日号，23ページ。なお，アメリカでは期限を3カ月過ぎても回収されない債権を「不良債権」と呼ぶのに対して，日本では期限を6カ月過ぎても回収されないものを「不良債権」と呼ぶ。貸付金減損の処理に

- については次をみよ。Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 114: Accounting by Creditors for Impairment of a Loan*, Stamford: FASB, 1993, pars. 13-16.
- 29) 武田隆二著, 前掲書, 1982年, 53ページ。なお, 会計制度とは, 制度会計以外に, 関係的制度として成立している諸領域を含んだものである。同上, 17ページ。
- 30) 高田正淳「会計基準」神戸大学会計学研究室編『第四版 会計学辞典』1984年, 116ページ。
- 31) 若杉 明著『企業会計の論理』国元書房, 1981年, 54-56ページ。
- 32) American Accounting Association, *A Statement of Basic Accounting Theory*, Sarasota: AAA, 1966, pp. 7-18.
- 33) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concept No. 2: Qualitative Characteristics of Accounting Information*, Stamford: FASB, 1980, pars. 32-132.
- 34) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.* (1985), pars. 134-152.
- 35) Accounting Standards Committee, *Statement of Standard Accounting Practice No. 2: Disclosure of accounting policies*, London: ICAEW, 1971, par. 2.
- 36) American Accounting Association, *op. cit.*, p. 4.
- 37) 中里 実「租税法と企業会計(商法・会計学)」『商事法務』第1432号(1996年8月25日), 30ページ。
- 38) 醍醐 聡「確定決算基準と逆基準性」『JICPA ジャーナル』第6巻第5号(1994年5月), 41ページ。醍醐はほかに, 税務計算では税収の早期確保, 納税資金の裏付け, という要因が強く作用すると述べている。
- 39) Organisation for Economic Co-operation and Development, *Accounting Standard Harmonization No. 3: The Relationship between Taxation and Financial Reporting—Income and Tax Accounting*, Paris: OECD, 1987, pp. 9-10.
- 40) 武田隆二著『法人税法精説』森山書店, 1982年, 49-58ページ。
- 41) 同上, 58ページ。
- 42) 同上, 135ページ。
- 43) 國村道雄著『現代資本市場の分析』東洋経済新報社, 1986年, 140ページ; 同「減価償却・資産評価と会計政策—実証—」『企業会計』第38巻第7号(1986年7月), 24ページ。
- 44) 國村道雄著, 前掲書, 128-131ページ。

- 45) Perlitz, Manfred, Herbert Küpper und Helge Löbler, *a. a. O.*, S. 24.
- 46) Shohet, Jack and Richard Rikert eds., *op. cit.*, p. 290.
- 47) Skerratt, L. C. L. ed., *Survey of Published Accounts 1980*, London: ICAEW, 1980, p. 40.
- 48) 番場嘉一郎監修・英和監査法人編『会社の決算と開示』中央経済社, 1986年, 187ページ。
- 49) Perlitz, Manfred, Herbert Küpper und Helge Löbler, *a. a. O.*, S. 24.
- 50) Aoki, Masahiko, *op. cit.*, pp. 111-112, 137-139.
- 51) Shohet, Jack and Richard Rikert eds., *op. cit.*, p. 301.
- 52) Accounting Standards Committee, *op. cit.* (1971), par. 2. 国際会計基準第1号は, 会計の基礎的前提として, ゴーイング・コンサーンの概念, 首尾一貫性の概念, および発生概念をあげている。本書では発生概念と慎重性の概念とのコンフリクトを取り扱うため, イギリスで規定されている会計の基礎概念に従って分析を進める。なお, 国際会計基準については, 次を参照。International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard No. 1: Disclosure of Accounting Policies* (reformatted), London: IASC, 1994, par. 3.
- 53) Accounting Standards Committee, *op. cit.* (1971), par. 14 (b).
- 54) 若杉 明著, 前掲書, 43ページ。
- 55) Schneider, Erich, *Wirtschaftlichkeitsrechnung*, 3 Aufl., Tübingen: J. C. B. Mohr, 1961, S. 4-5.
- 56) Accounting Standards Committee, *op. cit.* (1971), par. 5.
- 57) Milburn, J. Alex, *Incorporating the Time Value of Money within Financial Accounting*, Toronto: The Canadian Institute of Chartered Accountants, 1988, p. 3.
- 58) Accounting Standards Committee, *op. cit.* (1971), par. 14 (d).
- 59) *Ibid.*, par. 14 (b).
- 60) 木下勝一著『リース会計の論理』森山書店, 1985年, 7-8ページ。
- 61) アメリカ: Financial Accounting Standards Board, *Current Text*, Burr Ridge: Irwin, 1994, p. 29146; イギリス: Accounting Standards Committee, *Guidance Notes on SSAP 21: Accounting for leases and hire purchase contracts*, London: ICAEW, 1984, par. 17.
- 62) 木下勝一著, 前掲書, 191-196ページ。
- 63) 大谷禎男「計算書類規則の改正について」『企業会計』第40巻第8号(1988年8月), 11ページ。
- 64) 企業会計審議会第一部会「リース取引に係る会計基準に関する意見書」1993年

6月。なお、実務指針が翌年、公認会計士協会から公表された。日本公認会計士協会会計制度委員会「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」1994年1月。

- 65) 「『リース取引に係る会計基準に関する意見書』の取扱について」1994年3月、蔵証第269号。
- 66) 武田隆二著『最新財務諸表論』(改訂版)、中央経済社、1983年、28ページ。
- 67) ドイツ：商法典第252-253条；イギリス：1985年会社法付則4第26条第2-4項。
- 68) ドイツ：商法典第253条第3項；アメリカ：Committee on Accounting Procedure, *op. cit.*, Chap. 4, Statement 6；イギリス：Accounting Standards Committee, *Statement of Standard Accounting Practice No. 9: Stocks and work in progress*, London: ICAEW, 1975, par. 1；1985年会社法付則4第23条第1項；日本：若杉 明著『精説財務諸表論』(第4版)、中央経済社、1996年、114ページ参照。企業会計審議会「税法と企業会計との調整に関する意見書」1966年10月。
- 69) ドイツ：商法典第252-253条；アメリカ：Committee on Accounting Procedure, *op. cit.*, Chap. 4, pars. 8-9；イギリス：Accounting Standards Committee, *op. cit.*, (1975), pars. 1, 6, 26；1985年会社法付則4第23条第1項；日本：商法第285条ノ2。日本で棚卸資産の評価に低価基準を強制すべき主張については、照屋行雄「企業の経営行動と会計システム」『會計』第150巻第2号(1997年2月)、19-21ページ参照。
- 70) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard IAS 2: Inventories* (revised 1993), London: IASC, 1993, pars. 25, 34, 36。なお、正味実現可能価額とカレント・コストとの選択については、桜井が剝奪価値の観点から吟味している。桜井久勝「時価主義会計における剝奪価値説の検討」『神戸大学経営学部経営学・会計学・商学研究年報』XXV III号、1982年、33-72ページ。
- 71) 番場嘉一郎監修、アーサー・アンダーセン公認会計士共同事務所編『会社の決算と開示』(昭和57年度版)、中央経済社、1982年、134-135ページ。
- 72) 同上(昭和54年版)、84ページ。
- 73) 同上(昭和54年版)、55ページ；同上(昭和57年版)、128ページ。
- 74) 法人税法施行令第68条第2項。花木正義「資産の評価損益」『法人税の重要計算』(平成7年版)、中央経済社、159ページ参照。
- 75) 黒田全紀編著『解説西ドイツ新会計制度』同文館、1986年。
- 76) シュヴァルク, E. 「西ドイツ新企業会計法の基礎」黒田全紀編著、同上、39, 43ページ；ケーネンベルク, A. G. 「資本会社の年度決算書と状況報告書」黒田

- 全紀編著，同上，115 ページ。
- 77) ケーネンベルク，A. G.，同上，111 ページ。
- 78) シュヴァルク，E.，前掲稿，43 ページ。
- 79) 武田隆二著，前掲『法人税法精説』191 ページ。
- 80) International Accounting Standards Committee, *op. cit.*, par. 31.
- 81) Perlitz, Manfred, Herbert Küpper und Helge Löbler, *a. a. O.*, S. 35. 引当金設定項目としては，以下のものがあげられる。①不確定債務，②未決済取引から生じる恐れのある損失，③維持補修あるいは廃石土除却の作業であってその営業年度には実施しなかったもので次営業年度に取り戻されるもの，④瑕疵担保であって法的根拠なくしてその責任を負うもの。
- 82) 若杉 明著，前掲書，197-199 ページ。
- 83) 今福愛志著『企業年金会計の国際比較』中央経済社，1996 年，178 ページ参照。ここで今福は次の著書を参考としている。Glage, Wolfgang, “Book Reserving Financing of Employee Benefit Plans: The Overseas Experience,” in Mark J. Warshawsky ed., *The Uncertain Problems of Retiree Health Benefits: An Evaluation of Corporate Obligations*, The AEI Press, 1991, pp. 1-5.
- 84) ラジャーによると，年功賃金制は，若年期には，支払われる賃金以上に労働を提供し，老年期には提供する労働以上に賃金が支払われる。これは若年期に給料の一部を勤勉労働のための保証金として控除し，老年期にこの保証金が返還される，ということの意味する。Lazear, R., “Why is there Mandatory Retirement?,” *Journal of Political Economy*, No. 89, 1979, pp. 841-864, as cited in Aoki, Masahiko, *op. cit.*, pp. 78-79.
- 85) Aoki, Masahiko, *op. cit.*, pp. 109-110.
- 86) Perlitz, Manfred, Herbert Küpper und Helge Löbler, *a. a. O.*
- 87) *Ibid.*, S. 35. ドイツの企業年金については，次の著書参照。今福愛志著，前掲書，177-199 ページ。引当金方式の問題点については，同書，179 ページ。アメリカ，イギリスにおける企業年金会計は，次の基準で規定されている。Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 87: Employees' Accounting for Pensions*, Stamford: FASB, 1985; Accounting Standards Committee, *Statement of Standard Accounting Practice No. 24: Accounting for pension costs*, London: ICAEW, 1988.
- 88) 染谷恭次郎著『国際会計—新しい企業会計の領域』（増補版），中央経済社，1984 年，190-193 ページ。
- 89) ペルリツ，M.，キュパー，H. 「資本会社の年度決算書と状況報告書」黒田全紀

編著, 前掲書, 92 ページ参照。

- 90) Churchman, Charles West and Philburn Ratooch, *Measurement : Definition and Theories*, New York : John Wiley and Sons, 1959, p. 91 ; 武田隆二著『情報会計論』中央経済社, 1982年, 156 ページ。
- 91) Financial Accounting Standards Board, *Financial Accounting Standard No. 87*, *op. cit.*
- 92) Accountants International Study Group, *Consolidated Financial Statements*, Toronto : AISG, 1973, pars. 23-25 ; 武田隆二著『連結財務諸表』国元書房, 1982年, 63-77 ページ。
- 93) Perlitz, Manfred, Herbert Küpper und Helge Löbler : *a. a. O.*, S. 36.
- 94) アメリカは1985年当時, 期間配分の方法として, 繰延法を採用していたが, 1988年に債務法を採用すべく改正された。See, Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standard No. 109 : Accounting for Income Taxes*, Stamford : FASB, 1992, par. 8a. ; Cf. —, *Statement of Financial Accounting Standard No. 96 : Accounting for Income Taxes*, 1987 ; See, Accounting Principles Board, *Opinion of the Accounting Principles Board No. 11 : Accounting for Income Taxes*, Jersey City : AICPA, 1967, par. 35, 税効果会計の説明としては, 次の論文参照。中田信正「税効果会計の主要課題」『産業経理』第56巻第3号, 1996年, 2-12 ページ。繰延法と債務法との相違は, 次のとおりである。繰延法では当期の認識期間の相違による税効果を繰り延べ, それを期間が相違する将来の期間の財務会計上の所得税費用に配分する。繰延税金は, 相違の発生した時点の税率に基づいて決定され, 事後の税率の変更に対する修正や新規に課された税を含めるための修正は行わない。それに対して債務法では, 税引前利益を基準として支払われるべきと考えられる所得税額を当期の費用に計上する。税引前利益の各要素にかかる税は, その構成要素が課税所得に含まれた期あるいは含まれるであろう期ごとに, 異なった税率で計算される。Accounting Principles Board, *ibid.*, pars. 19, 20. イギリスでは債務法が採用されている。Accounting Standards Committee, *Statement of Standard Accounting Practice No. 15 : Deferred tax*, London : ICAEW, 1978, revised 1985, amended 1992, par. 24.
- 95) 青木昌彦著, 前掲書, 147-166 ページ。雇用慣行と金融システムとが双対関係にあるとは, 次のことを意味する。すなわち, 日本の経営の特徴といわれる労働者管理型(所与の資本利潤率のもとで1人あたり賃金率が最大となるように資本ストックおよび従業員の処遇を決定するタイプ)の様式を維持ないし防御するた

めに不可欠な制度として、メインバンク制度が位置づけられることをいう。米澤康博・宮崎政治「日本企業のコーポレート・ガバナンスと生産性」橋木俊詔・筒井義郎編著『日本の資本市場』日本評論社、1996年、236ページ。

第7章

日米企業投資行動と業績指標の役割

第1節 投資決定の指標とメインバンク

本章は、企業の設備投資を中心として企業とメインバンクとの関係を探究し、メインバンク制度が財務体質の未熟な企業に、業績および内部資金の利用可能性をあまり意識させないで、積極的な設備投資活動を行わせてきたことを論じるものである。しかし、この実務は一方で、企業の投資効率に対する意識を鈍化させ、長期他人資本が自己資本化しているため、株主に帰属する価値を明確化する意識を弱めたとも考えられる。

設備投資は経営者が望ましいと考える資本ストックと現実の資本ストックとの差に左右される。ここで経営者が望ましいと考える資本ストックとは、換言すると、将来成果の現金価値である。これは自己資本と主観暖簾により構成される。ここで主観暖簾は文字どおり経営者の主観に基づくものなので、経営者の主観に基づく期待が大きくなれば、経営者が望ましいと考える資本ストックが大きくなることを意味し、投資を誘発する。本章では、この投資理論に基づいて、経営者の主観を中心に実証を行う。

チョイ／ミュラー (Choi, Frederick D. S. and Gerhard G. Mueller) は、日本のメーカーでは財務や会計よりも販売やマーケティングのほうが重要と説明している¹⁾。このことは、投資効率および投資決定の指標を意識する必要が薄かったことが原因の1つとなっている、と考えられる。本章の研究では、

インキュベーターとしての機能を果たす一方で、投資の指標に対する意識を弱らせたのは、メインバンク制度であることが明確に示されている。

この研究の成果として重要な点は、まず第1に、耐用年数の長短をとおして日米企業の投資戦略の一端を知ることができた点である。耐用年数は1期間の減価償却費の大きさを決定する3つの要因のうちの1つである。減価償却は企業の内部金融の重要な要素であり、従来内部金融の乏しかった日本企業も、近年、アメリカ、ドイツとひけをとらないほど内部金融を充実させている。1977年以降は内部金融率が100%を超え、内部資金で設備投資の大半がまかなえるようになった²⁾。

企業は通常、設備投資のための資金調達源として、外部金融よりも内部金融を選好する。内部金融により設備投資の大半がまかなえるようになれば、資本コストが大幅に減少する。1977年以降の日本企業では、内部金融のうちその約3分の2については、減価償却による自己金融が占めている³⁾。この事実を考えると、耐用年数の長短を比較・分析することにより、日米企業の投資戦略を分析することができる。

第2に重要な点は、日本では、投資の意思決定指標に関係なく積極的に市場環境に対して働きかける経営者の態度も、投資の決定要因となっていることである。研究結果によると、この経営者の積極的姿勢は、銀行と企業との結びつきがあって初めて可能となっている。銀行と企業との強い結びつきとは、具体的にいうと、メインバンクの存在をいう。しかし、この結びつきが同時に、企業の投資指標に対する意識を弱らせたともいえよう。

本章の構成は、以下のとおりである。第2節ではリサーチ・デザインを説明し、第3節では結果を提示する。第4節で結論とインプリケーションを述べる。

第2節 リサーチ・デザイン

1. 基本理論

生産過程は、財と用役の投入を必要とする。同時にこの過程は、購入により生産手段に投下された支払の流列を必要とする。この支払の流列を、「生産過程に属する投資」という。企業による投資は通常、生産された財を販売して利潤を獲得するために行われる⁴⁾。

実物投資は生産した製品の販売を目的として行われるので、投資は販売に対応する収入の流列を伴う。また、この流れは先行して行われた支払（投資）を補償するものである。こうして投資は利潤を目的として行われる。そして、当然、収入と支出との関係、すなわち、キャッシュ・インフローとアウトフローとの関係が中心的課題となる。この両方の流れは、投資を行う者が望ましい利益を実現できる場合にだけ形成されなければならない。すなわち、投資は、望ましい利益が実現できる確信のある場合にだけ行われなければならない。利益は収入が支出を超える場合に実現する。こうして投資は収入と支出との対応として特徴づけられる⁵⁾。

なお、実物投資には棚卸資産、有形固定資産、暖簾あるいは研究開発費のような無形資産がある。本書で対象とするのは、有形固定資産に対する投資である。

実物投資と将来期待される現金等価物のフローとの関係は、金融資産投資の場合と次の点で異なる。まず、実物投資は固定された、あるいは特定の支払契約には基づいていない。実物投資は「(棚卸資産の)販売に対する期待、(固定資産、在庫の)使用による将来価値の期待、過去の支出(繰延額)から将来便益が得られるという一般的な期待」である、と定義することができる⁶⁾。投資は単独で、あるいは他の資産と結びついて、直接的あるいは間接的に将来利益

(キャッシュの流入と支出との差額)をもたらすのに役立つ生産能力と関係しており、金融資産の場合と異なり、時間の関数として収益を単純に把握することができない。⁷⁾ 実物投資の場合、製品が販売されなければ当然、キャッシュの流入はゼロである。⁸⁾

さて、投資の大きさは、経営者が望ましいと考える資本ストックと、現実の資本ストックとの差に依存する。経営者が望ましいと考える資本ストックが、将来成果の現金価値である。この将来成果の現金価値は、自己資本と主観暖簾により構成される。⁹⁾ 主観暖簾は、経営者の主観、すなわち期待に基づくものである。したがって、投資決定には経営者がどの程度の資本ストックが望ましいと考えるかということ、すなわち、経営者の期待形成が重要である。¹⁰⁾ 経営者が製品販売にかかわる将来の需要に対して楽観的かつ安定的な見通しをもてば、望ましい資本ストックの水準が上昇し、設備投資は拡大する。そこで、どのような要因が経営者の強気を形成するかが重要であると同時に、経営者が将来需要の伸びに対してどのような要因が大切と考えているか、ということも重要である。つまり、望ましい資本ストックの水準を押し上げる要因を分析することが、投資の決定要因を探ることとなる。

2. 投資の決定要因

投資の決定要因で個別企業に関連する要因としては、従来売上高、利益があげられてきた。たとえば、経営者が売上高、利益といった経営成績を手がかりとして生産物の将来需要、すなわち、より大きな収入を予測し、投資を拡大、すなわち投資支出を拡大すれば、この投資の拡大は現在の市場状況およびそこから予測される将来の市場状況に対して経営者が反応したのと同じと考えることができる。つまり、現在獲得されている利益から判断して、より大きな投資を行えばそれを上回るより大きなキャッシュ・インフローがもたらされる、と期待しているのである。

さらに、現実の資本ストックに対する経営者の不満も、望ましい資本ストック

クを押し上げる要因として考慮する。なぜならば、より大きな収益が望ましい、と考えているにもかかわらず、現実の資本ストックが望ましい収益の実現を達成していなければ、投資を拡大するだろうからである。また、現実の資本ストックに対する不満は一定の経営目標の達成度に対する不満であり、達成度を高めるためにはより大きな資本ストックが必要である。従来は、望ましい資本ストックを押し上げる要因ばかりが投資の決定要因と考えられてきた。しかし、投資の大きさが望ましい資本ストックと現実の資本ストックとの差に依存するものであれば、現実の資本ストックに対する不満も、投資の決定要因となってよいはずである。本章の研究では、現実の資本ストックに対する不満も、投資の決定要因として考慮する。

これらの要因に加えてさらに、経営者の積極的な経営戦略も考慮する。なぜならば経営者は、市場に対して反応するだけでなく、市場に対して積極的に働きかけ、自ら市場環境に変化を与えることができるからである。構造調整投資を行うとき、あるいは新しいコンセプトをもつ商品を市場に導入するときがそうである。

売上高、利益といった要因は、経営者が生産物の将来需要を予測する手がかりとなる指標であり、投資の拡大はその指標に対して反応した結果である。この場合の投資の拡大は、現在の市場状況および予測される将来の市場状況に経営者が反応したものと考えることができる。一方、経営者は市場に対して積極的に働きかけ、自ら市場環境に変化を与えることができる。市場に対して影響力を行使することができ、イノベーターとなって市場に対して働きかける場合、経営者は研究開発設備を初めとする設備投資を拡大するであろう。こうして本書は、自ら資本ストックを押し上げ、市場環境に積極的に働きかけようとする経営者の態度をも、投資の決定要因として考慮する。

3. メインバンク制度の影響

一般の企業にとって投資の決定要因となっている要因は、企業がメインバン

クと密接な関係にある場合、決定要因とはならない。星、カシャップ、シャルフシュタイン(Hoshi, Takeo, Anil Kashyap and David Scharfstein)は、資金提供者と資金受容者とのあいだに情報の非対称性がない場合、流動性(内部資金の利用可能性)ないし収益性が投資の決定要因とならないことを実証した。彼らの研究は同時に、銀行などが資金を生産設備へ誘導するチャンネル¹¹⁾となっていることを示している。

銀行が資金を生産設備へ誘導するチャンネルとなっている、ということは、企業が未成熟な経済にとってきわめて有用なことである。たとえば、第2次世界大戦直後の日本や現在市場経済化を進めている移行経済の設備は老朽化し、多くの場合、国際的市場の競争に残ることのできる製品を製造できる状態にならない。とくに移行経済では、証券市場で資金を調達できるほどの将来収益力を示すことができる企業はほとんどない。また、移行経済の証券市場は、企業情報の不足と熟練した投資家の不足のため、うまく機能していないことが多い。銀行が資金を企業の新規投資へと誘導するチャンネルとなれば、銀行が未熟な段階にある企業を育てることができる。

さて、星らは日本企業を、メインバンクを中心とした系列企業と非系列企業とに分類した。系列企業については、資金提供者の銀行と企業とのあいだに、企業に関する情報の非対称性はあまりないと考えられる。一方、非系列企業の場合、経営者は投資家よりも企業の将来性に関して、情報によりよく精通していると考えられるので、経営者のモラル・ハザードが疑われ、リスクの高い証券は過小評価される。したがって、外部資金調達のコストが高められる。このため、資金提供者と企業経営者とのあいだに情報の非対称性がある場合、流動性の大きな企業ほど多く投資を行うことが可能である。しかし、資金取引当事者間に情報の非対称性がないとした場合、流動性は投資の大きさを左右する要因とはならない。このようなフレームワークに基づいて、彼らは非系列企業については流動性が投資の決定要因として有意に作用しているのに対して、系列企業については作用していないことを確認した。¹²⁾

彼らの研究ではメインバンクを中心とした系列企業と非系列企業との違いが

はっきりとでていいる。しかし、こんにちでは1970年代以前とは異なり、同じ系列に属していても、企業がメインバンクと一般にみなされる銀行の拘束を強く受けないことが多い。銀行と企業との関係は変わりつつある。したがって、本書では企業経営が銀行、大株主の影響を強く受ける企業とそうでない企業とに分類し、両者について投資の決定要因がどのように作用するかを検証する。

4. 仮説の設定

以上から、本章の実証研究で検証すべき仮説は以下のとおりである。

仮説 1：売上高成長率、収益性などの経営目標に対してもつ経営者の高い満足度は、投資の決定要因となり、設備の耐用年数を短くする。

仮説 2：現実の資本ストックに対する経営者の不満足さは、投資の決定要因となり、設備の耐用年数を短くする。

仮説 3：日本企業については、銀行と強い結びつきのある企業は、上記の要因は投資の決定要因として重要ではない。

仮説 4：市場環境に対して働きかけようとする経営者の態度は、投資の決定要因となる。¹³⁾

本章の実証研究では、経営者の期待という主観的なものを説明変数として扱うので、データの収集はアンケート調査によった。サンプルの企業は、産業の影響を取り除くため、日米の電気・電子産業に含まれる上場企業とした。電気・電子産業を選択した理由は、この産業が日本の戦略産業だからである。

前述の仮説を検証するために、被説明変数を企業の建物、構築物、設備、器具、備品、研究開発のための設備、器具、備品の耐用年数とおく。耐用年数の長短を一定の尺度で評価するために、日本の電気・電子産業の企業で使われている各資産の法定耐用年数を中心とし、法定耐用年数に6という得点を与える。そして、法定耐用年数より2割、3割長い年数、短い年数にそれぞれ2、3、8、9という得点を与える。そうすることにより、日本の法定耐用年数を基準として、基準からの離れぐあいを評価することができる。日本企業の資産の

平均耐用年数とアメリカ企業のそれとの差は、 t 検定により確かめる。

耐用年数は一期間の減価償却額を決定する3つの要因のうちの1つである。減価償却とは、減価償却資産の減価償却可能額を、システムティックな方法¹⁴⁾で、その耐用年数にわたって、各会計期間に配分する¹⁴⁾ 手続をいう。この定義から、一期間の減価償却額を決定する要因として、①減価償却資産の減価償却可能額、②システムティックな減価償却方法、そして③減価償却資産の耐用年数が導かれる。こうして、耐用年数は一期間の減価償却額を決定するうえで重要な要因である。そして、減価償却は、企業の内部金融の重要な要素である。少なくとも日本企業については、内部資金の約3分の2を減価償却による自己金融が占める。したがって、耐用年数の長短を手がかりとして、日米企業の投資戦略の一端を知ることができる。

説明変数については売上高、利益といった客観的な数値は採用せず、経営者の主観的考えや目標に対する満足度をデータとして採用する。その理由は、投資決定が「望ましい」資本ストックといった、経営者の主観的判断に依存するためである。さらに、銀行と企業との結びつきの強さも、経営者の主観的判断をデータ源とした。その理由は、銀行の資本参加の割合が高くても、企業経営が銀行による拘束を受けないことがあるためである。

経営者に対するアンケート項目は、付録7-1にみられるとおりである。

以上により、次の回帰式を定式化することができる。

$$Y = a + bX + c$$

ただし、

Y : 企業資産の耐用年数の平均値

X : 検証する説明変数

a, b, c : それぞれ間接的要素、係数、攪乱項を表す。

この回帰式を日米企業それぞれに適用して、統計的に有意な説明変数を探索する。日本企業についてはさらに、有意な説明変数について、銀行や大株主との結びつきが強い企業と弱い企業とに分けて検証する。

さらに、アンケート項目にみられる説明変数の一部を新たな少数の説明変数

に統合するために、主成分分析を行う。こうしてつくり出された新たな次元を説明変数として、上述と同様の作業を行う。

第3節 仮説検証の結果

本書ではデータ収集のため、1991年1月10日、日本企業193社、アメリカ企業222社に対してアンケート調査を行った。その結果、日本企業のサンプルに含まれた企業数は56社、アメリカ企業は16社、それぞれアンケートの回収率は、29.0%、7.2%であった。

まず、日米企業資産（建物、構築物、研究開発設備を含む機械）の耐用年数に対して与えられた得点の平均値は、表7-3のとおりである。日米企業の資

表7-1 サンプルに含まれた日本企業

愛知電機	星和電機	日本マランツ
池上通信機	ソニー	日本無線
岩崎通信機	太陽誘電	日立電子
遠藤照明	ダイヘン	富士通電装
エンプラス	田淵電機	古野電気
岡谷電機産業	チノー	ホシデン
オムロン	帝国通信工業	ホーチキ
川崎電気	ティアック	松尾電機
京三製作所	TOA	松下精工
共和電業	TDK	松下電器産業
ケンウッド	東海理化電機製作所	松下電工
小糸工業	東京コスモス電機	松下冷機
国際電気	東京電気	ミツミ電機
国産電機	東芝	山武ハネウェル
澤藤電機	戸上電機製作所	指月電機製作所
サンクス	日興電機工業	ローム
サンケン電機	日東電工	ワコー電器
三洋電機	日本抵抗器製作所	
シャープ	日本ビクター	

(注) その他1社匿名で回答。

表 7-2 サンプルに含まれたアメリカ企業

American Precision Industries
Brush Wellman, Inc.
Cohu, Inc.
Comsat Corporation
Digital Communications Associates, Inc.
ECC International Corp.
Egdo, Inc.
Keithley Instruments, Inc.
Lojack Corporation
Merrimac Industries, Inc.
Raychem Corp.

(注) その他 5 社は匿名で回答。

表 7-3 日本企業の耐用年数の平均値

資産全体

	平均値	標準偏差	t 値
日 本	5.57	1.17	0.91
アメリカ	6.04	2.68	

R&D 設備を含む機械

	平均値	標準偏差	t 値
日 本	5.86	1.79	1.43*
アメリカ	4.71	4.29	

(注) * 片側 10% 水準で有意。

表 7-4 耐用年数の決定基準

	1 位		2 位	
	日 本	アメリカ	日 本	アメリカ
税法基準	45(社)	3(社)	4(社)	3(社)
技術革新	4	6	16	4
資産の陳腐化	3	3	10	7
自然の作用による摩滅	1	1	0	9
利用による摩滅	1	1	5	2
災害	0	0	0	3

産の耐用年数は、平均すると、日本企業 5.57、アメリカ企業 6.04 で、ほぼ同じであった。こうして資産全体を考えた場合、その平均値に統計的に有意な差があるとはいえない。耐用年数について与えられた点数は、日本の法定耐用年数を 6 とし、耐用年数が短くなるほど得点が高くなるよう設定されている。この結果から、資産の耐用年数は、平均すると日米企業とも、日本企業の資産の法定耐用年数とほぼ同じで、日本企業のほうが資産の耐用年数が短いという通説は正しくないことがわかる。

ただし、同じく表 7-3 から、研究開発設備を含む製造のための機械について着目すると、日本企業が設定する耐用年数のほうが短いことがわかる。この平均値の差は、 t 検定を行うと、片側 10% 水準で有意である。日本企業には、研究開発設備を 1 年で償却している企業もあり、技術革新のための積極的な投資意欲がうかがわれる。

日本企業の資産の耐用年数を決定する基準としては、表 7-4 から、大部分の企業が税法基準を第 1 順位として回答しているが、税法基準を第 1 順位としながらも法定耐用年数とは異なる期間で償却を行っている企業も少なからず見受けられる。技術革新を第 1 順位としている企業もいくつか見受けられた。アメリカ企業については技術革新を第 1 順位としている企業が多いが、税法基準、資産の陳腐化を基準としている企業も見受けられる。

耐用年数を被説明変数とした回帰分析については、統計上有意な説明変数が日米で異なっている。まず、日本企業については、表 7-5(1)から新製品、新技術の頻度が設備投資と有意な関係にあり、仮説 1 について表 7-5(2)から、製品ポートフォリオ改善という目標に対する満足が耐用年数決定に役立っており、いずれも 5% 水準で有意であった。売上高成長率や収益性といった目標に対する満足は、必ずしも耐用年数決定に役立っていない。アメリカ企業については、経営者の満足な態度は耐用年数の決定要因とはなっていない。

同じく表 7-5(2)から仮説 2 に関しては、日米企業とも有意な結果が得られた。日本企業にとっては、市場占有率目標に対する不満が投資決定の要因となっているのに対して、アメリカ企業では、製品品質改善目標と研究開発能力強

表 7-5(1) 日米企業の投資決定要因

目 標 (説明変数)	a		b		bのt値		R ²	
	日	米	日	米	日	米	日	米
X ₁ 製品市場の多様性	1,631.27	5.72	-191.05	0.07	-1.17	0.20	0.10	0.003
X ₂ 市場の地理的多様性	48.43	7.71	65.18	0.36	0.92	1.24	0.03	0.10
X ₃ 市場の競争性	5.29	6.71	0.05	-0.12	0.30	0.20	0.002	0.003
X ₄ 市場に対する影響度	5.41	1.89	0.03	0.93	0.27	1.31	0.001	0.11
X ₅ 新製品・新技術の頻度	4.19	8.37	0.28	0.43	2.03*	-1.10	0.09	0.08
X ₆ 予測不能な需要の頻度	4.52	7.40	0.29	-0.36	1.18	-0.71	0.03	0.03
X ₇ 主要市場の収益性	6.31	9.15	-0.17	-0.68	-1.16	-1.27	0.02	0.11
X ₈ 参入障壁の高さ	4.88	7.35	0.24	-0.35	1.50	-0.89	0.045	0.05

注1：*5%水準で有意。

注2：アメリカ企業についてはサンプル数が少ないことに注意すべきである。

表 7-5(2) 日米企業の投資決定要因（以下の目標に対する満足度）

目 標 (説明変数)	a		b		bのt値		R ²	
	日	米	日	米	日	米	日	米
X ₉ 売上高成長率	5.97	5.27	-0.11	0.27	-0.59	0.34	0.007	0.009
X ₁₀ 主要製品の市場占有率	6.99	4.26	-0.48	-0.55	-2.18*	0.65	0.09	0.03
X ₁₁ 新製品比率	5.37	8.93	0.10	-1.01	0.41	-1.16	0.003	0.10
X ₁₂ 収益伸び率	6.27	6.07	-0.26	-0.10	-1.51	-0.18	0.04	0.002
X ₁₃ 投下資本収益率	6.53	5.51	-0.34	0.11	-1.34	0.19	0.03	0.003
X ₁₄ 株価の上昇	5.84	6.28	-0.08	-0.10	-0.30	-0.19	0.001	0.002
X ₁₅ 製品品質の改善	5.14	11.05	0.17	-1.31	0.84	-1.88*	0.01	0.15
X ₁₆ 生産・物流システムの合理化	6.16	10.61	0.16	-1.20	0.62	-1.68	0.008	0.12
X ₁₇ 研究開発能力の強化	5.19	10.80	0.17	-1.52	0.73	-1.93*	0.01	0.16
X ₁₈ 製品ポートフォリオの改善	4.24	9.45	0.53	-1.11	1.79*	-1.56	0.06	0.15

注1：* 5%水準で有意。

注2：アメリカ企業についてはサンプル数が少ないため、有意水準に達している変数があっても、説明力には限界があることに注意しなければならない。

化目標に対する経営者の不満足さが投資の決定要因となっていた。また、若干説明力は弱い、システムの合理化、製品ポートフォリオの改善に対する不

満も、資産の耐用年数の決定要因となっている。日本企業が一般に高度成長期以来長らく市場占有率という目標に重点をおいていたことは、加護野らの研究¹⁵⁾から明らかである。この目標の達成度に対する不満が日本企業の資産の耐用年数、ひいては投資の決定要因となっていることは興味深い。また、アメリカ企業については製品品質改善、研究開発能力強化という目標に対してもつ経営者の不満が、資産の耐用年数、ひいては投資の決定要因となっていることも興味深い。本書のデータは1991年1月に収集されたものだから、経営者は90年あるいは80年代後半を念頭において回答しているはずである。

なお、アメリカ企業については目標に対する満足な態度が資産の耐用年数の決定要因とはならず、不満足な態度が決定要因となっている。この結果は、一見過去の研究、すなわち、収益性の高い企業ほど多くの投資を行っている、という命題とは矛盾する。しかし、収益性の高い企業の経営者ほど目標が高く、現状に対して不満を多くもっている、ということも考えられる。したがって、本章の実証研究で提示されたアメリカ企業についての結果が、過去の研究と矛盾するとはいえない。

仮説3については、日本企業を銀行、大株主により経営政策策定が制約される企業とそうでない企業とに分け、それぞれのグループについて回帰分析を行った。その結果、銀行、大株主との関係が弱い企業について、上の仮説1、2で説明力のある変数は説明力をもっているが、銀行、大株主との関係が強い企業では説明力をもっていなかった（表7-9）。

ただし、新製品、新技術の頻度という変数については、全く正反対の結果がでた。すなわち、銀行と結びつきの強い企業についてこの変数は投資の決定要因となっているのに対して、銀行と結びつきの弱い企業では説明力をもっていなかった。新製品、新技術の頻度とは、経営者が市場に対して積極的に働きかける姿勢を示す変数である。したがって、この結果より、経営者の市場に対する積極的態度は、メインバンクを初めとした銀行のバックアップを得て可能となる、と考えることができる（表7-5(1)(2)、表7-9）。

次に、多くの変数を少数で説明力のある新たな次元に統合するために、主成

表 7-6 アンケート項目（問1）の固有ベクトル

	PRIN 1	PRIN 2	PRIN 3	PRIN 4	PRIN 5	PRIN 6
1	0.155692	0.247377	0.255140	0.187368	-.232019	-.190571
2	0.271941	0.292594	-.210224	0.220502	0.020331	0.094067
3	0.270487	0.117348	-.134567	-.142827	0.459563	-.264727
4	0.209454	0.392735	-.131983	-.175471	-.079472	0.206668
5	0.388669	0.214863	0.102745	0.106231	0.017014	0.023455
6	0.165331	0.079714	0.121267	-.462426	0.428769	0.227210
7	0.155915	0.215277	0.429403	0.227318	-.058168	-.356674
8	-.045763	0.031847	0.485926	0.070866	-.025139	0.721417
9	0.180930	-.166797	-.462068	0.335198	0.169500	0.200377
10	0.099376	-.255333	-.054604	0.566374	0.146684	0.103881
11	0.046382	0.388601	-.282986	0.064801	-.127640	0.273551
12	0.094389	-.360925	0.214271	0.069352	0.298621	0.080983
	PRIN 7	PRIN 8	PRIN 9	PRIN 10	PRIN 11	PRIN 12
1	0.566787	0.078418	0.425288	-.236070	-.360834	0.134776
2	-.208497	0.384726	0.185431	0.015271	0.065814	-.538625
3	-.317505	0.345950	0.093246	0.039995	-.236423	0.528961
4	-.123886	-.281878	0.343328	-.055670	0.327037	-.030279
5	0.137122	0.238197	-.354723	0.233246	-.109690	-.166973
6	0.233627	-.262667	0.174186	0.184162	-.179235	-.217819
7	-.136203	-.240076	0.046845	0.418610	0.434381	0.186089
8	-.221617	0.137862	0.088318	0.048654	-.095673	0.281873
9	0.174960	-.184915	0.283337	-.082688	0.231317	0.302973
10	-.069518	-.274380	0.028959	0.357972	-.380875	-.122279
11	0.309367	-.000911	-.526860	0.067406	0.059521	0.307447
12	0.376854	0.425158	0.023447	-.031176	0.506698	-.046114

分分析を行った（表 7-6）。その結果，表 7-7 にみられるとおり，市場の多様性，市場における力，企業間協力，市場競争度を示す新たな次元を導き出すことができた。これらを説明変数として仮説 1，4 を検証した結果が表 7-8 である。表 7-8 から，市場に対してもつ影響力が弱い企業ほど耐用年数が短いということが発見されている。

仮説 3 については，日本企業で本章末付録における問 1 の(7)で，尺度 4 以上の回答を示したものを，銀行，大株主との結びつきの強い企業とし，その他の

表 7-7 日本企業についての新次元

新次元	定義
Z ₁ 市場の多様性	表 7-5 における X ₂ , X ₃ , X ₅ の単純合計
Z ₂ 市場における力	“ X ₄ , X ₁ の単純合計
Z ₃ 企業間協力	“ X ₇ , X ₈ の単純合計
Z ₄ 市場競争度	“ X ₃ , X ₆ , X ₁₂ の単純合計

表 7-8 日本企業資産耐用年数の決定要因（新次元について）

	a	b	bのt値	R ²
Z ₁	-64.91	63.82	1.03	0.03
Z ₂	4.54	-0.05	-2.07☆	0.12
Z ₃	4.82	-0.17	-1.30	0.05
Z ₄	4.07	-0.003	-0.19	0.001
Z ₅	4.85	-0.15	-0.95	0.03

(注) ☆ 5%水準で有意。

企業を、銀行、大株主との結びつきの弱い企業とした。銀行との結びつきが強い企業については、表 7-9 にみられるとおり、仮説 1, 2 で有意性が確認された説明変数が説明力をもたなかった。それに対して、銀行との結びつきの弱い企業では説明力をもっていた。この結果は、銀行との結びつきの強い企業では、通常投資の決定要因となる要因が、決定要因となっていないことを意味する。

また、仮説 4 を支持した変数、すなわち、市場に対して積極的に働きかけようとする経営者の態度を表す変数は、銀行と結びつきの強い企業について説明力をもっているのに対して、結びつきの弱い企業については説明力をもっていなかった。この結果については、市場に対する積極的な態度は銀行のバックアップを得て可能となる、と解釈することができる。このことは、メインバンク制度が未熟な企業のインキュベーターとなりうることを示している。

しかし、企業間協力が市場に対する積極的な態度を生み出すわけではないことが判明した。なぜならば、企業間協力が強い場合、市場に対する積極的な態度が耐用年数と負の関係をもつものに対して、協力関係が弱い場合、正の関係を

表 7-9 銀行との結びつき、企業間協力の影響

銀行との結びつきが強い場合				
説明変数	a	b	bのt値	R ²
X ₅	2.74	0.79	2.56☆	0.52
X ₈	8.44	-0.48	-1.63*	0.30
X ₁₀	5.32	-0.042	-0.04	0.0005
X ₁₂	5.56	-0.15	-0.29	0.02
X ₁₃	6.91	-0.68	-0.97	0.19
X ₁₈	5.14	0.02	0.01	0
Z ₂	3.51	0.14	0.71	0.03
銀行との結びつきが弱い場合				
説明変数	a	b	bのt値	R ²
X ₅	4.49	0.19	1.28	0.04
X ₈	6.30	-0.17	-1.08	0.03
X ₁₀	7.15	-0.51	-2.29☆	0.11
X ₁₂	6.39	-0.29	-1.53*	0.05
X ₁₃	6.41	-0.27	-0.97	0.02
X ₁₈	4.30	0.52	1.69☆	0.06
Z ₂	5.17	-0.07	-2.19☆	0.28
企業間協力関係が強い場合				
説明変数	a	b	bのt値	R ²
X ₅	7.62	-0.81	-2.5☆	0.33
X ₈	5.05	-0.20	-0.85	0.03
Z ₂	4.33	-0.04	-1.29	0.08
企業間協力関係が弱い場合				
説明変数	a	b	bのt値	R ²
X ₅	-1,641.66	513.03	2.35☆	0.28
X ₈	3.21	0.22	0.89	0.09
Z ₂	4.97	-0.06	-2.24☆	0.38

(注) ☆ 5%水準で有意。

* 10%水準で有意。

もつことが発見されたからである。このことは、日本企業については、積極的に新製品、新技術の開発を行い、積極的投資を行っている企業は企業間協力が

あまり強くない場合と解釈される。事実、新しい大胆なコンセプトを積極的に打ち出している企業は、企業間協力の枠からはずれた企業に多い。

なお、銀行との結びつきが弱い場合、市場に対する影響力を表す変数は、耐用年数の短さと負の相関関係がある。この結果については、銀行との結びつきが弱く、しかも市場に対する影響力がない場合、外部資本コストが高く、積極的に設備投資が行えない、と解釈すべきであろう。

第4節 結論とインプリケーション

この実証研究では、将来成果の現金価値、すなわち経営者が望ましいと考える資本ストックが、自己資本と主観暖簾により構成されていることを基本的前提として行われた。この暖簾は経営者の主観に基づくもので、経営者の将来に対する期待を反映する。この期待に影響を与える指標が、メインバンクとの関係が強い場合、投資意思決定指標として機能しないことを実証した。このことは、メインバンクの影響が経営者の投資効率に対する意識を鈍らせているであろうことを意味し、本来の市場では市場規律の観点から望ましくない。しかしその一方で、日本の高度経済成長下では投資を積極化させる役割を果たした。

この研究結果で明らかになったことは、次のとおりである。まず第1に、日本企業とアメリカ企業の設備を全体としてみた場合、耐用年数はほぼ同じで、日本の法定耐用年数にきわめて近い値である。ただし、日本企業のほうが製造に関する機械や研究開発設備の耐用年数が短く、その差は統計的に有意である。

このことから日本企業は法定耐用年数を参考としながらも、とくに研究開発設備について技術革新をかなり考慮に入れて耐用年数を設定していることがわかる。ただし、投資効率については不明なので、研究開発設備への投資の積極性を単純に評価することはできない。ちなみに、1994年時点では、日本の研究費投資が13.6兆円に対して、アメリカでは30.6兆円、基礎研究費は日本の

は 1.86 兆円に対して、アメリカは 5.28 兆円、研究費の政府負担割合は日本では 21.5% なのに対してアメリカでは 36.1%¹⁶⁾ である。

第 2 に、耐用年数の長さを被説明変数とした回帰分析の結果判明したことは、日米企業とも、国内で一般的に重要視されているような経営目標に対する経営者の満足あるいは不満足が投資の決定要因となっているが、日本企業については、そうした決定要因が、銀行と企業との結びつきが強い場合、投資の決定要因としては作用しないことが確認された。

ただし、企業間協力の強い企業と弱い企業とでは、この決定要因の作用の仕方が異なる。企業間協力について分析した場合、市場に対する積極的姿勢は、協力関係が弱い場合にだけ見いだせた。

この結果は、一見銀行と企業との結びつきについて発見された事実と矛盾している。しかし、次のように考えると矛盾しない。つまり、メインバンクが企業のインキュベーターとして機能しているか、あるいは企業のリストラクチャリングを支援している場合には、一般的な投資の決定要因にかかわらず積極的に設備投資を行えるのに対して、企業間の取引に市場の原理が働かなくなったとき、企業は市場に対する積極的姿勢をもたなくなるということである。

アメリカ企業については、サンプル数が少ないという制約があるものの、仮説 2 を支持するであろう結果、つまり、現実の資本ストックに対する経営者の不満足さが投資の決定要因となるであろうという事実が観察された。アメリカ企業についてはサンプル数の制約のため、本来統計的仮説検証を行うのは不適切である。しかし、本実証研究は、銀行との結びつきが強い日本企業の投資行動に焦点を合わせているので、アメリカ企業についてはとくにサンプル数の制約を克服する操作を行わなかった。

本実証分析で、日本企業については、通常であれば投資意思決定指標となっているものが投資の決定要因となっていない、ということと、経営者の積極的投資まで保証しているということが、企業とメインバンクとの密接な結びつきの利点として提示された。その反面、この結果はメインバンクによる貸付が自己資本と化していること、さらに、投資効率に対する意識を鈍化させることを

含意する。他人資本が部分的に自己資本と化していることが、日本では株主に帰属する投資の成果を明確に把握しようという意識を鈍化させたと考えられる。

付録 7-1

(注) 以下のアンケートのうち、問1、問2は次の実証研究のアンケートを参考としている。

加護野忠男・野中郁次郎・榑原清則・奥村昭博著『日米企業の経営比較』日本経済新聞社、1983年、259-273ページ。

1991年1月10日

横浜国立大学経営学部

鬼塚研究室

経営戦略と会計方針の国際比較に関する質問調査票

1. ご回答にあたって

- (1) この調査の目的は、日本とアメリカの企業の経営戦略と会計方針の間にいかなる相違があるかを明らかにすることにあります。
- (2) 調査票は統計的に処理されますので、貴社の社名と回答内容を対応させて公開することはありません。
- (3) ご回答の際に疑問がございましたら、下記宛にご連絡下さい。

横浜国立大学経済学部鬼塚研究室 Tel. 045-335-1451(代)

内線 2498

Fax 045-335-2596

鬼塚依里(自宅)

Tel. 045-541-9441

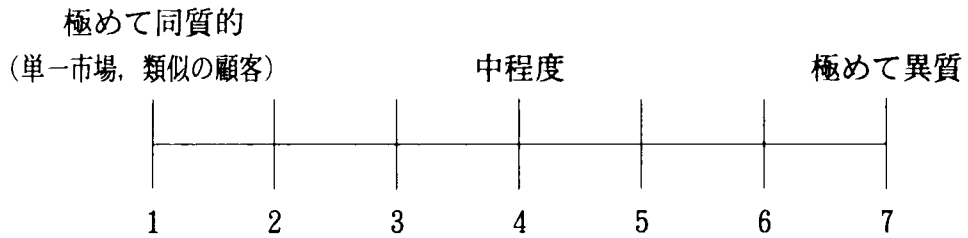
2. ご返送のお願い

- (1) ご記入いただきました調査票は、添付の封筒にてご返送いただきますようお願いいたします。
- (2) ご返送は恐れ入りますが、1月31日までにご投函下さいますようお願いいたします。

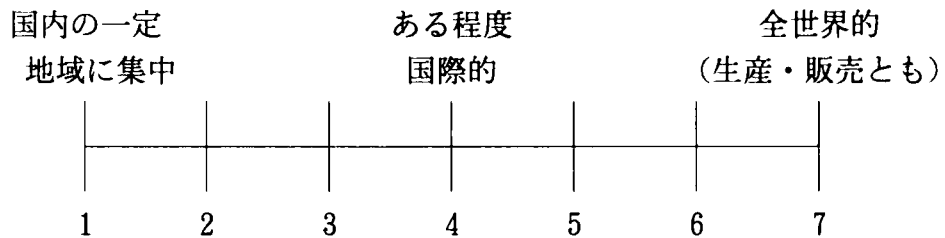
貴社名	Tel. () ()
ご記入者名	役職

問1 それぞれの項目について、両極に示した記述を参考にしながら、貴社の外部環境を示すと思われる数字に○印をご記入下さい。

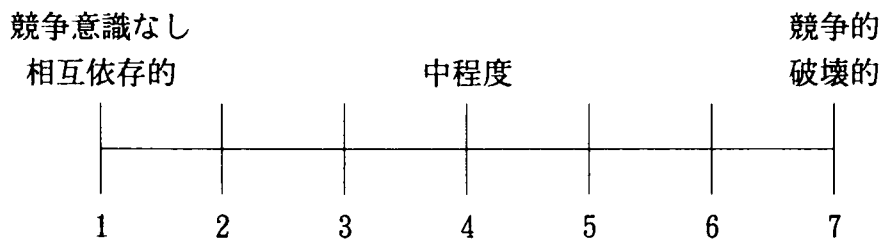
(1) 貴社の製品市場はどの程度の多様性を持っていますか。



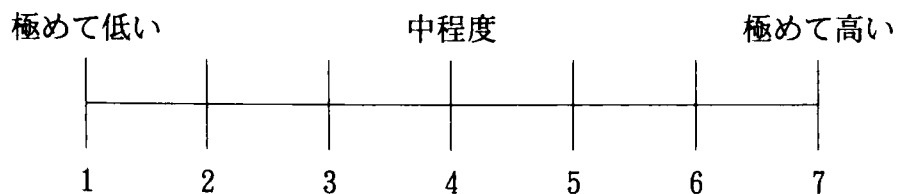
(2) 貴社の生産・販売活動は地理的にどの程度の広がりを持っていますか。



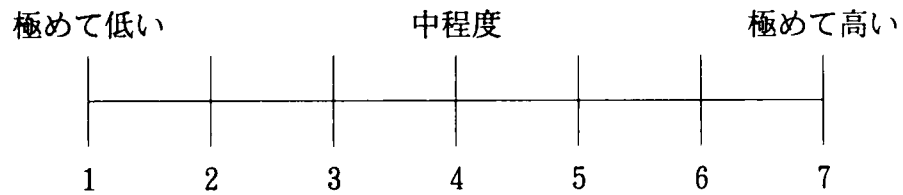
(3) 貴社の市場は一般にどの程度競争的ですか。



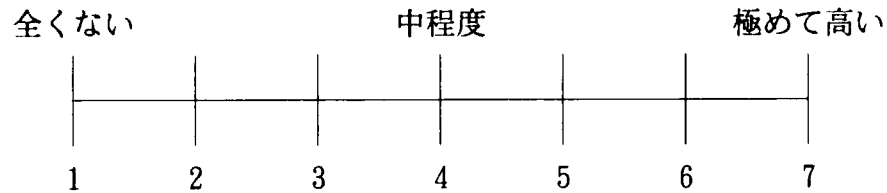
(4) 一般に貴社は市場環境や競争条件にどの程度影響を与え変化させることができますか。



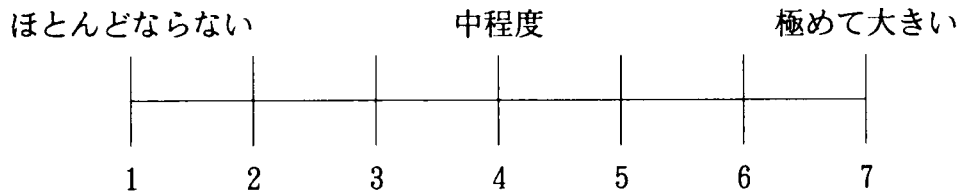
(5) 貴社の市場における新製品や新技術の頻度は一般にどの程度ですか。



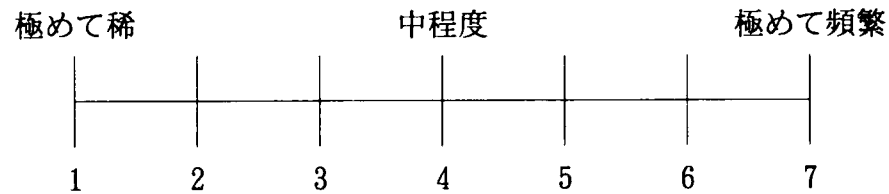
(6) 貴社の市場において予測できない需要変動の発生頻度はどの程度ですか。



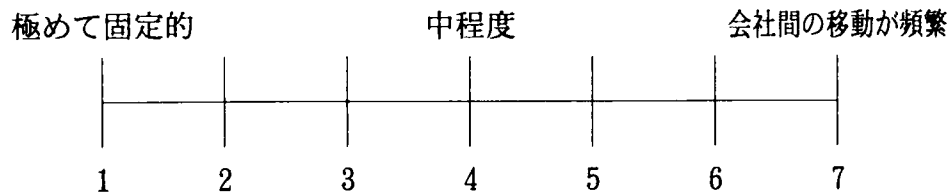
(7) 貴社と銀行、大株主とのこれまでの関係は、将来計画の策定にあたって、制約となりますか。



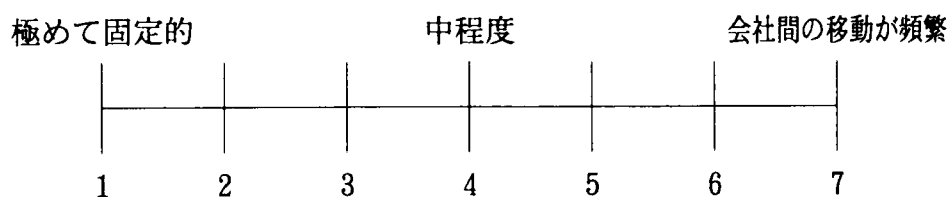
(8) 貴社の業界では、共同研究開発や共同市場開拓など企業間の協力はどの程度頻繁に行われていますか。



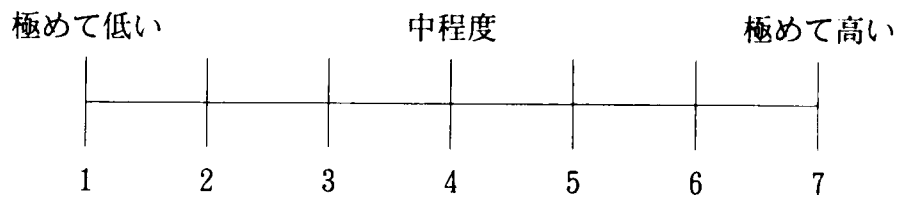
(9) 貴社の業界における管理者の流動性はどの程度ですか。



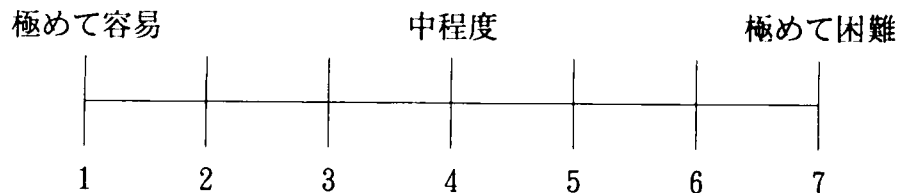
(10) 貴社の業界における専門技術者の流動性はどの程度ですか。



(11) 貴社の主要市場（最大の売上比率をもつ市場）の収益性はどの程度ですか。



(12) その市場に対する新規参入の困難度はどの程度ですか。



問2 貴社の経営者は次にあげる目標の達成度に関して、いかなる態度を表明しておられますか。それぞれの目標に対するその評価をお知らせ下さい。

	非常に不満足	不満足	どちらとも言えない	満足	非常に満足
(1) 売上高成長率	1	2	3	4	5
(2) 主要製品の市場占有率	1	2	3	4	5
(3) 新製品比率	1	2	3	4	5
(4) 収益伸び率	1	2	3	4	5
(5) 投下資本収益率	1	2	3	4	5
(6) 株主のキャピタル・ゲイン(株価の上昇)	1	2	3	4	5
(7) 製品品質の改善	1	2	3	4	5
(8) 生産・物流システムの合理化	1	2	3	4	5
(9) 研究開発能力の強化	1	2	3	4	5
(10) 製品ポートフォリオの改善	1	2	3	4	5

以上の質問項目は、加護野忠男・野中郁次郎・榊原清則・奥村昭博著『日米企業の経営比較』日本経済新聞社、昭和58年にみられるアンケートを参考とした。

問3 貴社の減価償却資産の耐用年数は次のいずれを考慮して設定されていますか。重要性の高い順に番号を記して下さい。

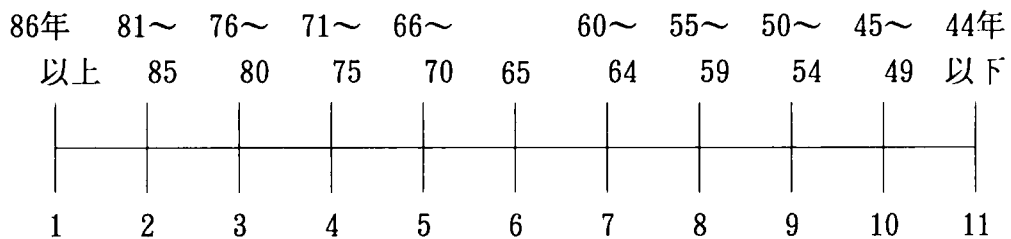
- ・税法基準 ()
- ・技術革新 ()
- ・資産の陳腐化・不適當化 ()

- ・利用による物質的消耗 ()
- ・利用によらない自然の作用による物質的消耗 ()
- ・偶発的原因による減失 ()
- ・その他 ()

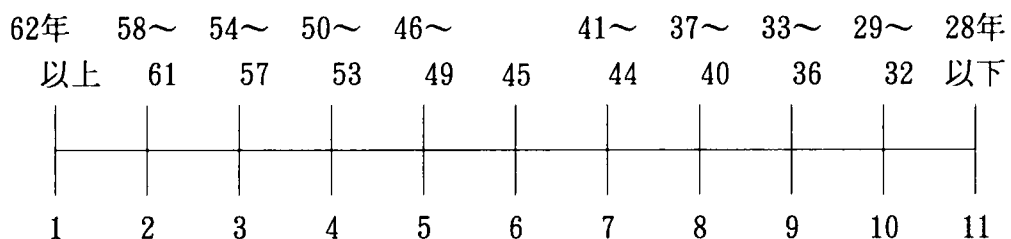
問4 以下にあげる設備・備品等の耐用年数をお知らせ下さい。

(1) 建 物

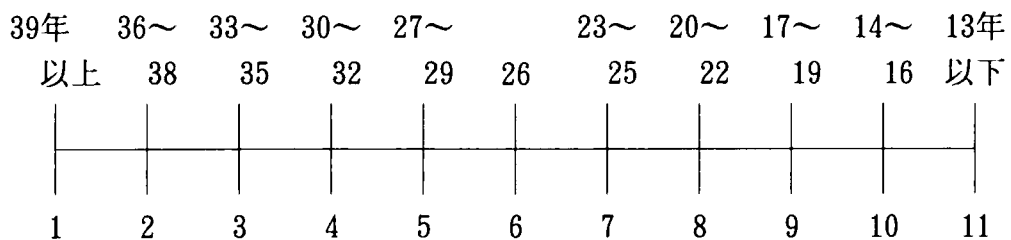
- ・鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造（事務所用）



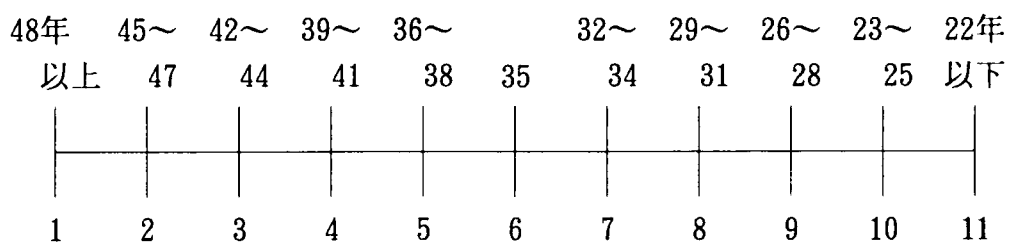
- ・鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造（送受信所用）



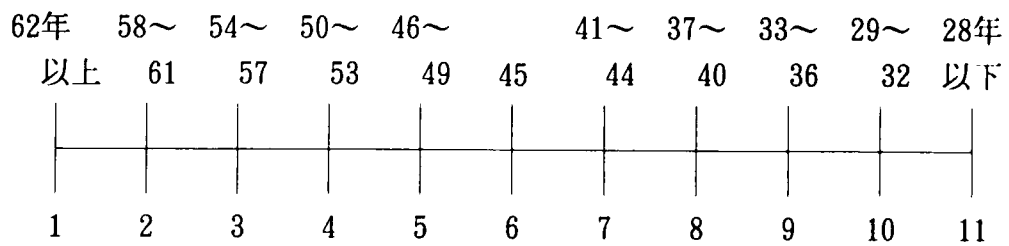
- ・鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造（工場用：腐食性の強い液体、気体の影響を直接受けるもの）



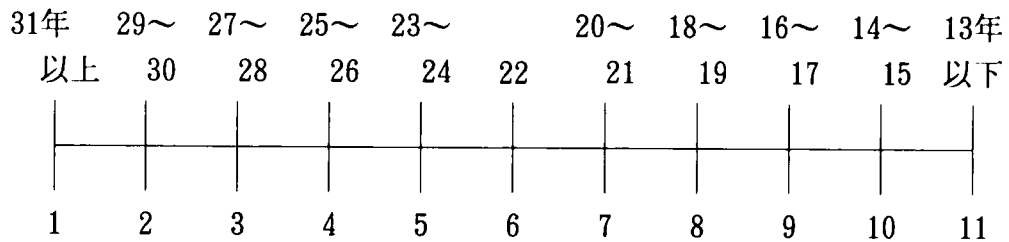
- ・鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造（その他の工場用）



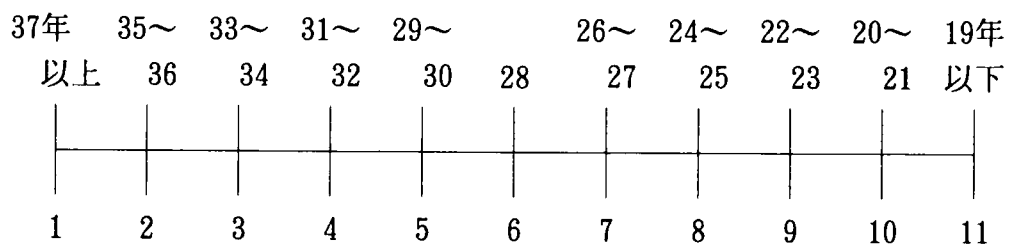
・金属造（事務所用）



・金属造（工場用：腐食性の強い液体、気体の影響を直接受けるもの）

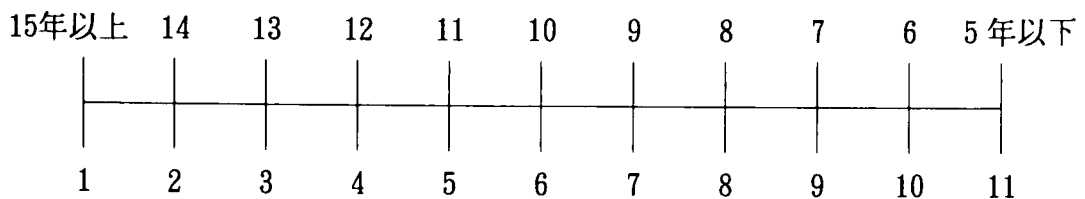


・金属造（その他の工場用）

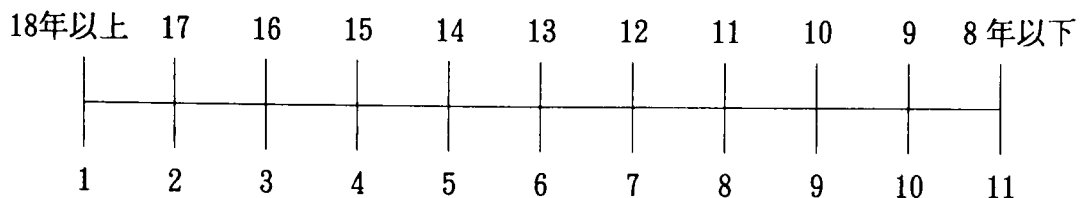


(2) 構築物

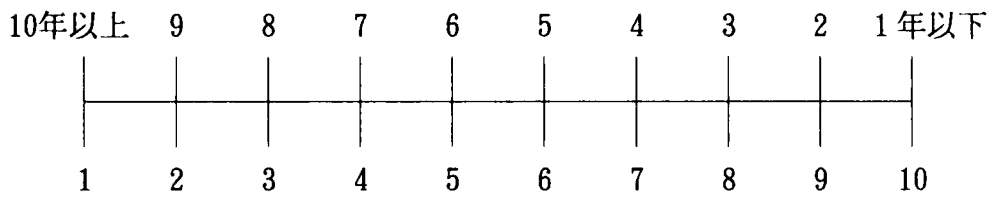
・通信ケーブル（光ファイバー製のもの）



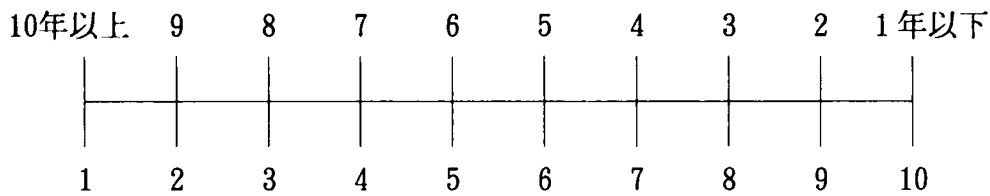
・通信ケーブル（その他のもの）



・測定工具，検査工具

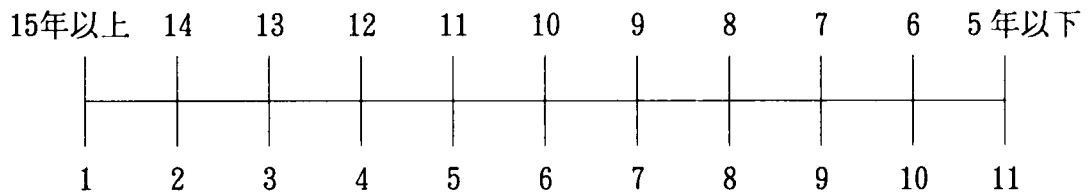


・試験機器，測定機器

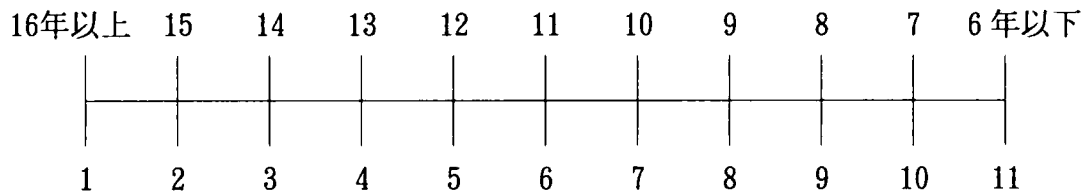


(3) 機械・装置

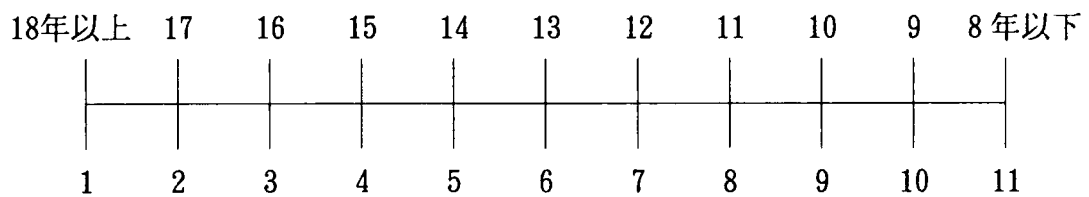
・歯車，油圧機器その他の動力伝動装置製造業用設備



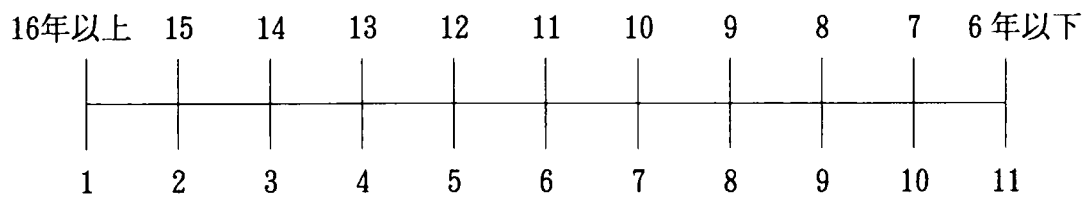
・産業用ロボット製造設備



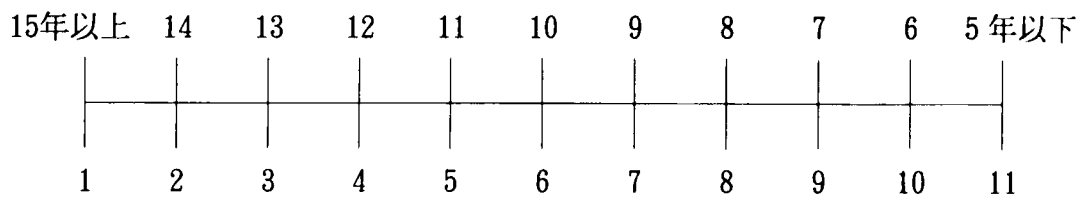
・その他の産業用機器製造設備



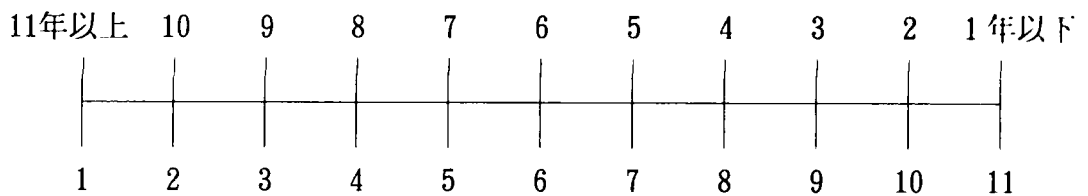
・産業用または民生用電気機器製造設備



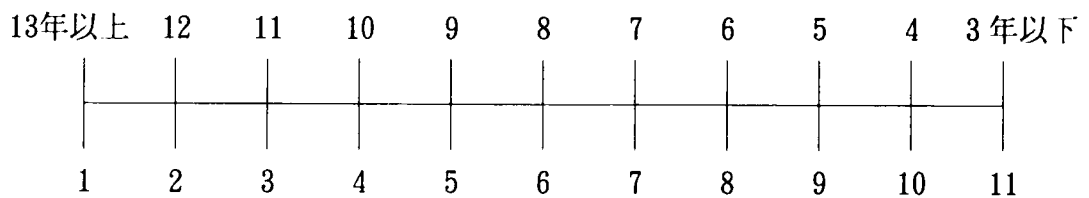
・電気計測器，電気通信用機器，電子応用機器または同部分品製造設備



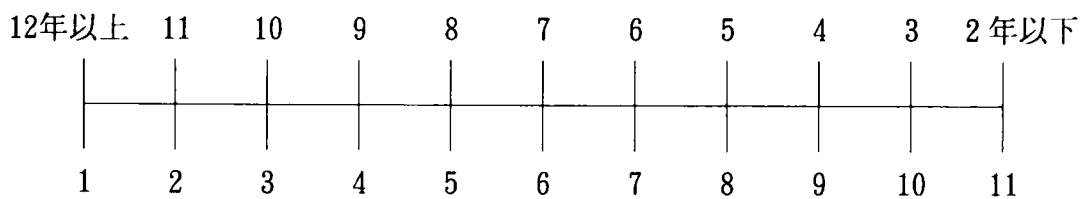
・光ディスク製造設備



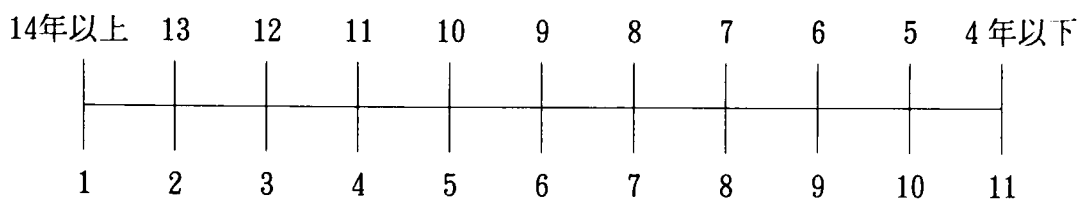
・電球，電子管または放灯製造設備



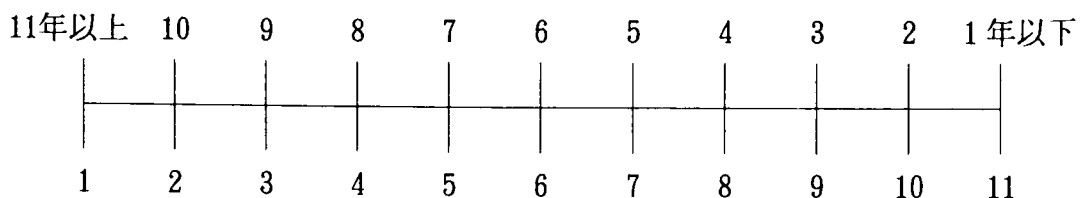
・半導体素子製造設備



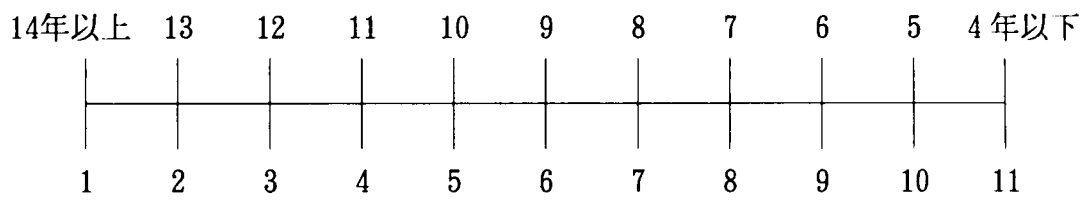
・抵抗器または蓄電器製造設備



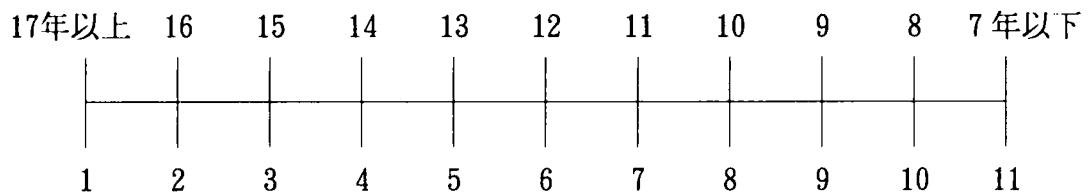
・プリント配線基板製造設備



・フェライト製品製造設備



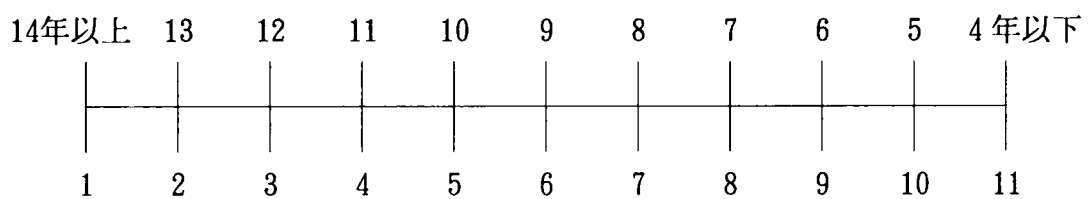
・電気機器部分品製造設備



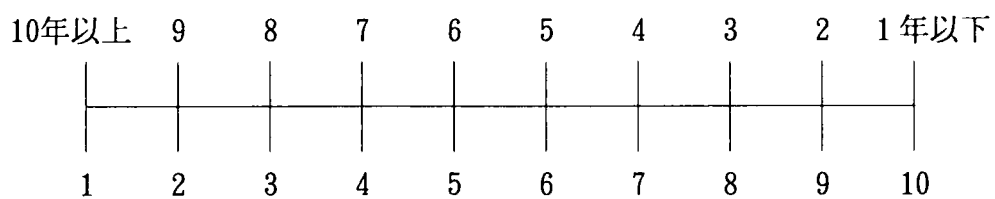
・半導体集積回路（素子数が100以上のもの）製造設備



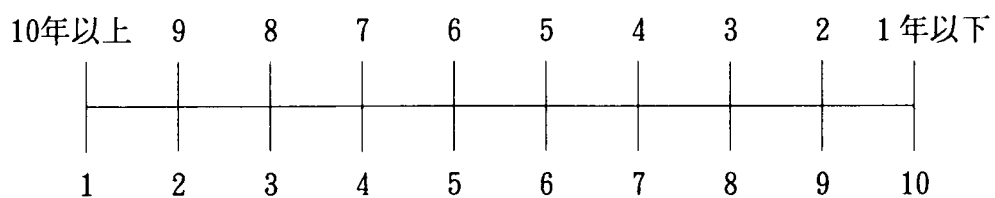
・核燃料物質加工設備



・研究開発用建物および建物付属設備



・研究開発用風洞，試験水槽および防壁



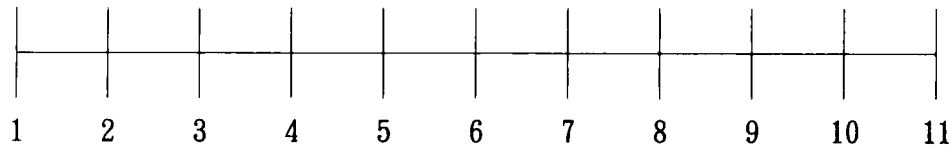
・研究開発用工具, 器具, 備品

9年以上 8 7 6 5 4 3 2 1年以下



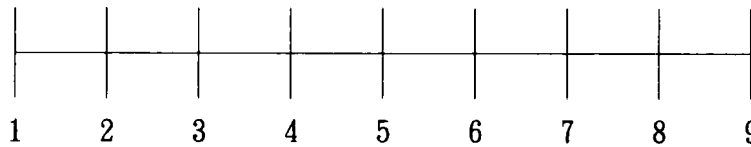
・研究開発用汎用ポンプ, 汎用モニター, 汎用金具, 工作機械, 汎用金属加工機械, その他これに類するもの

12年以上 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2年以下



・その他の研究開発機械, 装置

9年以上 8 7 6 5 4 3 2 1年以下



お忙しいところ, 貴重なご意見をご回答いただきまして誠にありがとうございました。(記入もれ, 記入間違いがないかどうか再度ご確認の上, ご返送下さい。)

注

- 1) Choi, Frederick D. S. and Gerhard G. Mueller, *International Accounting*, 2nd ed., New Jersey: Englewood Cliffs, 1992, p. 101.
- 2) 國村道雄著『現代資本市場の分析』東洋経済新報社, 1986年, 16ページ。
- 3) 同上。
- 4) Schneider, Erich, *Wirtschaftlichkeitsrechnung*, 3 Aufl., Tübingen: J. C. B. Mohr, 1961, S. 1-5.
- 5) *Ebd.*, S. 4.
- 6) *Terminology of Accountants*, 3rd ed., Toronto: The Canadian Institute of Chartered Accountants, 1983, p. 3.
- 7) Milburn, J. Alex, *Incorporating the Time Value of Money within Financial Accounting*, Toronto: The Canadian Institute of Chartered Accountants, 1988, p. 100.

- 8) Schneider, Erich, *a. a. O.*, S. 5.
- 9) Busse von Colbe, Walther, *Der Zukunfterfolg*, Wiesbaden: Betriebswirtschaftlicher Verlag Dr. Th. Gabler, 1957, S. 12.
- 10) See, Jorgenson, Dale W., "Economic Studies of Investment Behavior: A Survey," *Journal of Economic Literature*, Vol. 9, No. 4 (December 1971), pp. 1111-1147.
- 11) Hoshi, Takeo, Anil Kashyap and David Scharfstein, "Corporate Structure, Liquidity, and Investment: Evidence from Japanese Industrial Groups," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. CVI, Issue 1 (February 1991), pp. 36-60.
- 12) *Ibid.*, pp. 46-47.
- 13) 鬼塚エリ (岡田依里)・三浦富美枝「経営戦略と会計方針の日米比較—耐用年数の決定因を中心として—」『経営行動』第6巻第3号(1991年10月), 50-54ページ; 岡田依里「日米企業投資行動の比較分析」『経営分析研究』第9号(1994年3月), 81-84ページ参照。
- 14) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard IAS 4: Depreciation Accounting* (reformatted), London: IASC, 1994, par. 5.
- 15) 加護野忠男・野中郁次郎・榊原清則・奥村昭博著『日米企業の経営比較』日本経済新聞社, 1983年, 24-25ページ。
- 16) 科学技術庁『科学技術白書』(平成8年版), 大蔵省印刷局, 1996年, 75ページ。

第8章

日本企業のディスクロージャー

第1節 委譲されたモニタリングと企業の ディスクロージャー

本章は、企業の利害関係者がメインバンクにモニタリングを委譲し、メインバンクによる情報生産が行われているとき、企業のディスクロージャーがどのような影響を受けるかを分析することを目的とする。

メインバンク制度では、資金調達取引が内部化され、メインバンクにモニタリングが委譲されている。そして、メインバンクが企業情報の収集活動と情報生産活動を行うことにより、企業と利害関係者集団とのあいだにある情報の非対称性を克服する努力が行われている¹⁾。資金調達取引の内部化している企業では、内部化していない企業と比べて、ディスクロージャー水準が統計上有意に低いはずである。本章は、その点に関して実証研究を行うものである。

この実証研究の結果、安定株主の比率の低い企業は海外資金調達に積極的であり、海外における活動規模、組織の独立性がディスクロージャー水準を説明する変数となっているのに対して、安定株主の比率の大きな企業はディスクロージャー水準が低く、法律で要求された以上のディスクロージャーは行っていないことが判明した。ここで安定株主とは、そのほとんどが銀行で、そのなかに当然メインバンクが含まれている。

本章の実証研究は、次の順序で行われる。まず第2節では、仮説設定の基礎

になっている理論モデルを概観し、仮説を導出する。第3節で分析方法を説明し、第4節で分析結果を述べる。最後に、結論と若干のインプリケーションについて述べる。

第2節 仮説設定

1. 関連文献

自由な金融活動が許容されるなかでは、理論的には資金調達取引はどこでどのように行っても無差別である²⁾。しかし、現実には種々の取引コスト、国による制度の違い、通貨ごとの流動性の相違などのため、各国あるいは各国通貨市場間で資金調達に有利、不利が生じる³⁾。企業のディスクロージャーに関しては、企業が資本コストのより低い市場で資金調達を行うという、多国籍型資金調達取引のパターンを身につけるようになって初めて、研究対象として注目されるようになった。

チョイは、情報が不確実性を削減する機能をもつ、という命題を基礎として、ユーロ市場に参入する企業のディスクロージャー水準がどのように変化するかを測定した⁴⁾。ユーロ市場は資金の豊富な、全く規制のない超国家的市場である。企業に対して、情報提供のミニマム・リストさえない。しかし、企業はその企業に関する知識をもたない投資家に、その不確実性を削減するために必要な情報を提供しなければ資金を得ることができない。そのため自発的に情報を提供する動機をもつ。このようなフレームワークに基づいて、チョイは、ユーロ市場に参入した企業を実験グループ、参入しない企業をコントロール・グループとし、実験グループがコントロール・グループと比べて有意にディスクロージャー水準を改善させている証拠を提示した。

続いてバレット (Barrette, M. Edgar) は、企業のアニュアル・レポートの調査から、連結子会社数の大きな企業ほどディスクロージャー水準が高いこ

とを示した。⁵⁾ バレットの実証研究には、とくに理論的フレームワークは提示されていない。しかし、連結子会社数が大きいということは、会計対象となった企業実体の規模が大きいということである。したがって、企業実体の規模が大きく、投資家の目からみて不確実性が大きく、複雑性の高い組織に対しては、投資家の情報需要が大きいと解釈することができる。

以上は、競争的市場における企業のディスクロージャーが対象となっている。他方、日本企業のディスクロージャーを扱った論文として、岡田、⁶⁾ 桜井 = 山地⁷⁾がある。岡田は、チョイの研究を日本の市場にあてはめ、海外で積極的に資金調達を行う企業のほうが、主として国内で資金調達を行う企業よりも、ディスクロージャー水準が高いことを示した。桜井 = 山地は、日本企業の特徴とされる株主安定化がディスクロージャーの水準にマイナスの影響を与えること、および公表する予測利益の大きさについて、その誤差に寛容となるような影響を与えていることを実証している。

以上の研究に一貫して見いだされる要素は、資金提供者が企業経営者に対して抱く不確実性である。自由競争に近い市場で、市場メカニズムに従って資金調達取引が行われているならば、経営者は1人1人の資金提供者に対して自社に関する不確実性を削減するために、自発的に情報をディスクローズする動機をもつ。さもなければ、資金が得られないか、あるいは高い資本コストを支払うことになるからである。⁸⁾ しかし、日本企業については、資金提供者と経営者とのあいだに存在する情報の非対称性およびそこから生じる不確実性は、市場におけるディスクロージャーよりも、組織的なメカニズムにより解消される部分が大きい。

桜井 = 山地は情報の非対称性というよりも、日本企業の株主安定化に着目している。そして、エイジェンシー理論に基づき、企業のディスクロージャーを、経営者によるボンディング活動の一環として把握する一方、経営者と安定株主との協調関係から、経営者は安定株主に対してボンディング活動を行う動機が弱いことを示している。

ボンディング活動とは、経営者が株主に対して、自らが「道徳的危険行為は

行わない」，あるいは「道徳的危険行為により生じた損失は補償する」という保証を行うことをいう。ここで桜井 - 山地は，株主安定化の程度が低い企業ほど，株主からの情報公開要求に積極的に応えるため，早期に決算発表を行うとともに，予測利益が達成されなかったときのサンクションを回避するため，より保守的な利益予測値を公表することを示した。⁹⁾

本章の実証研究は，岡田により得られた証拠を基本とする一方で，桜井 - 山地にならって企業のディスクロージャーを，経営者によるボンディング活動として把握する。そして，日本企業によるディスクロージャーを，資金提供者と企業経営者との関係から説明する。その際，フレームワークとするのが，資金調達取引の内部化の理論である。

2. 説明のためのフレームワーク

自由競争市場では，企業から公開された情報は，資本市場で資源配分が行われるための指標として重視される。もし企業が高い業績を示し，消費者，環境のニーズを満たす財，サービスを提供するならば，その企業の株価は上昇し，その企業により多くの資金が流入する。こうして，企業が公開するシグナルとなり，株価を媒介として，資金が企業間に効率的に配分される。¹⁰⁾

このとき，企業によるディスクロージャーは，情報利用者の経済的意思決定に有用な情報を提供するために行われるべきだとされている。¹¹⁾ 情報利用者のうち，とくに，自己資本の投資家としての株主が最も大きなリスクを負担し，また，株主のための財務情報は，他の情報利用者が必要とする情報と大部分が一致するとの判断から，IASの基準設定は株主のための情報提供を第一任務としている。¹²⁾ したがって，こんにち，企業の存在の公共性が強調されるに従い，株主を含む企業の利害関係者全体に対する情報公開が重視されるようになってきているものの，本書では資金提供者，とくに自己資本の投資家に対する企業の自発的ディスクロージャーに焦点を合わせることにする。¹³⁾

企業が投資家に有用な情報を提供しなければ，投資家は企業の経営成績およ

び財政状態について判断を行うことができない。そのため、すでに投資を行っている投資家は株式を売却する可能性があり、あるいは企業が低い利子率でしか社債を発行できないなどの影響が考えられる。要するに、有利な条件による資金調達ができなくなる可能性がある。こうして企業は、もし投資家が望む情報を提供しないならば、高い資本コスト¹⁴⁾でしか資金を調達することができなくなる。

以上のような投資意思決定有用性の観点に加えて、経営者に対する監視の観点からも、企業による自発的ディスクロージャーを説明するフレームワークが提供されている。資金提供者は、一般に、資金を経営者に委託して、自己に代わって企業経営を行わせていると解釈できる。こうして資金提供者はプリンシパルとなり経営者はエイジェントとなる。資金提供者は資金提供者の利益となるように、経営者が業務を行うことを望んでいる。しかし、経営に直接関与していない資金提供者は、経営者と比較すると、企業経営に関する入手可能な情報は、量的にも質的にも劣っている。こうして、経営者は、情報の優位性を利用して、経営者自身の利益になるように企業経営を行う動機をもつ。そして資金提供者も、そのような経営者の道徳的危険行為に疑いを抱いている。資金提供者は、経営者が道徳的危険行為を行わないよう、経営者を監視したり、経営者に業務遂行に関する情報を要求したりする。ここでもし、経営者が提供する情報が不足していれば、資金提供者はリスクを大きく見積る傾向にある。一方経営者は、できるかぎり証券引受価格を高めたいと望む。そこで経営者は、「道徳的危険行為は行わない」、あるいは、「道徳的危険行為により生じた損失は補償する」という保証を、ある程度行おうとする。このような経営者の行動が、ボンディング活動である。このボンディング活動の一環として、経営者による業務遂行状況の報告、つまり、企業情報の公開が行われる¹⁵⁾。

こうして、企業による情報のディスクロージャーは、資金提供者の投資意思決定目的にせよ、監視目的にせよ、資金提供者が企業に対して抱く不確実性を削減するために行われる。

しかし、もし資金提供者が企業について不確実性をもっていないとすれば、

企業は積極的にディスクロージャーを行うだろうか。日本で資金提供者は、従来多くの場合、メインバンクを中心とした銀行、法人および個人株主である。そして、顧客企業についての情報生産活動を行うメインバンクにモニタリングが委譲されており、他の投資家、債権者はメインバンクの判断を信任する。銀行を含む法人は、1960年代後半の資本市場の自由化を背景として、外国企業による買収を防御するため、株式の相互保有を長期的視点から行うようになった。

ところで、資源配分が行われるメカニズムとして、市場のメカニズムと組織のメカニズムとを考えると、今井 = 伊丹 = 小池によると、それぞれは次の2つの観点から特徴づけることができる。¹⁶⁾

(1) 取引参加者各人の決定原理の特徴

(2) 取引参加者集団のメンバーシップおよび参加者間の相互関係の特徴

今井らは、市場の原理の(1)の観点からみた特徴を M_1 、(2)の観点からみた特徴を M_2 、同様に組織の原理の特徴をそれぞれ O_1 、 O_2 とし、それらを次のように表した。

M_1 : 価格ないしそれに準じたシグナルをおもな情報媒体とする各人の個人利益、効用の最大化を原理とする自由な交換

M_2 : 自由な参入と退出

O_1 : 権限による命令 (取引参加者は組織内の人間に限定される)

O_2 : 固定的・継続的関係¹⁷⁾

この考え方によると、チョイ、バレットが調査対象としたディスクロージャーは、 (M_1, M_2) というベクトルで表される市場におけるものである。一方、桜井 = 山地および本書が対象とするのは、 $(M_1 + O_1, M_2 + O_2)$ で表され、どちらかという、 O_1 、 O_2 の比重の高い市場におけるディスクロージャーである。

3. 仮説設定

資金調達取引が内部化されると、企業は内部資金利用可能性の制約をあまり感じなくなる¹⁸⁾。したがって、内部組織の外に資金を求めようとする意欲が少なくなる。逆に、資金調達取引の内部化の程度が低い企業は、より有利な資金を求めて動く。日本企業にとっては、資本取引が内部化していない場合、規制の緩い海外市場で資金調達を行うほうが資本コストが低いことが多い。したがって、次の仮説が成立する。

仮説 1：資金調達取引について内部化の程度が低い企業ほど、海外資金調達に積極的である。

海外資金調達に積極的な企業は、海外市場で自社のことをよく知らない投資家に対処する必要がある。海外市場では、主として市場の原理に基づいて資本取引が行われているので、企業は投資家が要求する情報を提供する必要がある。さらに、日本国内でも、資本取引が内部化している割合が少なく、投資家と経営者とのあいだに情報の非対称性が存在するので、経営者はボンディング活動の一環として自発的にディスクロージャーを行う動機をもつ。したがって、次の仮説が成立する。

仮説 2：海外資金調達に積極的な企業のほうが、主として国内に資金を依存する企業に比べて、国内でも、投資意思決定に有用な情報について、自発的なディスクロージャーのレベルが高い。

さて、日本企業が海外で社債等を発行する場合、日本の銀行の現地法人が引受会社となることが多い。日本の銀行の海外子会社が、日本企業の海外子会社に資金を貸し付けることも多い。このとき、日本国内での企業と銀行との関係が、海外までもち込まれることとなる¹⁹⁾。海外にまで、国内の内部組織がもち込まれていれば、その企業が情報公開を行う動機は弱いであろう。

ところで、ユンカー (Yunker, Penelope J.) の実証研究によると、企業がその一構成体に自律性を認めるならば、その他のすべての構成体に自律性を認

める傾向があるということである。²⁰⁾この実証結果から類推すると、企業が子会社に自律性を認める度合いが大きい場合、企業と銀行の内部組織関係が海外にまでもち込まれる割合は小さいであろう。

仮説 3：企業が各構成体に自律性を認める度合いが大きい場合、国内はもとより、海外にまで資本取引の内部化がもち込まれる割合は小さくなるので、海外で資金調達を行う企業について、自発的ディスクロージャーのレベルは高くなるであろう。

さて、企業はディスクロージャーの高レベル化によって資本コストを低めることができるが、その反面、競争上の不利益を被る危険性がある。市場でディスクローズされた情報に企業間で非対称性がある場合、経済的意思決定に有用な情報を多く詳細にディスクローズした企業は、競争企業に自社の競争上の優位性を知らせることになり、優位性を脅かされる危険がある²¹⁾。したがって企業は、資本コストを低めるというベネフィットと、競争上の不利益というコストを勘案して、ディスクロージャー戦略を考えなければならない。

自発的ディスクロージャーによるベネフィットのほうが大きくなる企業とは、投資家からみて不確実性の大きな企業である。海外における事業展開の規模が大きな企業は、その事業の実態が海外の投資家からみてわからないことが多い。同時に、国内の投資家にも、海外における事業についてわからないことが多くあるはずである。

仮説 4：海外における事業展開の規模が大きな企業は、国際的活動に関して自発的ディスクロージャーを行う動機が高い。

第3節 リサーチ・デザイン

1. モデル

仮説1を検証するために、サンプル企業を海外資金調達に積極的な企業とそ

うでない企業とに分け、各グループの大株主比率（大株主による所有株式数／発行済株式数）の平均値を算出し、平均値の差の検定を行う。さらに、サンプルを金融機関を中心とした系列企業と非系列企業に分類し、同様の検定を行う。

仮説2に関しては、海外資金調達に積極的な企業を実験グループ、そうでない企業をコントロール・グループとする。ディスクロージャー・レベルは企業規模の影響を受けることが過去の研究から確認され²²⁾、産業の影響についても疑いがあるため、それぞれのグループから、同一産業に属する同一規模の企業を一对ごと選択し、産業、企業規模の影響を排除する。そして、海外資金調達に積極的な企業とそうでない企業とのあいだに、統計上有意なディスクロージャー・レベルの差がみられるかどうかを検証する。

仮説3と4に関しては、企業のディスクロージャー・レベルを従属変数、企業の海外事業の規模、企業組織の独立性を独立変数として、回帰分析を行う。企業の海外事業規模を表す変数としては、海外投融資残高、海外子会社連結数、海外進出先国数を、組織の独立性を表す変数としては、公表資料からのデータ入手可能性を考慮し、親会社売上高に対する外部売上高を選択する。

2. データ

日本企業のディスクロージャー実態を分析するにあたり、本章の実証研究では、日本市場では法律、規則で公開を強制されていない追加的情報のディスクロージャー実態を調査対象とする。日本企業にとって強制力がなく、しかも国際的証券市場で重要な基準として、国際会計基準があげられる。国際会計基準のなかで、日本への国内化にあたって最も企業側の反対が激しかったものの1つに、セグメント情報の開示に関する基準がある。

セグメント情報のディスクロージャーは、アメリカ、イギリスの証券取引所では古くから要求されていたが、外国企業がそれらの取引所で上場する場合には、そのディスクロージャーが免除されていた時期がある²³⁾。この情報は、投資

家にとっては予測能力を高め、有用な情報である。

キニー (Kinney, William R., Jr.) はコングロマリットの急成長を背景としてセグメント情報に関する議論が高まっていたアメリカで、多角化企業の将来利益を評価するのにセグメント・データが連結データと比較して、投資家の予測能力を高めることを示す準備的証拠を提示した。²⁴⁾ 続いてキニーは地域別セグメント情報も含めて、セグメント利益が企業のシステムティック・リスクと²⁵⁾ 関連性をもつことを理論づけた。

キニーの研究のうち後者では、地域別セグメント情報については統計的に有意な結果は得られなかった。しかし、さまざまな国の株価収益指数間には相関が全くないことが別の研究で確認されている。²⁶⁾ この研究成果から考えると、投資家は国内資産のポートフォリオだけでなく、国内資産と国外資産とを組み合わせた効率的ポートフォリオの保有によって、リスクを低下させることができるので、地域別セグメント情報も投資意思決定に有用なはずである。²⁷⁾

一方、セグメント情報のディスクロージャーは企業にとっては競争上の不利益をもたらす危険性が高い。その理由は次のとおりである。一般に、次の場合にディスクロージャー規制は競争上の不利益を生み出す危険がある。すなわち、①ディスクロージャーのコストが同一市場で企業間で不平等となるとき、②その情報の公開により、競争者に競争戦略を策定するうえで有用な情報を提供することになるとき、③その情報のディスクロージャーが強制されることにより、企業のイノベーションとリスク負担が消極的となるとき。²⁸⁾

セグメント情報は、収益性の高い事業セグメントあるいは地域セグメントの識別を可能とし、その企業の競争者に対して、競争戦略を策定するうえで重要な情報を提供することになる危険がある。したがって、企業としては、もしこの情報の公開が強制されていないならば、公開により資本コストを低めるといふベネフィットがよほど大きくなければ、公開に対して消極的であろう。

日本企業にとって、1990年3月31日以前には、この情報の日本市場での公開は全く任意であった。したがって、90年3月31日以前の国内向け連結財務諸表におけるセグメント情報、とくに企業活動の国際化と関連づけて、地域別

セグメント情報および海外における資金調達の明細についての公開実態を調べることは、日本企業が投資意思決定に有用な追加的情報のディスクロージャーをどのように行っているか分析・調査するうえでたいへん意味がある。

調査対象は、1982年度決算連結有価証券報告書とする。82年という年は、国際会計基準第14号「セグメント情報の開示²⁹⁾」が発行された後であり、しかもアメリカ市場で、日本企業を含む外国企業にもセグメント情報が要求されるようになった直前の年である。

ディスクロージャー・レベルの数量化は、次の評価尺度を用いて行う。

(1) 地域別セグメント情報

- ① 売上高または輸出先別売上高の分析
- ② 利益または利益剰余金の分析
- ③ 資産合計、純資産または固定資産の分析
- ④ 資本支出、できれば減価償却の分析
- ⑤ 以上すべての情報と連結合計数値との関連がわかるような表示
- ⑥ 適切なセグメントの選択
- ⑦ 企業内振替価格の設定方針
- ⑧ その他有用な任意の情報

(2) 資金調達の明細

- ① 資金調達の外国依存割合（株主などの地理的分散の分析を含む）
- ② 通貨別金額表示
- ③ その他有用な任意の情報

以上(1)の⑧および(2)の③を除くそれぞれの項目について10点、(1)の⑧および(2)の③には5点を配点し、合計100点とする。各企業について、各項目がディスクローズされるごとに以上の点数を与える。

3. サンプル

調査対象とする企業は、国際的活動を行っている、東京証券取引所一部上場

企業で、輸出志向企業、多国籍企業、海外で積極的に資金調達を行っている企業³⁰⁾である。

まず、輸出志向企業を選定する場合、地域別セグメント情報を主な調査対象項目とすることから、海外販売子会社を経由する輸出活動に積極的な企業に限定することとする。そして、輸出志向企業概念を定量的に操作して、次のような選定基準を設けることとする。

(1) 海外販売子会社を5カ国以上にもっていること。

ここで、海外販売子会社を、次のように定義することとする。

① 製造業あるいは資源産業に従事しておらず、もっぱら、あるいは主として販売業に従事する現地法人

② 日本親会社の出資比率は20%以上である。

③ 1982年現在操業中である。

次に、否定的基準を次のようにおく。

(2) 海外生産子会社を5カ国以上にもたない。

なお、実質的に他の企業の子会社とみなされる企業はサンプルから除くこととする。以上の基準に従って選定した輸出志向企業のリストが表8-1である。

表 8-1 輸出指向企業

1	アイシン精機	15	東京電気
2	アイワ	16	マツダ
3	赤井電機	17	日東電気工業
4	旭光学工業	18	日本光学工業
5	川崎重工業	19	日本精工
6	キヤノン	20	日本電子
7	小西六写真工業	21	日本電装
8	小松製作所	22	日本ビクター
9	光洋精工	23	パイオニア
10	蛇の目ミシン工業	24	不二越
11	大日本スクリーン製造	25	富士写真フイルム
12	立石電機	26	マキタ電機製作所
13	トリオ	27	ミノルタカメラ
14	東京重機工業		

(注) 社名は1985年10月時点のもの。

表 8-2 多国籍企業

1	旭化成工業	36	東 　レ
2	旭硝子	37	日魯漁業
3	味の素	38	日産自動車
4	いすゞ自動車	39	エヌオーケー (NOK)
5	石川島播磨重工業	40	日本楽器製造
6	エス・テー・エヌ東洋ベアリング	41	日本水産
7	花 　王	42	日本電気
8	鐘淵化学工業	43	日本特殊陶業
9	鐘 　紡	44	日本発条
10	川崎製鉄	45	日本ペイント
11	久保田鉄工	46	ノリタケカンパニーリミテド
12	神戸製鋼所	47	日立製作所
13	三洋電機	48	フジテック
14	シチズン時計	49	ブリヂストン
15	シャープ	50	富 士 通
16	資 生 堂	51	富士電機
17	新東工業	52	古河電気工業
18	新日本製鐵	53	ホ ー ヤ
19	鈴木自動車工業	54	本田技研工業
20	住友重機械工業	55	松下電器産業
21	住友電気工業	56	ミネベア
22	積水化学工業	57	三井金属鉱業
23	ソ ニ ー	58	三井東圧化学
24	大日本インキ化学工業	59	三菱化成工業
25	大洋漁業	60	三菱自動車工業
26	太陽誘電	61	三菱重工業
27	武田薬品工業	62	三菱電機
28	椿本チエイン	63	三菱レイヨン
29	帝 　人	64	村田製作所
30	トヨタ自動車	65	明治製菓
31	東 　芝	66	ヤクルト本社
32	東 　光	67	ヤマハ発動機
33	東洋インキ製造	68	ユニチカ
34	東洋曹達工業	69	湯浅電池
35	東洋紡績	70	ライオン

(注) 社名は1985年10月時点のもの。

次に多国籍企業の選定基準を導くこととする。多国籍企業とは、海外生産に積極的な大企業である。この定義には企業規模と海外生産の2つの特性が含まれるが、ある一定数以上の国で海外生産を行うことのできる企業はある程度大規模とみなし、ここでは海外生産という特性だけに注目する。

海外生産の基準としては、次のものを採用する。

(1) 5カ国以上に海外生産子会社をもつこと。

次に海外生産子会社を、次の3つの特性をもつものとして定義する。

- ① 海外で製造業または資源産業に従事する現地法人
- ② 日本の親会社の出資比率が20%以上である。
- ③ 1982年現在操業中である。

以上の基準に従って多国籍企業を選定した結果が表8-2である。なお、実質的に他の企業の子会社とみなされる会社は多国籍企業とはみなさないこととする。

最後に、海外資金調達に積極的な企業については、外債および預託証券を積極的に発行している企業が浮かび上がる。アメリカの証券市場で上場するには、SECが定める基準に従った財務諸表を提出しなければならない。ところで、アメリカはIASの設定に主導的役割を果たしている国であり、また、その市場ではかなり高いレベルのディスクロージャーが要求されている³¹⁾。したがって、高い情報作成費用を支払ってまでSEC基準に準拠した財務諸表を作成している企業は、海外で積極的に資金調達を行っている³¹⁾とみなすことができる。

なお、1977年4月1日の前から継続してADR (American Depositary Receipt: 米預託証券) を発行してSEC基準に準拠した財務諸表を作成していた企業は98年まで、国内市場でもSEC基準に準拠した連結財務諸表を公表することができる(連結財務諸表規則附則〈昭和51年蔵令第28号〉3, 93年削除)。しかし、77年4月1日以後新たにADRを発行する会社については、SEC基準による連結財務諸表と国内基準による連結財務諸表とを作成しなければならない(連結財務諸表規則取扱要領〈昭和52年3月11日蔵証第325

号> 第5章雑則第³²⁾86)。したがって、国内市場でSEC基準による連結財務諸表を公表している会社は、82月末日までに少なくとも5年以上海外で資金調

表 8-3 海外資金調達に積極的な企業

1	旭光学工業	19	東レ
2	伊藤忠商事	20	日本電気
3	オリンパス光学工業	21	日本ハム
4	カシオ計算機	22	日立製作所
5	キヤノン	23	パイオニア
6	京セラ	24	富士写真フイルム
7	久保田鉄工	25	本田技研工業
8	小松製作所	26	マキタ電機製作所
9	小松フォークリフト	27	松下電器産業
10	三洋電機	28	丸紅
11	住友重機械工業	29	ミツミ電機
12	積水ハウス	30	三井物産
13	ソニー	31	三菱商事
14	武田薬品工業	32	三菱電機
15	立石電機	33	村田製作所
16	大日本印刷	34	リコー
17	ティーディーケイ (TDK)	35	レナウン
18	東芝	36	ワコール

(注) 表 8-1, 8-2 に含まれる企業との重複 20 社を含む。社名は 1985 年 10 月時点のもの。

表 8-4 SEC 基準に準拠した財務諸表をつくったことのある企業

1	旭化成工業	9	東京三洋電機
2	イトーヨーカ堂	10	ニチイ
3	オリエントリース	11	日本軽金属
4	花王	12	日立金属
5	キューピー	13	日立プラント建設
6	スタンレー電気	14	丸井
7	ダイエー	15	リズム時計工業
8	帝人		

(注) 日立プラント建設、スタンレー電気、東京三洋電機は国内では連結財務諸表を作成していない。社名は 1985 年 10 月時点のもの。表 8-1 と 8-2 との重複 3 社を含む。

達を行っていることとなる。このような企業のリストが表8-3である。

以上に加え、SEC基準に準拠した連結財務諸表を国内で作成したことのあ
る企業も調査対象に付け加えることとする。そのリストが表8-4である。

以上で125社がサンプルに選ばれた。ちなみに、1982年の東京証券取引所
一部上場企業数は982社、株式時価総額は936,046億円³³⁾である。サンプル企業
の株式は、82年3月31日における東京証券取引所一部上場市場の株式時価総
額の約29.9%を占めている。この数値は、選定された企業が投資家の目から
みてかなりの重要性をもつことを示している。

第4節 結 果

1. ディスクロージャーの全体像の観察

日本企業は個別財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表を国内市場で公開し
ている。なかでも個別財務諸表には、かなり詳細な情報が含まれている。しか
し、日本企業は、法律、規則で要求された以上のディスクロージャーをしよう
とはせず、投資意思決定に有用な追加的情報のディスクロージャー・レベルは
きわめて低い。

まず調査対象企業125社中11社が、1982年度連結財務諸表を提出していな
³⁴⁾
い。

連結財務諸表を提出している企業で何らかの国際化情報（本書でディスクリ
ージャー・レベルの測定尺度としている項目）を連結財務諸表に公開している
ものは、114社中31社であった。そのうち、地域別セグメント情報または輸
出に関する情報もしくはその双方を公開している企業は15社、地域別セグメ
ント情報を開示している企業は11社にすぎなかった（表8-5参照）。さら
に、若干の例外を除き、1982年度の前後4年間でほとんどディスクロージャ
ー・レベル³⁵⁾に変化がみられない。

表 8-5 海外活動状況の公開状況

1. 何らかの海外情報の開示	31社	27.2%
1) 地域別セグメント情報	(11社)	
2) 輸出情報	(10社)	
3) 資金調達先の明細	(25社)	
* 以上すべての情報を開示。	(7社)	
4) 海外で重要な活動を行っていない旨を開示。	(1社)	
2. 開示なし	83社	72.8%
合 計	114社	100.0%

表 8-6 1982年度連結財務諸表：ディスクロージャー・レベルの高い上位32社

位	企業名	得点	位	企業名	得点
1	東レ	100		松下電器産業	
2	丸紅	90		レナウン	
	三菱商事		19	旭光学工業	25
	リコー			オリンパス光学工業	
5	伊藤忠商事	80		キヤノン	
6	京セラ	70		久保田鉄工	
	村田製作所			三洋電機	
	三井物産	65		新日本製鐵	
9	カシオ計算機	50		住友金属工業	
	立石電機			住友重機械工業	
11	小松製作所	35		東芝	
	ティーディーケイ			日本鋼管	
	日本ハム			日本電気	
14	ソニー	30		富士写真フイルム	
	パイオニア			三菱電機	
	本田技研工業		32	小松フォークリフト	20

(注) 日本ハムは海外資金調達状況について開示を行い、そのうえで生産・販売地域セグメント情報として「連結会社の事業は主として国内で行われています」と明記している。同社の連結子会社は2社である。

表 8-6 は、調査対象企業の 1982 年度について、本章の実証研究でディスクロージャー・レベルが良好だった企業上位 32 社である。

2. 仮説検証

仮説1を検証するにあたって、まず、海外で積極的に資金調達を行っている企業とそうでない企業とにサンプルを分類し、各グループの大株主比率の平均値を算定し、平均の差の検定を行った。その結果が表8-7である。それによると、表8-3にあげられている海外で積極的に資金調達を行っている企業と資金を主として国内に依存している企業とを比較すると、海外で積極的に資金調達を行っている企業のほうが大株主比率の平均値が統計上有意に低い、すなわち、資金調達取引の内部化の程度が低いことがわかる。

表 8-7 資本取引の内部化と海外資金調達

	企業数	大株主割合の 平均値	標準偏差	t 値
海外資金調達に積極的な企業	35	36.60	6.01	
主として国内に資金を依存する企業	77	41.17	10.40	2.41**
系列企業	62	40.29	9.43	
非系列企業	50	39.93	9.73	0.001

** 片側1%水準で有意。

系列企業と非系列企業とにサンプルを分類した場合³⁶⁾、統計的に有為な差はみられなかった。このことは、企業系列が即、資金取引の内部化を意味するとは限らないことを示している。

仮説2を検証するために、海外で積極的に資金調達を行っている企業と主として国内に資金を依存している企業とを、産業と規模の影響を排除して、対にして選択した。そのサンプルのリストが、表8-8である。ここで選択された対の数が非常に少なく、また母集団が正規分布に従っていないため、ウィルコクソンの符号付き順位検定 (Wilcoxon signed rank test) というノンパラメトリック検定 (データが正規分布に従わない場合の統計手法〈ノンパラメトリック検定〉の一種) を手法として用いることとする。

表 8-8 ノンパラメトリック検定調査対象企業

企業グループ 組番号・産業	SEC 基準準拠企業	国内基準準拠企業
1. 食品産業	日本ハム (328,039)	味の素 (444,509)
2. 繊維産業	ワコール (101,660)	三菱レイヨン (254,385)
3. 化学産業	富士写真フイルム (587,405)	大日本インキ (408,575)
4. 電機産業	カシオ計算機 (166,421)	東京電気 (141,297)
5. 電機産業	村田製作所 (96,931)	トリオ (85,918)
6. 機械・輸送	小松製作所 (703,705)	鈴木自動車 (590,154)
7. 精密機器	旭光学工業 (84,663)	日本光学工業 (140,115)
8. 機械産業	住友重機械工業 (329,216)	エヌ・テー・エヌ 東洋ベアリング (219,627)

() 内連結売上高, 単位 100 万円。

(注) 第 6 組は機械産業と輸送機器産業の組だが, 両産業には, 産業の開示得点に与える影響がみられないため, 組としてもさしつかえないものと思われる。

検定を行うに際しては, まず海外で積極的に資金調達を行っている企業のディスクロージャー・レベル (E_i) と国内資金調達企業のディスクロージャー・レベル (C_i) とに差がない, という帰無仮説と, $E_i > C_i$ という対立仮説とを

表 8-9 ウィルコクソンの対比された対の符号化順位検定の結果

組番号	E_i	C_i	D_i	D_i のランク	
1	60	0	60	6.5	
2	0	0	0	1	
3	25	0	25	3	
4	60	0	60	6.5	
5	80	0	80	8	
6	35	0	35	5	
7	25	0	25	3	
8	25	0	25	3	
					$t=0$

(注) データを調べるにさきだって順位の和の小さいほうを予知できるので, 片側検定を使用する。

おく。そして、 E_i と C_i との差 D_i を各組について算出し、 D_i のランクづけを通じて t 値を導き出す。 t 値から、帰無仮説は片側 1%水準で棄却された（表 8-9 参照）。

ここで、海外資金調達企業を SEC 基準準拠企業としたため、ディスクロージャー・レベルの差は基準の差であるという論議が起こるかもしれない。確かに、1982 年度決算の時点で、アメリカ、イギリスの証券市場では、日本を含む海外企業にはセグメント情報の公開を免除しているものの、自国内企業には義務づけている。日本企業には免除されてはいるが、もしアメリカ、イギリスの資本市場に上場している企業のほうが、その他の国外市場に上場している企業よりもディスクロージャー・レベルが高いならば、それは基準の影響を受けている可能性もある。そこでサンプル企業を、アメリカ、イギリスの証券市場に上場している企業とその他の証券市場に上場している企業という 2 つのグループに分け、その 2 つが異なる母集団から抽出されたものであるかどうかを調べた。その結果、両者が同一母集団から抽出されたという帰無仮説を棄却することはできなかった。このことから、アメリカ、イギリスに上場している企業が、規制の緩いあるいは規制のない市場に上場している企業と比べて、基準の善し悪しによってディスクロージャー・レベルが高い、ということはいえないことがわかる。基準にかかわらず、海外で積極的に資金調達を行っている企業がディスクロージャー・レベルが高いと考えるべきである³⁷⁾（表 8-10 参照）。

表 8-10 中央値検定の結果

	英米証券市場に上場	その他の証券市場に上場
中央値より上の得点	8 社	10 社
中央値より下の得点	3 社	15 社

$\chi^2 = 2.09$ 。この値は両側検定 5%水準でも棄却されない。

さて、海外で積極的に資金調達を行っている企業のなかにも、ディスクロージャー・レベルにかなりのバラツキがある。ここで、仮説 3, 4 の検証を含めて、そのディスクロージャー・レベルの決定因を明らかにすることとする。

ディスクロージャー・レベルに対して、どの変数がどの影響を与えているか

は、重回帰分析により明らかにすることができる。ステップワイズ・セレクション (stepwise selection: 計量分析の分野で用いられる一定の (階段風の) 選択方法で、独立変数を逐次加えたり、除去したりして分析を繰り返し、最適のモデル式を求めこと) により説明変数を選択したところ、最初に選択された変数は海外連結子会社数であった。この変数だけを回帰式にあてはめたところ、その F 比は 13.89 で、この変数が説明力をもたないという帰無仮説は 1%水準で棄却された。

2 番目に変数として選ばれたのが、親会社売上高に占める外部売上高の割合である。ここで海外連結子会社数を X_1 、外部売上高の比率を X_2 とおくと、回帰式は次のように表される。

$$Y = 15.29 + 0.96 X_1 + 0.15 X_2 \quad \dots(1)$$

その F 比は 7.47 で、1%水準で有意であった。

続いて海外投融資残高、海外進出先国数が変数として選ばれた。しかし、これらはいずれも海外連結子会社数と高い相関関係にあり (表 8-11 参照)、ディスクロージャー・レベルの決定因を示す重回帰式は、(1) 式で十分と考える。この式は、仮説 3, 4 を支持していると考えることができる。

表 8-11 説明変数間の相関関係

	SCOR	FINV	CNSLD	GDIV	ASSET	IDIV	ORG
SCOR	1.000						
FINV	0.648	1.000					
CNSLD	0.550	0.738	1.000				
GDIV	0.378	0.916	0.738	1.000			
ASSET	0.393	0.931	0.650	0.923	1.000		
IDIV	0.008	0.291	0.042	0.409	0.465	1.000	
ORG	0.226	0.197	0.142	0.174	0.293	0.122	1.000

(注) 変数の説明。SCOR: 開示得点, FINV: 海外投融資残高, CNSLD: 海外子会社連結数, GDIV: 海外進出先国数, ASSET: 資産規模, IDIV: 株主数, ORG: 外部売上高比率。海外事業規模, 組織の独立性を表す変数に加えて, 資産規模, 株主数を加えている。

第5節 結論とインプリケーション

本章の実証研究では、資本取引の内部化が企業のディスクロージャー・レベルに及ぼす影響が分析された。ここで、企業の海外資金調達に積極性に影響を与えているのは系列関係ではなく、メインバンクを初めとする銀行による企業株式の保有であった。そして、海外資金調達に積極的でない企業は自発的ディスクロージャー水準が低く、逆に積極的な企業は、国内市場でも自発的ディスクロージャーの水準が高かった。

ここでは、企業によるディスクロージャーが、投資家に対するボンディング活動としてとらえられ、資金調達取引の内部化がボンディング活動の動機を弱めることを確認する一方、内部化の程度の低い企業は、海外に資本コストの低い資金を積極的に求めていることが明らかにされた。そしてさらに、海外資金調達に積極的な企業は、国内に主として資金を依存している企業と比べて、国内市場でも、投資意思決定に有用な追加的情報のディスクロージャー・レベルが高いことが認められた。

海外進出企業が必ずしも資金調達取引の内部化の度合いが低いとは限らない。多国籍企業の子会社が財務政策として現地資金を選ぶか、あるいは外国金融に依存するか、そのポリシー・ミックスは、インフレーション、為替変動などのリスクの回避、収益の確保ないし極大化を考慮して決定される³⁸⁾。過去の実証研究によると、一般に現地子会社の自己資金は現地内部金融が圧倒的である³⁹⁾。しかし、日本企業の場合、少なくとも1970年代は、海外事業の所要資金を現地法人が本社から独立して調達することは少ない⁴⁰⁾。そして日本の銀行の海外子会社が証券の引受会社となることが多い。この場合、海外進出を行っても、日本における資金調達の内部化が海外へもち込まれることとなる。

資金調達取引が内部化している企業は、強制されている情報以外の情報をディスクローズする動機が弱い。しかし、金融の自由化が今後進展すると、資金

提供者と企業との関係も変わることが予想される。自由化が進展すれば、委譲されたモニタリングは効力を発揮できない。そして、個々の投資家が自己責任で、投資意思決定を行わなければならない。その前提として、個々の投資家に、必要な情報が十分に与えられていなければならない。さもなければ、委譲されたモニタリングから個々の投資家の自己責任による判断への移行が可能とならない。

投資意思決定が個々の投資家の自己責任による判断へと移行するならば、従来、資金調達取引が内部化した状況でのディスクロージャー・パターンに慣れていた企業は、今後、不特定多数の現在および潜在的投資家に対するディスクロージャーというものを考慮する必要が生じる。すなわち、法律で求められている以外に、投資家にとってどのような情報が有用なのか、ディスクロージャーによるベネフィットがコストを上回るのか、といった戦略的考察である。

再考が必要なのは、個別企業だけではない。個々の投資家の判断が有効になるには、株主に必要な情報の質が確保されるようなディスクロージャー規制の充実⁴¹⁾が望まれる。さらに、監査情報の範囲についても、よりいっそうの議論が必要であろう。

注

- 1) Leland, H. E. and D. H. Pyle, "Information Asymmetries, Financial Structure and Financial Intermediation," *Journal of Finance*, Vol. 32, No. 2 (May 1977), pp. 371-387; Diamond, Douglas W., "Financial Intermediation and Delegated Monitoring," *Review of Economic Studies*, Vol. II (July 1984), pp. 393-414; 藪下史郎「メインバンクと情報の理論」堀内昭義・吉野直行編『現代日本の金融分析』東京大学出版会, 1992年, 13-27 ページ。
- 2) Modigliani, F. and M. H. Miller, "The Cost of Capital, Corporation Finance, and the Theory of Investment," *American Economic Review*, Vol. 48, No. 3 (June 1958), pp. 267-297.
- 3) 海外資金調達については、たとえば次の文献参照。若杉敬明著『企業財務』東京大学出版会, 1988年, 200-213 ページ。
- 4) Choi, Frederick D. S., "Financial Disclosure and Entry to the Euro-

- pean Capital Market,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 11, No. 2 (Autumn 1973), pp. 159-175.
- 5) Barrette, M. Edgar, “Financial Reporting Practices: Disclosure and Comprehensiveness in an Industrial Setting,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 14, No. 1 (Spring 1976), pp. 10-26.
 - 6) 岡田依里「日本の開示環境と企業の開示行動に関する序説的研究」『六甲台論集』第33巻第2号(1986年7月), 14-33ページ; Okada-Onitsuka, Ellie, “Disclosure Pattern of Japanese Firms and Internalization of Capital Transactions—Education Needs in the Changing Economy,” *Asian Review of Accounting*, Vol. 1, No. 2 (December 1992), pp. 65-77.
 - 7) 桜井久勝・山地秀俊「株式安定化が会計情報公開に及ぼす影響」『企業会計』第42巻第7号(1990年7月), 72-78ページ。
 - 8) 企業にとってディスクロージャーが有用か否かは, ディスクロージャーによって資本コストが低くなるか否かに依存する。ここで資本コストの低下とは, ディスクロージャーにより企業価値が高まることをいう。See, Choi, Frederick D. S., “Financial Disclosure in relation to a Firm’s Capital Cost,” *Accounting and Business Research*, Vol. 3, No. 12 (December 1973), p. 282.
 - 9) 桜井久勝・山地秀俊, 前掲稿, 72-78ページ。
 - 10) Mautz, R. K. and William G. May, *Financial Disclosure in a Competitive Economy*, New York: Financial Executives Research Foundation, 1978, p. 44.
 - 11) American Accounting Association, *A Statement of Basic Accounting Theory*, Sarasota: AAA, 1966, p. 4.
 - 12) International Accounting Standards Committee, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, London: IASC, 1987, par. 10.
 - 13) *Ibid.*, par. 9; Busse von Colbe, Walther, „Das Rechnungswesen im Dienste einer kapitalmarktorientierten Unternehmensführung,” *Die Wirtschaftsprüfung*, 48. Jg., Nr. 21 (November 1995), S. 717.
 - 14) Choi, Frederick D. S., *Accounting and Business Research*, *op. cit.*, p. 282.
 - 15) 企業による自発的ディスクロージャーの動機をエイジェンシー理論の枠組みで説明したものには, 中野 勲「エイジェンシー・セオリー」神戸大学会計学研究室編『第四版 会計学辞典』同文館, 1984年, 76ページ; 若杉敬明著, 前掲書, 60-71ページ; 桜井久勝・山地秀俊, 前掲稿, 72-78ページがある。

- 16) 資本取引の内部化については、今井賢一・伊丹敬之・小池和男著『内部組織の経済学』東洋経済新報社、1982年、103-118ページ。
- 17) 同上、139-140ページ。
- 18) Hoshi, Takeo, Anil Kashyap and David Scharfstein, "Corporate Structure, Liquidity, and Investment: Evidence from Japanese Industrial Groups," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. CVI, Issue 1 (February 1991), pp. 35-36.
- 19) 奥村 宏著『日本の株式会社』東洋経済新報社、1986年、110ページ。
- 20) Yunker, Penelope J., *Transfer Pricing and Performance Evaluation in Multinational Corporations—Survey Study—*, New York: Praeger Publishers, 1982, p. 143.
- 21) Mautz, R. K. and William G. May, *op. cit.*, pp. 75, 85.
- 22) Cerf, Alan Robert, *Corporate Reporting and Investment Decisions*, Berkeley: Public Accounting Research Program, 1961; Singhvi, Surendra S. and Harsha B. Desai, "An Empirical Analysis of the Quality of Corporate Financial Disclosure," *The Accounting Review*, Vol. XLVI, No. 1 (January 1971), pp. 129-138; Buzby, Stephan L., "Selected Items of Information and their Disclosure in Annual Report," *The Accounting Review*, Vol. XLIX, No. 3 (July 1974), pp. 423-435.
- 23) SEC は 1982 年 11 月に海外会社向けの届出書の新様式として、F-1, F-2, F-3 を、アニュアル・レポートの様式 20-F の改正として発表した。この制度的改正は、外国会社にも米国会社なみのディスクロージャーを行わせようという政策によるものとみられる。この改正により、セグメント情報の公開が外国会社にも要求されるようになった。
- 24) Rappaport, Alfred and Eugene M. Lerner, *Segment Reporting for Managers and Investors*, New York: National Association of Accountants, New York, 1972, p. 7; Kinney, William R., Jr., "Predicting Earnings: Entity versus Subentity Data," *Journal of Accounting Research*, Vol. 9, No. 1 (Spring 1971), pp. 127-136.
- 25) Kinney, William R., Jr., "Covariability of Segment Earnings and Multisegmental Company Returns," *The Accounting Review*, Vol. 47, No. 2 (April 1972), pp. 339-345.
- 26) Rugman, Alan M., "Direct Investment and International Diversification," *Weltwirtschaftliches Archiv*, Vol. 113, No. 9 (September 1977), pp. 485-500; ———, "International Diversification by Financial and Direct Investment," *Journal of Economics and Business*, Vol. 30, No.

- 10 (October 1977), pp. 31-37; ———, *International Diversification and the Multinational Enterprise*, Lexington, D. C. Heath, 1979, as cited in ———, *Inside the Multinationals*, London: Croom Helm, 1981, p. 79.
- 27) Rugman, Alan, *op. cit.* (1981), p. 79.
- 28) Mautz, R. K. and William G. May, *op. cit.*, pp. 75-76.
- 29) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard No. 14: Reporting Financial Information by Segment*, London: IASC, 1981.
- 30) 輸出指向企業, 多国籍企業の選定方法は, 吉原英樹著『多国籍経営論』白桃書房, 1979年, 64-89ページを参考とした。
- 31) 日本の会計基準とアメリカの会計基準が少なくとも, 1970年代に大きく乖離していた事由については次の論文を参照。Choi, Frederick D. S., "Primary-Secondary Reporting: A Cross-Cultural Analysis," *The International Journal of Accounting*, Vol. 16, No. 1 (Fall 1980), pp. 38-104. アメリカ企業のディスクロージャー水準が少なくとも1970年代, 日本企業と比べてきわめて高いことについては, 次の調査報告書参照。Lafferty, Michael and David Cairns eds., *Financial Times World Survey of Annual Reports 1980*, London: Financial Times Information, Ltd., 1980, p. 28.
- 32) 武田隆二著『連結財務諸表』国元書房, 1982年, 17ページ参照。
- 33) 東京証券取引所一部上場市場で, 1967年の上場企業数は672社, 72年806社, 77年926社, 87年1,101社, 92年1,229社である。株式時価総額は, 67年85,901億円, 72年459,502億円, 77年493,502億円, 87年3,254,779億円, 92年2,810,056億円である。『証券月報』第566号, 1995年, 統計6ページ。
- 34) これは, 連結財務諸表原則注解1, 4で定める重要性の原則適用の結果である。連結財務諸表原則注解で定める重要性の原則とは, 小規模会社の連結の範囲からの除外を規定したものである。
- 35) 例外として, リコー, 村田製作所と立石電機がある。リコーと村田製作所は1981年度から新たに地域別セグメント情報の公開を行っている。立石電機は79年度に地域別売上高と純資産, 80年度に地域別剰余金の公開を始めている。
- 36) 系列, 非系列の分類は, 経済調査協会『年報: 系列の研究』第22集, 経済調査協会, 1981年を参考とした。ここで三菱, 住友, 三井, 富士各グループに属する企業を系列企業, その他を非系列企業とした。
- 37) かりに企業が公開義務の多い国外市場の基準に従って国外でディスクロージャーを行ったとしても, 国内では全く異なるディスクロージャーを行うことができる。現に, 国内と国外とでディスクロージャーの内容を変化させている企業がい

くつかある。たとえば 1982 年、ソニー、松下電器は、アメリカでは地域別セグメント情報を公開しているにもかかわらず、日本では公開していない。パイオニア、京セラは海外向け財務諸表では国内向け財務諸表から分析するセグメントの数を増やしている。これらの例をみても、SEC 基準に従った財務諸表を国内市場で公開している企業のディスクロージャー・レベルが高いことを、単に基準のレベルが高いためとするのは早計である。

- 38) 江夏健一著『多国籍企業要論』文眞堂, 1984 年, 156 ページ。
- 39) Brooke, M. Z. and H. L. Remmers, *The Strategy of Multinational Enterprise—Organization and Finance*, London: Longman, 1970 pp. 141-210.
- 40) 小林規威著『日本の多国籍企業』中央経済社, 1984 年, 257 ページ。小林の実証によると, 1974 年度ないし 76 年度に調査対象企業の 49% が「海外事業の所要資金は各事業ごとに, 国内または現地の資本市場から本社が管掌して調達する」と回答し, 「ケース・バイ・ケースである」と答えた企業が 26%, 「海外事業の所要資金はすべて現地子会社が自力で調達することを原則としている」と答えた企業は 20% であった。
- 41) 規制の合理性には, ①ディスクロージャーの外部性, ②情報所有の不均衡性, ③経営者が情報を隠そうとする誘因, という 3 つの要因がある。See, Beaver, H. William, *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, New York: Prentice-Hall, 1981, p. 186.

第9章

移行経済への移転可能性と不可能性

第1節 移行経済と会計制度

本章は、次の2つを目的とする。まず第1に、市場が機能する前提が整っていない移行経済で、会計制度整備がどのような重要性をもつかを認識すること、第2に、外国資本の導入と国内企業の資本充実を同時に図らなければならない移行経済で、経営実体維持を趣旨とした法律準拠型の会計の要素とIASの要素がどのようなバランスで導入されているかを分析することである。その際、市場経済の導入に比較的成功しているハンガリーと中国を例にとる。とくにハンガリーでは、委譲されたモニタリングを趣旨としたメインバンク制度の構築が図られている¹⁾。

高度成長期にみられた日本の会計の長所は、名目資本維持のもとで経営実体の維持を図り、内部留保を厚くしたことであろう。しかし、この会計実務は、株主の立場からみた価値を算出・開示するには必ずしも適切ではない。また、積極的に外資を導入する必要のある移行経済にとって、IASやEC基準との関係で問題のある部分もある。とくに、ハンガリーでの会計制度の整備は、もともと国営企業を民営化するために、海外の戦略的投資家に対する企業の売却に際して、正確な企業評価を行おうという要請から始まった。

本章では、移行経済の民営化、経営実体の維持、および外国資本の導入と会計基準との関係を分析する。その過程で、IASと日本基準の本質が、よりい

っそうはっきりと浮かび上がってくる。

第2節 民営化・企業評価と会計

1. 所有と経営の分離と資本金制度

移行経済で会計制度が整備される必要は、所有と経営を分離し、経営権を強める一方、所有による経営の制御を可能に²⁾すること、外国資本の導入を容易にすることと、正確な企業評価の基礎を得るためである。

まず第1に、経営権の監督・支配の際に指標となるのは、市場経済の要求に合致した会計制度に基づく会計利益が、最も確実性があり適切である。ここで「市場経済の要求に合致した」という文言が必要となるのは、市場経済への移行にあたって資本金制度と発生²⁾の原則が会計に導入されるためである。とくに資本金制度は、所有と経営の分離の基礎となる制度である。資本金制度の導入により、(借方)現金、(貸方)資本金という複式の思考が確立し、それまで国营企業を所有していた政府が、持分に対する請求権だけを所有するものとなる。そして、経営権が経営者へ移行するのである。

2. 企業家精神の復興と民営化

移行経済では、計画経済が採用される以前は、財産の私的所有が認められていた。ところが、計画経済の採用により私的所有が禁止され、企業は国营化された。そして、社会主義権力により個別経済主体の交換行為が制限・禁止された。この禁止措置により、個別経済主体の活動が経済から消滅し、同時に企業家精神も消滅³⁾した。

企業家精神を復興させ国营企業を活性化するには、短期的あるいは長期的に国营企業を民営化⁴⁾することが必要である。民営化の究極的目的は、企業家精神

の復興である。形式的に所有形態を変更しただけでは、真の民営化を達成した⁵⁾とはいえない。

実質的民営化が行われる前段階の形式的民営化では、企業の価値を正確に算定し、企業を私的資本家に売却するか、あるいは算定された企業価値を基礎として株式価格を決定する手続が必要である。ここに正確な企業評価と会計の重要性がみられる。

それでは、なぜ国営企業の改革にメインバンク制度とそれに適合した会計の適用を考える必要があるのか。IAS とのかかわりはどのように考えればよいのか。

メインバンク制度導入の必要は、市場が機能する前提が整わない、という移行経済の特殊事情によるものである。市場で本来期待される資源配分機能と、民営化のプロセスにおける経営者の監視という役割をメインバンクに期待しているである。

3. 民営化の準備段階

法的・形式的手続として、民営化には次の手法がある。まず第1に、国営企業を売却する方法である。この場合、所有権の移転と会社形態への転換が同時に行われ、さらに市場経済のノウハウを身につけた私的投資家の所有となった場合には経営の革新も可能となる。

第2に、大企業で企業所有の工場あるいは店舗の質が一様でなく、あるいは企業規模が大きすぎて買手がみつからない場合、国営企業を一括して会社形態に転換せず、部分的に会社形態に転換し、その後、2段階目で買手をみつけたり資本参加を行う投資家をみつけたりする方法である。

第3に、国営企業をいっきょに株式会社あるいは有限会社に転換する方法である。この場合、事前に買手がない場合、まず国家が100%株式を所有した株式会社に転換され、次に2段階目で株式が私的投資家に売却される。

第2、第3の方法では、国家以外の投資家が51%以上の株式を所有した場

合にだけ、民営化が達成されたとされる。この第2、第3の方法では、いずれも第2段階目で株式がどのように売却されるかでいろいろな方法がある。1つは、国内外の戦略的投資家に株式の一部を売却する方法である。この場合、戦略的投資家に議決権がある場合には、実質的民営化が達成される。第2に、従業員あるいは経営者に株式が割り当てられる方法である。この方法は、体制移行前、体制内改革時の中国で採用された。第3は、クーポンあるいはバウチャーを国民に配分し、有利な条件で一般国民が株式を取得できるようにすることである。第4は、証券市場に上場し、株式を公開する方法である。⁶⁾

この2段階方式のうち、証券市場に上場し、株式を公開する方法が市場経済国では標準的方法である。しかし、この方法を採用するには企業が市場経済に適合した会計基準に基づいて会計情報を生産し、また熟練した投資家によりその情報に基づいて適切な意思決定が行われることが必要なので、証券市場が存在しないかまたは発達していない移行経済では適用が困難である。

2段階方式では、戦略的投資家に株式が所有され、しかも戦略的投資家に議決権が存在しないならば、コーポレート・ガバナンスのうえで問題がある。つまり、市場経済のノウハウを身につけたガバナンスの主体者が存在せず、民営化の究極目的である企業経営の革新が行われ⁷⁾ない。戦略的投資家が株式を取得する場合には、戦略的投資家が国営企業の事業を継承する目的で株式を取得したとみなされ、企業評価は国営企業が行う事業の将来収益力を評価する、という視点で行われよう。

以上の方法のうち、前述のようにハンガリーは主として戦略的投資家に国営企業を売却する方式を採用している。移行経済に限らず一般的に、企業の売却にはスピードと透明性が重要である。この2つの要件を満足させるには、競争入札により市場に売却価格を決定させることが重要である。同時に、売却の基準となる企業評価額の算定が重要である。競争的市場で活動を行っている中小企業については、市場での競争により評価額が一意的に決まるので、形式的な企業評価はあまり重要性がない。しかし、独占的市場で活動を行っている大企業については、基礎となる企業評価はきわめて重要である。⁸⁾

さて、海外の戦略的投資家がハンガリーの国営企業を買い取る目的には2通りある。1つは、ハンガリーの国営企業がすでに行っていた事業を継承することである。1つは、国営企業を物的資産として買い取り、買い取った企業を足がかりとして自社製品をハンガリー市場にもち込むことである。理論的には、前者の場合、事業の将来収益力が評価の対象となり、後者の場合、物的資産としての企業の価値が評価の対象となる、と考えることができよう。このように、移行経済における国営企業売却のための企業評価は、企業を購入する当事者の購入動機によって、評価の内容が異なる。評価の内容が異なれば、評価の方法も異なるはずである。

移行経済で使用される企業評価の方法としては、次のものがある。まず、小規模不採算企業を売却する場合は、純資産額を基礎とする純資産基準評価法が、国営企業を継続企業として売却する場合は、割引キャッシュ・フローの現在価値を基礎とする割引キャッシュ・フロー法が、また株式を公開する場合は、利益の趨勢を基礎とする方法と配当性向を基礎とする方法が用いられる⁹⁾。

事業の継続を前提とする場合、国営企業が株式会社化されていれば、資産の購入に代えて株式を取得することとなる。ハンガリーの新会計法には詳細な連結規定があるので、企業を株式会社化し、株式取得により企業集団を形成する可能性もある。

4. 市場が存在しないことによる民営化の困難性

民営化を含む国営企業改革という政策目標を掲げるにあたって認識されている移行経済のもつ問題点の第1は、国営企業の資金不足である。国営企業は資金が不足している結果、満足に設備投資が行えず、設備の老朽化が著しい。そのため、製品の生産・販売により満足な収益をあげることができず、ますます国営企業の資金不足を招くという悪循環が生じている。

第2に、移行経済には資金不足に加えて、企業情報が不足し、判断力ある投資家が不足するという状況がある¹⁰⁾。この状況では、市場が適切に機能するのは

困難である。

第3に、銀行に貯蓄が吸収されるとは限らないことである。国民が価値保存の手段を貨幣に求めなければ、貯蓄は行われぬ。さらに、金利体系などの理由により、未組織金融に貯蓄が流入することがある。

第4に、たとえ銀行に貯蓄が流入したとしても、経営者に対する不信感、あるいは他の金融資産にどのような利子率が付されているかなどによって、貯蓄が企業の新規投資に結びつかないことがある。

移行経済で国営企業の資金不足が解決されるには、国民の貯蓄が組織金融に吸収され、企業が低い資本コストで資金調達を行うことができ、中・長期の投資に資金が向かいやすい仕組みをつくる一方、資本の減耗が補填され、資本の留保が行われ、生産力が維持され、内部蓄積が促進される仕組みをつくること¹¹⁾が必要である。こうした移行経済の状況を考慮し、移行経済の問題点を解決する仕組みとして、メインバンク制度のもつモニタリング機能と、モニタリングに必要な情報を生み出すと同時に内部蓄積を促進する日本・ドイツの会計システムが有力だと考えられる。¹²⁾

5. 外国資本導入と国際会計基準

しかし、日本の会計基準については、資本移動が国際化しているこんにち、資本移動がそれほど国際化していなかった時期の、日本の高度成長期にみられた形をそのまま移転することには無理がある。なぜならば、現在の国際経済環境は、日本経済が離陸を行い、経済の高度成長を遂げていった1950年代後半から60年代とは明らかに異なるからである。

日本は主として自国の資金を動員して基幹産業に傾斜的に資金を配分し、中・長期の融資を行い経済発展の牽引力とした。しかし、現在、移行経済は、高度成長が始まる前の日本ほど貯蓄率が高いとは限らない。貯蓄率が低い国では、外国貯蓄を積極的に導入する必要がある。

外国貯蓄には、①政府開発援助を含む外国政府貯蓄、②外国投資家による間

接投資，外資系企業による直接投資，民間銀行による貸付により構成される外国国民貯蓄がある。¹³⁾このうち，収益性の高い，しかも国の優先的産業分野には直接投資による民間外国貯蓄を誘致し，合併事業の形成により技術移転を促進し，経済発展の原動力とすることが望ましい。また，ハンガリーでは民営化された企業のコーポレート・ガバナンスを海外の戦略的投資家が行うことにより，企業経営の効率性の向上を期待している。

6. 国際会計基準と日本基準

間接投資にせよ直接投資にせよ，民間外国貯蓄を導入するには，会計基準として国際的な会計基準¹⁴⁾を導入することが，投資を行う側の便を考えたとき望ましい。とくに，会計規則，基準および手続の改良，ということが IASC の目的の1つとしてあげられている¹⁵⁾ことから，従来市場経済の要求に合致した会計基準をもたなかった国に対して教育的機能を果たすことも，IAS には期待されている。

一方，高度成長期の日本の会計基準は国際的基準から大きく離れていた。そのため，SEC に提出する外国会社のための様式 20-F については，日本企業にだけ国内向け，海外向け両方の財務諸表を作成することが要求された¹⁶⁾。このように国際的な基準からはずれた会計基準は，直接投資，合併事業などを引きつけて経済を発展させようとしている国にとって，その試みの妨げとなりうる。現に，移行経済は新しい会計基準として国際的会計基準をとり入れている。

7. 国際会計基準導入の問題点

IAS については，その導入が自国の民族系企業に対して著しく不利益を及ぼすこともある。たとえば，ハンガリーでは，銀行業が引当金設定について IAS を採用した結果，1992 年，4 つの商業銀行のうち 3 つが支払不能となっ

17) た。しかし、IAS の導入が外国貯蓄の流入を容易にすることが期待されるため、ハンガリーでは会計基準導入について現在の方針を維持する意向である。¹⁸⁾ さらに、自己製造の許認可権の資産計上を強制したり、部分的に資産を割引現在価値で評価することを許容するなど、企業評価を意識した基準となっている。¹⁹⁾ そして、基本的に国際的会計基準をとり入れながら、資本蓄積を促進する日本・ドイツの会計の要素も部分的にとり入れている。

第3節 会計環境の整備

1. モニタリングと経営実体の維持

民営化後の企業に円滑に資金が流入するには、銀行制度が整備される必要がある。移行経済では、たとえ国民の貯蓄が高くても、貯蓄が設備投資に結びつかない、という状況が生じていることがある。この現象は、マクロ的に考察すると、①金利の高い未組織金融に国民の貯蓄が流れること、²⁰⁾ ②組織金融に貯蓄が吸収されたとしても、経済的事情のため金利の高い国債に資金が流れることがあること、²¹⁾ などの原因がある。①のケースとして、たとえば、ベトナムがある。ハンガリーは②のケースに該当する。

ハンガリーの1991年度の貯蓄率（固定資産投資/GDP比）は19.29%である。市場経済の進展度合を示す、具体的には貨幣化・金融仲介の普及度を示す経済の流動性（ M_2 /GNP比率、 M_2 は流動通貨、預金、定期預金の合計額）は、ベトナムで22.6%なのに対して、ハンガリーでは52.74%である。²²⁾ このようにハンガリーでは市場経済化が進展しているにもかかわらず、国内金融機関の経営の非効率性のため、優秀な企業は海外で資金調達を行っている。そのため、国内の銀行はリスクの少ない、しかも収益性の高い顧客をみつけることが困難となっている。そこで国内の銀行は貸倒引当金を支えるために、合理的なリスクとリターンの組合せをもち、必要な流動性を提供する国債の購買に国

民の貯蓄を使用する。こうして国民の貯蓄が政府財政の赤字をまかなうために使用され、企業の新規投資には結びついていない²³⁾。

一方、ミクロ的に考察すると、③銀行が企業経営者を信用せず、貸付に消極的になる、ということがある。この問題は、事前および期中モニタリングを適切に行えれば、解決することが期待される。ここに、メインバンクによる適切なモニタリングと金融コントロールが強調される大きな理由がある。

メインバンクが企業経営をモニタリングする場合、内部留保型の会計が促進される。これは配当および役員賞与控除後の内部蓄積利益と減価償却をプラスした金額が審査の対象となることから読み取られる。この考え方は、名目資本維持会計のもとで「経営実体」を維持する²⁴⁾という工夫である。

2. 国際的な会計基準との調整

一定の経済成長を目標として、国内の貯蓄だけでその経済成長のための原資をまかなうことが不可能の場合、外国貯蓄を積極的に導入することが考えられる。とくに、収益性ベースで管理を行うことが可能で、投資を比較的短期間で回収することができる事業については、プライベート・セクターによる直接投資に依存することが望ましい。なぜならば、利潤動機をもつプライベート・セクターは、市場の変化に機敏に対応することができるだけでなく、現地に技術移転を行うことが可能だからである。したがって、国際的な資本移動が活発なこんにち、移行経済は外資を積極的に導入する政策を採用している。こうした経済状況下で、ハンガリーと中国では、会計基準としては原則として、国際的に認められた会計基準が採用されている²⁵⁾。

国際的に認められた会計基準とは、必ずしも IAS とは限らない。ハンガリーはヨーロッパ大陸に位置するので、EC による会計基準も重要である。

IAS はもともとは会計士の合意のもとに制定された IASC により作成され、会計基準の国際的調和化を目標としてきた²⁶⁾。IASC の創立メンバーおよび準メンバー国所在の加盟取引所は、上場規則に IAS 遵守を含ませる措置をと

ることを決議していた。²⁷⁾しかし、国際会計基準委員会憲法 (IASC Constitution) でも IAS を遵守しなかった際の罰則規定もとくになく、IASC による努力の成果は、IOSCO を含む種々の利害関係者団体による認知と支持に依存し²⁸⁾ており、必ずしも当初の決議の趣旨が徹底しているとは限らない。現段階では IASC は、多国間にわたる有価証券の売出しその他国外で持分証券および債券を発行するために用いる相互に承認しうる会計基準の必要性を強調する態度を支持しており、IOSCO による支持を重視する旨を「趣旨書」(Statement of Intent)²⁹⁾ 第 19 条で明示している。

それに対して、EC 指令により規定された会計基準は、加盟国が指令を国内化することが義務づけられているため、法的拘束力をもつこととなる。³⁰⁾ハンガリーは従来の計画経済の要求にあった会計基準を廃止し、市場経済の要求にあった会計基準を導入するにあたって EC 基準を重視している。

証券市場で投資家は、主として企業の収益性を判断するのに有用な会計情報を必要としている。収益性についての情報は、企業が将来支配するであろう経済的資源の潜在的变化を評価するために要求されるものである。³¹⁾この情報は、必ずしも企業の内部蓄積を促進するものではない。

伝統的なドイツ、日本の会計基準とすでに基準化された IAS との主たる相違点は、報告利益に影響をもたらすものとしては、税効果会計の強制、有形固定資産の当初認識後の公正価値による再評価、工事契約における工事完成基準の排除、企業結合における暖簾の償却期間、投資の会計処理における再評価の許容である。このうち、有形固定資産と投資の会計処理は、資産の時価評価を認めている。³²⁾

証券市場が資源配分と金融コントロールの中心となっているアメリカでは、資産は将来のありうべき便益と定義されることから読み取れるように、期待される将来キャッシュ・インフローが企業会計上重要概念である。成熟した市場経済では、経営実体をいかに維持するかという関心よりも、証券市場で企業のリスクや株主に帰属する価値をいかに情報提供するかのほうが関心事だと考³³⁾える。したがって、アメリカ基準の考え方が適合する。一方、維持すべき資本

を維持して資本の補填、留保を図るとともに、資本の成果としての利益と明確に区分し、³⁴⁾ 資本維持を手段として利害調整を図る、という考え方も必要である。

財務的観点からは、市場経済への移行期では、高配当により株主に収益を多く帰属させるよりも、内部留保を厚くして、キャピタル・ゲインを大きくすることにより、株主に収益を帰属させるほうが企業自体の将来の発展につながると考えられる。しかし、かりに移行経済がIASを導入したとしても、IASは資本維持をおろそかにしているわけではない。また、配当制限条項や特別償却を会計法などの条項に入れることは、IASを損ねることにはならないであろう。資産概念として将来のありうべき便益という概念を採用したとしても、配当制限条項を導入することにより、資金的裏付けのない資産の計上を抑制することは可能である。また、利益処分段階で加速的償却を可能とすることにより、長期的に経営実体の維持と企業の資本蓄積を促進することを可能とする。

EC基準を例にとると、EC第4号指令第9条（勘定形式による貸借対照表の項目分類様式）、第10条（報告形式による貸借対照表の項目分類様式）によると、無形固定資産については研究開発費、自己製造の認可権、特許権、実施権、商標権、およびこれに類する権利、資産のうち国内法規が認めるものを資産計上することができる。³⁵⁾ ドイツは商法典第269条第1項で営業活動の開業準備および拡張費、第274条第2項において借方繰延税の資産計上を認めているが、第248条第2項で自己製造の無形資産の借方計上を禁止している。さらに、同条第1項で、日本で資産計上が認められている企業の設立および自己資本の調達のための費用の資産計上を、禁止している。さらに、第269条第2項、第274条第2項でそれぞれ、営業活動の開業準備および拡張費、借方繰延税を資産計上したときの配当制限条項が記されている。このように、EC指令を国内化しても、内部留保を促進する会計基準を採用することができる。

ただ、確定決算主義を適用する場合、会計の基礎概念を明確に定義したうえで慎重に行ったほうがよいであろう。IASの導入とコンフリクトを生じさせる可能性があるからである。

3. ハンガリーの会計環境整備

ハンガリーの市場環境は次のとおりである。ハンガリーでは1992年現在金融機関として、中央銀行、商業銀行31行、特殊銀行8行、貯蓄協同組合257行、保険会社13行、その他がある。³⁶⁾金融制度のあり方は間接金融主体であり、小規模な証券取引所が存在する。ブローカーの数は93年現在で45社、上場株式は11社、株式時価総額は311億フォリント (forint)、流通社債の時価総額は2,220億フォリントである。³⁷⁾経済の流動性を表す M_2/GDP は、91年52.74%、90年47.05%、³⁸⁾91年貯蓄率 (固定資産投資/GDP) は19.29%、³⁹⁾小売物価上昇率は92年23.0%、91年35.0%、⁴⁰⁾預金金利は93年1月時点で、1年以内満期の固定金利17.2%、1年以上満期固定金利20.9%、92年1月でそれぞれ31.9%、32.8%、貸出金利が93年1月で短期27.0%、長期25.5%、92年1月で短期36.0%、長期31.5%である。⁴¹⁾就労人口に占める農業、森林業就労者の割合は92年で13.88%であり、⁴²⁾工業化の割合が高い。

ハンガリーでは1968年に「新経済メカニズム」(New Economic Mechanism)を導入し、そのなかで価格が真の製造原価を反映して上昇することを許容し、利益の概念を導入するなど、⁴³⁾社会主義国のなかではいち早く、市場経済の要素をとり入れてきた。68年から体制内改革が行われており、ハンガリーの市場経済化は必ずしも急激に行われたわけではない。しかし、市場経済の要求にあった制度的基礎を構築し始めたのは、88年以降であった。

まず1988年から90年にかけて、会社法がつくられた。88年に銀行改革が行われ、89年に体制移行法 (民営化法) が作成された。90年には42年ぶりに証券取引所が再開され、競争法がつくられた。87年から91年のあいだに外国貿易が自由化された。こうした動きのなかで、新会計法は90年に公布されて⁴⁴⁾いる。

会計環境となる金融制度の整備は、個別経済主体の民営化を成功させるため、民営化された企業に対して資金供給が円滑にいくことを意図して行われ

た。ハンガリーでは42年ぶりに再開した証券市場が適切に機能しなかった。というのは、ハンガリーの証券市場は長期資金の供給に実質的役割を果たせず、ハンガリー企業の大部分は新規企業で、証券市場からの資金調達から排除されていたからである。そのため、間接金融を中心としたメインバンク制度に類似した金融制度整備が行われつつあった。⁴⁵⁾⁴⁶⁾

4. 中国の会計環境整備

中国経済の流動性（現金通貨、小切手振出可能預金、交換手段として用いられることの多い資産の合計をGDPで除した値）は高く、1993年で88.7%である。貯蓄率も良好で、91年27.3%、92年32.2%である。上海証券取引所に上場している企業数は92年で164社あり、うち外国人投資家が購入できる株式を発行している企業数は28社である。上場企業の株式時価総額は、92年現在で321億ドルである。⁴⁷⁾

中国の企業を、その所有形態別に区分すると、次の9つの形態に分類できる。すなわち、国有経済、集体経済、私营経済、个体経済、联营经济、株式制经济、外国企业投资经济、香港^{マカオ}台湾投资经济、およびその他の经济类型である。この类型は、1992年10月、国家统计局与国家工商行政管理局が、「经济类型区分に関する暂定规定」として公布し、各地区、各部門に対してこの规定に基づき事務を行うよう通達したものである。

ここに国有经济とは、生産手段を国が所有する经济类型である。これは、中央、地方レベルの国家機関、事業单位および社会团体が国有資産を使用して投資、設立した企業をいい、国がいったん投資してその後経費を支出しない事業单位、社会团体もこれに該当する。中国の经济は、体制改革が行われた後も、工業生産額、工業付加価値、雇用者数のうえではあくまで国有企業が经济の中心を占めている。⁴⁸⁾

中国経済の市場経済化は1978年に始まった。78年には国营企業改革の一環として、経営請負制が始められ、国营企業の経営者に一定の利益責任が課され

るようになった。84年には企業の所有と経営の分離を目的として株式制が実験的に施行され、その後各地に証券の売買を行うセンターが開設された。90年には上海に、第1番目の証券取引所が開設された。ただし、これらの改革はあくまでも計画経済の枠内に市場経済の要素を導入するという改革であり、市場経済体制へ移行したわけではない。

正式な市場経済体制への移行は、憲法に「社会主義市場経済」という文言が組み込まれてからである。中華人民共和国憲法改正案は、1993年3月29日第8期全国人民代表大会第1回会議で通過、施行の運びとなった。この新憲法第15条で、社会主義市場経済が規定されている。中国は社会主義公有制であることには変わらないが、市場経済体制への移行に伴い、種々の制度改正が行われなければならない。会計制度の改正も、制度改正の重要な一環として行われた。

市場経済の導入を容易とするため、すでに外資系企業、株式制企業の会計制度は整えられていたが、本格的に社会主義市場経済へ移行するためには、国有企業、集体企業のための会計制度も市場経済の要求に合うものに改正されなければならない。こうして、1992年7月、財政部は全国財政会議で財務会計改革法案を提出した。その改革の趣旨は、①統一の会計準則を制定して、その準則のもとで企業会計制度を設立すること、②企業の自主権を拡大し、所有と経営を分離することである。

①の目的のために、また、従来の計画経済の要求による制度を廃止するために、財政部は会計制度の制定と管理を業種間で統一し、異業種間でも1つの会計事象に対して1つの会計処理という原則を貫いた。中国の新会計制度には、企業の主管業務により区別され、工業企業会計制度、商業流通企業会計制度、運輸企業会計制度、旅行とサービス企業会計制度、保険企業会計制度、金融企業会計制度、対外経済技術協同企業会計制度、農業会計制度などがある。新制度公布と同時に、従来の国営供与会計制度、重鎮集体会計制度、国営商業会計制度、国営食料企業会計制度、対外貿易企業基本業務・統一会計制度、物資企業会計制度、国営医薬商業会計制度、タバコ会計制度などが廃止された。

②の目的、すなわち企業の自主権拡大、所有と経営の分離のために、資本金制度の導入、発生原則の導入が行われた。従来の中国の会計では資本金概念がなく、資金均衡表（貸借対照表に相当）で、固定資産に対応して国家固定基金、流動資産に対応して国家流動基金、専項資産に対応して専項運用、という左右3段階の均衡に分けられていた。今回、新制度の導入とともに、固定基金、流動基金、専項基金を資本金合計とした。

従来の中国会計には発生原則という概念がなく、そのため受取勘定に貸倒引当金が設定されず、棚卸資産評価は原価基準に限定され、固定資産の減価償却は定額法に限定されていた。今回の改正で、これらの点について国際的慣行と同様になった。

こうして、主管業種ごとの会計制度、外国企業投資企業会計制度、株式制企業会計制度を総括する企業会計準則は、市場経済の要求に合致し、国際的会計慣行と同様のものとなった。この会計制度改革により、中国の企業経営がますます活性化し、また外国資本の導入がますます進むことが期待されている。

第4節 ハンガリーの会計制度と国際会計基準

以下、本節でハンガリー会計法とIASその他諸外国の会計基準、次節で中国の企業会計準則および外国投資企業会計制度とIASその他諸外国の会計基準とを比較・検討する。本書では、それぞれの会計基準にIASがどのように導入されているかを検討することを目的としているので、ハンガリーの会計制度と中国の会計制度とを比較可能な形で検討しているわけではない。

1. 会計法

1-1 位置づけなど

会計法の特徴

ハンガリー新会計法の特徴は、無形資産の規定、低価基準の強制に際して適用する時価概念について、イギリスの実務あるいは基準をとり入れる一方、確定決算基準を導入するなど、ドイツの影響がみられることである。とくに、リース資産については、会計法で規定せず、税法規定に委ねる点で、ドイツと同様である。また、長期請負工事にかかわる収益認識基準で、IASと異なり、工事進行基準を廃して、工事完成基準による認識を規定している。このようにハンガリー会計法は、EC域内の会計基準の影響が強い。

ハンガリーで会計法を作成する必要性としては、企業を海外の戦略的投資家に売却することのほかに、経営者に対する情報提供の必要性も考えられていた。ハンガリー人による会計法制定の必要性に関する記述は、次のとおりである。このなかに、「真実かつ公正な写像」という文言がみられる。

「計画経済のもとにあったハンガリーの会計制度は、経済統制のためのもので、詳細な規則が数多くあり、統一的で集計可能な会計が行われていた。しかし、経営者は作成された会計情報を入手することはできなかった。また、経営者にとって有用な情報でもなかつた⁵²⁾。

体制移行と民営化の過程でハンガリーの経営者と潜在的な海外投資家は、企業評価のためだけでなく、経営意思決定のためにも、会計の体制移行が必要と感じていた。会計の体制移行と国際的慣行との一致によって、純資産、財政状態と経営成績およびその趨勢に関して、真実かつ公正な写像が得られることが期待された。また、そのような情報提供は、海外投資家の興味をひくためでもあった。さらに、企業の流動性、信用性および収益性に関する情報は、ハンガリーの資本市場の発達に不可欠と考えられた⁵³⁾。

新会計制度は純資産、キャッシュ・フロー、経営成績、収益性に関する真実

かつ公正な写像を呈するよう留意し、その情報が株主、経営者、債権者、潜在的投資家、政府など、あらゆる利害関係者が入手可能であるようにした。そして、新会計法のもとでは、企業はその業種、規模の違いにより、提供すべき情報の内容に相違を認めている。⁵⁴⁾」

基準設定主体

ハンガリーの1991年会計法(Hatalyos magyar jogszabalyok, 1991, evi XVIII. torveny : 会計法)は国家会計委員会を設定主体として作成されたものである(会計法第9章第89節)。この委員会は大蔵省によりつくられたもので、委員長と構成員は大蔵大臣により任命される。

財務報告と記帳義務

ハンガリーで営利目的で活動を行うすべての事業体は会計法に準拠しなければならない(会計法第2章)。会計法に準拠する事業体は、営業報告書、資金収支表、貸借対照表、損益計算書を作成しなければならない。親会社に該当する会社は、連結年次報告書と連結営業報告書を作成しなければならない。ただし、他の会社の子会社である親会社は連結年次報告書と連結営業報告書をつくらなくてもよい。

登録を行っている事業体はすべて記帳の義務を負う。記帳は単式簿記と複式簿記のいずれかで行う。私人、特殊グループ、学校、協同組合などで2年間続けてその事業による収入が5,000万フォリントを超えない場合は、単式簿記によることができる。

ハンガリーでは財務諸表の公開は、すべての株式会社、出資金額5,000万フォリント以上の有限会社、売上高10億フォリント以上のすべての会社に義務づけられている。監査の義務は、財務諸表の公開義務と結びついており、公開財務諸表はすべて、外部監査人の監査を受ける必要がある。

基本財務諸表

複式簿記により記帳を行っている企業経営者は、年次報告書を作成しなければならない(会計法第3章)。年次報告書は貸借対照表、損益計算書、注記、事業報告から成り立っている。

一般原則

ハンガリーの会計法には次の一般原則がある。すなわち、①継続企業の原則、②完全性の原則、③理解可能性の原則、④真実性の原則、⑤明瞭性の原則、⑥継続性の原則、⑦一致の原則、⑧重要性の原則、⑨慎重性の原則、⑩清算の禁止、⑪個別評価の原則、⑫期間評価の原則である。このうち、②、④、⑤、⑥、⑦、⑨に、ドイツのGoBの影響が⁵⁵⁾、①、②、③、④、⑧、⑨にIASの影響が⁵⁶⁾みられる。ただし、①はIASフレームワークで、基礎的前提として位置づけられている。

1-2 貸借対照表

資 産

(無形資産) (会計法第3章、以下同様、第22節)

貸借対照表に関する規定で興味深いのは、無形資産の規定である。金銭的価値をもつ権利、知的所有権、資本化された研究開発費といった有形でない資産は、無形資産の部に記載される。資本化された創業費と企業再編成コストも、無形資産の部に記載される。

国際的会計ルールで一般に無形資産の貸借対照表計上義務があることは、ハンガリーでも同じである。ハンガリーでは研究開発費と並んで自己製造の無形資産の評価義務があるところに大きな特徴がある。自己製造の無形資産にはノウハウも含まれる。設立資本および自己資本調達原価ならびに組織拡張のための費用には、貸借対照表計上選択権がある。自己製造の無形資産は予測される耐用年数にわたって償却される⁵⁷⁾。

EC第4号指令の第9条、第10条では、自己製造の許認可権の資産計上が認められている。ハンガリーで自己製造の無形資産の資産計上が強制されるのは、EC第4号指令の延長線上と考えられる。

自己製造の無形資産として、ブランドが含まれるかどうかはまだ不明である。ブランドを企業の超過収益力の源泉としてとらえ、企業に確実な将来キャッシュ・フローをもたらす重要な資産として認識するならば、自己製造のブラ

ンドも計上可能という考え方がある。イギリスのブランド指向的企業では企業買収に際して、購入暖簾のうち、ブランドに帰属する価値を資産計上し、残りの部分を自己資本と相殺するという実務が行われている⁵⁸⁾。ホーヴィス社は、自己製造のブランドを資産計上し、無限定適正意見を獲得している⁵⁹⁾。ただ、アメリカの会計実務では、ブランドの資産計上に慎重な態度が示されており、IASではまだ基準化されていない。

無形の投資資産は、調達原価および製造原価に従って評価される。営業権は、取得した企業の購入価額と、取得企業の資産から負債を差し引いた金額との差額である。負の営業権は計上してはならず、資産から差し引くものとする。ハンガリーではこの場合、資産の価額を時間価値で割り引いてもよい。負の営業権の処理については、EC第7号指令には明文の規定はない。IASでは負の暖簾は繰延利益として扱われ⁶⁰⁾、この点でIASと相違する。

研究開発費については将来的に利用できるときにだけ、以上の規定を適用することができる。したがって、純粋な基礎研究には適用できない。ここで注意すべきことは、一定の要件を満たした開発費について、再調達原価による評価が認められることである。この考え方は、イギリス企業が資産計上したブランドを再調達原価により定期的に評価替えを行っているのと共通の基盤がある。

ハンガリーの会計規定は限定が行われることなく、税務規定に適用できる。この点で、ドイツで開業および拡張のための費用が、商法上資産計上できても税務上資産計上できないドイツとは異なる⁶¹⁾。

創業費と企業再編成コストが資本化され無形資産の部に記載された場合、配当制限が課される。

(減価償却) (第37節)

無形資産および有形固定資産の取得原価あるいは製造原価は、その耐用年数にわたって配分されなければならない。

種々の権利の購入価額は6年以上、営業権は5年以上にわたって償却してよい。ただし、償却期間は15年を超えてはならない。一方、成功した研究開発にかかわる費用で、資本化された額および創業費、リストラクチャリング費用

の資本化された額は、5年以内に償却してよい。もし経営者が営業権を5年以上にわたって償却する場合は、脚注にその旨を説明しなければならない。

次の場合には、計画外の償却が行われなければならない（第38節）。

- a) 知的所有権、有形固定資産および投資が経営環境の変化のために不要となるか、あるいは損傷、破壊のために当初の目的のために使用できなくなるか、あるいは全く使用できなくなり、知的所有権、有形固定資産および投資の価値が永久に下落した場合
- b) 金銭的価値をもつ種々の権利がごく限定された範囲でしか行使できなくなるか、あるいは契約の修正のため全く行使できなくなった場合
- c) 研究開発の成功の結果行えるようになった活動が限定されるかとりやめになるか、あるいは成果を生まない場合

以上にあげられたもの以外で、重要な変化が生じた場合、減価償却の計画は修正されなければならない。ただし、その修正が利益あるいは損失に与える影響は、脚注で説明されなければならない。

ハンガリーでは、税務上の減価償却は商法で規定されている計画的減価償却と計画外減価とで代替される。計画的減価償却では、減価償却方法は自由に選択できる。しかし、実務上、税務上の規定により、定額法が多く使われている。耐用年数は、原則として経済的に使用される年数である。⁶²⁾

ハンガリーでは固定資産の計画外減価のあり方は、税法により制限されている。固定資産の計画外減価は、資産が使用できなくなったとき、あるいは損壊を被ったときに限定される。⁶³⁾

（リース資産）

ハンガリーの会計法にはドイツ商法典と同様、リースに関する規定がない。リース資産の価値変化のリスクを主としてリース借受人が負っている場合、リース借受人にはリース資産の資産計上義務がある。現段階では、所得税法にも個々の詳細な規定はない。⁶⁴⁾

（有形固定資産の評価）（第35節）

取得原価によるものとし、再調達原価評価を認めていない。

(財務的投資) (第 33 節)

有価証券あるいは資本参加の価値は、貸借対照表日以降永久に市場価額が取得原価より低い場合、評価損を計上しなければならないとされ、強制低価が規定されている。長期保有有価証券の価額は、その市場価額が貸借対照表日以後少なくとも1年以上にわたって貸借対照表に記載されている価額より下落する場合、貸借対照表日の市場価額としなければならない。会計法の通常の規定には、評価益の計上は規定されていない。

(棚卸資産の評価) (第 34 節)

棚卸資産の評価は(加重)平均法による。棚卸資産は原則として取得原価により評価を行うが、市場価値が下落しているときは低価基準の適用が強制される。その際、原材料などは売却市場での価値で、仕入れあるいは自己製造の製品は販売価額からコストを差し引いた金額で評価しなければならない。低価基準に際して適用される時価概念は、イギリスの会計基準やIASと同様である。

(請求権・有価証券など) (第 39 条第 3 項, 第 4 項)

請求権は、回収の見込みのないときにだけ減価を行うことができる。回収が疑わしい場合や期限が過ぎている場合には、引当金を設定する選択権があるだけである。課税所得の算定に際しては、期限の過ぎた請求権については、引当金を最大限請求金額の2%、90日から180日の場合最大限5%、181日から360日の場合最大限25%、それぞれ設定することができる。このような、税務上の引当金の評価は、実務では課税所得の算定のときだけでなく、企業会計でも行われている。⁶⁵⁾

流動資産に属する有価証券は、投資に属する有価証券と同様、市場価額が貸借対照表日から少なくとも1年さかのぼって取得原価より下落しているときにだけ、評価損を計上することができる。証券取引所に上場されている証券の価額が継続的に取得原価より低い場合、その期の最終の市場価額で評価されなければならない。評価益の計上は規定されていない。

持 分 (第 26 節)

資本のうち、企業の所有者(創設者)が利用できるか、あるいは税引後利益

から内部留保された部分だけが持分として記載できる。

持分は、発行済資本、資本準備金、利益準備金、繰越損失、留保利益から構成される。こうして、持分を資産と負債の差額として規定する IAS とは異なる。なお発行済資本とは、企業登録裁判所に登録された持分である。

ハンガリーの法律は主としてドイツ法を継受しているが、ドイツと比べて、株主、債権者の義務に関する規定が少ない。そのため、たとえば、最低限準備金に関する法の規定がない。また、自己株式を持分の 33% までと制限せず⁶⁶⁾に、また準備金を積み立てることなしに、取得することができる。

資本準備金とは、次のものをいう。すなわち、a) 株式の発行価額と額面価額との差額、b) 企業創設者が明示的に資本準備金として譲り渡した金額、c) 支払の日の為替相場と為替使用時の為替相場との差額、d) 開発出資を含む他の企業家からの持分から受け取った金銭的資産、e) 協同組合の組合員により出資された金額など。

ハンガリーでは資本準備金に為替相場の差額が含まれることが特徴的である。この金額は、海外の共同出資者がその持分について払い込んだ額で、支払日の為替相場で計算した金額と外貨利用の日の為替相場で計算した金額との差額である。為替相場の差額を資本準備金に組み入れるのは、IAS の影響と考えられる。

利益準備金とは、次のものをいう。すなわち、a) 前年から繰り越された利益準備金から、今年度および次年度の利益から控除される損失の額、ならびに前年から繰り越され前年の貸借対照表の利益数値から控除された金額を差し引いた額、b) 前年の利益準備金から繰り越された額で、受け取った利益準備金の額により修正された額、c) 前年から繰り越された利益準備金で、株式発行のために使われた利益準備金の金額により修正された額、d) 前年から繰り越された利益準備金で、当年度に配当あるいは資本参加により使用された額により修正された額。

利益準備金は、ハンガリーの資本会社では、資本準備金と同様いつでも取り崩すことができる。これも、全くハンガリーに特徴的なことである。定款上の

準備金を形成することも認められている。この準備金に関して、法律上の制限はない。⁶⁷⁾

負債

(引当金) (第 27 節)

引当金は、受取債権の遅延あるいは貸付や前払額の返済の遅延から生じると予期される損失をカバーする目的で、税引前利益から形成することができる。引当金はまた、法律で定義された保証のもとにある義務、早期退職年金、示談あるいは補償のための費用をカバーする目的で形成することができる。通常の退職年金のための引当金は形成することができない。

こうして、一般の企業についてはハンガリーの会計法では、予想される危険と損失について、引当金計上の選択権を認めている。しかし、それは、手形などが期限が過ぎている場合や疑わしい債権ならびに法律上保証義務を負う債権についてだけ、引当計上できる選択権をもつのである。ハンガリーで引当計上できる、あるいは計上義務のある義務あるいは条件つき債務はきわめて限定されている。不確定債務で計上義務があるのは、損失補償要求と裁判費用だけである。ドイツで引当計上義務のある未決取引からの差し迫った損失に対する引当金、法的義務に対する瑕疵担保責任に対する引当金、実施しなかった廃石土除去作業で次年度に取り戻すものの出費に対する引当金、実施しなかった維持補修作業の出費に対する引当金（3 カ月以内に取り戻すもの）は、ハンガリーでは引当計上が禁止されている。ドイツで計上選択権のある費用引当金、実施しなかった維持補修作業の出費に対する引当金（4 カ月から 12 カ月以内に取り戻すもの）、過去に引当計上すべきだった退職年金、間接的退職年金その他同様の義務は、ハンガリーでは引当計上が禁止されている。しかし、ハンガリーでは企業の退職年金は非常に高いインフレーションのため、現在のところ正常な状態ではありえず、年金引当金を計上できないことはあまり重要ではない。⁶⁸⁾

引当金の金額の評価については、ハンガリーでは法律上の規定がない。評価に関連した問題は、あまり重要性がない。というのは、過去にさかのぼった経

験的評価がほとんど行えないからである。⁶⁹⁾

条件つき債務についての引当金は、ハンガリーでは取引の基礎となる経済事象が過去になく、また現在も整備されているとは限らない。したがって、条件つき債務についての引当金の規定を現段階で整備することはむずかしいと考えられる。

ハンガリーで税務上形成することのできる引当金の範囲は、企業会計上の引当金よりも限定されている。法律上の補償義務のための引当金は、税務上形成することができない。期限が過ぎた請求権に対する引当金だけが、税務上形成することができる。価値の減少した債権については、大部分が税務上も企業会計上も引当金を設定することができる。⁷⁰⁾

特殊評価規定（第 41 節）

次の場合に特殊評価規定が適用される。

- a) 会社の設立，所有形態の移行，清算，解散，および会社の売却のために評価を行う場合
- b) 有形固定資産と財務投資の再評価を行う場合
- c) インフレーションの影響を測定する場合

評価の特殊規定は別の法律によって規定される。ここで規定される資産の再評価は、平常的に行われるものではない。EC 域内国で、保有利得の算定と開示を基本財務諸表で求めるイギリスの場合と異なり、再評価はあくまで特殊規定である。⁷¹⁾

1 - 3 損益計算書

損益計算書の内容（第 43 節）

損益計算書は貸借対照表の純利益数値，すなわち税引後利益，損益の計算に影響を及ぼす主たる要素，貸借対照表の純利益数値を分解した数値を含む，と規定されている。貸借対照表純利益数値は，営業利益，財務的損益および異常項目から納税引当金を差し引き，配当および資本参加に使用した留保利益を加え，実際に支払った配当と資本参加を差し引いた額である，と定義される。こ

のような損益計算書の定義から、貸借対照表中心の会計思考がうかがわれる。

収 益

長期請負工事の収益の認識は、原則として工事完成基準だが、製造原価を、工事の進行に基づいて収益として計上することもできる。見積った収益を完成の割合に応じて各期の収益として配分することは禁止⁷²⁾されている。長期請負工事については完成基準を排除して工事進行基準を規定処理とする IAS とは異なった基準設定となっている。

その他の収益と費用（第 45 節第 14 項、第 47 節第 2 項、3 項）には、通常の企業活動から生じる純売上高を構成しない収益と費用が含まれる。その他の収益は、予想される損失あるいは債務に備えて形成された前年度の引当金を使用することによる金額、企業活動と関連して政府予算、おもな基金から受け取った補助金の金額を含む点が興味深い。その他の費用には、引当金繰入額、政府・地方自治体およびおもな基金に対して支払われた税金、寄付金が含まれる。

損益計算書の 2 種類のひな型（付則 2）

損益計算書のひな型には、総原価法と販売原価法の 2 通りの選択が認められ、ここに EC 第 4 号指令を基本的に受け入れたことが現れている。総原価法とは期間収益として実現収益と発生収益の双方が掲げられ、期間収益とすべての費用とが対比される方法である。販売原価法とは実現収益だけが掲げられ、販売された給付と、期間的に限定されしかも販売された財に対応づけることができる費用とが対比される。

総原価方式と販売原価方式とが根本的に異なることは、前者では付加価値を導くことができるのに対して後者ではそれができないこと、前者では売上総利益が示されているのに対し後者ではそれが示されていないことである。この両者の損益計算書は、最終的に導かれる利益数値に関しては比較可能となる。⁷³⁾

2. 税法との関係

企業所得税法 (LXXXVI/1991) がすべての人的会社および資本会社に対して有効である。ハンガリーではドイツ、日本と同様、原則として税務貸借対照表の商事貸借対照表に対する基準性の原則が要求される。税法独自の規定が存在するのは、計画的減価償却および特別償却、リース資産の取扱いとか引当金である。

ハンガリーでは基本的に税務貸借対照表規定と商事貸借対照表規定は一致している。ただ、税法の規定が商法上許容される範囲を狭めることはある。企業会計上の会計処理と税務上の処理とで若干の差がある部分について、繰延税を形成してはならない。⁷⁴⁾

第5節 中国の会計制度と国際会計基準

1. 企業会計準則

1-1 位置づけなど

企業会計準則の特徴

中国の会計制度は「中華人民共和国会計法」を最上位におき、その下に会計についての基本規則としての「企業会計準則」がおかれ、その下位に「外国投資企業の会計基準」、「株式制施行企業会計基準」、「業種別企業会計基準」がおかれる、という枠組みをとっている。⁷⁵⁾ 本書では外資の導入、企業の実体維持との関係で会計制度を考察するので、このうち、企業会計準則と外国投資企業の会計基準だけを考察の対象とする。

ハンガリーでは会計法で外国会社と内国会社とがとくに区別されていないのに対して、中国では企業会計準則の下位に、外資系企業に適用される会計基準

がおかれている。外資系企業に適用される基準では、再調達原価による資産の再評価が認められるなど、IAS が強く意識されているのに対して、企業会計準則では資産・負債の定義にドイツ会計の影響がみられる。企業会計準則および外国投資企業の会計基準ともに、持分の規定で内部蓄積の確保や促進を工夫していることが観察される。

基準設定主体

「会計法」を設定したのは全国人民代表大会常務委員会という国家権力機関である。それに対して、企業会計準則の基準設定主体は、最高行政機関である⁷⁶⁾ 国務院の一部門である財政部である。

財務報告と記帳義務

中国には前述のように、業種ごとの会計制度があり、さらに外国投資企業の会計制度と株式制企業の会計制度とがある。企業会計準則はこれら現行の会計制度を総括するもので、財政部により作成された。つまり、企業会計準則は準則第 1 条により、社会主義市場経済の必要性に適応し、会計計算の基準を統一し、会計情報の質を保証するため、中華人民共和国会計法に基づいて制定された。その適用範囲は第 2 条により、国有企業、株式制企業、集体企業、個人企業、外国投資企業といった中国国内で経営を行うすべての企業である。そして、同第 3 条により、企業の会計制度を制定するにあたって従わなければならない規則である。

基本財務諸表

企業の財務諸表は準則第 57 条により、貸借対照表、損益計算書、財政状態変動表、附属明細表、財務諸表の注記ならびに財務状況説明書が含まれる。準則第 61 条により、財務諸表は必要に応じて 2 期比較方式を採用することができる。連結財務諸表は、準則第 63 条により、次の場合に作成されなければならない。すなわち、対外投資が被投資企業の資本金総額の半数以上であるか、または実質的に被投資企業の支配権を所有している場合である。ここに、連結の範囲として、議決権所有基準と支配力基準の併用がみられる。

一般原則

準則第2章一般原則は、第10条～第21条からなり、それぞれ次の原則を規定している。すなわち、①真実性の原則、②有用性の原則、③比較可能性の原則、④継続性の原則、⑤適時性の原則、⑥明瞭性の原則、⑦発生性の原則、⑧費用収益対応の原則、⑨慎重性の原則、⑩取得原価主義、⑪資本・利益区分の原則、⑫総額主義。

まず、第10条で、「実際に発生した経済取引を根拠として、財政状態および経営成績を真実に表示」すべき旨が規定されている。次に第11条で、「会計情報は国家のマクロ経済管理の要請に適合し、関連各当事者が企業の財政状態および経営成績を理解するという必要性を満足させ、企業が内部経営管理を強化するという必要性を満足させるものでなければならない」と規定されている。これは有用性の原則とみるべきで、国家のマクロ経済管理当局者、利害関係者、企業経営者に対する有用性を意味する。

準則の一般原則のうち、日本の企業会計原則に含まれていないものは、②有用性の原則、③比較可能性の原則、⑤適時性の原則、⑦発生性の原則、⑧費用収益対応の原則、⑩取得原価主義、⑫総額主義である。このうち、③、⑤はFASB 概念ステートメント⁷⁷⁾、および IASC フレームワーク⁷⁸⁾で、情報の質的特徴として規定されている。

なお、⑦、⑧、⑩は本来、一般原則の下位におかれる評価基準である。ここに、中国会計制度の理論的混乱がみられる。

1-2 貸借対照表

資産概念と評価

準則は第22条で資産を、「企業が所有または支配している貨幣で測定可能な経済資源であり、各種の財産、債権およびその他の権利を含む」と規定している。この資産の定義から、①所有または支配、②貨幣による測定可能性、③経済資源という3つの要素が資産を構成する、と考えられていることがわかる。この資産の定義は、FASB 概念ステートメントや IASC フレームワークにお

ける「将来の経済的便益」という定義よりも、ドイツにおける民法上の所有権、商法典上の財産という概念を構成要素とする定義に近い。所有または支配という概念は、法律上の概念である。

この資産概念の枠内で、繰延資産がどのように定義されているかということ、準則第 32 条で「全額を当期の損益に計上することができない、その後の年度において期間にわたり償却すべき各種費用をさし、開業費、賃借固定資産の改良支出などを含む」と規定されている。このうち、開業費とは、「企業の開業準備期間内において、実際に発生した各種費用」と定義されている。この繰延資産の定義では、将来果実を生む支出である、という考え方が欠けている。つまり、「将来ありうべき便益」という意識がなく、発生の原則の趣旨が生かされていない。

資産の評価は一般原則第 19 条から、「取得時の実際原価」によると規定されており、再評価は認められていない。棚卸資産評価で「定期的に実地棚卸」をし、「棚卸差益、棚卸差損および陳腐化、品質劣化、破損などが発生したものに対して廃棄処分が必要な場合には、適時内に処理を実施し、当期の損益に計上しなければならない」とある。ここに「棚卸差益」という語句があるが、その後で「廃棄処分が必要な場合には」とあるので、差益を計上することにはならない。

金融リース資産は自己所有の固定資産に準じて計算し、かつ、財務諸表の注記で説明しなければならない。この金融リース資産に関しては、外国投資企業の会計基準に詳細な規定がある。

固定資産の減価償却は、原則として定額法か生産高比例法によるが、加速償却の使用も認められている。この優先順位に IAS 規定の反映がみられる。

第 31 条により、購入取得した無形資産は実際原価により記帳される。出資受入れにより取得した無形資産は、評価により確定された価額または契約の約定の価額により記帳される。自己開発の無形資産は、開発過程で実際に発生した支出額により記帳される。

負 債

準則第 34 条により、負債は「企業が引き受けた貨幣で測定可能な、資産または役務で返済する必要のある債務」と規定されている。この定義は、負債の構成要素として、①企業に帰属すること、②貨幣での測定可能性、③返済する必要性があげられている。この定義からは、負債性引当金を導くことはできない。外国投資企業の会計基準には負債性基金を流動負債とすべき旨が定められており、発生原則が導入されたとはいえ、その趣旨がまだ規定のなかに生かされていない。

所有者持分

所有者持分は準則第 38 条から、企業の投資者が企業の純資産に対して有する所有権である。これは、投下資本金、資本準備金、利益準備金、未処分利益などを含む。

投下資本金は準則第 39 条から、「投資者が企業の経営活動に実際に投下した各種の財産物資」であり、実際投資金額により記帳されなければならない。「株式会社制企業が発行する株券は、株券の券面価額により株式資本金として記帳しなければならない。国家が企業に拠出する専用拠出金は、別途規定があるものを除き、国家投資として記帳しなければならない。」

準則第 40 条により、「資本準備金は株式資本剰余金、法定財産再評価益、寄付受入による資産価値などを含む。」また同 41 条により、「利益準備金は国家の関連規定に従って利益から積み立てた準備金を指す。」

こうして持分の規定は、その構成要素別に規定する方式である。そしてその内容に中国の独自性がみられる。

1-3 損益計算書

収 入

収入は準則第 45 条により、実現基準により認識される。つまり、「実現した収入を適時に記帳しなければならない。」

「長期工事（役務提供を含む）契約は、一般的に工事進行基準または工事完

成基準により営業収入を合理的に認識しなければならない。」ここに工事完成基準を排除する IAS との相違がある。

費用

準則第 47 条は費用を「企業の生産経営過程において発生する各種の費消」と規定している。準則第 50 条は発生の特則を規定している。すなわち、「当期に支払って当期および次期以降の期間が負担すべき費用は、一定の基準により配賦し、当期および次期以降の各期間に計上しなければならない。当期に支払っていないが当期に負担すべき費用は、当期に未払計上しなければならない。」

利益

利益は準則第 54 条により、営業利益、投資純収益および営業外収支の純額の 3 種類がある。営業利益は、営業収入から営業原価、期間費用および各種の流通税、付加税と付加費用を控除した後の残額である。投資純収益は企業の対外投資収入から投資損失を控除した後の残額を指す。営業外収支の純額は、企業の生産経営と直接関係しない各種の営業外収入から営業外支出を控除した残額を指す。

利益の構成および利益処分の各項目は準則第 56 条により、「財務諸表において項目を区分して記載しなければならない。利益処分案しかなく、最終的に決定されていない場合には、利益処分案を財務諸表注記において説明しなければならない。」

2. 外国投資企業の会計基準

外国投資企業の会計基準は、前述の準則のもとに統括される位置づけにあるが、準則には記載のない詳細な規定がみられるので、以下で重要な点をかいつまんで述べることにする。なお、勘定科目の規定や財務諸表のひな型に関しては、外国投資工業企業勘定科目および財務諸表という規則で規定されている。

総則など

現行の外国投資企業会計制度は、1992年6月、財政部により発布された。この制度は中国国内で設立された中外合資経営企業、中外合作経営企業、外国投資企業に対して適用され（第2条）、外国投資企業の会計業務を強化し、外国投資企業およびその利害関係者の合法的権益を擁護するため、国家の外国投資企業の関連法律、法規に基づいて制定されたものであり（第2条）、86年に制定された当初から発生原則、取得原価主義を基本とした国際的慣行になったものである。

資 産

外国投資企業の会計制度では、資産の定義は行われていない。その会計処理規定は、ほぼ国際的慣行と一致する。金融リース資産の貸借対照表能力を認める点（第30条）、固定資産を再調達原価で評価する点（第30条）がみるべき点である。その他資産の規定には曖昧さが残る。

外国投資企業の会計制度では、繰延資産は「その他資産」に含まれる。繰延資産の定義は行われていない。また、日本の会計制度での扱いと異なり、限定列挙の形もとっていない。その他資産には、開業費、開業準備期間為替損失、繰延投資損失ならびに期間にわたり償却の必要なその他繰延支出が含まれ、貸借対照表に項目ごとに記載されなければならない（第38条）。

その他資産の償却年数は、日本の繰延資産より償却期間が長い。開業費と開業準備期間為替損失は、企業が生産経営に入ったときから5年以上の期間により期間均等償却する。繰延投資損失は投資期間または10年以上の期間により期間均等償却する。その他繰延支出は、見積受益期間または10年以上の期間により期間均等償却する（第39条）。

負 債

負債について特徴的なことは、従業員奨励福利基金およびその他の負債性基金を流動負債とみなすこと（第40条）、長期負債に金融リース固定資産未払金が含まれること（第41条）、社債の実際発行価額と債権券面価額との差額が社債発行差金として、貸借対照表で社債の増額項目または減額項目として独立し

て表示すること（第 42 条）である。負債性基金は負債性引当金と同様の概念である。これを流動負債とみなす根拠は不明である。

従業員奨励福利基金は本来、資本の部に属する積立金の性格をもつ。従業員の非経常的な賞与、たとえば特別貢献賞与、年末賞与などおよび従業員の団体福利の支払に使用される。企業が確定した利益処分案に従って税引後利益から従業員奨励福利基金を積み立てるときには、未処分利益科目に借方記入し、従業員奨励基金科目に貸方記入する。規定に従って支払使用するときには本科目借方に記入し、銀行預金などの科目に貸方記入する。従業員奨励福利基金項目は、企業が規定に従って税引後利益から積み立てた従業員奨励福利基金の期末未使用残高を表示する。企業は当期の財務状況説明書で従業員奨励福利基金の積立、使用および残高の状況を説明する（勘定科目および財務諸表）。

所有者持分

外国投資企業の所有者持分には払込資本金、資本準備金、準備基金、企業発展基金、未処分利益などが含まれる（第 45 条）。

関連する資産勘定と払込資本金勘定に適用する為替レートが異なるときに発生する記帳本位通貨の差額は、資本準備金に組み入れる（第 47 条）。この規定は IAS を反映したものと考えられる。

資本準備金には受贈益準備金、資本換算差額、資本剰余金などが含まれる。受贈益準備金は、現金または現物の寄付を受けることにより増加する投資者の持分を指す。資本剰余金は投資者が払い込んだ出資額が登録資本金より大きい場合の差額をいう（第 49 条）。

原価および費用、収入、利益、利益処分

原価および費用とは、第 50 条に、企業の生産経営過程で発生する物品の消耗、労働の報酬ならびに各種費用、と規定されている。原価、費用は発生主義に基づいて、収入は実現主義に基づいて記帳される（第 7 条、第 54 条）。長期契約は IAS と異なり、工事進行基準と完成基準の選択が可能である（第 54 条）。

外国投資企業は利益処分過程で、次の基金を積み立てなければならない。す

なわち、準備基金、従業員奨励福利基金および企業発展基金である（外資企業は企業発展基金を計上しないことができる）。これらは所得税控除後の利益から積み立てられる。準備基金は欠損補填、資本金の増加に使用することが承認されたもの以外、企業発展基金は資本金の増加に使用することが承認されたもの以外、その帳簿残高を減少させてはならない。従業員奨励福利基金は企業の従業員の非経常的な奨励または各種団体福利に使用しなければならず、この基金でつくられた建物、施設などの資産は企業の財産としてはならない（第 57 条）。

こうして中国ではハンガリーと異なり、法律により基金の積立てが規定される。準備基金、従業員福利基金、企業発展基金を積み立てた後の利益が、投資家への分配可能利益となる（第 57 条）。

注

- 1) Csaki, Gyorgy, "Main Tendencies in the Development of Financial Services in the Central European Countries, Especially in Hungary," *Trends in World Economy*, No. 69 (1991), p. 96.
- 2) 石川 滋「市場経済の発展段階と調整 一つの覚書」Draft Paper for World Bank--OECD Workshop on the Function of the Government, Tokyo (October 1996), p. 10.
- 3) 盛田常夫著『体制転換の経済学』新世社, 1994年, 84-87ページ。
- 4) Walters, Alan, "The Transition to a Market Economy," in Clague, Christopher and Gordon C. Rausser eds., *The Emergence of Market Economies in Eastern Europe*, Cambridge/Oxford: Blackwell, 1992, pp. 101-102.
- 5) 盛田常夫著, 前掲書, 153ページ。
- 6) 同上。
- 7) 同上。
- 8) Kikeri, Sunifa, John Nellies and Mary Shirley, *Privatization: The Lessons of Experience*, Washington, D. C.: A World Bank Publication, 1992, p. 62.
- 9) *Ibid.*, p. 82.
- 10) Várhegyi, Éva, "The 'Second' Reform of the Hungarian Banking

System,” in Bonin, John P. and István P. Székely eds., *The Development and Reform of Financial Systems in Central and Eastern Europe*, Hants: Edward Elgar, 1994, pp. 297-298.

- 11) ただし、民営化を決定した直後の国営企業は新規投資を差し控えることが望まれる。See, *ibid.*, pp. 54-60.
- 12) 岩田 巖「資本維持の構造を分析して実質資本維持学説に及ぶ」『企業会計』第5巻第4号(1953年4月), 11-12ページ。
- 13) Kinoshita, Toshihiko, Some Comments on the Foreign Capital Mobilization -centering on FDI and Foreign Debt Management, Workshop for Vietnam: Japan Research Project--MPI JICA, Hanoi, 1996, p. 1.
- 14) 国際的な会計基準で会計測定に関する規定を含むものとしては、US-GAAP, EC基準, IASがある。ディスクロージャーだけに関する基準も含めた国際的基準とその拘束力についての説明は、黒田全紀著『国際コンツェルン決算書』税務経理協会, 1981年, 45-58ページ参照。
- 15) International Accounting Standards Committee, *Preface to Statements of International Accounting Standards*, London: IASC, 1983, par. 2 (b).
- 16) Choi, Frederick D. S., “Primary-Secondary Reporting: A Cross-cultural Analysis,” *The International Journal of Accounting*, Vol. 16, No. 1 (Fall 1980), pp. 38-104.
- 17) Abel, István and John P. Bonin, “On the Way to Privatizing Commercial Banks,” in Bonin, John P. and István P. Székely eds., *op. cit.*, p. 119.
- 18) 除 向衣「接軌与轉換」非公開資料, 北京, 1992年。
- 19) Peter Szekács, personal interview, 1995.
- 20) ベトナムの場合、庶民は金融貯蓄の余力もなく、貯蓄の習慣をもたない。とくに銀行へのアクセスをもつ庶民は10%に満たない。民間資産の44%は金、約4%はドルで構成されている。庶民の負債は、都市は圧倒的部分が親族および伝統的頼母子講からの無利子借入れによっており、農村はそれに加えて高利貸からの借入れがほとんどの部分を占めている。国際協力事業団『ベトナム: 国別援助研究会報告書』国際協力事業団, 1995年, 24ページ。
- 21) Abel, István and John P. Bonin, *op. cit.*, p. 119.
- 22) See, Központi Statisztikai Hivatal, *Magyar Statisztikai Évkönyv*, Budapest: KSH, 1993, pp. 71, 85, 329; 国際協力事業団, 前掲書, 43ページ。

- 23) Abel, István and John P. Bonin, *op. cit.*, p. 119.
- 24) 名目資本概念を前提とした「経営実体の維持」の考え方については、森田哲彌著『価格変動会計論』国元書房、1979年、30-34ページ参照。
- 25) The Institute for World Economics of Hungarian Academy of Sciences, *RRT Hungary Document 7: Accounting*, Budapest: The Institute for World Economics, 1992, p. 2.
- 26) 黒田全紀著、前掲書、49ページ。
- 27) 同上参照。Anon., “International Federation of Stock Exchanges,” *CA Magazine*, Vol. 106, No. 1 (January 1975), p. 52.
- 28) See, International Accounting Standards Committee, *IASC Constitution*, London: IASC, 1992, par. 19.
- 29) International Accounting Standards Committee, *Statement of Intent*, London: IASC, 1990, par. 19.
- 30) 指令の国内法化はローマ条約第54条第3項gによる。黒田全紀著、前掲書、47ページ参照。
- 31) International Accounting Standards Committee, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, London: IASC, 1989, par. 17.
- 32) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard IAS 16 (revised 1993): Property, Plant and Equipment*, London: IASC, 1993, par. 30; ———, *IAS 25: Accounting for Investments*, London: IASC, 1986, pars. 46, 47. See, ———, *IAS 11 (revised 1993): Construction Contracts*, London: IASC, par. 22; ———, *IAS 22 (revised 1993): Business Combinations*, London: IASC, par. 49.
- 33) FASB 概念ステートメントが情報提供会計であり、IASC フレームワークが情報提供会計を主として利害調整会計を組み合わせていること、そして日本の企業会計原則が情報提供会計と利害調整会計をバランスよく組み合わせている旨の分析については次の論文参照。安藤英義「保守主義の原則と重要性の原則」若杉明編著『会計国際化の展開』ビジネス教育出版社、1994年、51-70ページ。
- 34) 利益が資本の報酬であり、利益が維持すべき資本の関数として導かれる旨については、IASC フレームワークに明示されている。International Accounting Standards Committee, *op. cit.* (1989), pars. 102-109. 現在の日本にとっての制度上の課題としての利害調整の重要性については、新井清光「会計制度上の課題としての『資本』と『利益』の区別」『企業会計』第48巻第1号、1996年、22-23ページ参照。ここでは債権者と株主との利害調整の問題として、資本

と利益の区別が扱われている。

- 35) 購入した営業権、認可権などは無形資産であり、その貸借対照表計上可能性について加盟国の選択権は認められていない。
- 36) Kozponti Statisztikai Hivatal, *op. cit.*, p. 329.
- 37) *Ibid.*, p. 336.
- 38) See, *ibid.*, pp. 69, 329.
- 39) See, *ibid.*, pp. 69, 86.
- 40) *Ibid.*, p. 352.
- 41) *Ibid.*, p. 330.
- 42) See, *ibid.*, p. 56.
- 43) Evans, Thomas G., Martin E. Taylor and Oscar Holzmann, *International Accounting*, Boston: PWS-Kent Publishing Company, 1988, pp. 69-70.
- 44) Laszlo Birkas, "The Promotion System of Hungarian State Financing in the Fields of Investment and Technical Development: An Outline with some Basic Figures and Thoughts," *Trends in World Economy*, No. 69 (1991), p. 179.
- 45) Várhegyi, Éva, *op. cit.*, pp. 297-298.
- 46) Csaki, Gyorgy, *op. cit.*, p. 96. なお、ハンガリーでメインバンクによる委譲されたモニタリングが期待されている理由はほかに、リストラクチャリングを行いつつある国営企業のモニタリングを行うということがある。Abel, István and John P. Bonin, *op. cit.*, p. 116.
- 47) 財団法人日中経済協会編『中国経済データハンドブック』財団法人日中経済協会, 1994年, 32, 61, 63ページ; 国家统计局編『中国統計年鑑』中国統計出版社, 北京, 1995年, 20ページ。
- 48) 財団法人日中経済協会編, 前掲書, 42ページ。
- 49) 藤本 昭編著『中国: 市場経済への転換』日本貿易振興会, 1994年, 75-76ページ。
- 50) 財団法人日中経済協会編, 前掲書, 1994年, 63ページ。商業性と政策性の分離を趣旨とした銀行制度の改革は、市場経済体制への移行後、着手され始めた。
- 51) 以下の記述は、次を参考としている。徐 向衣「接軌与転換」非公開資料, 北京, 1992年。
- 52) The Institute for World Economics, *op. cit.*, p. 3.
- 53) *Ibid.*, pp. 3-4.
- 54) *Ibid.*, pp. 4-5.
- 55) Vg., Leffson, Ulrich, *Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführ-*

- ung, 7 Aufl., Düsseldorf: IDW-Verlag GmbH, 1987, S. 173-421.
- 56) International Accounting Standards Committee, *op. cit.* (1989), pars. 23, 25, 29, 30, 37, 38, 46.
- 57) Kerkhoff, Von Guido, „Vergleichende Darstellung der Bilanzierung in Ungarn und Deutschland,“ *Recht der Internationalen Wirtschaft*, 41. Jg., Heft 2 (February 1995), S. 129.
- 58) Sheppard, Allen, “Adding Brand Value,” in Stobart, Paul ed., *Brand Power*, London: Macmillan, 1994, pp. 89-90.
- 50) Stobart, Paul, *ibid.*, Plate 38.
- 60) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard IAS 22* (revised 1993): *Business Combinations*, London: IASC, 1993, pars. 49, 51. 取得の原価が交換取引日現在の取得識別可能資産および負債の公正価値に対する取得企業の持分より少ない場合、標準的処理としては取得された非貨幣性資産の公正価値はその超過額が消去されるまで、比例的に減少され、それでもなお超過額を完全に消去できない場合残った超過額を負の営業権として認識する。代替処理としては、取得識別可能資産および負債の公正価値に占める取得企業の持分が取得の原価を上回る超過額が、負の営業権として認識される。
- 61) Kerkhoff, Von Guido, *a. a. O.*, S. 124.
- 62) *Ebd.*, S. 128.
- 63) *Ebd.*
- 64) *Ebd.*
- 66) *Ebd.*, S. 130.
- 67) *Ebd.*, S. 124.
- 68) *Ebd.*
- 69) *Ebd.*
- 69) *Ebd.*
- 70) *Ebd.*, S. 126.
- 71) Accounting Standard Board, *Financial Reporting Standard No. 3: Reporting Financial Performance*, London: ICAEW, 1992, par. 56.
- 72) Kerkhoff, Von Guido, *a. a. O.*, S. 128.
- 73) *Ebd.*, S. 131-132.
- 74) *Ebd.*, S. 126.
- 75) 平松一夫監修・昼馬義宏他著『中国の会計制度と会計実務』税務経理協会, 1997年, 22 ページ参照。
- 76) 財政部以外にも、たとえば、国家経済対策改革委員会なども、管掌事項に関する

る会計規定の設定に関与している。同上，23 ページ。中国の政府機構図については，財団法人日中経済協会編，前掲書，9-11 ページをみよ。

- 77) Financial Accounting Standards Board, *Statements of Financial Accounting Concepts No. 2: Qualitative Characteristics of Accounting Information*, Stamford: FASB, 1980, pars. 56, 57, 111-122.
- 78) International Accounting Standards Committee, *op. cit.* (1989), pars. 39-42, 43.

第10章

特殊性・普遍性・変容可能性

第1節 特殊性と普遍性

本書では、高度成長期以降の日本の会計を中心として、日本の会計の特殊性と普遍性を検討した。それは、今後日本の会計が国際的調和化へ向けて変化する内的必然性を探求し、調和化へ向けた1つの方向を示すためである。分析を行うにあたっては、IASを外生的モデルとし、アメリカ、イギリス、ドイツの会計も視野におさめながら、日本の会計を考察した。そのうえで、日本の会計に国際的調和化を図る必然性があるかないか、あるとすればどこにあるのかを検討した。分析の視点として、会計目的の重点、維持すべき資本の概念、市場の機能としての資源配分機能・金融コントロール機能と会計とのかかわりについて比較・考察を行い、日本の会計とIASとの基本的相違を認識した。ここで、資源配分および金融コントロールが行われる「場」を会計環境とし、会計環境と会計との適合性に留意した。

分析の過程で日本の会計が高度経済成長に貢献したと考えられる点を明らかにし、さらに、過去にプラスに作用した諸要因が本来の市場のあり方からみてひずみとなっている点を指摘した。また、日本の会計で高度経済成長に貢献した諸要素が、戦後の日本経済と同様に資金の不足した現在の移行経済の会計に、どのように生かされ、またどのような点で相違しているかを分析した。その際とくに、現在の移行経済がIAS、EC基準およびノウブスの分類によるド

イツ・日本型会計を、どのようにバランスをとりながら導入しているかにも着目した。

分析の結果、次のことが明らかになった。

1. 会計目的

IAS およびアメリカ、イギリスの会計が投資家に対して情報価値のある会計情報を提供することに主眼をおいているのに対し、日本、ドイツの会計は、どちらかという、資本充実および資本維持を手段とした利害調整に重きをおいている。企業会計原則自体は利害調整の要素と情報提供の要素をバランスよく採用しているが、¹⁾商法自体については昭和 37 年（1962 年）商法改正の際の議事録で、その目的が資本充実および資本維持を手段とした利害調整にあること²⁾が明記されている。

2. 維持すべき資本の概念

IAS では情報の利用目的に合わせて財務的資本維持（名目資本維持、実質購買力維持）および物的資本維持を選択できるようになっている。日本、ドイツでは名目資本が維持すべき資本概念として採用されている。ただし、費用計上に際して発生費用以上の費用を計上する、あるいは利益処分段階で準備金を形成するなどして、名目資本維持のもとでも「経営実体」が維持されるよう、制度上あるいは会計実践上工夫されている。日本の会計実践について問題なのは、実体維持に必要なだけの減価償却が行われるのではなく、経済的実質以上の減価償却が行われる傾向にあることである。

3. 配当規制と利害調整

上記の会計実践とは別に、商法上の繰延資産の限定列举と配当制限条項が株

主と債権者との利害調整のうえで重要性をもっている³⁾。つまり、資金的裏付けのない資産の貸借対照表計上可能性を限定し、一定の項目について配当制限を課することによって、債権者に帰属する請求権が侵害されないようにしているのである。

配当規制自体は本来会計利益の算定過程から独立して行われる。会計を規制する3つの法律のうち、債権者保護の規定があるのは商法だけなので、従来商法については債権者保護の側面だけに焦点が当てられる傾向にあった。しかし、商法会計自体のなかにも、株主や債権者に対する情報の報告を目的とする面と、利益配当規制との関係で配当可能利益算定を目的とする面との両面がある。したがって、商法会計のなかでも、性格の異なる2つの会計を分離するかどうか⁴⁾が課題となりうる。

現行の日本の制度では、昭和37～38年（1962～63年）、49年（1974年）、56～57年（1981～82年）の商法改正と企業会計原則改正により、商法会計と、商法会計の株主保護部分についての特別法ともいえる証券取引法とのあいだで歩み寄りが図られた。そして商法会計が資本主義理論、証券取引法会計が企業実體論に基づくもの⁵⁾、事実上、実現概念を媒介として商法上の配当可能利益が同時に、証券取引法上の利益となっている。この方向は、実現概念を媒介として企業利益が配当可能利益となるイギリスの場合とは逆方向である⁶⁾。

4. 利益は株主のものか

ところで、もし本来利益がすべて株主のものという考え方が流布しているならば、費用を過大に計上して引当金を形成したり、経済的実質より過大な減価償却がそう容易に行われるものではない。内部留保が容易に行われるのは、内部留保による投資を資本コストがゼロの投資だと考えるためである。もし利益がすべて株主の所有に属すると考えるならば、利益を内部留保することによって調達される資金の資本コストは、株主から失われる利益率獲得の機会の価値と考えられる。つまり、内部留保による資金の資本コストは、その内部留保を

株主に配当したならば、株主がその資金を投資して得る一定の利益率ということである。⁷⁾ そのように考えれば、容易に内部留保を行うわけにはいかないであろう。

しかし、日本では上述のような、内部留保による投資の資本コストを株主の機会コストとして考える、といった資本コスト概念が、一般に流布しているとは必ずしもいえず、内部留保の資本コストはゼロという考え方がいまだに残っている。これは、配当控除後の内部留保を株主のものというよりもむしろ、会社のもので考え、内部留保は会社のものであるから資本コストはゼロである、と考えることから生じる発想である。⁸⁾

利益を株主のものとする考え方は、自己資本もすべて株主のものである、という考え方と一体である。日本では内部留保を会社のものである一方で、自己資本のうち額面資本金以外の部分も会社のものであるという意識が強い。⁹⁾ そのうえ、他人資本と自己資本との区別が曖昧な点もあり、日本の会計には株主に帰属する価値を適切に算定するという視点が欠ける、という点を見逃すわけにはいかない。

日本では、一部の優良企業を別とすれば平均して、企業の自己資本比率が低い。その原因の1つとして、相対的に大きな減価償却があげられる。相対的に大きな減価償却が行われるのは、償還利益を指標として重視するメインバンクによるモニタリングにもよるし、確定決算主義の影響もある。

IASあるいはUS-GAAPは、利益および自己資本を株主のもの、としてとらえる考え方の上に立脚している。自己資本が株主に帰属するという考え方は、株主持分 (stockholders' equity) という文言にも現れている。¹⁰⁾

5. コーポレート・ガバナンス

日本ではアメリカと同様、制度上、株主がコーポレート・ガバナンスの主体者となっている。日本では1960年代、メインバンクが企業の主要な株主であり、メインバンクによるガバナンスが適切に機能していた。その際、メインバ

バンクは、所有を基礎として企業経営者をコントロールするというよりも、コントロールの残余権、すなわち、契約以外の事態が発生した場合に経営権を握るという権利を基礎として、企業経営者をコントロールしていた。したがって、安定配当が行われているかぎり、経営に対する介入は行われなかった。

1970年代後半から、資金調達源泉の多様化により、メインバンクによる企業経営者のコントロールはうまく機能しなくなった。株主総会の空洞化はすでに30年代から始まっており¹¹⁾、取締役会による代表取締役の監督は、日本の人事慣行によりほぼ無機能化していた。にもかかわらず、現在、メインバンクに代わるガバナンスの主体者が一般に育っているとはいえない。株主による資金調達取引をとおしたガバナンスは、株式の相互保有により阻害されている。こうした状況で、昭和40年代および50年代、さらに近年、経営者の放漫経営と不正経理が問題となり¹²⁾、そのつど経営者の支配と監督について、制度上の策が積み重ねられてきた。

6. メインバンク制度の影響の残存

メインバンク制度では、資金提供者集団がメインバンクに企業のモニタリングを委譲しており、メインバンクによる判断を信任していた。メインバンクは、企業の内部情報まで入手することができ、種々の情報を加工して判断を行った。その意味で、メインバンクが情報生産者といえよう。メインバンクをとおして資金提供者集団に企業情報が流布するので、企業が市場で任意の情報を公開するインセンティブが低かった。この情報公開に対するインセンティブの低さは、メインバンク制度が適切に機能していない1995年以降の時期にも残存している。

メインバンク制度は、企業の投資行動にも影響を与えている。日本で銀行との結びつきの強い企業は、一般的な投資の意思決定指標とかかわりなく投資を行っていることが実証されている。このことは、経済が絶えず成長を続けている時期には、積極的な投資として評価されようが、そうでない場合には、投資

効率を考えない投資といえよう。

7. 利益算定アプローチ

IAS ないし FASB の概念ステートメントでは、利益算定アプローチとして、ストック・アプローチが採用されている。これは、資産・負債を厳格に定義し、資産から負債を差し引いた部分を株主持分と定義したうえで、所有者との取引にもとづく変動分を除く株主持分の期中変動の程度を利益が反映する、とした考え方である。ここで収益と費用は資産・負債に対する影響を軸として定義される。

FASB 概念ステートメントは、利益概念を業績利益と包括的利益として分け、業績利益を貨幣循環と関連した資産と負債の増減であるとし、包括的利益を、期首持分を維持したうえでなおあまりある期末持分と定義している。IAS では利益を経営成績の測定値とし、計算構造的には、資産・負債に対する影響を軸として収益・費用を定義したうえで、収益と費用の差額として利益を導¹³⁾いている。

ストックによる利益計算に着目した場合、IAS および US-GAAP では資産は「企業が支配する将来ありうべき経済的便益」と定義されている。ここに経済的便益とは、現金および現金等価物の流入の純額をいう。したがって、その企業の支配に属し、将来企業に確実にキャッシュ・インフローをもたらす部分だけが資産計上される。

この資産の定義はドイツの資産概念とは相違する。ドイツでは本来、所有権を基礎とした資産の定義が展開され、資産のメルクマールが換金可能性に求められているからである。この相違は、繰延資産の計上可能性ないし支出のうち資産計上可能な部分の相違となって現れている。

ただ、所有権を基礎とした定義でも、IAS フレームワークおよび FASB 概念ステートメントの定義と根本的に異なっているわけではない。所有権の概念が支配権、占有権、利用権などという要素から構成されていることに着目する

と、支配権という要素は IASC および FASB による定義にある「企業が支配する」という文言と重なる。また、「換金可能性」というメルクマールを将来にまで拡張すると、「将来現金流入をもたらす」という文言へ導かれる。要するに、ドイツ基準と IAS あるいは FASB 財務会計基準書との相違は、将来に対する期待をどこまで織り込むかの相違といえよう。

負債の部で、引当金についてはアメリカでは、将来の危険・損失について、発生の確率の高いものだけ引当計上すべきだとされている。ドイツ、日本では必ずしも発生の確率が高くない危険・損失についても引当金が形成されることがある。IAS では、将来発生の確率が高くない危険・損失についても、引当金を計上することができる。ただし、引当金を計上する際には、危険・損失の発生の確率を開示することが義務づけられている。

IAS フレームワークおよび FASB 概念ステートメントは株主持分を資産から負債を控除した残余と定義している。ここに、資産・負債をとくに定義せず、資本金を限定的に列挙している日本のアプローチとの相違がみられる。

8. 資産評価

近年、企業経営が実物資産を中心に営まれていたころと異なり、金融資産の重要性が大きくなってきた。そして、一定の金融資産については、時価評価を行ったほうが情報価値があると考えられるようになってきた。しかし、それを理由として時価主義会計への移行を単純に主張することはできない。一部でも時価評価を導入するには企業会計独自の「実現」という基準¹⁴⁾および客観性、監査可能性をどのように確保するかについて考える必要がある。

フレームワークと FASB 概念ステートメントでは金融資産の時価評価と金銭債権の割引現在価値による評価（現段階では IAS では未確定）を導入している。そして、FASB 財務会計基準書第 115 号では、短期保有のトレーディング目的有価証券の評価益は損益に含め、その他の売却可能有価証券の評価益はすべて株主持分で調整して包括的利益に含め、実現してから実現利益とす

るという方法を採用している。株主持分で調整する方法は、自立的在外子会社、すなわち、IAS 第 21 号第 7 項にある在外事業体の財務諸表を報告企業の財務諸表に組み込む際の換算差額を株主持分で調整するのと同様である。

ここで、金融資産の時価評価による評価益は、財務活動による成果を表現するものと考えられ、また、整備された流通市場で成立する価格で随時換金可能という特性をもつため、実際に制度上分配すべきかどうかの議論は別として、分配可能性をも具備している、と考えられる。金融資産を保有目的別に区別することには問題があるものの、このトレーディング目的の金融資産をいかに評価するかといった検討が、IAS との調和化に関する議論を緊急性あるものとした。同時に、金融資産時価評価の問題は、金融資産のリスクを損失の危険だけでなく評価益の発生をも含めた「分散」の概念を用いて管理する関係上、国際的調和化の視点を考慮しなくても当然とりあげ考えるべき問題であり、その必要性は内部的要因により生じたものである。

第 2 節 移行経済へのインプリケーション

移行経済では財務体質の弱い企業が多い。また証券市場が適切に機能する前提が整っていない。さらに、企業資産の減価が重要な問題となっている。この場合、名目的資本維持のもとにおける「経営実体の維持」を趣旨とした会計が有用性をもつであろう。

ただし、それ以前の段階で、発生原則と資本金制度の導入により、所有と経営の分離が図られていることが前提であることはいうまでもない。そのうえで所有を基礎として、委譲されたモニタリングにより、企業経営者をコントロールする環境を整えることが望ましい。

ドイツにおける組織金融には、基本的に株式所有を基礎として、企業経営者をコントロールするシステムが内在している。日本のメインバンク制度では、メインバンクが企業を内部化することにより、コントロールの残余権を所有す

る。これは、メインバンクが条件つきで企業を支配する権利で、他国には理解できないことかもしれない。

いずれにせよ、委譲されたモニタリングが有効に機能した場合、名目資本維持のもとでの「経営実体の維持」が図られたうえで、企業のキャッシュ・フロー・ポジションが良好になった旨を、モニタリングを行う主体が評価することが容易となる。このとき業績利益が低く算定されたとしても、企業経営者の評価が低まることはないであろう。¹⁹⁾

しかし、現在の移行経済は、外国資本の導入も重要である。なぜならば、国内資本だけで目標とする経済成長を達成することができないからである。外国資本の導入には、不特定多数の現在株主および潜在的株主に対する情報公開を趣旨とする IAS、あるいはヨーロッパに位置する国にあっては EC 基準を国内基準とするのが、海外の戦略的投資家の視点からは適切である。²⁰⁾

EC 基準は、加盟国がその主権の一部を超国家機関に委譲して作成される EC 指令に基づくが、指令の国内化にあたっては加盟国に選択権が認められている。一方、IAS はもともとは職業会計士の合意に基づいて作成されるもので、多くの会計処理代替案を認めていた。しかし、1989 年公開草案第 32 号「財務諸表の比較可能性」(後、趣旨書として確定)の公表以来、会計処理の選択肢をできるだけ縮小しようとしている。選択肢の削減は、近年国際的調和化に対して与えられている定義、すなわち、「会計実務の多様性を削減することによりその互換性を高める」という定義と合致する。²¹⁾さらに、IOSCO との関係上、企業に対する拘束力が単なる職業会計士の合意に基づくものではなくなる可能性がある。

IAS は投資家に対する有用性の観点から、取引の経済的実質を重視し、株主に帰属する価値をできるかぎり明確に算定・開示しようとする。そのため、取得原価主義における配分を問題とするだけでなく、時間の価値を導入し、資産の再評価や公正価値による測定など、時価主義会計も採用している。

IASC 自体も、そのフレームワークのなかに「慎重性」という概念をとり入れている。²²⁾その点で、フレームワークには、利害調整の要素も採用されてい

る。ただし、IASの改訂に際して、フレームワークが完全に指導原理を發揮しているわけではない。²³⁾

それでは、内部留保を重視し、経営実体の維持に配慮しながらIASを導入することはできないのであろうか。ハンガリーと中国では、日本と同様、繰延資産の限定列挙、配当制限条項を会計法および会計準則（通達に相当）のなかに盛り込みながら、部分的にIASをとり入れている。

ハンガリーと中国との相違は、内国会社と外国会社の取扱い方に現われる。ハンガリーでは内国会社と外国会社を国内市場で平等に競争させる観点から、会計法を一本化している。そして、配当制限条項を会計法に組み込む一方、資産評価に割引現在価値による評価を部分的にせよ認めたり、自己製造の許認可権の資産計上を強制するなど、投資の成果や価値を明確に把握しようとしている。これは、ハンガリーで主として企業評価を行う必要から会計法が設定されたことにもよると考えられる。一方、中国では外国会社にだけ、資産の再評価を認めている。

第3節 ドイツと国際会計基準

1. 株主に対して情報価値ある会計

ドイツの会計規定のなかに株主保護の規定が導入されたのは、1965年株式法改正が最初である。69年公開法により、情報公開を通じて利害関係者を保護するものとして会計が位置づけられ、85年会計法により、債権者と株主の利益保護機能が強化された。しかし、61年普通ドイツ商法典以来、債権者保護の手段として簿記と会計が位置づけられており²⁴⁾、現在なお、債権者保護の色彩のほうが強い。そのため、ダイムラー・ベンツを初め、バイエル (Bayer AG) やシェーリング (Schering AG) といったドイツ多国籍企業が、SEC基準あるいはIASに準拠した財務諸表を作成して海外資金調達を行い始めた。²⁵⁾

ブッセ・フォン・コルベは、株主にとって価値ある情報とは、将来成果の現金価値についての判断を可能とする情報だとして、キャッシュ・フローを割り引くことにより算定した値から負債の価値を控除した企業価値を提唱している。この考え方は、アメリカのコンサルティング会社や機関投資家が、オペレーティング・フリー・キャッシュ・フローを割り引いて求めた営業の価値から負債の価値を控除して算定した企業価値を、株価と最も近い動きをするということ²⁶⁾で現在重視しているのと軌を一にしている。

ただ、企業価値は株価の将来予測に役立つかもしれないが、それが企業利益に代替するものではない。将来成果とは、フローの観点からは、費用と収益の期待値の平均的差をいい、ストックの観点からは期首における将来成果の資本化価値を維持して期末にあまりあるものをいう。ここに将来成果価値の構成要素とは自己資本と主観暖簾であり、将来成果から配当が行われ、残った余剰が資本化される²⁷⁾。ここで費用・収益と収入・支出が長期的に一致することを前提とすると、この将来成果は、要するに、将来キャッシュ・フローの純額の期待値である。

この将来成果という概念は、経済的利益を算定する際の前提条件として予定されている3つの条件、すなわち確実性、完全市場、市場の完備のうちの1つ、将来が完全に既知である確実性という要件が満足されていなかったとしても、完全・完備市場という仮定が維持されれば成立する。すなわち、完全・完備市場のもとでは、不確実な将来キャッシュ・フローを生じる資産についても市場が存在し、将来キャッシュ・フローの期待値を期待利子率で割り引いた現在価値と等しくなる²⁸⁾。しかし、実物資産については、将来に対する期待は人によって、また国によって異なるのが通常で、客観的証拠を要件とする会計利益が現実世界では用いられている。

ドイツでは、客観的証拠として所有権の移転が求められ、さらに、資産のメルクマールとして換金可能性が求められる²⁹⁾ので、日本以上に企業利益に将来に対する期待が介在する余地は少ない。その一方で、研究開発費を製品原価に付加したりすることが許容される。これは、ドイツの会計が保守的経理ばかりと

はいえない、と解するのではなく、一定の要件を満たす開発費だけ資産計上が強制されることを本来の趣旨とする IAS と比べると、将来キャッシュ・フローに対する意識が弱い、と解するのが穏当であろう。すなわち、ブッセ・フォン・コルベなどの学説のなかにある、株主の立場からみた将来キャッシュ・フローという意識が、制度や実務のなかでは適用されていないのである。

2. ドイツ・コンツェルン競争力改善のための商法典改正案

いくつかのドイツ多国籍企業は、株主に対して価値ある情報を IAS や SEC 基準に求めて、国際的な資金調達活動を始めている。しかし、IAS や SEC 基準による連結財務諸表を作成すると、国内の連結規定と矛盾する部分があり、国内向け、国外向けの 2 通りの連結財務諸表の作成にはコストがかかる。バイエルやシェーリングなどはドイツ商法典と抵触しないかぎり IAS を使用する方式を 1994 年以降採用している。しかし、IOSCO が改訂済み IAS をコア・スタンダードとして一括して承認する旨を発表し、IASB がその改訂作業の期限を 99 年（後に 98 年 3 月に変更）として、IAS が US-GAAP に近づき始めてから、「ドイツ商法と抵触しないかぎり」という条件を満足させるのが 95 年以降困難となっている。³⁰⁾

ドイツ連邦政府はドイツ多国籍企業の親企業が連結財務諸表の作成にあたり、国際的会計基準を利用できるようにするため、1996 年 6 月 21 日付「国際的資本市場におけるドイツ・コンツェルン競争力改善および資金調達簡易化のための法律案」(Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an internationalen Kapitalmärkten und zur erleichterten Aufnahme von Gesellschafterdarlehen, Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz, 以下 KAEG と略称)³¹⁾を準備し、修正を経て閣議は 96 年 12 月これを立法化することを決定した。同法案によれば、親企業が外国で資金調達を行う場合、その親企業をドイツ企業とはみなさず外国企業として取り扱う。そして連結財務諸表およびグループ状況報告書に

ついてドイツ商法典第 290 条規定に基づいて作成義務を負う親企業は、法規命令 (Rechtsverordnung) により、その義務を免責される (KAEG 第 1 条第 4 項(1))。

すでに商法典第 292 条は、免責的連結財務諸表およびグループ状況報告書について、法規命令によりこれを免責する旨を定めている。KAEG はこれを修正し、一定の場合における連結財務諸表の作成にかんしては親企業には商法典第 292 条を適用せず、新たに設けることを予定した商法典 292 a 条を適用させるのである。³²⁾

同条第 1 項によれば、海外資本市場で資金調達を行う親企業は、一定の場合、連結財務諸表およびグループ状況報告書の作成を免責される。その一定の場合とは、同条第 1 項第 1 号から第 4 号により、次の通りである。

1. 親企業とその子企業が第 295 条と第 296 条にかかわらず、免責的連結財務諸表に含まれているとき。
2. 連結財務諸表とグループ状況報告書が指令 83/349/EEC に基づいて作成されていること (これは EC 委員会が連結財務諸表規定について、IAS との調整を図る予定であることを前提としている³³⁾)。
3. 情報の質が、商法典の規定に基づいた連結財務諸表とグループ状況報告書と同等であること。
4. 連結財務諸表に含まれる脚注や附属明細書が次の情報を含むこと。
 - a) 連結財務諸表作成に使用されている会計方法が規定あるいは認められている海外資本市場の場所
 - b) ドイツ法から乖離した会計処理・測定・連結方法の説明
 - c) 免責的連結財務諸表とその他の書類が登録されている海外当局

なお、免責的書類は、商法典第 318 条の規定に従って任命された財務諸表監査人によって、ドイツ基準による連結財務諸表の場合と同様の方法で検査されなければならない。その際、免責的連結財務諸表およびグループ状況報告書が作成される前提が確認されなければならない (以上同条第 3 項)。

ここで個別財務諸表と免責的連結財務諸表とのあいだに矛盾が生じる可能性

がある。つまり、連結財務諸表作成と個別財務諸表作成についてそれぞれ異なった基準を用いると、課税上の首尾一貫性が失われる。1つの解決として、連結財務諸表と個別財務諸表とにそれぞれ違った機能があることを根拠としたものが考えられる。すなわち、連結財務諸表は情報提供機能を持ち、個別財務諸表は課税所得の決定、配当可能利益の算定といった利害調整を中心とした機能をもつということである。もし、情報提供機能を重視した連結財務諸表が個別財務諸表の上位に位置づけられようとするのであれば、所得税法第5条にある個別財務諸表基準性の原則が除去されなければならない。³⁴⁾

個別財務諸表作成自体については、1996年6月段階の改正案として次のような提案が行われたが、議会で提出される以前に連邦政府段階で採択されなかった。採択されなかった提案は、個別財務諸表作成規定についての第264条第3項である。³⁵⁾

1996年6月段階の草案では、上記第3項は、次のように改正されることが提案されていた。すなわち、個別財務諸表については、GoBと真実かつ公正な写像の規定に効力が期待された。つまり、明文の規定がない場合には、GoBと両立し、かつ、財産および収益の状況について真実かつ公正な写像を伝達するのに、GoBと同様あるいはGoB以上に適している場合、外国の会計基準あるいは「認められた標準化委員会」により勧告されている基準を適用することが認められた。³⁶⁾

ここで「認められた標準化委員会」とはIASCを指す。こうして草案では、GoBと真実かつ公正な写像の概念により、個別財務諸表と連結財務諸表とのコンフリクトを乗り越えようとした。ここにGoBとは、日本の企業会計原則一般原則に相当する指導規準（狭義に解釈した場合）と年度決算書作成に関する諸原則を含むもの（広義に解釈した場合）であり、法律で規定されていない部分については理性ある商人の判断に任せることを趣旨とした概念である。³⁷⁾「真実かつ公正な写像」は、財務諸表が企業の実態について真実かつ公正な写像を提供することを求め、必要な場合には会社法あるいは会計基準からの離脱の規定を含む概念である。

個別財務諸表規定を変更する第 264 条第 3 項の案が採択されなかったのは、課税あるいは配当に公平性を欠くという配慮があったのではないかと推察される。個別財務諸表についてドイツ基準、IAS あるいは US-GAAP に基づいた財務諸表が作成されると、課税所得あるいは配当可能利益として異なる基礎に基づくものが算出されて、公平性の確保が困難となろう。

ここで、連結財務諸表規定を修正しようとするドイツの対応はあくまで、ドイツ多国籍企業が海外資金調達を行う際に、資金獲得の競争上不利とならないようにとの配慮であることに留意すべきである。株主保護については、次のように整理される。すなわち、海外資本市場で IAS や US-GAAP を使用する場合、その企業は海外市場に資金を多く依存していると考えられるので、ドイツ国内の株主保護よりも、海外市場での株主保護を優先させたに過ぎない。そして、この修正は慎重性の原則を中核とするドイツ商法典会計の性格を変えるものではない。連結財務諸表について IAS あるいは外国の会計基準を認めるからといって、ドイツの議会が外国の議会やその他の機関に対して、多国籍企業に対して適用されるドイツ法に影響を及ぼしたり、財務諸表の作成に関してドイツ多国籍企業に拘束力をもつ条項を課したりする権限を委譲するものではない。ドイツ企業に対してどのような会計規定を適用するかを決定するのは、あくまでドイツ議会である。³⁸⁾

第 4 節 日本の課題

日本の会計には、数多くある課題のなかで、IAS とどのようにかかわるかをとりあげたとき問題となるのは、実現概念の拡張および株主に帰属する価値を明確に算定・開示することにかかわる問題であろう。これらが重要と考える理由は、デリバティブ³⁹⁾の登場をきっかけとして、金融資産と実物資産を資産評価上分けて考える必要が明確になったこと、および、1960 年代のコーポレート・ガバナンスのスタイルがもはや適切に機能しないこんにち、所有を基礎と

したコーポレート・ガバナンスを考える必要が生じているためである。この2点に、日本の会計が変化する内的必然性が認められるのである。そしてその際、外生的モデルとして、IASが議論の対象となっている。

国際的調和化の類型としては、海外資金調達を行う企業だけを対象として、連結財務諸表について国際的統一基準を作成するシナリオと、相互承認型のシナリオとがある。⁴⁰⁾このいずれも、商法に規定されていない連結財務諸表について、IASとの関係を考えようということである。この考え方は、商法が規定する個別財務諸表を基礎として配当可能利益と課税所得の算定を行い、連結財務諸表はもっぱら株主をはじめとする利害関係者に対する情報提供を目的とすることを前提としている。

後者の相互承認のシナリオには、ミニマム・リストの作成も含まれている。ミニマム・リストの作成には、OECDのガイドラインおよび国連が最初に手がけた国際的会計基準についての報告書が該当する（第1章参照）。このシナリオは、財務諸表本体の会計処理規定を変更することなく、ディスクロージャー規定により、海外の利害関係者に有用な情報を提供しようという考え方である。

外国で積極的に資金調達を行う企業についてだけ、連結財務諸表作成についてIASと関係づけようという意見のほかに、何とか個別財務諸表についても国内化の方途を探すべきだ、という意見もある。⁴¹⁾この場合は、商法との関係を考える必要がある。

本書は、IASを国内化する方策を探求するのが目的ではなく、日本の会計とIASとの基本的相違を認識したうえで、国際的調和化の内的必然性を探求するための鍵概念をみきわめることを目的としているため、国際的調和化へ向けた制度上の改革方法自体は扱わない。

1. 実現概念の拡張

日本の現行会計で内発的に、国際的調和化問題の枠外で、国際的調和化とか

かわる議論を起こしたのが、金融資産の時価評価を含む実現概念の拡張⁴²⁾であろう。トレーディング目的有価証券の時価評価については、すでに1996年6月12日付「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」(以下、健全性確保法と略称)により、証券取引法第56条の2、銀行法第17条の2などが追加され、大蔵大臣の認可を条件として時価評価が認められ、実現概念の拡張が図られることとなった。一般事業会社についての制度化は利害関係者に対する影響をみきわめながら慎重に議論を進めるべきだとしても、証券会社や銀行について制度化が行われた。

健全性確保法によると、証券会社や銀行などは、特定取引⁴³⁾や特定取引の対象となる財産をその他の財産と区別して経理するため、大蔵大臣の認可を受けて特定取引勘定を設けることができる。特定取引勘定を設けた証券会社や銀行などは、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他大蔵省令で定める財産について、商法第285条ノ2および第285条ノ4から第285条ノ6までの規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところにより時価を付さなければならぬ。

特定取引勘定を設けた証券会社や銀行などは、特定取引のうち大蔵省令で定めるもので、営業年度終了時に決済されていないものがあるときは、その特定取引を営業年度終了時に決済したものとみなして、その営業年度の損益を計算しなければならない。こうして、時価評価による保有損益が損益に含められることとなった。また、「……商法290条……の規定の適用については、これらの規定中『純資産額』とあるのは……評価利益額があるときはこれを控除したる額」として、評価益は配当可能利益から控除されることとされた。

こうして、特別法を媒介として、証券会社や銀行などについては、業績利益と配当可能利益が分離された。神田によると、日本の法体系のもとでは、企業会計についてそれが商法会計に従うべき旨を要求する法律規定は、証券取引法上もその他の法律にもない。そして、特別法を媒介とした今回の分離は、商法会計のなかで債務利益の算定と配当可能利益の算定という、2つの会計の分離⁴⁴⁾を行うこととされた、ということである。本来、有価証券市場の整備状況を考

えると、トレーディング目的有価証券の評価益については分配可能性を具備しているといえるが、ここで評価益を配当可能利益から除去したのは制度上の配慮といえよう。

証券会社や銀行などについては、一定の産業に適用される特別法により、時価評価および業績利益と配当可能利益の分離が認められることとなった。これが一般の事業体にトレーディング目的有価証券の時価評価が認められるようになるには、商法第290条第1項の修正その他の形で商法改正が必要となる、ということである。⁴⁵⁾

なお、このように実現概念の拡張が可能となるのは、実現の認識が「銀行制度の安定性、商業上の契約の拘束力、あるいは高度に組織化された市場が資産の他の形態への転換を容易にしうる能力のいかんによって規定される」⁴⁶⁾からである。

2. 包括的利益の考え方

FASB 概念ステートメントに規定されている包括的利益概念は、日本にはない概念である。IAS 自体に包括的利益という概念は記されていない。しかし、外貨換算差額は事実上、包括的利益としての取扱いである。したがって、US-GAAP、とくに FASB が提示する包括的利益についても検討しておく必要がある。

すでに述べたように、FASB 概念ステートメント第5号ではストック・アプローチによる利益算定のときに包括的利益概念を提示し、「所有者による投資および所有者への分配による持分の変動を除き、取引その他の事象および環境要因からもたらされる一会計期間における企業の持分について認識されるすべての変動から構成される」と定義されている。⁴⁷⁾この利益には稼得利益に、さらに前期損益修正の累積的影響額と資本取引以外に起因する持分の変動額が加減される。⁴⁸⁾資本取引以外に起因する持分の変動額には、流動資産には分類されない（短期保有目的ではない）市場性ある有価証券の価格変動、市場性ある有

価証券について特殊な会計が行われる産業における投資についての市場価値の変動、外貨換算調整勘定が含まれる。

ここで、トレーディング目的有価証券以外の有価証券で売却可能性のあるものについての保有利得は、未実現利益を株主持分の独立項目に含め、実現してから利益として認識する。⁴⁹⁾ またトレーディング目的の有価証券へ区分を移行したならばその保有利得は利益として計上する。

IAS の金融商品についての基準は、まだ公開草案の段階である。⁵⁰⁾ 一方、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」が、コア・スタンダードとして IOSCO により、とりあえず受入れ可能とされている。IAS 第 21 号では、包括的利益という文言はみられないが、在外事業体を連結財務諸表に組み込む際に生じる為替レート変動の影響について、基本的に FASB 財務会計基準書第 52 号と同様の規定が設けられ、それについて財務会計基準書第 52 号と同様の理由づけがなされている。

外貨換算差額の取扱いが、日本の基準と IAS との相違を最も端的に表しているといえるかもしれない。日本の企業会計では損益計算書をとおさずに留保利益に繰り入れることは望ましくないと考えられている。⁵¹⁾ なぜならば、企業会計原則第一一般原則の三に「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」と定められているからである。ここで、資本剰余金・利益剰余金区別の原則を考える必要がある。

資本剰余金・利益剰余金区別の趣旨は、次のとおりである。すなわち、株主有限責任会社のもとでは、債権者の権利は会社の資産によってだけ保証されるにすぎないので、企業会計原則第一一般原則の三により、純資産のうち、企業内に維持すべき部分と、株主への配当などとして社外へ流出する部分とが明確に区別されなければならない。⁵²⁾ 日本では資本の部に記載される項目が規定されており、株主持分を資産から負債を控除した残額として規定する IAS フレームワークや FASB 概念ステートメントとは異なる。もし売却可能有価証券の評価益が資本の部に計上されれば、資本剰余金に属するのか利益剰余金に属するのかわからない項目が資本の部に記載されることとなる。トレーディング目

的以外の売却可能証券の保有利得⁵³⁾および外貨換算差額の性質を検討することなく、さらに株主やその他の利害関係者に対する影響を考慮することなく、FASB 財務会計基準書あるいは IAS で基準となっているという理由だけで国内化を検討することは避けるべきであろう。こうした問題には、日本の会計原則を国際的に主張するのか、あるいは剰余金の用途を厳格に規定するなどして調和化を図るか、慎重に対処する必要があるだろう。

なお、有価証券をその保有目的に従って分類することは、経営者の恣意性を介在させる恐れがある。商法第 285 条ノ 6 では、株式が取引所の相場の有無で分類されており、恣意性介在の危険が排除されている。金融資産の評価をめぐる諸問題は、今後の課題である⁵⁴⁾。

3. 商法と企業会計

以上のように、日本でも一部の金融資産の時価評価をめぐる、実現概念の拡張の必要性が論じられるようになった。その動きは、コア・スタンダードとして IOSCO に承認されるよう、IASC が IAS の改訂作業を完了させる期限を 1998 年 3 月に設定したのに伴い加速されたかに見受けられる。また、国際的調和化を論拠として、時価評価が論じられる議論も見受けられる。

1970 年代後半に生じた国際的調和化の議論は、多国籍企業の行動規制のためのディスクロージャーおよび国際的資本投資に際しての財務諸表比較可能性確保を中心としたものであった。多国籍企業の行動規制は、ディスクロージャーのミニマム・リストを作成し勧告することにより試みられた。一方、財務諸表の比較可能性を確保する要請に対しては、会計処理代替案を削減する努力が続けられている。

会計基準の国際的調和化を、海外で資金調達を行う企業の連結財務諸表規定に限定するかぎりは、企業の負担を増やして二重の財務諸表を作成するか免責的連結財務諸表方式を採用するかの議論は別として、国内の関係者間で利害調整にかんする問題は生じない。しかし、1990 年代に入ってから国際的調和

化の問題は、実現概念の拡張の問題とからみあい、金融資産の時価評価をめぐる展開されており、国内関係者間にも利害調整上の問題が起こりうる。

また1990年代に入った現在、60年代に有効だったメインバンクによるコーポレート・ガバナンスの様式がもはや適切に機能していないにもかかわらず、それに代わるガバナンスの様式が確立してはいない。さらに、経営者に対する監督に関して種々の制度改革が行われたにもかかわらず、70年代、80年代と同様、経営者による不正経理や放漫経営が目立っている。こうした状況のために、株主、とくに長期的にポートフォリオを組んで株式を所有する機関投資家によるガバナンスの強化が望まれており、同時に金融資産の時価評価の問題が、株主に対する情報価値との関連で生じた。この意味で、現在の国際的調和化の議論は内部から生じたものともいえるし、また、国際的調和化の問題がなかったとしても生じていたかもしれない。

このように実現概念の拡張を中心とした国際的調和化の議論は、ディスクロージャーをもって調整できる問題ではなく、利害の調整をも含む議論である。ここで国際的調和化を考える場合、あらゆる場合に、企業利益の性格および企業利益を価値の変動と区別している実現の概念について、十分検討する必要がある。このことは繰り返すまでもないであろう。また、利害調整の中心となる資本剰余金と利益剰余金の⁵⁵⁾区別について、慎重に検討する必要がある。

ただ、国際的調和化が本来は海外資金調達における財務諸表の比較可能性確保から生じたことを考えると、連結財務諸表についてはデ・ファクト・スタンダードとの調整が必要であろう。つまり、投資家保護という視点から考えると、海外で積極的に資金調達を行う企業は海外投資家に資金を多く依存するから、海外投資家にとって理解可能なデ・ファクト・スタンダードによる財務諸表を提供することにより、投資家保護を実現することができる。

国際的市場での投資家保護は同時に、国際的市場で資金調達を行う企業の海外市場での競争力を考慮することにつながる。なぜならば、会計基準の影響で、本来は競争力のある企業が海外市場で過小評価されてしまう危険を回避することになるからである。

ドイツ連邦政府は現在のところ、保守主義に基づいて利害調整の役割をも果たしている個別財務諸表における情報の質を落とさず、堅持する意向である。さらに同政府は、自国企業の海外資本市場での国際競争力を強化する手段として、一定の条件のもとで SEC 基準や IAS に準拠した連結財務諸表を国内市場で認める法律を準備している。その際、投資家保護に関していえば国内投資家より海外投資家保護を優先させるにすぎない、と説明している。これは、親企業が海外資本市場で資金調達を行い、IAS または外国の会計基準に準拠した連結財務諸表を作成する場合、その親企業は、外国企業として取り扱うという整理をしていることを意味する。しかし、この整理の仕方ではドイツ国内の市場でドイツ基準による連結財務諸表と IAS または外国の基準による連結財務諸表とが混在することとなり、ドイツ基準を国際基準に近づけないかぎりドイツ国内で両者の比較が困難となろう。

日本では連結規定の変更・修正は、商法の株主保護についての特別法である証券取引法の省令「連結財務諸表規則」の改正をもって実現されうる。1997年度、多角化、国際化した企業に対する投資判断を的確に行う必要と資本市場における比較可能性の観点から、調和化を配慮した同規則の改正が行われる。基準を改正する場合には、IAS を介した IOSCO との関係を課題にするのではなく、どのような利害関係者を保護しようとするのか、財務諸表が提供する情報の価値をどのように考えるか、を課題とすることが必要である。

また、個々の株主の自己責任に基づく判断と経営者に対するガバナンスを強化する必要から、個々の投資家に十分な情報がゆきわたる基盤が整備されなければならない。とくに機関投資家は、コーポレート・ガバナンスの主体者として重要性を発揮しつつあるが、判断力ある個人株主を育てることも必要である。

日本では従業員主権の企業概念あるいは、企業をすべてのステイクホルダーのものとしたうえで、従業員に優先的地位が与えられる企業概念が一般化して⁵⁶⁾いる。こうした状況下で株主の力を強めるということは困難かもしれない。しかし、従業員主権の経営にとっても最大の牽制は、市場競争と資金提供者から

の牽制⁵⁷⁾である。

コーポレート・ガバナンスの主体者としての株主の力を強めるべきだという主張は、米澤・宮崎の実証研究により裏付けられる。米澤・宮崎は、外国法人、金融機関、役員などによる株式の保有比率が高まると、企業の生産性が高まるという実証結果を導き出している⁵⁸⁾。ここでいう金融機関は、コントロールの残余権を所有することにより企業経営者をコントロールしている1960年代から70年代前半までのメインバンクではなく、「所有」により企業経営者をコントロールしている株主ないしステイクホルダーとしての金融機関と推察される。

株主の力を強める前提として、株主が残余財産分配請求権者としての意味をもつような会計システムを整備することが必要である。株主が残余財産分配請求権者としての意味をもつとは、利害の調整上株主が有利になるような会計基準をつくる、ということの意味するものではない。これは、債権者や従業員など、企業の利害関係者の請求権を明確に把握することができるような会計基準を作成するということである。債権者や従業員などの利害関係者の請求権を満足させたいうでの残余が株主に帰属するのである。したがって、株主が自己の持分を最大化する努力は、他の利害関係者の利害を損なうものではない。この考え方は、オペレーティング・フリー・キャッシュ・フローを割り引いて算出した営業の価値から負債の価値を控除して、企業価値を求めるという企業評価方法の計算構造と共通の基盤をもつ。

企業の利害関係者の請求権が明確に確定できるような会計基準を整備したうえで、なおかつ規定で予定されていなかった取引が生じた場合には、会計担当者は最低限規定されているレベルに合わせるだけでなく、GoBに相当する一般原則および法の精神に沿った処理を行わなければならない。このとき、一般原則の趣旨は何か、何が法の精神かを熟慮し、会計担当者ないし職業会計人がドイツでいう「理性ある商人の判断」で対処することが望まれる。

注

- 1) 安藤英義「保守主義の重要性と重要性の原則」若杉 明編著『会計国際化の展開』ビジネス教育出版社, 1994年, 69ページ。
- 2) 法務委員会議録第16号, 1967年3月15日。
- 3) ただし, 商法学界における検討では, 会社債権者保護という見地からは, 現行商法の配当規制は「ほとんど無益かつ無害」ということである。神田秀樹「商法会計のゆくえ」『企業会計』第48巻第9号(1996年9月), 28ページ。望ましい配当規制のあり方については, 本書の範囲外である。
- 4) 同上, 26ページ。齊藤静樹「日本の会計基準とディスクロージャー制度—資産評価の考え方と問題点」『金融研究』第12巻第3号(1993年9月), 76-77ページ。
- 5) 若杉 明著『会計学原理』税務経理協会, 1997年, 24-25ページ。一元化の経緯については次をみよ。企業会計審議会「企業会計原則の一部修正について」昭和38年11月5日; 同「商法と企業会計原則との調整について」昭和44年12月16日; 同「企業会計原則の一部修正について」昭和49年8月30日; 同「企業会計原則の一部修正について」昭和57年4月20日。倉沢康一郎「監査機構」竹内昭夫・榎田 節編『現代企業法講座3: 企業運営』岩波書店, 1985年, 344-350ページ。
- 6) 醍醐 聡「資産の評価益の実現と配当可能性—イギリス会計基準の動向を素材として」『COFRI ジャーナル』No. 22(1996年3月), 96ページ。
- 7) 諸井勝之助「配当政策における発想の転換」若杉 明編著『会計国際化の展開』ビジネス教育出版社, 1994年, 222ページ。
- 8) 同上, 222-223ページ。
- 9) 同上, 223ページ。
- 10) 同上。
- 11) 前田重行「株主の企業支配と監督」竹内昭夫・榎田 節編, 前掲書, 184-186ページ。
- 12) 経営者の不祥事およびわが国のガバナンスの問題点については次をみよ。坂巻俊雄「業務執行機関の権限」竹内昭夫・榎田 節編, 同上, 251-265ページ; 若杉 明「最近におけるわが国企業不祥事の特質」『會計』第151巻第2号(1997年2月), 1-14ページ; 照屋行雄「企業の経営行動と会計システム」『會計』第151巻第2号(1997年2月), 15-25ページ; 若杉 明著, 前掲書, 28-29ページ。
- 13) IASCによるフレームワークが資産・負債中心の会計観を採用している旨については, 次を参照。安藤英義編著『会計フレームワークと会計基準』中央経済社, 1996年, 37ページ。

- 14) 齊藤静樹「利益の測定と会計制度の課題—実現基準のあり方を考える」『企業会計』第44巻第1号(1992年1月), 77ページ参照。
- 15) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard IAS 21: The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* (revised 1993), London: IASC, 1993.
- 16) *Ibid.*, par. 30 (c).
- 17) 浜本道正「利益情報の役割と資産評価」『企業会計』第48巻第9号(1996年9月), 116-118ページ。
- 18) (借方)現金, (貸方)資本金, という複式簿記システムの導入により, 資本として投下された企業財産と, これに対するエクイティーの統一体としての企業そのもの(エンティティ)が帳簿を通じて表現されるようになった旨については, 次を参照。黒澤 清著『近代会計学』普及版第7訂, 1980年, 25ページ。
- 19) この考え方は, 銀行が株主と債権者との二重性をもち, 債権者の立場が株主の立場に優先するために, 保守的経理が行われる, とする見解に通じるところがある。浜本道正「日本型会計システムの特質とその成立基盤」『会計』第147巻第4号(1995年4月), 1-16ページ。
- 20) 日本の会計は, 外国人投資家がコーポレート・ガバナンスを行ううえでは評価が低い。Davis Global Advisors, *Corporate Governance: An International Comparison*, Newton: Davis Global Advisors, Inc., 1996, pp. 26-28.
- 21) Nobes, Christopher, "Harmonization of Financial Reporting," in Nobes, Christopher and R. Parker eds., *Comparative International Accounting*, 2nd ed., Oxford/New York: Philip Allan/St Martin's Press, 1985, p. 331; idem, 3rd ed., Prentice-Hall, New York, 1991, p. 70.
- 22) International Accounting Standards Committee, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, London: IASC, 1989, par. 37.
- 23) 安藤英義編著, 前掲書, 39ページ。
- 24) Coenenberg, Adolf G., „Einheitlichkeit oder Differenzierung von internem und externem Rechnungswesen: Die Anforderungen der internen Steuerung,“ *Der Betrieb*, Heft 42 vom 20 (October 1995), S. 2077.
- 25) Busse von Colbe, Walther, „Das Rechnungswesen im Dienste einer kapitalmarktorientierten Unternehmensführung,“ *Die Wirtschaftsprüfung*, 48. Jg. Nr. 21 (November 1995), S. 717-718.

- 26) *Ebd.*
- 27) Busse von Colbe, Walther, *Der Zukunftserfolg*, Wiesbaden: Betriebswirtschaftlicher Verlag Dr. Th. Gabler, 1957, S. 12.
- 28) 桜井久勝著『会計利益情報の有用性』千倉書房, 1991年, 29-30ページ。
- 29) Coenenberg, A. G., *Die Einzelbilanz nach neuen Handelsrecht*, Düsseldorf, 1986, S. 38. ケーネンベルクによるこの指摘とは全く別に, 弥永は一般論として, 「……資本制度による会社債権者保護は, 会社が清算されると仮定した場合に, 資本に相当する純資産を会社に存在させることによって, それをクッションとして, 会社債権者を保護しようとするものである。すなわち, 市場価格の変動, 品質低下, 老朽化, 陳腐化や債務者の資力の悪化などによる資産価値の変動あるいは不完全な市場で短期間に処分すること(売り急ぎ)により売却価格を低く設定せざるを得ないことなどを考えると, ある程度のクッションが存在しないと, 会社債権者は自己の債権の満足を会社財産からは得られないからこそ, 資本に相当する純資産を会社に保持させる必要があるということが出来る。したがって, 資本制度が導入された当初の趣旨からは, 理論的には, 資産は換金性あるものであることが, 配当可能利益計算の観点からは要求されると考えるのが自然であろう」と述べている。弥永真生「デリバティブと企業会計法(1)」『商事法務』No. 1439 (1996年11月15日), 7ページ。
- 30) Federal Ministry of Justice, Germany, *Bill on Amendments to the Commercial Code (Handelgesetzbuch) adopted by the Federal Government of Germany*, 11 December, 1996, pp. 5-7.
- 31) Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an internationalen Kapitalmärkten und zur erleichterten Aufnahme von Gesellschafterdarlehen, vom 21. Juni 1996, Geschäftszeichen III A 3-3507/17-32, 0940/96. —, vom 27. November 1996, BMJ 3507/17. Vg. *Handelsgesetzblatt*, 12. 12, 1996, S. 1, 35. 1996年6月21日付商法典改正提案の詳細については, 次の論文参照。Ordelheide, Dieter, „Internalisierung der Rechnungslegung deutscher Unternehmen,“ *Die Wirtschaftsprüfung*, 49. Jg., Nr. 15 (August 1996), S. 545-552. フランスでもドイツと同様の動きがあったが廃案となった。フランスとドイツの動向をあわせて論じたものとしては, 次の論文をみよ。黒田全紀, ティアナ・ラフィディナリヴ「フランス及びドイツにおける連結財務諸表法規制の変革動向」『商事法務』No. 1455 (1997年4月25日), 9-14ページ。
- 32) *Ebd.*, S. 546.
- 33) See, Federal Ministry of Justice, Germany, *op. cit.*, p. 7.
- 34) Ordelheide, Dieter, *a. a. O.*, S. 547.

- 35) *Vg. ebd.*
- 36) *Ebd.*, S. 550. 草案邦訳は、黒田全紀『国際税務会計応用研究（国際会計分野）』1996年12月5日資料参照。
- 37) 若杉 明「ドイツの会計制度」若杉 明編著『会計制度の国際比較』中央経済社、1992年、70-73ページ。
- 38) Federal Ministry of Justice, Germany, *op. cit.*, pp. 8-10.
- 39) デリバティブ自体の会計処理については、古賀智敏著『デリバティブ会計』森山書店、1995年参照。
- 40) 詳細は、広瀬義州著『会計基準論』中央経済社、1995年、262-265ページ参照。
- 41) たとえば、次の論文を参照。北村敬子「会計基準の国際的調和とわが国企業会計原則」『国際会計研究学会年報1996年度』（1997年3月）、47ページ。
- 42) 実現可能性基準としては、次を参照。Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Stamford: FASB, 1984, par. 83 a. 同脚注に、実現可能性とは、非金銭資産の現金あるいは現金請求権への転換可能性、と記されている。
- 43) 自己の計算で行う有価証券と売買取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引その他大蔵省令で定める取引をいう。
- 44) 神田秀樹、前掲稿（1996年9月）、26-27ページ。
- 45) 同上、29ページ。
- 46) American Accounting Association, *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements*, (1957 Revision), Sarasota: AAA, 1957, II. 中島省吾訳編『増訂 A. A. A. 会計原則』中央経済社、1984年、54ページ。邦訳は194ページ。
- 47) 包括的利益概念については、次の論文に詳しい。辻山栄子「時価情報の開示と包括的利益」『COFRI ジャーナル』No. 21（1995年12月）、82-92ページ。
- 48) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, par. 42.
- 49) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 115: Accounting for Certain Investments in Debt and Equity's Securities*, Stamford: FASB, 1993., par. 91.
- 50) Cf. International Accounting Standards Committee, *Exposure Draft E48: Financial Instrument*, London: IASC, 1994.
- 51) 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準改定案」1994年参照。
- 52) 桜井久勝著『財務会計講義』中央経済社、1995年、235-236ページ。
- 53) FASB 財務会計基準書第115号におけるトレーディング目的以外の売却可能

有価証券の取扱い自体が、論理的な理論の展開によるものとはいえないところがある。浜本道正，前掲稿（1996年9月）；星野一郎「金融投資の時価評価にかんする規制上の起源について—米国 S&L 危機における会計の役割をめぐって—」、『信州大学経済学論集』第36巻（1996年），13-48 ページ。

- 54) 金融資産の時価評価について、各基準設定主体のアプローチを分類したものに、次の論文がある。古賀智敏「トレーディング勘定の時価評価と会計基準」『企業会計』第49巻第4号（1997年4月），23-29 ページ。とくに、25 ページをみよ。金融資産評価に関する IAS 改正案（予定）では、すべての金融資産を統一的に公正価値評価する時価会計モデルが予定されている。See, International Accounting Standards Committee, *Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*, London: IASC, 1997.
- 55) 資本剰余金・利益剰余金区別の原則自体は、情報提供機能と利害調整機能との両者を含む。安藤英義，前掲稿，69 ページ参照。
- 56) 前者については次の論文をみよ。伊丹敬之「日本企業の『人本主義』システム」今井賢一・小宮隆太郎編『日本の企業』東京大学出版会，1989年，49-72 ページ。後者については次をみよ。Yoshimori, Masaru, "Whose Company is It? The Concept of the Corporation in Japan and the West," *Long Range Planning*, Vol. 28, No. 4 (August 1995), pp.33-34.
- 57) 伊丹敬之，同上，60 ページ。
- 58) 米澤康博・宮崎政治「日本企業のコーポレート・ガバナンスと生産性」橘木俊詔・筒井義郎編『日本の資本市場』日本評論社，1996年，222-246 ページ，とくに、234-237 ページ。なお、ここで米澤らは金融機関によるガバナンスが生産性を向上させている、というこの実証結果によって、メインバンク制度が労働者管理型企業（所与の資本利潤率のもとで一人あたり賃金率が最大となるように資本ストック、従業員を決定する企業）の制度的補完である、とする認識が間違っている、と結論づけている。しかし、この実証研究の分析期間は1984年から93年で、分析対象企業は東証1部・2部上場の機械産業および電気機器産業に属する企業である。この時期には企業によるエクイティ・ファイナンスが活発に行われており、金融機関は株主として、所有を基礎として経営者をコントロールしているものと考えられる。したがって、60年代から70年代前半にかけてガバナンスの主体者だったメインバンクとは分けて考える必要があると考える。

なお、米澤らの分析では、政府・公共機関、その他法人、個人、あるいは6大企業集団で株式相互保有を行う法人株主は相対的に労働者管理型企業を指向し、利潤率を最大化ないし長期的に株価最大化を指向する新古典派型企業と対をなすということである。

主要参考文献

主要欧文参考文献

- Abegglen, J. and G. Stakes, Jr., *Kaisha : The Japanese Corporation*, New York : Basic Books, 1986.
- Ábel, István and John P. Bonin, "On the Way to Privatizing Commercial Banks," in Bonin, John P. and István P. Székely eds., *The Development and Reform of Financial Systems in Central and Eastern Europe*, Hants : Edward Elgar, 1994, pp. 272-292.
- Accountants International Study Group, *Consolidated Financial Statements*, Toronto : AISG, 1973.
- Accounting Principles Board, *Opinion of the Accounting Principles Board No. 11 : Accounting for Income Taxes*, Jersey City : AICPA, 1967.
- Accounting Standard Board, *Financial Reporting Standard No. 3 : Reporting financial performance*, London : ICAEW, 1992, amended 1993.
- Accounting Standards Committee, *Statement of Standard Accounting Practice No. 2 : Disclosure of accounting policies*, London : ICAEW, 1971.
- , *Statement of Standard Accounting Practice No. 9 : Stocks and work in progress*, London : ICAEW, 1975.
- , *Statement of Standard Accounting Practice No. 13 : Accounting for research and development costs*, London : ICAEW, 1977.
- , *Statement of Standard Accounting Practice No. 15 : Deferred tax*, London : ICAEW, 1978, revised 1985, amended 1992.
- , *Guidance Notes on SSAP 21 : Accounting for leases and hire purchase contracts*, London : ICAEW, 1984.
- Aghion, P. and P. Bolton, "An Incomplete Contracts Approach to Financial Contracting," *Review of Economic Studies*, Vol. 59, No. 3 (July 1992), pp. 473-494.
- American Accounting Association, *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements*, 1957 Revision, Sarasota : AAA, 1957. 原文および邦訳など : 中島省吾訳編『増訂 A. A. A. 会計原則』中央経済社, 1986年。
- , *A Statement of Basic Accounting Theory*, Sarasota : AAA, 1966.

- Aoki, Masahiko, *Information, Incentives, and Bargaining in the Japanese Economy*, Cambridge: Cambridge University Press, 1988. 邦訳: 永易浩一訳『日本経済の制度分析—情報・インセンティブ・交渉ゲーム』筑摩書房, 1992年。
- , “Monitoring Characteristics of the Main Bank System: An Analytical and Developmental View,” in Aoki, Masahiko and Hugh Patrick eds., *The Japanese Main Bank System: Its Relevance for Developing and Transforming Economies*, Oxford: Clarendon Press Oxford, 1994. pp. 109-141.
- , “Shareholders’ Non-unanimity on Investment Financing: Bank vs. Individual Investors,” in M. Aoki ed., *The Economic Analysis of the Japanese Firm*, Amsterdam: North-Holland, 1984, pp. 193-224.
- ed., *The Economic Analysis of the Japanese Firm*, Amsterdam: North Holland, 1984.
- and Hugh Patrick eds., *The Japanese Main Bank System: its Relevance for Developing and Transforming Economies*, Oxford: Clarendon Press Oxford, 1994.
- Arai, Kiyomitsu and Shonosuke Shiratori, *Legal and Conceptual Framework of Accounting in Japan*, Tokyo: JICPA, 1991.
- Barrette, M. Edgar, “Financial Reporting Practices: Disclosure and Comprehensiveness in an Industrial Setting,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 14, No. 1 (Spring 1976), pp. 10-26.
- Baums, Theodor, “The German Banking System and its Impact on Corporate Finance and Governance,” in Aoki, Masahiko and Hugh Patrick eds., *op. cit.*, pp. 409-449.
- Beaver, William H., *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, New Jersey: Prentice-Hall, 1981.
- Berle, A. A. and G. C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, New York: Macmillan, 1932. 邦訳: 北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂銀行研究社, 1958年。
- Biener, Herbert, „Rezeption der US GAAP über IOSCO und IASC?,” im Förschle, Gerhart, Klaus Kaiser und Adolf Moxter Hg., *Rechenschaftslegung im Wandel*, München: C. H. Beck’sche Verlagsbuchhandlung, 1995, S. 87-103.
- Bublitz, Bruce, and Michael Ettredge, “The Information in Discretionary Outlays: Advertising, Research and Development,” *The Accounting Review*, Vol. LXIV, No.1 (January 1989), pp. 108-124.
- Bundessteuerblatt*, 1969.

- Busse von Colbe, Walther, *Der Zukunftserfolg*, Wiesbaden : Betriebswirtschaftlicher Verlag Dr. Th. Gabler, 1957.
- , „Das Rechnungswesen im Dienste einer kapitalmarktorientierten Unternehmensführung,“ *Die Wirtschaftsprüfung*, 48. Jg., Nr. 21 (November 1995), S. 713-720.
- Buzby, Stephan L., „Selected Items of Information and their Disclosure in Annual Report,“ *The Accounting Review*, Vol. XLIX, No. 3 (July 1974), pp. 423-435.
- Cairns, David, „Are IASs and US GAAP Compatible?,“ *Accountancy* (February 1997), pp. 60-61.
- Choi, Frederick D. S., „Financial Disclosure and Entry to the European Capital Market,“ *Journal of Accounting Research*, Vol. 11, No. 2 (Autumn 1973), pp.159-175.
- , „Financial Disclosure in Relation to a Firm's Capital Cost,“ *Accounting and Business Research*, Vol. 3, No. 12 (December 1973), pp. 282-292.
- , „Primary-Secondary Reporting: A Crosscultural Analysis,“ *The International Journal of Accounting*, Vol. 16, No. 1 (Fall 1980), pp. 38-104.
- and Kazuo Hiramatsu, *Accounting and Financial Reporting in Japan*, Wokingham: Van Nostrand Reinhold, 1987.
- Churchman, Charles West and Philburn Ratooch, *Measurement : Definition and Theories*, New York: John Wiley and Sons, 1959.
- Coenenberg, A. G., *Die Einzelbilanz nach neuen Handelsrecht*, Düsseldorf, 1986.
- , „Einheitlichkeit oder Differenzierung von internem und externem Rechnungswesen : Die Anforderung der internen Steuerung,“ *Der Betrieb*, Heft 42 vom 20 (October 1995), S. 2077-2083.
- Coleman, Robert, „The European Community's Programme to Harmonize Rules for Corporate Disclosure and Accounting,“ in Lafferty, Michael and David Cairns eds., *Financial Times World Survey of Annual Reports 1980*, London : Financial Times Business Information, 1980, pp. 89-91.
- Committee on Accounting Procedure, „Accounting Research Bulletin No. 43 : Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins,“ in Financial Accounting Standards Board, *Original Pronouncements*, 1994/95 ed., Jersey City : AICPA, 1994.
- Cook, Terry E., „The Evolution of Financial Reporting in Japan : A Shame Culture Perspective,“ *Accounting, Business & Financial History*, Vol. 1, No.

- 3 (September 1991), pp. 251-275.
- Copeland, Tom, Tim Koller and Jack Murrin, *Valuation: Measuring the Value of Companies*, 2nd ed., New York: John Wiley & Sons, 1994.
- Daimler-Benz Aktiengesellschaft, 20-F, Annual Report pursuant to Section 13 or 15(d) of the Securities Exchange Act of 1934 for the Fiscal Year ended December 31, 1993.
- Davis Global Advisors, *Corporate Governance: An International Comparison*, Newton: Davis Global Advisors, 1996.
- Diamond, Douglas, W., "Financial Intermediation and Delegated Monitoring," *Review of Economic Studies*, Vol. II (July 1984), pp. 393-414.
- Doupnik, Timothy S., *Advances in International Accounting*, Vol. 9, Greenwich: JAI Press, 1996.
- Ebling, Klaus, Adalbert Uelner und Gerhard Haas Hg., *Blumich/Falk Einkommensteuergesetz Kommentar*, 12 Aufl., München: Verlag Franz Vahlen GmbH, 1986.
- Eckford, J. C. and G. H. Lawson, "Aspects of International Corporate Taxation," in Holzer, H. Peter ed., *International Accounting*, New York: Harper & Row, 1984, pp. 149-171.
- Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbfähigkeit deutscher Konzerne und internationalen Kapitalmärkten und zur erleichterten Aufnahme von Gesellschafterdarlehen, vom 21. Juni 1996, Geschäftszeichen III A3-3507/17-32 0940/96.
- Fama, Eugene F. and Michael C. Jensen, "Separation of Ownership and Control," *Journal of Law and Economics*, Vol. 26, No. 2 (June 1983), pp. 301-326.
- Federal Ministry of Justice, Germany, *Bill on Amendments to the Commercial Code (Handelsgesetzbuch) adopted by the Federal Government of Germany*, 11 December, 1996.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 2: Accounting for Research and Development Costs*, Stamford: FASB, 1974.
- , *Statement of Financial Accounting Standards No. 5: Accounting for Contingencies*, Stamford: FASB, 1984.
- , *Statement of Financial Accounting Concepts No. 2: Qualitative Characteristics of Accounting Information*, Stamford: FASB, 1980.
- , *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of*

- Financial Statements of Business Enterprises*, Stamford: FASB, 1985. 概念フレームワークの邦訳書としては、次のものがある：平松一夫・広瀬義州訳『FASBの諸概念』中央経済社，1988年。
- , *Current Text*, Norwalk: FASB, 1994.,
- , *Statement of Financial Accounting Standard No. 109: Accounting for Income Taxes*, Stamford: FASB, 1992.
- , *Statement of Financial Accounting Standard No. 115: Accounting for Certain Investments in Debt and Equity's Securities*, Stamford: FASB, 1993.
- Förschle, Gerhart, Klaus Kaiser und Adolf Moxter Hg., *Rechenschaftslegung im Wandel*, München: C. H. Beck'sche Verlagbuchhandlung, 1995.
- Gray, S. J., "Towards a Theory of Cultural Influence on the Development of Accounting Systems Internationally," *ABACUS*, Vol. 24, No. 1 (March 1988), pp. 1-15.
- Hatfield, Henry Rand, "Some Variations in Accounting Practice in England, France, Germany and the United States," *Journal of Accounting Research*, Vol. 4, No. 2 (Autumn 1966), pp. 169-182.
- Heath, Loyd C., *Financial Reporting and the Evaluation of Solvency*, New York: AICPA, 1978. 邦訳：鎌田信夫・藤田幸男共訳『財務報告と支払能力』国元書房，1983年。
- Hirschey, M., "Intangible Capital Aspects of Advertising and R&D Expenditures," *The Journal of Industrial Economics*, Vol. XXX, No. 4 (June 1982), pp. 375-390.
- Holzer, H. Peter ed., *International Accounting*, New York: Harper & Row Publishers, 1984.
- Hoshi, Takeo, *Evolution of the Main Bank System in Japan*, Working Paper Series 93-4, Sydney: Centre for Japanese Economic Studies, Macquarie University, 1993.
- , Anil Kashyap, and David Scharfstein, "Corporate Structure, Liquidity, and Investment: Evidence from Japanese Industrial Groups," *The Quality Journal of Economics*, Vol. CVI, Issue 1 (February 1991), pp. 33-60.
- Iino, Toshio and Ryoji Inoue, "Financial Accounting and Reporting in Japan," in Holzer, H. Peter ed., *op. cit.*, pp. 369-380.
- International Accounting Standards Committee, *Preface to Statements of International Accounting Standards*, London: IASC, 1975, approved in 1982 for publication in 1983.
- , *International Accounting Standard IAS 14: Reporting Financial In-*

- formation by Segment*, London : IASC, 1981.
- , *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, London : IASC, 1989.
- , *Exposure Draft E 32 : Comparability of Financial Statements*, London : IASC, 1989.
- , *Statement of Intent Comparability of Financial Statements*, London : IASC, 1990.
- , *International Accounting Standard IAS 2 : Inventories* (revised 1993), London : IASC, 1993.
- , *International Accounting Standard IAS 16 : Property, Plant and Equipment* (revised 1993), London: IASC, 1993.
- , *International Accounting Standard IAS 1 : Disclosure of Accounting Policies* (reformatted), London: IASC, 1994.
- , *International Accounting Standard IAS 4 : Depreciation Accounting* (reformatted), London: IASC, 1994.
- , *Exposure Draft E 48, Proposed International Accounting Standard : Financial Instruments*, London : IASC, 1994.
- , *International Accounting Standard IAS 21 : The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* (revised 1993), London: IASC, 1993.
- Jensen, Michael and W. Meckling, "Theory of the Firm : Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure," *Journal of Financial Economics*, Vol. 3, No. 4 (October 1976), pp. 305-360.
- Jorgenson, Dale W., "Economic Studies of Investment Behavior : A Survey," *Journal of Economic Literature*, Vol. 9, No. 4 (December 1971), pp. 1111-1147.
- Kalay, Avner, "Stockholder-Bondholder Conflict and Dividend Constraints," *Journal of Financial Economics*, Vol. 10, No. 2 (July 1982), pp. 211-233.
- Kerkhoff, Von Guido, „Vergleichende Darstellung der Bilanzierung in Ungarn und Deutschland,“ *Recht der Internationalen Wirtschaft*, 41. Jg., Heft 2 (February 1995), S. 119-135.
- Kikeri, Sunifa, John Nellis and Mary Shirley, *Privatization: The Lessons of Experience*, Washington, D. C. : A World Bank Publication, 1992.
- Kinney, William R., Jr., "Predicting Earnings : Entity versus Subentity Data," *Journal of Accounting Research*, Vol. 9, No. 1 (Spring 1971), pp.127-136.
- , "Covariability of Segment Earnings and Multisegmental Company Returns," *The Accounting Review*, Vol. 47, No. 2 (April 1972), pp. 339-345.

- Kinoshita, Toshihiko, Some Comments on the Foreign Capital Mobilization—centering on FDI and Foreign Debt Management, Workshop for Vietnam : Japan Research Project—MPI JICA, Hanoi, 1996.
- Komiya, Ryutaro, “Japanese Firms, Chinese Firms: Problem for Economic Reforms in China, Part 1,” *Journal of the Japanese and International Economics*, Vol. 1, No. 1 (March 1987), pp. 41-43.
- Kosiol, Erich, „Pagatorische Bilanz (Erfolgsrechnung),“ in Blott, Karl Hg., *Lexikon des Kaufmännischen Rechnungswesens*, 2 Aufl., Stuttgart : Muth'sche Verlags., 1954, S. 2086..
- , *Patagorische Bilanz*, Berlin: Duncker & Humblot, 1976.
- Központi Statisztikai Hivatal, *Magyar Statisztikai Évkönyv*, Budapest : KSH, 1993.
- Kuroda, Masatoshi, „Externe Rechnungslegung der Großunternehmen Japans,“ *Die Betriebswirtschaft*, 41 Jg., Heft 3 (September 1981), S. 433-466.
- Lafferty, Michael and David Cairns, *Financial Times World Survey of Annual Reports 1980*, London: Financial Times Information, Ltd., 1980.
- Leland, H. E. and D. H. Pyle, “Informational Asymmetries, Financial Structure and Financial Intermediation,” *Journal of Finance*, Vol. 32, No. 2 (May 1977), pp. 371-387.
- Levitt, Arthur, “US SEC makes no Promises,” *Accountancy* (February 1997), p. 67.
- Lipe, R. “The Information Contained in the Components of Earnings,” *Supplement to Journal of Accounting Research*, 1986, pp. 37-64.
- Mautz, R. K. and William G. May, *Financial Disclosure in a Competitive Economy*, New York: Ernst & Ernst, 1978.
- Meek, Garry K. and Shahrok M. Saudagaran, “A Survey of Research on Financial Reporting in a Transnational Context,” *Journal of Accounting Literature*, Vol. 9 (1990), pp. 145-182.
- Milburn, J. Alex, *Incorporating the Time Value of Money within Financial Accounting*, Toronto : The Canadian Institute of Chartered Accountants, 1988.
- Miller, Paul B. W. and Rodney Redding, *FASB : The People, the Process & the Politics*, Illinois: Richard D. Irwin, 1986.
- Modigliani, F. and M. H. Miller, “The Cost of Capital, Corporation Finance, and the Theory of Investment,” *American Economic Review*, Vol. 48, No. 3 (June 1958), pp. 267-297.

- Mueller, Gerhard G., *International Accounting*, New York: Macmillan, 1967.
邦訳：兼子春三監修・国際会計研究会編『G. G. ミュラー国際会計論』ぺりかん社、1969年。
- , “The Race to Set International Standards for Financial Accounting and Reporting,” *The Annals of the School of Business Administrations*, Vol. 25, Kobe University (1981), pp. 17-38.
- Myers, Stewart and N. Majluf, “Corporate Financing and Investment Decisions When Firms Have Information That Investors Do not Have,” *Journal of Financial Economics*, Vol. 13, No.2 (June 1984), pp. 187-221.
- Niehaus, Gregory R., “Ownership Structure and Inventory Method Choice,” *The Accounting Review*, Vol. 64, No. 2 (April 1989), pp. 269-284.
- Nobes, Christopher, “A Judgmental International Classification of Financial Reporting Practices,” *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol. 10, No. 1 (Spring 1983), pp. 1-19.
- , *International Classification of Financial Reporting*, London: Croom Helm, 1984; idem, 2nd ed., London: Routledge, 1992.
- , “Harmonization for Financial Reporting,” in Nobes, C. W. and R. Parker eds., *Comparative International Accounting*, 2nd ed., Oxford/New York: Philip Alan/St Martin’s Press, 1985, pp. 331-352.
- and R. Parker eds., *Comparative International Accounting*, 3rd ed., New York: Prentice-Hall, 1991.
- Okada-Onitsuka, Ellie, “Disclosure Pattern of Japanese Firms and Internalization of Capital Transactions—Education Needs in the Changing Economy,” *Asian Review of Accounting*, Vol. 1, No. 2 (December 1992), pp. 65-77.
- Okazaki, Tetsuji, “The Japanese Firm under the Wartime Planned Economy,” *Journal of the Japanese and International Economics*, Vol. 7, No. 2 (June 1993), pp. 175-203.
- Ordelheide, Dieter, „Internationalisierung der Rechnungslegung deutscher Unternehmen,“ *Die Wirtschaftsprüfung*, 49. Jg., Nr. 15 (August 1996), S. 545-552.
- Organisation for Economic Co-operation and Development, *International Investment and Multinational Enterprises*, Paris: OECD, 1976.
- , *Non Financial Enterprises Financial Statements*, Paris: OECD, 1985.
- , *Accounting Standard Harmonization No. 3: The Relationship between Taxation and Financial Reporting—Income and Tax Accounting*, Paris: OECD, 1987.

- Patrick, Hugh, "The Relevance of Japanese Finance and its Main Bank System," in Aoki, Masahiko and Hugh Patrick eds., *op. cit.*, 1994, pp. 353-408.
- Perlitz, Manfred, Herbert Küpper und Helge Löbler, „Vergleich der Eigenkapitalausstattung deutscher, US – amerikanischer und britischer Unternehmen,“ *Zeitschrift für Unternehmens- und Gesellschaftsrecht* (January 1985), S. 16-24.
- Picot, Arnold Hg., *Corporate Governance : Unternehmensüberwachung auf dem Prüfstand*, Stuttgart: Schaffer Poeschel, 1995.
- Rappaport, Alfred and Eugene M. Lerner, *Segment Reporting for Managers and Investors*, New York: National Association of Accountants, 1972.
- Rugman, Alan M., *Inside the Multinationals*, London: Croom Helm, 1981.
- Rybczynski, Tad M., "Industrial Finance System in Europe, U. S. and Japan," *Journal of Economic Behavior & Organization*, Vol. 5, No. 3-4 (September-December 1984), pp. 275-286.
- Salter, Stephan B. and Clare B. Roberts, "The IASC Comparability Project : Examining the Outcomes using Two Theoretical Models," in Doupnik, Timothy S., *op. cit.*, pp. 21-46.
- Schlesinger, Helmut, „Unternehmensfinanzierung und Wettbewerbsfähigkeit,“ *Schmalenbachs Zeitschrift für betriebswirtschaftliche Forschung*, 36. Jg., Heft 1 (January 1984), S. 6-15.
- Schmalenbach, Eugen: *Dynamische Bilanz*, 7 Aufl., Leipzig: G. A. Gloeckner, 1939.
- Schneider, Erich, *Wirtschaftlichkeitsrechnung*, 3 Aufl., Tübingen: J. C. B. Mohr, 1961.
- Sellien, H. C. R. und H. Sellien, *Wirtschafts-Lexikon*, 7. Aufl., Erst Band, Wiesbaden: Dr. Th. Gabler Verlag, 1967.
- Semler, Johannes, „Unternehmensüberwachung durch den Kapitalmarkt,“ in Picot, Arnold Hg., *Corporate Governance : Unternehmensüberwachung auf dem Prüfstand*, Stuttgart: Schaffer Poeschel, 1995, S. 29-87.
- Sheard, Paul, *Main Banks and Structural Adjustment*, Pacific Economic Papers, No. 129, Canberra, 1985.
- Sheppard, Allen, "Adding Brand Value," in Stobart, Paul ed., *Brand Power*, London: Macmillan, 1994, pp. 85-101.
- Shohet, Jack and Richard Rikert eds., *Accounting Trends & Techniques*, New York: AICPA, 1987, 1989.
- Singhvi, Surendra S. and Harsha B. Desai, "An Empirical Analysis of the

- Quality of Corporate Financial Disclosure," *The Accounting Review*, Vol. XLVI, No. 1 (January 1971), pp. 129-138.
- Skerratt, L. C. L., *Survey of Published Accounts 1980*, London: ICAEW, 1980.
- Smith, Clifford W. and Jerold B. Warner, "On Financial Contracting: An Analysis of Bond Covenants," *Journal of Financial Economics*, Vol. 7, No. 2 (June 1979), pp. 117-161.
- Stobart, Paul ed., *Brand Power*, London: Macmillan, 1994. 邦訳: 岡田依里訳『ブランド・パワー—最強の国際商標』日本経済評論社, 1996年。
- Teranishi, Juro, "Loan Syndication in War-Time Japan and the Origin of the Main Bank System," in Aoki, Masahiro and Hugh Patrick eds., *op. cit.*, 1994, pp. 51-88.
- The Institute for World Economics of the Hungarian Academy of Sciences, *RRT Hungary Document 7: Accounting*, Budapest: The Institute for World Economics, 1992.
- The International Bank for Reconstruction and Development, *The East Asian Miracle—Economic Growth and Public Policy*, Oxford: Oxford University Press, 1993.
- Thomas, C. D., *Company Law for Accountants*, 2nd ed., London: Butterworths, 1988.
- United Nations, *International Standards of Accounting and Reporting for Transnational Corporations*, E/C. 10/33, New York: UN, 1977.
- United Nations Economic and Social Council, *International Standards of Accounting Reporting for Transnational Corporations, Report of the Secretary-General, Report of the Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting*, E/C. 10/33, New York: UN, 1977.
- , *The Impact of Multinational Corporations on the Development Process and on International Relations: Report of the Group of Eminent Persons to Study the Role of Multinational Corporations on Development and on International Relations*, E/5500/4dd., New York: UN, 1 May, 1974.
- , *International Standards of Accounting and Reporting, Report of the Ad Hoc Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting*, E/C. 10/1982/8, New York: UN, 1982.
- , *International Standards of Accounting and Reporting, Report of the Intergovernmental Standards of Accounting and Reporting on its first Session*, E/C. 10.1984/9, E/C. 10/1985/12, E/C. 10/1986/14, E/C. 10/1987/6, New York: UN.

- Várhegyi, Éva, "The 'Second' Reform of the Hungarian Banking System," in Bonin, John P. and István P. Székely eds., *op. cit.*, pp. 293-308.
- Walb, Ernst, *Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe*, Berlin : Industrieverlag Spaeth & Linde, 1926.
- Walmsley, Keith, *Butterworths Company Law Handbook 1990*, London : Butterworths, 1990.
- Walters, Alan, "The Transition to a Market Economy," in Clague, Christopher and Gordon C. Rausser eds., *The Emergence of Market Economies in Eastern Europe*, Cambridge/Oxford : Blackwell, 1992, pp. 99-105.
- Watts, Ross L., "Accounting Choice Theory and Market-based Research in Accounting," *British Accounting Review*, Vol. 24, No. 3 (July 1992), pp. 235-267.
- Watts, R. L. and J. L. Zimmerman, *Positive Accounting Theory*, New York : Prentice-Hall, 1986.
- Wong, Eng Howe, "The United Nations Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting," in Lafferty, Michael and David Cairns eds., *op. cit.*, pp. 81-84.
- Wooton, Charles G., "International Accounting and Disclosures in the OECD" in Lafferty, Michael and David Cairns, *op. cit.*, pp. 85-88.
- Yoshimori, Masaru, "Whose Company Is It? The Concept of the Corporation in Japan and the West," *Long Range Planning*, Vol. 28, No. 4 (August 1995), pp. 33-44.
- Yunker, Penelope J., *Transfer Pricing and Performance Evaluation in Multinational Corporations—Survey Study—*, New York : Praeger Publishers, 1982.
- Anon., "International Federation of Stock Exchanges," *CA Magazine*, Vol. 106, No. 1 (January 1975), p. 52.

主要和文・中国語文 参考文献

- 青木昌彦著『現代の企業』岩波書店, 1984年。
- 著『日本企業の組織と情報』東洋経済新報社, 1989年。
- 新井清光著『新版財務会計論』(第3版), 中央経済社, 1996年。
- 「会計制度上の課題としての『資本』と『利益』の区別」『企業会計』第48巻第1号(1996年1月), 18-26ページ。
- 荒川 隆「企業が望むメインバンクとは何か」『金融財政事情』1993年6月21日号,

- 44-47 ページ。
- 安藤英義著『商法会計制度論』国元書房，1985年。
- 「保守主義の原則と重要性の原則」若杉 明編著『会計国際化の展開』ビジネス教育出版社，1994年，51-70 ページ。
- 編著『会計フレームワークと会計基準』中央経済社，1996年。
- 石川 滋「市場経済の発展段階と調整 —一つの覚書」Draft Paper for World Bank · OECF Workshop on the Function of the Government, Tokyo, Oct. 1996.
- 石塚博司・河 榮徳「会計方法の変更に対する資本市場の反応(1)(2)」『會計』第 130 卷第 3 号 (1986 年 3 月)，61-68 ページ；同第 4 号 (1986 年 4 月)，10-18 ページ。
- 伊丹敬之・加護野忠男・伊藤元重編『日本の企業システム第 1 卷：企業とは何か』有斐閣，1993 年。
- 編『日本の企業システム第 4 卷：企業と市場』有斐閣，1993 年。
- 伊藤邦雄「コーポレート・ガバナンスの現状と課題」『企業会計』第 46 卷第 2 号 (1994 年 2 月)，25-33 ページ。
- 伊藤邦雄著『会計制度のダイナミズム』岩波書店，1996 年。
- 伊藤秀史・林田 修・湯本祐司「中間組織と内部組織 —不完全契約と企業内取引」伊丹敬之・加護野忠男・伊藤元重編『日本の企業システム第 1 卷：企業とは何か』有斐閣，1993 年，100-122 ページ。
- 今井賢一・伊丹敬之・小池和男著『内部組織の経済学』東洋経済新報社，1982 年。
- 今福愛志『企業年金会計の国際比較』中央経済社，1996 年。
- 岩田 巖「資本維持の構造を分析して実質資本維持学説に及ぶ」『企業会計』第 5 卷第 4 号 (1953 年 4 月)，4-12 ページ。
- 植田和男「金融システム・規制」岡崎哲二・奥村正寛編『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社，1993 年，35-59 ページ。
- 浦野晴夫「確定決算基準の現代的意義」『立命館経営学』第 31 卷第 2 号 (1992 年 9 月)，2-23 ページ。
- 著『会計原則と確定決算基準主義 —減価償却・国際会計基準・棚卸資産評価・逆基準性』森山書店，1996 年。
- 江夏健一著『多国籍企業要論』文眞堂，1984 年。
- 大蔵省証券局年報編集委員会編『大蔵省証券局年報』(平成 7 年版)。
- 大谷禎男「計算書類規則の改正について」『企業会計』第 40 卷第 8 号 (1988 年 8 月)，109-115 ページ。
- 大橋英五「わが国製造業の設備投資と資金源泉」日本経営財務研究会編『日本的経営財務の解明』中央経済社，1982 年，85-107 ページ。
- 岡崎哲二「企業システム」岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社，1993 年，97-114 ページ。

- 岡崎哲治・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社，1933年。
- 岡田依里「日本の開示環境と開示行動に関する序説的研究」『六甲台論集』第33巻第2号（1986年7月），14-33ページ。
- 「資本構成の国際比較に伴う会計上の問題点」『六甲台論集』第34巻第1号（1987年4月），17-33ページ。
- 「資本構成の国際比較に伴う会計上の問題点—比較のためのフレームワークと実証—」『国際会計研究学会年報』（1989年12月）。
- 「日本企業投資行動の比較分析」『経営分析研究』第9号（1993年3月），79-85ページ。
- 「日本の高度成長を支えた会計構造と会計環境」『経営行動』第8巻第2号（1993年7月），20-28ページ。
- 「メインバンク制度の途上国への移転可能性」『横浜経営研究』第14巻第2号（1993年9月），33-42ページ。
- 「確定決算離脱に関する一考察」『税経通信』第49巻第7号（1994年6月），17-23ページ。
- 「中国の会計制度」若杉 明編著『会計制度の国際比較』（第3刷），1996年，121-139ページ。
- 「資本調達取引の内部化と利益概念」『會計』第151巻第5号（1997年5月），47-57ページ。
- 岡部孝好著『会計報告の理論—日本の会計の探求—』森山書店，1994年。
- 奥村 宏著『日本の株式会社』東洋経済新報社，1986年。
- 小田切宏之「利益率と競争性」今井賢一・小宮隆太郎編『日本の企業』東京大学出版会，1989年，215-252ページ。
- 鬼塚エリ（岡田依里）・三浦富美枝「経営戦略と会計方針の日米比較—耐用年数の決定要因を中心として—」『経営行動』第6巻第3号（1991年10月），47-59ページ。
- 小野善康・吉川 洋「設備投資」今井賢一・小宮隆太郎編『日本の企業』東京大学出版会，1989年，235-252ページ。
- 加護野忠男「企業のガバナンス」『組織科学』第28巻第4号（1995年7月），57-65ページ。
- ・野中郁次郎・榎原清則・奥村昭博著『日米企業の経営比較』日本経済新聞社，1983年。
- 加藤 厚「会計基準の国際的調和化への対応—IAS導入の仮想シナリオ」『企業会計』第48巻第1号（1996年1月），40-49ページ。
- 川村正幸「会社会計法の課題—問題提起」『商事法務』第1432号（1996年8月25日），2-7ページ。
- 神田秀樹「商法会計のゆくえ」『企業会計』第48巻第9号（1996年9月），25-29ページ。

ジ。

企業会計審議会「商法と企業会計原則との調整について」1963年。

——「企業会計原則の一部修正について」1963年, 1974年, 1982年。

——「負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針」1982年。

——「外貨建取引等会計処理基準改定案」1994年。

——「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」1997年6月。同公開草案, 1997年2月。

木下勝一著『リース会計の理論』森山書店, 1986年。

——著「ヴェツェルの基準性原則論—Zum Lehrer von Massgeblichkeitsprinzip bei Hans-Peter Wetzels」『新潟大学経済論集』第46号(1988年3月), 1-22ページ。

國村道雄著『現代資本市場の分析』東洋経済新報社, 1986年。

窪内義正「OECDの情報開示基準」神戸大学会計学研究室編『第四版 会計学辞典』同文館, 1982年, 95ページ。

倉澤資成「金融市場と『情報の経済学』」奥野正寛編著『現代経済学のフロンティア』日本経済新聞社, 1990年, 111-150ページ。

倉沢康一郎「監査機構」竹内昭夫・榎田 節編『現代企業法講座3：企業運営』岩波書店, 1985年, 325-352ページ。

黒澤 清著『近代会計学』(普及版第7訂), 春秋社, 1980年。

——・番場嘉一郎他著『新商法・計算書類規則・企業会計原則の総合解説』中央経済社, 1983年。

黒田 巖・折谷吉治「わが国の『金融構造の特徴』の再検討」『金融経済資料』第2号(1979年4月), 1-24ページ。

黒田全紀「国連による会計報告基準の国際的統一化」『産業経理』第38巻第8号(1978年8月), 50-55ページ。

——著『国際コンツェルン決算書』税務経理協会, 1981年。

——「損益計算書の国際比較—総原価法と販売原価法—」『国民経済雑誌』第147巻第2号(1983年2月), 38-54ページ。

——「損益計算書の国際比較再論—総原価法と販売原価法—」『国民経済雑誌』第150巻第4号(1984年4月), 51-73ページ。

——「多国籍企業をめぐる会計研究の展望」入江猪太郎監修・多国籍企業研究会編『多国籍企業の系譜と展望』文眞堂, 1984年, 156-176ページ。

——「国際的会計・報告基準の展開と多国籍企業」『国民経済雑誌』第152巻第2号(1985年2月), 8-12ページ。

——「EC理事会指令の国内化—西ドイツにおける第4号指令の取扱を中心に」『企業会計』第37巻第9号(1985年9月), 129-136ページ。

- 編『解説西ドイツ新会計制度』同文館，1986年。
- 著『EC会計制度調和化論』有斐閣，1989年。
- 編著『ドイツ財務会計の論点』同文館，1994年。
- 編『会計の国際的動向』同文館，1996年。
- 「財務会計の現状と課題」『會計』第149巻第3号（1996年3月），1-38ページ。
- 「日本財務会計（論）の現状と課題」黒田全紀編『会計の国際的動向』同文館，1996年，3-38ページ。
- 「国際税務会計応用研究（国際会計分野）」1996年12月5日資料。
- 経済安定本部企業会計制度対策調査会「企業会計原則の設定について」1949年。
- 経済企画庁編『経済白書』（平成7年度版），大蔵省印刷局，1995年。
- 経済調査協会『年報：系列の研究』第22集，経済調査協会，1981年。
- ケーネンベルク，A. G.「資本社会の年度決算書と状況報告書」黒田全紀編著『解説西ドイツ新会計制度』同文館，1986年，65-121ページ。
- 神戸大学会計学研究会編『シュマーレンバッハ研究』中央経済社，1954年。
- 神戸大学会計学研究室編『第四版 会計学辞典』同文館，1982年。
- 香村光雄著『現代企業会計と証券市場』同文館，1987年。
- 古賀智敏著『デリバティブ会計』森山書店，1995年。
- 「トレーディング勘定の時価評価と会計基準」『企業会計』第49巻第2号（1997年2月），23-29ページ。
- 国際協力事業団『ベトナム：国別援助研究会報告書』国際協力事業団，1995年。
- 小林規威著『日本の多国籍企業』中央経済社，1984年。
- 財団法人日中経済協会編『中国経済データハンドブック』財団法人日中経済協会，1994年。
- 齊藤静樹「日本の会計基準とディスクロージャー制度—資産評価の考え方と問題点」『金融研究』第12巻第3号（1993年9月），75-95ページ。
- 「日米の会計と会計学」『會計』第147巻第1号（1995年1月），1-14ページ。
- 坂巻俊雄「業務執行機関の権限」竹内昭夫・櫛田 節編『現代企業法講座3：企業運営』岩波書店，1985年，247-292ページ。
- 桜井久勝「時価主義会計における剝奪価値説の検討」『神戸大学経営学部経営学・会計学・商学研究年報』XXV III号（1982年），33-72ページ。
- 「減価償却変更企業の利益趨勢と株価動向」『會計』第131巻第3号（1987年3月），56-68ページ。
- 著『会計利益情報の有用性』千倉書房，1991年。
- 著『財務会計講義』中央経済社，1994年。
- ・山地秀俊「株式安定化が会計情報公開に及ぼす影響」『企業会計』第42巻第

- 7号(1990年7月), 72-78ページ。
- 品川芳宣「租税判例と公正なる会計慣行」『企業会計』第42巻第5号(1990年5月), 19-25ページ。
- シュヴァルク, E.「西ドイツの新企業会計法の基礎」(第3-5節)黒田全紀編著『解説西ドイツ新会計制度』同文館, 1986年, 35-46ページ。
- シュミーレヴィツ, K.「引当金の会計処理—ドイツの年度決算書における引当金の報告」黒田全紀編著『ドイツ財務会計の論点』同文館, 1986年, 119-148ページ。
- 除 向衣「接軌与転換」非公開資料, 北京, 1992年。
- 昭和監査法人監修・渋谷道夫・飯田信夫著『英和対照アメリカの会計実務詳解』中央経済社, 1985年。
- 白鳥栄一「国際会計基準とわが国の会社法」『商事法務』No. 432(1996年8月25日), 7-14ページ。
- 鈴木興太郎・奥野正寛「日本の産業政策: 展望と評価」伊丹敬之・加護野忠男・伊藤元重編『日本の企業システム: 第4巻 企業と市場』有斐閣, 1993年, 146-182ページ。
- 須田一幸・佐藤文雄・山野義明「確定決算主義の影響—貸倒発生率の分析から」『産業経理』第54巻第1号(1994年4月), 72-82ページ。
- 全国証券取引所協議会「株式分布状況調査結果の概況」『証券』1993年。
- 染谷恭次郎著『国際会計—新しい企業会計の領域』(増補版)中央経済社, 1984年。
- 醍醐 聡「確定決算基準と逆基準性」『JICPA ジャーナル』第6巻第5号(1994年5月), 41-45ページ。
- 「資産の評価益の実現と配当可能性—イギリス会計基準の動向を素材として」『COFRI ジャーナル』No. 22(1996年3月), 95-104ページ。
- 高尾祐二「研究開発費会計処理の規定要因—実態調査からの一考察—」植野郁太編『研究開発費会計』関西大学出版部, 1982年。
- 高田正淳「会計基準」神戸大学会計学研究室編『第四版 会計学辞典』同文館, 1984年, 116ページ。
- 「コーポレート・ガバナンスからみた監査役監査と会計士監査」『企業会計』第46巻第2号(1994年2月), 53-59ページ。
- 竹内昭夫・櫛田 節編『現代企業法講座3: 企業運営』岩波書店, 1985年。
- 武田隆二著『法人税法精説』森山書店, 1982年。
- 著『情報会計論』中央経済社, 1971年。
- 著『商法決算/処理と開示』中央経済社, 1989年。
- 著『財務会計の論点』同文館, 1981年。
- 著『最新財務会計論』(改訂版), 中央経済社, 1983年。
- 著『情報会計論』中央経済社, 1982年。

- 著『連結財務諸表』国元書房，1982年。
- 著『制度会計論』中央経済社，1982年。
- 「確定決算主義と会計基準」『企業会計』第48巻第1号（1996年1月），27-33ページ。
- 田近栄治・油井雄二「日米製造業の税負担—経済的所得による分析」『税経通信』第51巻第9号（1996年7月），32-43ページ。
- 橘木俊詔・筒井義郎編『日本の資本市場』日本評論社，1996年。
- 田中耕太郎著『貸借対照表の論理』有斐閣，1942年。
- 田中 弘著『イギリスの会計制度—わが国会計制度との比較検討—』中央経済社，1993年。
- 「日本的会計制度の特質」『會計』第147巻第3号（1995年3月），16-29ページ。
- 千葉準一「国際的環境下における日本会計制度研究の諸問題」『會計』第145巻第2号（1994年2月），16-36ページ。
- 「企業会計の法制化過程の構造と機能」『會計』第149巻第3号（1996年3月），44-61ページ。
- 通商産業省『経済協力の現状と問題点』財団法人通商産業調査会，1993年。
- 辻山栄子「時価情報の開示と包括的利益」『COFRI ジャーナル』No. 21（1995年12月），82-92ページ。
- 帝国議会衆議院商法中改正法律案外二件委員会議録（第73回，昭和13年3月14日）。
- 寺西重郎「メインバンク・システム」岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済の源流』日本経済新聞社，1993年，61-95ページ。
- 照屋行雄「企業の経営行動と会計システム」『會計』第151巻第2号（1997年2月），15-25ページ。
- 徳賀芳弘「会計制度・会計実務の国際比較方法試論—量的比較に焦点を当てて」『経済学研究』第62巻第1-6号（1996年），295-305ページ。
- 「利益数値の国際比較方法—会計制度の定量的比較を中心として—」『會計』第150巻第6号（1996年12月），66-81ページ。
- 中里 実「租税法と企業会計（商法・会計学）」『商事法務』第1432号（1996年8月25日），26-31ページ。
- 中田信正「税効果会計の主要課題」『産業経理』第56巻第3号（1996年10月），2-12ページ。
- 「税効果会計の現状と本格的導入への課題」『企業会計』第48巻第1号（1996年1月），79-85ページ。
- 中野 勲「エイジェンシー・セオリー」神戸大学会計学研究室編『第四版 会計学辞典』同文館，1984年，76ページ。

- 西村清彦・三輪芳朗編『日本の株価・地価』東京大学出版会，1990年。
- 『日本工業新聞』1990年6月14日。
- 浜本道正「会計ルールの経済的影響」『企業会計』第41巻第1号（1989年1月），118-122ページ。
- 「保守的経理の経済的インパクト」『JICPA ジャーナル』第2巻第9号（1990年9月），19-23ページ。
- 「日本型会計システムの特質とその成立基盤」『會計』第147巻第4号（1994年4月），1-16ページ。
- 「利益情報の役割と資産評価」『企業会計』第44巻第1号（1996年1月），116-118ページ。
- 「アメリカのS&L危機と会計政策」『会計検査研究』第14号（1996年9月），23-33ページ。
- 番場嘉一郎監修・英和監査法人編『会社の決算と開示』中央経済社，1989年。
- 平松一夫著『国際会計の新動向』中央経済社，1994年。
- 監修・昼馬善宏他著『中国の会計制度と会計実務』税務経理協会，1997年。
- 広瀬義州著『会計基準論』中央経済社，1995年。
- 福岡宏治編『平成8年版法人税の決算調整と申告の手引き』財団法人納税協会連合会，1996年。
- 藤本 昭編著『中国：市場経済への転換』日本貿易振興会，1994年。
- 二木雄策著『日本の株式所有構造』同文館，1982年。
- ブッセ・フォン・コルベ，W.「新株引受権付社債の会計処理」黒田全紀編著『ドイツ財務会計の論点』同文館，1994年，149-183ページ。
- 古川勇人「IOSCOにおける国際会計基準についての検討状況」『企業会計』第48巻第1号（1996年1月），34-39ページ。
- ペルリツ，M.，キューパー，H.「資本会社の年次決算書と状況報告書」黒田全紀編著『解説西ドイツ新会計制度』同文館，1986年，71-131ページ。
- 米国会計基準（金融商品）研究委員会『金融商品をめぐる米国会計基準の動向—基準の解説と検討』（上・下巻）財団法人企業財務制度研究会，1995年。
- 法務委員会議事録第16号，昭和37年3月15日。
- 星野一郎「金融投資の時価評価にかんする規制上の起源について—米国S&L危機における会計の役割をめぐって」『信州大学経済学論集』第36巻（1996年），13-48ページ。
- 堀内昭義・吉野直行編『現代日本の金融分析』東京大学出版会，1992年。
- 前田重行「株主の企業支配と監督」竹内昭夫・櫛田 節編『現代企業法講座3：企業運営』岩波書店，1985年，177-244ページ。
- 松本康一郎「国際的会計・報告基準の形成—国連における活動の意義」『小樽商科大学

- 商学討究』第36巻第1号(1985年7月), 53-70ページ。
- 三隅隆司「コントロールメカニズムとしてのメインバンク」『ビジネスレビュー』第40巻第3号(1992年2月), 56-72ページ。
- 宮島 洋「企業会計と税務会計—租税論からの検討」『金融研究』第12巻第3号(1993年9月), 57-74ページ。
- 村上宏之「会計の国際的類型化」黒田全紀編著, 前掲書(1996年), 27-38ページ。
- 森田常夫著『体制転換の経済学』新世社, 1994年。
- 森田哲彌著『価格変動会計論』(第7版), 国元書房, 1983年。
- 諸井勝之助「配当政策における発想の転換」若杉 明編著『会計国際化の展開』ビジネス教育出版社, 1994年, 211-223ページ。
- 弥永真生「デリバティブと企業会計法(1)」『商事法務』第1439号(1996年11月5日), 2-12ページ。
- 柳沢義一「わが国法人税における確定決算主義の問題点の考察—会計監査人の立場からの考察—」『JICPA ニュース臨時増刊』第403号(1989年), 249-256ページ。
- 藪下史郎「メインバンクと情報の理論」堀内昭義・吉野直行編『現代日本の金融分析』東京大学出版会, 1992年, 9-38ページ。
- 『メインバンクと競争的貸付市場: メインバンクの一理論』Discussion Paper Series 89-5, Faculty of Economics, Yokohama National University, 1989。
- 山下勝治著『会計学一般理論』(決定版), 千倉書房, 1980年。
- 山地秀俊「戦後日本の企業発展と企業会計—企業会計のあり方を決める要因は何か—」『国民経済雑誌』第166巻第4号(1992年4月), 111-135ページ。
- ・鈴木一水・梶原 晃・松本祥尚著『日本的企業会計の形成過程』中央経済社, 1994年。
- 横田喜三郎・高野雄一編『国際条約集』(1986年版), 有斐閣, 1986年。
- 吉田 寛「金融資産の保有利得と企業業績の開示」若杉 明編著『会計国際化の展開』ビジネス教育出版社, 1994年, 195-209ページ。
- 吉原英樹著『多国籍経営論』白桃書房, 1979年。
- 吉牟田 勲「確定決算主義—最近の批判的論文を中心に—」『日税研論集』第28号(1994年), 259-287ページ。
- 吉森 賢「ドイツにおける会社統治制度(コーポレート・ガバナンス)—その現状と問題点」『横浜経営研究』第15巻第3号(1994年12月)。
- 米澤康博・宮崎政治「日本企業のコーポレート・ガバナンスと生産性」橘木俊詔・筒井義郎編, 前掲書, 222-246ページ。
- 若杉 明著『企業会計の論理』国元書房, 1981年。
- 著『企業利益の測定基準』中央経済社, 1985年。
- 編著『会計国際化の展開』ビジネス教育出版社, 1994年。

- 編『会計制度の国際比較』(第3刷), 中央経済社, 1996年。
- 「ドイツの会計制度」同上, 59-78ページ。
- 著『第4版 精説財務諸表論』中央経済社, 1996年。
- 「最近におけるわが国企業不祥事の特質」『會計』第151巻第2号(1997年2月), 1-14ページ。
- 著『会計学原理』税務経理協会, 1977年。
- 若杉敬明著『企業財務』東京大学出版会, 1988年。

銀行の審査マニュアル

- 荒 和雄著『中小企業のための銀行取引の進め方』日本経済新聞社, 1994年。
- 池内得二著『設備投資計画の分析と貸付審査の技法』銀行研修社, 1976年。
- 今井 勇著『企業診断術』銀行研修社, 1990年。
- 久保田正純編著『企業審査ハンドブック』日本経済新聞社, 1994年。
- 社団法人金融財政事情研究会編『事業別貸出審査辞典』金融財政事情研究会。

索引

[あ 行]

- 洗替法 56, 220
- EC 会社法指令 15, 16
- 委譲されたモニタリング 77
- 営業の価値 133
- エイジェンシー
 - 関係 78
 - コスト 78
 - 理論に基づく情報公開のメカニズム 51
- OECD 基準 17
- 親会社概念 231

[か 行]

- 海外資金調達
 - に積極的な企業 281, 288
- 会計
 - 慣行 208, 210
 - 基準 208, 211
 - 原則 211
 - システムの類型化 7
 - 制度 208
 - の基礎概念 208, 212, 214
 - の基礎的前提 26
 - の目的 212
 - ・報告国際基準専門家グループ 18
- 制度—— 211
- 会計利益 4, 134
 - の真実性 50
 - の有用性 50
- 外貨換算調整勘定 4
- 外国貯蓄 308
- 開発費 58, 179, 180
- 価額回復命令 56, 220
- 確実性の仮定 49
- 確定決算主義 213
- 課税
 - 所得の算定 213
 - の公平性 13, 61

- の目的 213
- 課税所得計算
 - アメリカの—— 176
 - ドイツの—— 175
 - 日本の—— 176
- 株主
 - に情報価値ある会計情報 31
 - の利害 160
- 株主総会中心主義 72
- 加盟国選択権規定 16
- 借方繰延税 138
- 監査特例法 11, 12, 112, 114
- 完全・完備市場 49
 - 不確実性のもとでの—— 49
- 機会コスト 30
- 期間帰属の決定 215
- 企業会計原則 113, 160
- 企業価値 132, 133
- 企業実務指向型 177
- 企業評価 305, 307
- 基準性の原則 167, 168
- 擬制的資産 137
- 逆基準性 169
- 逆選択 79
- 業績利益 348
- 競争 117
 - 上の不利益 282, 284
- 金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律 359
- 金融コントロール 32, 123
- 金融リース資産 217
- 繰延資産 138, 181-183
- 繰延税 225
- 経営
 - 実体の維持 29
 - 全体の価値 132
- 経営者が望ましいと考える資本ストック 245
- 経済的単一体概念 231
- 経済的便益 211, 348

契約の理論 90
 減価償却 252
 コア・スタンダード 21
 国際化 14
 会計の—— 158
 国際会計基準 (IAS) 20, 147
 国際会計基準委員会 (IASC) 20
 ——の目標 22
 国際会計研究 13
 国際的資本市場におけるドイツ・
 コンツェルン競争力改善および
 資金調達簡易化のための法律案 354
 国際的調和化 13, 14
 ——を確保する方策 15
 コーポレート・ガバナンス 96, 124
 メインバンクによる—— 87
 コントロールの残余権 91, 94

[さ 行]

債権者
 ——の利害 160
 ——保護 182
 財務諸表
 ——の質的特徴 26
 ——の目的 26
 証券取引法で規定する—— 12
 商法で規定する—— 11
 税法で規定する—— 12
 財務弾力性 129
 サンクション 209
 時間の価値
 ——を含めた資産の定義 184
 資金調達取引
 ——の内部化 281
 資源配分
 ——が行われるメカニズム 280
 資産 27, 57, 178, 217, 348
 ——の特質 178
 ——の売却 130
 ——の用途の相互依存性 130
 自主的監視機構 114
 市場
 ——性 130
 ——の原理 118, 119, 280
 実現

 ——概念の拡張 185
 ——可能性概念 3
 支配力基準 16
 支払能力の評価 128
 資本維持 313
 資本維持の概念 28
 財務的—— 28
 物的—— 28
 収益 27, 210
 ——性 312
 ——力と支払能力 (の調整) 126, 127
 償還利益 144
 証券監督者国際機構 (IOSCO) 20, 21, 23
 商人 10
 商法の論理 181
 将来成果 353
 ——の現金価値 31, 245

情報

 ——生産者仮説 81
 ——利用者 9
 所得 213
 真実利益 49
 慎重性の概念 185, 216
 ——と発生の原則との対立 216
 スtock・アプローチ 348
 税効果会計 176
 生産過程 247
 製造原価 218
 制度 208
 税務会計
 ——と企業会計との関連 213
 セグメント情報 284
 総原価法損益計算書 205, 327
 相当の償却 166
 測定 184
 ——の基礎 28
 組織 122
 ——金融 116
 ——の原理 120, 280

[た 行]

対応の原則 179
 貸借対照表規定
 ドイツの—— 182
 退職給与引当金 222

多国籍型資金調達取引 276
 多国籍企業 288
 —の行動指針 17
 調整 224
 低価基準
 —の適用形態 218
 ディスクロージャー
 自発的— 278, 279
 投資
 —の成果 215
 —の未回収部分 215
 —の理論 133
 実物— 215, 247
 生産過程に属する— 247
 道徳的危険 79, 279
 特定引当金 166
 トライアングル体制 54

 [な 行]
 内部組織 120
 内部蓄積利益 144
 日本の会計
 —を規定する法律 10
 認識規準 28
 認識利得・損失 185
 ノウブス (Nobes, C.) の分類 8

 [は 行]
 配当金
 —の会計処理 223
 配当制限 138
 ハウスバンク 97
 発生の原則 179, 215
 販売原価法損益計算書 205, 327
 比較可能性プロジェクト 22, 23
 引当金 138, 186, 187, 221
 —のメルクマール 188
 費用 27
 —平均の原則 181
 標準化 14, 224
 不完全契約の理論 91
 不完全・不完備市場 50

負債 27, 186
 フレームワーク 26
 包括的な会計基準の体系 21
 包括的利益 3, 348, 360
 法律準拠型 177
 ボンディング (bonding) 活動 51, 279

 [ま 行]
 民営化 305
 名目資本維持
 —のもとでの経営実体の維持
 29, 311, 344
 メインバンク 95
 —の企業救済機能 93
 —の情報生産 162
 —の情報利用 162
 持分 27
 モニタリング
 期中— 120
 事前— 120

 [や 行]
 役割 208
 —期待 209
 —の相補性 209
 有税引当 172
 輸出志向企業 286
 ユーロ市場 276

 [ら 行]
 利益 313
 —概念 167
 —の性質 12
 利害調整 115, 160, 344
 流動性 128
 レバレッジ仮説 89
 連結会計の基礎概念 231

 [わ 行]
 割引キャッシュ・フロー法 133
 割引現在価値 184